

平成24年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成24年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成24年3月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成24年度町政施政方針説明

日程第 5 議案第5号から議案第41号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 請願・陳情委員会付託

①平成24年陳情第1号 公共施設等に係るLPガスの使用に関する陳情

②平成24年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願
について

③平成24年請願第2号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	長谷川 耕 一	議員
3番	湯 田 良 一	議員	4番	室 井 嘉 吉	議員
5番	室 井 実	議員	6番	湯 田 哲	議員
7番	渡 部 優	議員	8番	楠 正 次	議員
9番	高 野 精 一	議員	10番	山 内 政	議員
11番	渡 部 忠 雄	議員	12番	湯 田 秀 春	議員
13番	星 登志一	議員	14番	阿久津 梅 夫	議員
15番	五十嵐 司	議員	16番	大 竹 幸 一	議員

17番 菅家幸弘 議員

18番 芳賀沼順一 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齊藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	舘岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

ただいまから平成24年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎表彰状の伝達

○芳賀沼順一議長 開議に先立ちまして表彰の伝達を行います。

このたび、去る2月9日開催の全国町村議会議長会定期総会において、本町議会議員五十嵐司君が、多年にわたる議会議員の活動の功績が認められ、自治功労者表彰を受賞し、2月23日開催の県議長会総会の席上において表彰の伝達がありましたので、これより受賞者への表彰の伝達を行います。

○渡部俊夫事務局長 それでは、町村議会議員として15年以上在職者として自治功労表彰を受賞されました五十嵐司議員、前にお進みください。

○芳賀沼順一議長 表彰状、福島県南会津町、五十嵐司殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日。

全国町村議会議長会会長、高橋正。（拍手）

○渡部俊夫事務局長 以上であります。

○芳賀沼順一議長 以上で表彰状の披露及び伝達を終わります。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、楠正次君、16番、大竹幸一君を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より3月16日までの8日間とし、明10日から13日を休会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月16日までの8日間とし、明10日から13日を休会とすることに決しました。

◇

◎諸報告

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成23年第4回南会津町議会定例会以降の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び各常任委員会並びに特別委員会の所管事務調査はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る12月21日開催された平成23年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会、同日開催された平成23年第2回田島下郷町衛生組合議会臨時会並びに12月22日開催の平成23年第4回西部環境衛生組合議会臨時会及び去る2月22日に開催された平成24年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会、2月29日に開催された平成24年第1回田島下郷町衛生組合議会定例会並びに同日開催された平成24年第1回西部環境衛生組合議会定例会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認可決されました。その概要はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付の文書によってご了承願います。

次に、平成24年2月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますのでご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成23年第4回南会津町議会定例会以降の一般行政報告書はお手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎平成24年度町政施政方針説明

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、平成24年度町政施政方針説明に入ります。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。きょうは大変ご苦労さまでございます。

まず最初に、長年の議員活動、そして地域貢献の功績を認められ表彰されました五十嵐司議員に対しまして、心から敬意とお祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。

それでは、町政に対しましての施政方針を申し述べたいと思います。

本日ここに、平成24年度一般会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、よ

り一層のご協力をお願い申し上げます。

初めに、東日本大震災について述べなければなりません。

もう間もなく1年がたとうとしております。それは、まさに、私がこの議場のこの演壇に立って、平成23年度の施政方針を述べていたときでありました。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した、東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた東日本大震災は、多数の死者、行方不明者を出し、多くの家屋などの全壊・半壊や、産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、福島県においては浜通りを中心に、県内全域に甚大な被害をもたらしました。

私も被災地を訪れ、自然の猛威による惨状を目の当たりにして言葉を失い、心の震えをとめることができませんでした。改めて、犠牲となられた方々のご冥福と、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

幸いにして本町は、東日本大震災による大きな被害はなかったため、町民の皆様のご協力により、いち早く避難者の受け入れやおにぎりの炊き出しなどのボランティア支援、義援金・支援物資の提供などを行ってきたところであります。

ここに、町民の皆様の誇り高い精神と温かいご支援に対しまして、深く感謝申し上げる次第であります。

一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故は現在も進行中であり、いまだに立ち入りさえ許されない地域もあります。こうした状況の中、自主的に避難している方を含めて約15万人に及ぶ県民が、県内はもとより全国各地に避難しています。

さらに、原子力災害に伴う放射性物質による環境の汚染や風評被害により、農林水産業のみならず、製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けており、原子力災害は、文字どおり福島県の基盤を根底から揺るがすものとなっています。

原子力発電所から100キロメートル以上離れた本町も決して例外ではなく、観光関連産業を中心に地域経済が受けたダメージは相当なものでありました。多くの住民が、毎日放射線量の数値に胸を引き裂かれるような思いをしながら、原子力発電所事故の推移を注視しています。放射性物質による環境の汚染や健康に対する恐怖感、特に子育て世代における子供への健康被害の不安は、母子を遠方に避難させるなど家族が離れ離れに暮らさざるを得ない深刻な事態さえ生じています。

放射線量の低い本町には、早くから、多くの自主避難の方がいらっしやっております。子供たちと保護者の不安を少しでも解消するための取り組みは、放射線量の低いこの南会津町の社

会的使命であると考えております。

県の復興計画において、会津エリアの復興に向けた考え方は、「地震による被害は比較的少なかったものの、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な被害に見舞われたことから、豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、本県における災害に強い社会づくりを確かなものとする」としています。そして、「原子力災害に伴う風評被害から脱却し、豊かな自然と農林水産物を有する全国屈指の観光地として、国内外からのお客様をもてなし、ふくしまの復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する」と示しております。

しかしながら、会津地方の市町村は、東日本大震災復興特別区域法の対象区域に指定されておりますが、住宅や公共施設などが甚大な被害を受けていないことから、復興交付金の交付対象とはなっていないため、対象事業を広げ、使い勝手のよい制度への改善を求めてまいります。

一方、今国会に提案される「福島復興再生特別措置法案」は、原発事故で被害を受けた福島県の復興を進めるため、国が福島の復興再生に取り組む責務を負うことを明記し、産業再生に向けた税の優遇や規制緩和が柱となっております。また、復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を、福島県のすべての市町村が策定できるようにする措置や、風評被害対策の適用項目などが規定されていることから、法案成立後、町としての的確な対応をしてまいりたいと考えております。

原発事故を受けて、再生可能エネルギーなどを中心とした環境・エネルギー分野においては、さらなる技術革新により、地球環境と経済成長の高度な両立、低炭素社会の実現を図ろうとする動きも加速しております。

風評被害を克服すべく、農業・観光業などの再生を図るとともに、「ふくしまの復興は南会津から」という信念で、全国に「安全・安心の南会津町」を発信していきたいと考えております。真の復興にはしばらくの年月を要すると想定されますが、今、南会津町ができること、南会津町に望まれていること、そして、南会津町が果たすべき役割をしっかりと認識しながら全力を尽くしてまいります。

一方、昨年7月に発生した新潟・福島豪雨により、伊南地域を中心とした住家の倒壊や家屋への浸水等、さらには、農地農業用施設や林業用施設、公共土木施設などに甚大な被害を受けました。これまで、順次、その対応と復旧に全力で取り組んできたところではありますが、災害規模も大きくまだまだ時間を要することから、今後も、国・県との連携を図るとともに、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、一日も早くもとの生活が取り戻せるよう、早期の復旧に向けた着実な対応をしてまいります。特に農地については、耕作時期に間に合うよう

迅速な復旧工事を進めてまいります。

次に、続きまして、平成24年度の町政運営に当たりまして、私の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

私にとりましても、新年度は、町政を負託されて、間もなく任期の折り返し地点を迎えますが、常に初心を忘れることなく、政治信念であります「公平、公正、誠実、思いやり」を基本として、安心と信頼のまちづくりに努めてまいります。そのためには、私を初め町職員が常に町内の現場に出かけて最新の状況をよく把握し、町民の皆様の意思を行政に反映させていくことが重要と思っております。

あわせて、わかりやすい情報公開と情報提供を積極的に進めるとともに、きちんとした説明責任を果たすことによる相互理解を図ってまいります。

また、私の信条として、大がかりなものを一気に進めるというよりも、将来を見据えた中で細かいところを丁寧に行ってからという思いがございますので、教育、福祉、人材育成など、今まで積み重ねてきたことを持続させながら、今やらなければならないことに的確に対応し、発展させていきたいと考えております。

さらに、東日本大震災、そして豪雨災害により、改めまして、人と人とのきずな・支え合いの大切さに気づかされたので、今にも増して、南会津町の一体化に向けた取り組みが必要と痛感しております。きずなとは、お互いを思いやり、そして信頼し、それぞれの立場で助け合い、結ばれるものであるとそのように思っております。

本町における、より一層の安全・安心なまちづくりのため、町民ニーズにマッチした予算の重点配分と効果的な事業執行に努めてまいります。

次に、平成24年度予算編成について申し述べます。

東日本大震災の復旧・復興に向けた対策が我が国の最優先の政治課題となっておりますが、その後も、豪雨や台風による災害にも見舞われるなど、日本の社会経済や産業に大きな影響を与えており、さらには、世界経済が不安定になる中で、円高や株安が進むなど複数の景気の下押しリスクを抱え、日本経済は予断を許さない深刻な状況が続いています。

地方財政対策におきましても、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとしており、通常収支分については、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、昨年度を0.5%上回る17兆4,545億円の地方交付税総額が確保されるなど、地方財源の充実が図られたところでもあります。

しかしながら、国政においては、財政健全化を踏まえた新たな国民負担のあり方について議

論がなされており、「社会保障と税の一体改革」では、消費税増税分5%の地方配分を1.54%としておりますが、社会保障関係費の今後の増額分のすべてを税収の増で賄うことは困難と考えられ、地方財政は一段と厳しくなることが予想されるところであります。

一方、福島県における平成24年度の当初予算案は、一般会計は過去最高の1兆5,764億円となりましたが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故への対応が7,255億円とほぼ半分を占めております。除染と健康管理、雇用対策、生活基盤の復旧などを中心とした県復興計画の重点3分野に予算を手厚く配分しております。ただ、県税収入の落ち込みなどで1,263億円の財源不足が発生するため、国が財源を拠出した原子力災害等復興基金と、財政調整基金などから取り崩しております。

本町財政においては、これまでの行政改革大綱に基づく人件費や公債費抑制、内部管理経費の徹底した抑制により、歳出削減を推し進めてきたことから、財政状況は一定程度の改善が図られてきましたが、地方交付税の合併算定替え終了に対応するための財政基盤の強化は、現在、推進中であり、さらなる改革を推し進めていく必要があります。

また、放射能汚染の風評被害や新潟・福島豪雨災害により、地域経済は大きな打撃を受けており、行政課題はますます増大しております。行政課題に適切に対処し、十分な行政サービスを提供していくためには、全体的な財政規律を保持しながら、事業効果を検証した果敢な財政出動が求められております。

このことから、合併後7年目を迎える本町の平成24年度当初予算編成に当たりましては、第2次南会津町総合振興計画に基づく3つの柱を重点項目としたところであります。

まず1点目は、企業支援・就労対策と戦略的な取り組みによる町民所得の向上であります。

挑戦への後押しを強化する「企業支援」、働く環境の充実を図る「就労対策」、町民所得の向上を図る「産業振興」であります。特に、企業支援につきましては、小規模でも個性ある企業の育成に向け、起業・創業の支援策を強化するとともに、企業の誘致・留置につきましても、これまで以上にきめ細かく企業ニーズに対応してまいります。

2点目は、町民と行政との協働によるまちづくりと未来を開く行政経営であります。

地域力の向上を図るための「集落支援の充実」であります。特に、高齢化率が高く、人口規模の小さな集落が、安心して住み続けられる仕組みづくりを進めてまいります。

3点目は、次世代の地域を担う人材の育成であります。

みずから学ぶ人をはぐくみ、支援するための「学校の教育環境の整備」であります。特に、本町の未来を託す子供たちのために、より望ましい教育環境を整えるための学校再編と学校耐

震化を進めてまいります。

加えて、県の市町村復興支援交付金事業につきましては、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みのための支援となっております。本町への交付金2億431万9,000円を基金に積み立てましたので、今後、主要な事業を複数年度で執行してまいります。

これらの結果、一般会計では、事業の重点選別に努めながら、さらなる経常経費の縮減を行うとともに、町債の借入れを一定額に抑えるなど予算規模の圧縮を図り、前年度当初予算に対し0.7%の減少となる113億4,700万円を計上いたしました。

また、特別会計は6会計で52億3,630万円、公営企業会計は1会計で2億3,115万9,000円、全会計では168億1,445万9,000円の予算規模といたしたところであります。

平成24年度主要施策の概要と第2次総合振興計画の着実な推進に向けてであります。それでは、第2次南会津町総合振興計画に掲げました町の5つの目標の柱に沿って、平成23年度の繰越予算も含めまして、順次、重点事業の内容をご説明申し上げます。

まず、自然環境と調和のとれた居住環境の整備について申し述べます。

自然資源の高度利用につきましては、脱原発という大きな旗印のもとに、原子力に依存しない安全・安心な自然再生エネルギーの推進を図るため、田島ダム、旧針生発電所での小水力発電の具体化に向けた調査を実施してまいります。さらに、公共施設等への太陽光発電を初めとした自然再生エネルギーの導入を図ってまいります。

また、町内温浴施設へのチップボイラーの設置を継続し、燃料費の抑制と温室効果ガス排出量の低減を図るとともに、町民の環境保全活動を支援するため、太陽光発電システム設置費補助制度を継続してまいります。

広域廃棄物処理につきましては、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の統合により、「南会津町地方環境衛生組合」が4月にスタートしますので、本町と下郷町、只見町の3町を一元化した経営の効率化と広域的な廃棄物処理を推進してまいります。

生活排水対策面では、公共用水域の水質保全のため、公共下水道田島処理区及び特定環境保全公共下水道南郷処理区の事業を継続し、早期完了を目指してまいります。また、集合処理が実施できない地区につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しを進め、汚水処理整備率の向上を図ってまいります。

水道事業の運営では、水道利用者の公平性を踏まえ、地域間の格差解消を図るため、4月から町内水道料金を統一いたします。

なお、水道使用料が少ない高齢者世帯においては、一般世帯より基本料金等を低く設定するなど水道料負担の軽減を図ってまいります。

施設整備面では、老朽化した配水管の布設替え工事について、南郷簡易水道を継続して実施するとともに、新たに館岩地域中部地区簡易水道の事業に着手してまいります。

また、滝原簡易水道についても、水道水の色素改善に向け、浄水場の改良工事に着手してまいります。

道路網の整備では、社会資本整備総合交付金を活用した生活道路及び流雪溝の整備、さらには南郷橋など老朽化した橋梁の計画的な整備を進め、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保等、住民生活に密接にかかわる町道の整備促進を図ってまいります。

また、除雪体制につきましても、館岩・南郷地域の除雪ドーザー2台を更新するほか、引き続き、集落内の相互支援による「地域たすけあい除雪支援事業」の推進や「除雪ネットワーク事業」を活用し、冬期間の住民生活の安全確保と不安解消を図ってまいります。

住民との協働による都市環境づくりでは、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業において、未整備地区となっております行司、大坪地区を対象とした建物等移転補償、道路築造等を実施してまいります。

地籍の明確化を図り、有効な土地利用を促進させるための田島地域の国土調査事業は、今年度で桧沢地区の整備が終了しますので、引き続き、永田地区を新たな調査区域とし、その後、中荒井地区を皮切りに荒海地区へと順次進めていく計画であります。

なお、新年度においては、地籍調査専門員を1名配置し、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

会津縦貫南道路につきましては、下郷工区湯野上バイパスの国直轄権限代行事業での着手が決定しましたので、引き続き、会津縦貫南道路田島工区の整備区間への早期指定を図るとともに、国道289号田島バイパスの早期完成など、一日も早い実現へ向け、議員の皆様を初め地域の方々とは一体となった要望活動を展開してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

あわせて、市町村合併支援道路として整備中の国道352号の新中山トンネルを含む橋梁整備及び無散水消雪設備など、新年度分の工事の進捗と早期完成に向けての要望活動を展開してまいります。

高度情報化社会への対応では、テレビの地上デジタル放送への完全移行について、本年3月31日まで延期されておりました東北3県のテレビのアナログ放送の終了が間近になりました。アナログ放送は受信できたがデジタル放送が受信できないという「新たな難視地区」の出現も

予想されますので、関係住民の方々との話し合いを進めながら、暫定的に衛星放送を視聴することも含めた視聴対策と経費面での支援を行ってまいります。

景観の保全対策につきましては、本年度において町独自の景観計画を策定すべく県の補助を受けて予算計上いたしました。が、原発事故による風評被害対策事業への振り替えを余儀なくされております。新年度は仕切り直しとして、新たに委員会等を組織し住民の意見を十分に取り入れながら、本町の歴史、文化、風土に合った景観計画の策定に着手してまいります。

次に、2点目の「就労対策・企業支援と戦略的な取り組みによる町民所得の向上」であります。第2次総合振興計画の最も重要な目標の柱に位置づけております。雇用対策、産業振興、地域間交流の推進について申し述べます。

南会津管内の有効求人倍率は、昨年12月時点で0.97倍と前月比で減少しているものの、会津若松0.80倍、県平均0.74倍、全国平均の0.71倍を上回っております。これは、冬期間の季節雇用求人の一時的な増加が要因となっており、安定雇用を望む求職者とのミスマッチが存在し、実態は依然として厳しい状況が続いております。

このような現状を受け、引き続き、緊急雇用創出基金事業により、総額1億3,700万円の重点的な予算配分を行い、17事業において58人の新たな雇用を創出してまいります。

また、町独自の新たな制度として、本年度スタートしました「がんばる企業・創業支援事業」を継続して実施し、正規雇用が期待できる事業の立ち上げや会社の設立、さらには、事業拡大に伴い新規雇用を創出するなどの町内企業の積極的な挑戦に対し、施設整備費、雇用奨励費を支援してまいります。

加えて、「がんばる企業・人材育成事業」を創設しましたので、企業・団体の研修会等の開催や参加のための経費、専門的かつ実践的な資格取得の経費など、人材育成への支援をしてまいります。

さらに、安定的な雇用の場を確保するための施策として、職業紹介事業の推進を初め、地場産業等を支援し新たな産品開発を促進させるほか、研究機関の誘致や企業誘致につきましても、「町雇用対策協議会」や町議会の「雇用と企業誘致に関する特別委員会」と共同歩調を取りながら、あらゆる機会をとらえトップセールスを行ってまいります。

農業分野での挑戦につきましては、地域生産力強化総合支援事業を初め、重点振興作物栽培に係る種苗購入とハウス被覆用ビニール更新に対する支援策を充実強化し、トマト、アスパラガス、花卉などの重点振興作物の栽培支援を継続してまいります。

また、「ごはんで農家元気プロジェクト運営委員会」が中心となり、町産米ひとめぼれ、

「奥会津雪の舞」の販路拡大に向けた事業を推進し、ブランド化の確立と農家所得の向上を進めてまいります。

一方、農業改革支援事業としては、本年1月に設置しました「南会津町農業再生協議会」を中心として、農業者戸別所得補償制度の推進や担い手の育成・確保、耕作放棄地の再生と有効利用など総合的に取り組んでまいります。

さらに、担い手育成と集約型農業の推進を図るため、新たに「新規就農者雇用促進事業」及び「新規就農総合支援事業」を創設するほか、国の制度で規定されている就農予定時の年齢要件を上回る新規就農者等に対しては、町独自の支援を継続してまいります。

また、農地・水保全管理支払交付金事業として、これまでの農地・農業用水等の日常管理活動に加え、集落が共同して行う農地周りの水路・農道等の補修・更新等の長寿命化対策に対し、国と地方が共同して支援する仕組みが強化されましたので、モデル地区を選定して実施してまいります。

去る2月7日に、日本の環太平洋連携協定（TPP）交渉参加に向けた初の日米両政府の事前協議が行われ、日本側は、コメを含む全品目を自由化交渉の対象にする考えを表明いたしました。ただし、コメなどの重要品目は、今後交渉の中で関税撤廃の例外とすることを目指しておりますが、我が国の食料自給率と生産農家を守り、食の安全と消費者を守る立場から、引き続き、強い反対姿勢を貫いてまいります。

林業の分野では、森林を良好な状態に整備し間伐材の有効活用を図るため、間伐材搬出促進事業「森のエネルギー創出プロジェクト」をスタートいたします。この事業は、森林組合の林地残材の買い取り費用に対し助成を行い、支払いは地域通貨である商品券を利用するというもので、切り捨て間伐から利用間伐への転換を図りながら、木質バイオエネルギーへの活用と地域経済への活性化に寄与してまいります。

また、森林組合への支援を継続し、林業従事者の雇用枠を確保するとともに、町民との協働による里山再生を進めながら、集落近郊森林の良好な景観と環境形成を図り、地域間交流のステージとするなど、森林の持つ多面的機能を高めてまいります。

次に、有害鳥獣による農作物被害対策につきましては、引き続き、捕獲に対する奨励制度により個体数の調整と捕獲隊員の担い手確保に努めるとともに、鳥獣害対策ネット、電気柵、追い払い花火などの被害防除対策費の補助をしてまいります。

商工業の分野では、地域振興緊急対策事業として、本年度発行しました20%のプレミアムを付加した商品券1億2,000万円と同額の発行にプラスして、町内の大型店でも使用可能とする

10%のプレミアム商品券3,300万円を発行し、消費刺激策による地域経済の活性化を図ってまいります。

観光の分野では、東日本大震災後大きく落ち込んでいる東北地方への旅行需要の喚起、地域が主体となった新たな観光スタイルを実現するため、官民挙げた取り組みとして、平成24年1月から平成25年3月まで開催される「東北観光博」が、東北地方全体を一種の博覧会会場と見立てて行われます。この核となる会津ゾーンの一つとして、地域独自の観光情報の提案を行いながら、着地型観光の推進など地域が主体となった持続的な取り組みの定着を図ってまいります。

さらに、平成25年のNHK大河ドラマ「八重の桜」の放送といった明るい話題を観光誘客の好機ととらえ、福島県とともに、全会津一丸となって観光客の呼び戻しを進め、本町への経済波及を誘導してまいります。

一方、教育旅行では、一昨年に登録農家数の増加とともに誘致件数も大幅に増加したところではありますが、本年度は原発事故の風評被害により、ほぼすべての予約がキャンセルとなっております。新年度におきましては、受け入れ農家の確保と受け入れ態勢の充実を図りながら、風評被害の払拭のため、営業活動を強力に展開してまいります。

また、電源立地地域対策交付金等を活用したスキー場等の施設整備を継続するほか、「きらら289」の道の駅登録を機に、団体バスやマイカー利用観光客の休憩・保養施設として、駐車場入り口の拡張工事を進めるなど施設の充実を図ってまいります。

三ツ岩岳登山道整備事業につきましては、只見川電源流域振興協議会の新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を活用し、三ツ岩大池湿原の木道整備と避難小屋の修繕工事を行います。また、田代山には登山者の利便性確保と自然環境に配慮した山頂トイレの整備を行い、駒止湿原では山開きのセレモニーを実施するなど、山ガール等の登山ブームに対応した誘客を促進してまいります。

国が積極的に進めている「総合特区制度」を活用し、先進的な取り組みに基づく個性ある地域の活性化や国の規制緩和、税制優遇などを求めていくこととしておりますが、民間からの有力な提案も寄せられておりますので、こうした民間の知恵を取り入れながら、具体的な道筋を見出した中で事業提案をしてまいります。

3点目の「誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり」ではありますが、だれもが健やかで安心して生活できる環境を目指すための保健・医療・福祉サービス、公共交通、防犯・防災体制の充実、放射線対策について申し述べます。

まず、医療の分野では、医療機関の地域偏在や診療科の偏在が福島県全体の大きな課題となっておりますが、特に病院勤務医の不足は極めて深刻化しており、さらに、東日本大震災後、医師ばかりでなく看護師の不足も顕著となっております。南会津地方の地域医療の中核を担う県立南会津病院においても、産婦人科に常勤医師が配置されていないなど厳しい状況ではありますが、小児科においては常勤医師が確保される見込みであり、関係各位の要望活動の成果であったと確信しております。しかしながら、依然として診療科の偏在は改善されず、患者が必要とする医療サービスが十分に提供されていない状況が続いております。

このため、福島県立医科大学が実施しているホームステイ型研修の受け入れを継続するとともに、同大学の附属病院として平成25年5月に開院予定の（仮称）「会津医療センター」では、会津地域の県立病院や僻地診療所に派遣する計画もあることから、医師の地域定着が図られるよう要望してまいります。

健康づくりの分野では、死因別死亡者数の上位を占めると言われる生活習慣病の発症・進行には、喫煙、運動、食事等の生活習慣が深くかかわっていることが明らかとなっておりますので、一次予防としての知識の普及啓発とともに、引き続き、早期発見・重症化予防のための特定健診の受診率の向上を図るとともに、受診後の指導を充実してまいります。

また、本年度から新たな感染予防として開始した子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を継続し、町民の健康管理意識の高揚を図りながら、疾病予防と医療費の削減に努めてまいります。

子育ての分野においては、本年4月に山口保育所と富田保育所を統合し、新生「南郷保育所」の運営がスタートいたしますが、子どもたちの健全育成とよりよい保育所運営のための環境整備に努めてまいります。また、統合により空き施設となります山口保育所を南郷小学校区の放課後児童クラブに活用し、各小学校区で実施します放課後子ども教室とともに、子育て支援事業の拡充に努めてまいります。

子育て支援の一環としての妊婦の健康診査費用及び精密検査費用の助成につきましては、継続して実施してまいります。

さらに、子どもを産み育てたいと切望していながらも子どもに恵まれない夫婦に対しましては、経済的負担の軽減を図るために、新たに、不妊、不育治療費の一部の助成を開始してまいります。

また、中学3年生までの子ども医療費の無料化につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、町単独助成を継続してまいります。

なお、県では18歳以下の医療費無料化を平成24年10月に実施したいとして準備を進めておりますので、制度設計が整えば対象年齢の拡大を図ってまいります。

高齢者の支援では、高齢者見守り支援事業を強化しながら、集会所を活用したサロン事業の実施区域数を増やしていくとともに、高齢者家庭の訪問事業を継続しながら、高齢者の方々の居場所づくりと介護予防に努めてまいります。

また、本年度策定しました第6期高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画に基づき、介護給付等の対象サービスを充実させるとともに、介護予防事業を積極的に進めながら、要介護状態の軽減や悪化防止を図ってまいります。

さらに、特別養護老人ホームについては、入所待機者の解消に向け、50床増床することを計画しておりますが、社会福祉法人の設立認可を目指す民間企業の参入を含め、施設整備の促進を図ってまいります。

障がい者支援では、本年度に障がい者の自立と社会参加を基本とした第3期の障がい者福祉計画を策定いたしましたので、通院のための交通費助成や日常生活用具の支給を通して、障がい者の地域生活をサポートしてまいります。

また、新年度においては、国の障がい者基本計画の見直しに合わせ、町の障がい者基本計画を策定し、障がいのある人も地域社会の一員として自立し、ともに暮らせるまちの理念を構築してまいります。

国の介護基盤臨時特例基金を活用した福島県地域支え合い体制づくり事業については、行政区やNPO法人を補助対象としておりますが、高齢者世帯に対する除雪体制を構築するための除雪機の整備、高齢者サロンとして利用している集会所の洋式トイレへの改修、あるいは、段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化が該当となることから、地域の要望を取りまとめて実施してまいります。

次に、公共交通の分野につきましては、本町の公共交通を担う鉄道、バス事業者において、マイカー利用の増加と高速道路の無料化などにより、利用客数の減少が顕著となっており、さらに、原発事故の風評被害が追い打ちをかけ、大変厳しい経営状況に追い込まれております。

しかしながら、鉄道事業者においては、企業努力に加え、観光客の利用が徐々に回復傾向にあるとともに、東京電力への原子力損害賠償請求も認定されております。町としても、引き続き、経営安定化と施設整備に対する支援を強化してまいります。

一方、舘岩地域から田島高校へ通学する生徒への支援としてバス運行しております田島高校・上木賊線については、会津乗合自動車株式会社からの運行停止の申し入れがあり、一部、

地域乗り合いタクシーの増便が必要とはなりますが、貸切りタクシーへの転換を図ることとしたしました。

防犯、防災体制の充実につきましては、危機管理能力の高い、災害に強いまちづくりを推進するため、まず基本となる地域防災計画見直しのための全町ハザードマップの作成や緊急避難所調査、災害時の町職員初動マニュアルの作成、防災備蓄用品の整備などを実施してまいります。

さらに、地域防災力の中核を担う自主防災組織の強化を図るため、災害図上訓練や防災訓練などを引き続き実施してまいります。

一方、災害時要援護者避難支援プランに基づく個別の避難計画の策定が完了しましたので、防災情報の伝達手段・伝達体制を構築し、避難誘導などの支援体制を確立してまいります。

また、町民の生命と貴重な財産を守る消防防災体制の強化を図るため、田島支団の田島第一及び羽塩消防屯所の改築、南郷支団の消防ポンプ自動車更新と地下式防火水槽付消防車両格納庫建設などを実施してまいります。

さらに、組織面では、南郷支団の再編を初めとして、先遣隊を含む消防団員の確保に努めるとともに、処遇改善の一環として消防団員報酬を増額してまいります。

原発事故の放射線対策では、引き続き空間線量の詳細なモニタリングとあわせて、農産物を初めとした食品・土壌等のモニタリングを実施してまいります。特に、農産物の風評被害対策のためには、最終段階における農産物の全量検査を実施する覚悟で、「南会津町安心宣言」の礎としてまいります。

風評被害対策につきましては、依然として本町へ観光入り込み客数が激減している現状から、町風評被害対策委員会事業として、教育旅行誘致キャラバンやモニターツアー及び宿泊助成事業などを拡充して取り組んでまいります。さらに、総合支所ごとに各地域対策費を配分し、地域の特性を生かした独自の誘客事業を展開してまいります。

具体的には、県内の放射線量の高い地域に住み不安を抱える親子の身体と心のケアを目的とする「福島の子ども保養プロジェクト」の伊南地域への誘致を初め、県の「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」で補助の対象外となっている幼児、小・中学生5名以下の家族を対象とした独自の宿泊助成事業などを実施してまいります。

次に、4点目は、次世代の地域を担う人材の育成、教育・文化の振興策について申し述べます。

まず、学校教育の分野につきましては、小・中学校の再編計画として、「町立学校統合グラ

ンドデザイン」に基づき、新年度4月に南郷第一小学校と南郷第二小学校を統合し、新生「南郷小学校」がスタートいたします。

さらに、平成25年4月に檜沢小学校と針生小学校の統合による、新生「檜沢小学校」につきましては本議会に条例改正議案を提案しております。

また、同じく、平成25年4月に統合予定の伊南中学校と南郷中学校につきましては、現在、新校名を協議中であり、新年度6月定例議会に条例改正議案を提案予定としております。これらの学校統合の実施に当たっては、児童・生徒の親近感醸成に向けての交流事業や交流学习などを推進しながら、不安感の解消に配慮していくとともに、保護者や地域の理解を十分に得ながら進めてまいります。

次に、既に複式学級となっている小学校と新たに複式学級となる小学校2校においては、町負担による非常勤講師を配置し、きめ細やかな学習指導の充実を図ってまいります。また、身体面や学習面での配慮を必要とする児童・生徒を支援するため、特別支援教育支援員を増員してまいります。

さらに、東日本大震災で被災した児童・生徒の不安解消や不登校などの解消のため、スクールソーシャルワーカーを配置して、家庭と学校との連携を図りながら子どもたちの心のケアを図ってまいります。

一方、中学校のインターネットを利用したライブ授業と、通信添削教材などにより学習環境を整備する学習サポート事業には、新たに田島中学校が参加することになりましたので、引き続き、子供たちの学習意欲と学力の向上に努めてまいります。

小・中学校の施設面では、校舎、体育館等の耐震化対策と施設改修を計画的に順次進めてまいります。また、待望の田島地域中学校の完全給食実施については、学校給食センターが完成し、県の栄養士の配置も決定しておりますので、新年度5月からの配食実施に向け、効率的な施設の運営方法や食育効果面での活用方法等について準備を進めてまいります。

生涯学習の面では、社会教育指導員配置の充実により、多様な学習機会と情報の提供を図るとともに、地域の特色を生かした公民館学級や講座等を開設することにより、多くの町民が生涯学習に親しむ機会の場を拡充してまいります。特に、若者が気軽に集い合い、出会いの場の創出となる生涯学習の推進を図ってまいります。

また、芸術文化活動の拠点であります御蔵入交流館文化ホールの有効活用を図り、薫り豊かな文化のまちづくりを目指してまいります。

生涯スポーツライフの確立では、健康増進事業との連携により町民がスポーツに親しむ習慣

づくりを進め、医療費の削減に向けた健康な身体づくりを推進してまいります。また、引き続き、体育協会や総合型地域スポーツクラブの育成や支援を行い、町民のだれもが、いつでも、どこでも気軽に生涯スポーツに親しめる環境を整備してまいります。

伝統文化の保存伝承活動の支援では、歴史的文化遺産を生かしたまちづくりと伝統文化の確実な継承を図るため、「南会津町伝統芸能活性化実行委員会」を設立いたしましたので、本町の代表的な無形民俗文化財であります田島祇園祭屋台歌舞伎や南郷地域の早乙女踊りなどの継承者養成や、各地域の民俗芸能調査と記録保存に取り組んでまいります。

また、昨年6月に前沢曲家集落が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されましたので、文化庁補助事業による茅屋根修理等の保存事業などを実施しながら、貴重な遺産を後世に引き継いでまいります。また、観光誘客を促進するため、駐車場の実施設計や遊歩道などの周辺整備を図ってまいります。

一方、中世から近世初頭の山城として学術的に評価の高い鳴山城跡及び久川城跡については、福島県指定史跡保存対策検討委員会を中心に、引き続き、国指定文化財を目指した保存対策事業に努めてまいります。

5点目は、「町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営」について申し述べます。

本町の特色あるまちづくりを進めるためには、町民との協働によるまちづくりが重要であり、町民一人一人がまちづくりの主役でなければならないと認識しております。町民との協働をより推進するためには情報の共有が重要ですので、広報紙やホームページの充実に努め、積極的に情報の公開や提供を行いながら、広く町民の声を町政に反映できる仕組みづくりを構築してまいります。

町のホームページにつきましては、導入から6年が経過したことから全面リニューアルし、利用者が閲覧しやすいようユニバーサルデザインに配慮した画面構成や検索機能のアップなど、時代のニーズに即応した行政情報の発信を積極的に行ってまいります。

新たな集落支援事業として、全行政区を対象とした「集落応援交付金事業」をスタートいたします。この事業は、高齢化や人口減少が進み、集落機能の維持が困難となっている集落に対し、相互扶助、必要人材、活動資金、活動人員を提供することで、集落が自主的・主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりを、町職員も加わってお手伝いしようというものであります。特に、高齢化率が高く、人口規模の小さな集落に手厚く助成することで、安心して住み続けられるよう支援してまいります。

また、「集落維持発展支援事業」、「元気のでる地域づくり支援事業」により、集落や地域づくり団体が取り組む地域活性化事業についても継続して支援してまいります。

効率的・効果的な行財政の運営では、第2次行政改革大綱の集中改革プランに定めました各種方策の具体的進行計画に従いまして、すべての取り組みについて、その必要性や目的、費用対効果等を検証し、原点に立ち返った事業等の点検・見直しに取り組んでまいります。

また、事業検証委員会においては、今年度は町単独補助金を対象とした検証作業を実施しておりますが、引き続き、各種事務事業の検証をいただいております。

さらに、第2次総合振興計画の進行管理方法として、新たに行政評価の要素を取り入れた目標値の達成状況と施策評価の手順を見える化しましたので、目的を「絞る」、人やサービスを「変える」、役場の仕事が「見える」などの有効的な行政評価を進めてまいります。

一方、第三セクター改革に向けた取り組みとしては、町とみなみやま観光で編成したプロジェクトチームにより、施設別の採算性の検証、事業手法の選択による経営体制と経営改革などの再生プラン策定を進めておりますので、第三セクター経営評価委員会の指導・助言により、今後の方針の決定をいただきながら健全な経営を促進させてまいります。

一般財団法人南会津町総合支援センターと財団法人田島振興公社の統合につきましては、平成25年度内を目途として、業務移管計画を進めながら、総合支援センター業務範囲の明確化と住民サービスの充実に努めるとともに、町民への周知を図ってまいります。

自主財源である町税及び税外収入の確保、収納率の向上は、町財政にとって緊急の課題となっております。そのため、滞納整理対策として、庁内に滞納整理対策委員会を立ち上げておりますので、関係各課の連携と情報の共有化により、徴収体制及び相談体制などの強化を図りながら収納率の向上に努めてまいります。

職員一人一人が日々の仕事の中で気づいたことを改善につなげる「町職員提案制度」は、本年度34件の提案がありましたが、経費節減や住民サービスの向上に役立つものであり、各種の集落支援事業の内容をわかりやすく説明するガイドブックの作成などの優秀な提案は、即時に採用して実行してまいります。

今後とも、職員一人一人の斬新な発想を生かしながら、時代を先取りするスピードと何事にもチャレンジする強い意思、そして、常に町民の立場で考える人材育成に取り組み、将来にわたり持続可能な行政基盤の確立に努めてまいります。

また、本庁舎建設計画につきましては、引き続き、新年度に2億円の建設基金を積み増します。建設位置、施設規模、附帯機能などについて町民の方々のご意見も拝聴しながら慎

重に検討してまいります。

結びに、以上、平成24年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。新年度も、これまで以上に厳しい財政状況が続きますが、原発・風評被害対策をしっかりと行い、町民の安全・安心を確保し、町民目線できめ細かな事業を展開し、第2次総合振興計画で決めました南会津町の将来像であります「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の創造のために、職員と一丸となって全力を尽くして取り組んでまいります。

これからも、町民の皆様、議員各位、そして職員とさまざまな角度から、合理的で建設的な議論を活発に交わしながら、本日、説明申し上げました諸施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

最後になりますが、町民の皆様、議員各位には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 暫時休憩いたします。

5分程度。皆さんも町長もお疲れのことと思いますので、トイレなど用事のある方は、では、16分から再開いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時18分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第5号から議案第41号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第5号から議案第41号までを一括上程いたしますが、提出議案中に、出席議員本人に利害関係のある案件がありますので、提出者の町長より提案理由の説明を分割して説明をいただきます。

まず初めに、議案第5号から議案第22号までの説明をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成24年第1回南会津町議会定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第5号 南会津町暴力団排除条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成23年7月1日に福島県暴力団排除条例が施行されたことを受け、県内自治体においても、住民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を図るために、当該条例の制定の推進について、福島県警察本部及び南会津警察署より要請があったことから本条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、まず、いきいき健康農業推進員等について、業務内容及び業務量を検討した結果、廃止する一方、国土調査事業のさらなる推進を図るため、新たに地籍調査専門員を配置するものであります。

次に、保健協力員の報酬については、公平性に配慮して、担当する世帯数により基本額を見直すものであります。

次に、体育指導委員はスポーツ基本法の改正により、名称をスポーツ推進委員に変更するとともに、伊南村史編さん業務が平成23年度をもって完了することから、町史編さん調査研究員を廃止するものであります。

最後に、消防団報酬であります。県内他町村に比べて低水準となっていた報酬を増額し、団員の士気高揚を図るものであります。

なお、改定額等については提案内容のとおりでありまして、説明は省略させていただきます。

次に、議案第7号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等の関係法令が平成23年12月2日に公布されるとともに、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）等の関係法令が平成23年12月14日に公布されたことから、南会津町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、平成25年4月1日から、旧3級品以外のたばこ税を1,000本につき4,618円から5,262円に、旧3級品のたばこ税を1,000本につき2,190円から2,495円にそれぞれ改正

するほか、東日本大震災の復興財源とするため平成26年度から平成35年度までの個人町民税均等割を500円加算し、現行3,000円を3,500円に改正するものであります。

次に、議案第8号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳及び税務等の窓口手数料について、会津管内他町村の比較や近年の事務経費の変動等を検証した結果に基づき、平成24年4月1日から50円引き下げのため、その関係条例の一部を改正するものであります。

なお、国の手数料令等で定められている戸籍証明等の交付手数料については改正はありません。

次に、議案第9号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月開校予定の南郷小学校の所在地番が、過去に合筆登記により地番が変更となっていたことが判明したため所要の改正を行うほか、平成25年4月に統合を予定しています檜沢小学校と針生小学校の新しい学校名を「檜沢小学校」とするものであります。

次に、議案第10号 南会津町民プール条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、昭和49年に南郷第二小学校敷地内に設置された南郷町民プールについて、老朽化と小学校の統合により廃止するものであります。

次に、議案第11号 南会津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、一定の要件のもとに兄弟姉妹にまで拡大するほか、東日本大震災の被災者への災害援護資金の貸し付けについて、償還期間、利率等に関し特例措置を講ずるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月に統合される山口保育所と富田保育所を廃止し、新たに南郷保育所を設置するものであります。

次に、議案第13号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づく第1号被保険者の保険料の改正でありまして、基準保険料を年額3万7,200円から4万8,000円に改正するものであります。

次に、議案第14号 南会津町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同施行令第2条の2の規定に基づく農業委員の選挙による委員の定数について、現下の行財政運営の現状を検証し30人から26人に所要の改正をするものであります。

次に、議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、別表に団地名を加え、団地別に所在地及び戸数を明確にし、よりわかりやすい条例規定とするため改正するものであります。

次に、議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、入居資格要件として公営住宅法で定められていた同居親族要件が、公営住宅法の改正により平成24年4月1日から廃止されますが、現状の町営住宅は世帯向けに整備されてきた経緯があることから、引き続き、入居資格要件として同居親族要件を条例に加えるため所要の改正をするものであります。

次に、議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、古町地区の中川原団地の所在地番について圃場整備換地後の地番に改正するものであります。

次に、議案第18号 第2次南会津町総合振興計画の改定についてご説明を申し上げます。

本案は、昨年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているため、その対策事項について、昨年策定した第2次南会津町総合振興計画を改定するため、議会基本条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号から議案第22号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については、関連がありますので一括ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員全員が、本年5月31日をもって任期が満了となること

から、地方税法第423条第3項の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

その選任に当たっては、地域性を考慮して、田島、館岩、伊南及び南郷地域よりそれぞれ選任することといたしました。

まず、田島地域は大竹康男氏であります。

大竹氏は、昭和26年生まれで、昭和52年より大竹司法行政事務所を開所され、司法書士として不動産業務の専門家であります。

次に、館岩地域は星清信氏であります。

星氏は、昭和21年生まれで、長年建設業に従事し、業務を通じた家屋に関する知識や経験は卓越したものがございます。

次に、伊南地域は山内敏幸氏であります。

山内氏は、昭和23年生まれで、現在、農協理事を務められており、地域の固定資産等の状況に精通されております。

最後に、南郷地域は芳賀勉氏であります。

芳賀氏は、昭和26年生まれで、35年を超える農協職員としての勤務経験を持ち、地域の実情を的確に把握し、地域の固定資産等の状況に精通されております。

以上、4名の方々とも、人格、識見ともにすぐれ、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので議会の同意を求めます。

以上、議案第22号までの提案理由の説明を終わります。

○芳賀沼順一議長　ここで、諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、議員本人に利害関係のある案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、1番、大桃英樹君の退場を求めます。

〔1番　大桃英樹議員　退場〕

○芳賀沼順一議長　引き続き、諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長　次に、諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、南郷地域の人権擁護委員塩田元氏が、平成24年6月30日をもって任期満了となるため、その後任として大桃幹一氏を推薦し、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるもの

であります。

大桃幹一氏は、南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長を退職後も、地区の行政区長、社会福祉協議会福祉委員及び交通安全協会南郷支部長等の要職を務め幅広く社会に貢献されておられ、人権擁護委員として適任であるため推薦するものであります。

なお、任期は平成24年7月1日から3年間となる予定であります。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ここで、諮問第1号の説明は終わりました。

1番、大桃英樹君の入場を許します。

〔1番 大桃英樹議員 入場〕

○芳賀沼順一議長 引き続き、議案第23号から議案41号までの提案理由の説明をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、次に、議案第23号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

本案は、木伏地区の県営経営体育成基盤整備事業の完了により、町道の用に供するの必要がなくなった路線を廃止するものであります。

次に、議案第24号 町道路線の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、木伏地区の県営経営体育成基盤整備事業の完了により、従前の町道路線の起点、終点を変更するほか、永田、中荒井地区の油燈下1号線の終点を変更するものであります。

次に、議案第25号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、県営経営体育成基盤整備事業により新たに整備された木伏地区の路線及び、県営一般農道整備事業により整備された針生地区の路線を認定するほか、公衆用道路として利用され公共性が高い新町地区と田部原地区の2路線を新たに認定するものであります。

次に、議案第26号及び議案第27号の公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を負わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第26号は、南会津町川島交流センターについて南会津町川島区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より5年間とするものであります。

また、議案第27号は、南会津町チップ生産保管施設について、伊南村森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日より3年間とするものでありま

す。

次に、平成23年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第28号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第11号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,790万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,557万7,000円とするものであります。

その要因は、町税、地方譲与税、国・県補助金の決定等による歳入見込み額の補正と、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主なものであります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、町民税、たばこ税等の今後の収納見込みから440万円の増税補正であります。

第2款地方譲与税はまだ確定はしておりませんが、これまでの交付実績で推計した結果、1,500万円の増額補正としたほか、第3款利子割交付金及び第6款地方消費税交付金については、これまでの交付実績を踏まえて、それぞれ170万円、600万円を減額補正しました。

第12款分担金及び負担金は、集会施設建設工事分担金、私立保育園広域入所受託料等の556万6,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料は、公立保育所広域入所受託料と広域住宅使用料の収納見込み等により、169万3,000円の減額補正であります。

第14款国庫支出金はすべて事業の確定見込みによる補正でありまして、2,704万4,000円の減額補正であります。

第15款県支出金は、補助率が増嵩となった農林水産施設災害復旧費補助金が大きく増額となったほかは、国庫支出金同様、事業の確定見込みによる補正でありまして、9,724万8,000円の追加補正であります。

第16款財産収入は、林産物売払収入の89万8,000円の追加補正であります。

第17款寄付金は、社会教育費寄付金等で116万1,000円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は9,399万3,000円の減額補正でありまして、事業費等の確定見込みと今年度の財源見通しによるものであります。

第20款諸収入は、本年4月に統合される田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合で保有しておりました基金についての分配金等の計上が主な内容でありまして、1億3,215万2,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、農林水産施設災害復旧費補助金の増額等に伴い災害復旧債が1億2,030万円

の減額となったほか、事業費の確定見込みにより1億4,390万円を減額するものであります。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第1款議会費は、実績による研修旅費35万5,000円の減額補正であります。

第2款総務費は、2,394万円の追加補正で、主な内容は財政調整基金積立金、公共交通対策協議会補助金の追加のほか、各種事務事業の確定見込みによる補正であります。

第3款民生費は、障害者福祉費及び後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金の支出見込みにより追加する一方、老人福祉施設管理運営費、保育所費等既存事業費の減額見込みにより1,170万8,000円の減額補正するものであります。

第4款衛生費は、水道使用料の減収見込みによる簡易水道事業特別会計繰出金が追加となりましたが、放射線対策事業の確定見込み等による減額で、1,011万7,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、674万2,000円の減額でありまして、農業費及び林業費いずれも事業費の確定見込みによる既決事業予算の補正であります。

第7款商工費は、たかつえロッジ建設事業が事業繰り越しとなったことから関係する予算を、一たん今年度予算から減額するほか、事業費確定見込みによる減額でありまして、761万1,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、本年度事業の確定見込みにより道路橋梁費及び都市計画費を補正するとともに、今年度で終了する住宅環境改善工事支援事業の確定による住宅費の補正でありまして、2,078万6,000円を減額するものであります。

第9款消防費は、川島地区の防災行政無線移設工事を計上する一方、栗生沢地区の消防車両格納庫建設費建設工事の確定により、38万4,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、平成24年度に改訂される学習指導要領に伴い必要となります中学校教師用教科書等購入費、篤志寄附による文化振興基金への積み立てを新規計上したほかは、各種事務事業費の確定見込みによる補正でありまして、合わせて731万円を追加補正するものであります。

第11款災害復旧費は、不用額の補正でありまして、10万円を減額補正するものであります。

第14款予備費は、864万8,000円の追加補正であります。

なお、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正のとおりでありまして、今回の補正予算を含めると、一般会計総額で14億6,545万6,000円を次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更により第3表地方債補正のとおり起債の限度額の変更を行うものであり

ます。

次に、議案第29号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,871万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,711万3,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税を初め国・県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金の確定見込みにより補正するほか、一般会計繰入金については減額補正するものであります。

歳出の主な内容は、確定見込みにより高額医療費、共同事業拠出金及び諸支出金を追加する一方、保健事業費及び予備費を減額するものであります。

次に、議案第30号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,352万7,000円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定の一般会計繰入金について減額補正するものであります。

歳出は、確定見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を追加する一方、過年度後期高齢者医療保険料の納入額の確定に伴い、諸支出金の中で一般会計への繰出金を減額するものであります。

次に、議案第31号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,173万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,150万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金及び支払い基金交付金を今年度の収入確定見込み額で補正するほか、歳出補正予算に基づき、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について補正するものであります。

一方、歳出では、今年度の支出見込みにより保険給付費及び地域支援事業費を減額補正するほか、介護保険システム改修事業費を新規計上するものであります。

次に、議案第32号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ231万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,595万7,000円とするものであります。

歳入では、水道使用料の減額とそれを補てんするための一般会計からの高料金対策繰入金
の追加でありまして、歳出は経常経費の確定に伴う補正であります。

なお、繰越明許費は第2表繰越明許費のとおり、2事業について次年度へ繰り越すもので
あります。

次に、議案第33号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明
を申し上げます。

収益的収入の補正は、水道使用料156万円の追加のほか他事業関連の繰入金の減額でありま
して、112万1,000円の追加となりました。

収益的支出では、繰り入れした他事業関連の事業費と消費税及び地方消費税の補正でありま
して、38万9,000円を減額補正するものであります。

続いて……

○芳賀沼順一議長 町長、ちょっとお待ちください。

時間も延びていることですから皆さんにちょっとお諮りしたいと思います。

お諮りいたします。

提案理由の説明の途中であります。当初予算の説明は午後にご説明をいただくこととし、昼
食休憩といたしたいと思いますがどうでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。1時より再開したいと思います。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第34号から提案理由の説明をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、続きまして、平成24年度当初予算関係について説明を申し上げま
す。

まず、議案第34号 平成24年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び東日本大震災復興関連予算並びに県の予算編成指針に留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、第2次南会津町総合振興計画に基づく3つの柱を重点項目といたしました。

また、国の平成23年度補正予算との連動を図りながら、地域経済に配慮した切れ目のない予算編成に努めたところであります。

なお、町の主要な事務事業については、平成24年度施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので省略させていただきます。

それでは、歳入より各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は、14億2,602万1,000円の計上でありまして、個人町民税が年少扶養控除廃止等の税制改正により増収となるものの、基幹税目である固定資産税が評価額の下落により、対前年度比5,622万8,000円の減額が見込まれるなど、町税全体で対前年度比0.3%の減となりました。

第2款地方譲与税は、県の推計値等に基づき積算した結果、対前年度比9.5%増の2億230万円の計上となりました。

第3款利子割交付金から第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績と県税収入の推計に基づき、第3款利子割交付金362万円、第4款配当割交付金158万円、第5款株式等譲渡所得割交付金39万円の当初予算計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額に基づき、対前年度比0.3%減の1億8,000万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度交付実績見込みから300万円を計上しました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、県の推計値等に基づき積算した結果、対前年度比37.2%増の4,240万円を計上いたしました。

第9款地方特別交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車取得税減収補てん特例交付金がなくなったことから、対前年度比90.2%減の390万円の計上であります。

第10款地方交付税は、平成24年度地方財政計画の中で地方の財源不足状況を踏まえて、別枠で1兆500億円が加算されるなど、出口ベースで、対前年度比0.5%増、総額17兆4,545億円が確保されたところであります。こうした地方財政計画の内容を十分見きわめながら積算した結果、対前年度比0.6%増の65億7,400万円の計上となりました。

また、東日本大震災分として財源措置された震災復興特別交付税6,855億円の配分方法等、平成24年度の地方交付税の算定方法が明確化されておらず、今後も注意深く情報収集に当たっ

てまいりたいと考えております。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から270万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分金等で13.5%減の3,920万円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料のほか、諸証明手数料等で5.1%の1億3,924万円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金、無線システム普及支援事業費等補助金の増等により20.6%の増となり、7億5,778万3,000円の計上であります。

第15款県支出金は、緊急雇用創出基金事業費補助金、林道災害復旧事業補助金等の増等により、全体としましては6.8%増の7億8,626万4,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地建物等の貸し付け収入、基金利子収入、林産物売り払い収入等で3,886万8,000円の計上であります。

第17款寄付金は、存目2,000円の計上であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れ等でありまして、平成23年度に造成しました東日本大震災復興支援交付金基金繰入金を初めとして、各種事務事業に充当するため4.8%増、1億2,964万1,000円を繰り入れするものであります。

第19款繰越金は、3,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、スキー場施設利用者実費負担金等の減もあり、最終的には4.5%減の1億6,559万1,000円を計上するものであります。

第21款町債は、後年度負担を軽減する観点から極力抑制を図ったところでありまして、対前年度比25.4%減の8億2,050万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、議員定数及び議員共済費の減により、対前年度比21.8%減の1億2,432万5,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、庁舎建設基金への積立金、支所費関連財産管理費、一般財団法人南会津町総合支援センター補助金、地上デジタル放送対策経費、集落応援交付金、地域新エネルギー推進事業費、生活交通対策費などで7.2%減の17億7,306万5,000円の計上であります。

第3款民生費は、南郷地域の統合保育所建設事業が完了したこともあり、9.2%減の21億7,454万5,000円の計上で、社会福祉費では社会福祉関係補助金を初め各種障害者福祉給付費、

老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費等でありまして、児童福祉費では、子ども医療給付費、子どものための手当、子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、3.0%の減で9億5,720万1,000円の計上であります。

保健衛生費は、健診、予防接種事業費を初め衛生組合負担金、老人保健事業費、放射能対策事業等の環境衛生業務費、簡易水道事業及び水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は生活排水対策費、衛生組合負担金等を計上いたしました。

第5款労働費は、1億3,779万5,000円の計上でありまして、新たに震災対応緊急雇用創出基金事業に取り組んでまいります。

第6款農林水産業費は1.3%増、6億8,615万1,000円の計上であります。

農業費は中山間地域等直接支払い事業費のほか産地生産力強化総合支援事業を初めとした各種農業振興事業関係費、新規就農支援事業の充実・強化、農免・農道整備事業等の県営事業負担金及び農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

林業費は、緑資源幹線林道事業受益者組合償還に対する補助金、森のエネルギー創出事業、各種造林事業費、道整備交付金事業等林業振興関連事業費を計上いたしました。

水産業費は水産業振興のための漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、東日本大震災風評被害対策委員会補助金、第三セクター支援事業、商工会及び観光物産協会運営費補助、がんばる企業・創業支援事業補助金、プレミアム商品券による地域振興緊急対策事業等の商工振興費、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費の計上等でありまして、前年度並みの6億2,393万3,000円となりました。

第8款土木費は、13.6%減の9億3,569万1,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械等の車両購入費、除雪経費、さらには、社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による道路築造工事や物件移転補償などの事業費であります。

住宅費は、生活環境改善工事支援事業補助金の終了により町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は、13.0%増の5億9,478万1,000円の計上で、施設整備計画に基づき、消防車両格納庫、消防車両を整備するほか防災計画を見直し、災害対策総合支援事業に取り組んで

まいります。

第10款教育費は、3.7%増で10億6,917万5,000円の計上であります。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、南会津高等学校高校生確保支援事業費、田島高等学校後援会事業補助金、スクールバス運行経費等であります。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員、学習支援員等の配置、学校管理費、教育振興費等でありまして、県の補助を受けて中学校全校で学習サポート事業に継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、前沢曲家集落保存対策事業、旧南会津郡役所改修事業のほか、生涯学習推進事業費、伝統芸能保存伝承事業、御蔵入交流館管理運営費や博物館等の施設の管理運営経費等文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費のほか、びわのかげ運動公園の管理費、学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、昨年、伊南地域を中心として発生しました豪雨災害の復旧事業費等の計上でありまして、4億4,465万8,000円であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、4.5%減、17億6,274万4,000円の計上であります。

13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、6,293万5,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第2表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第35号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、後期高齢者医療制度への移行状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比0.3%増の21億8,500万円となりました。

それでは、歳入から、各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成24年度における医療費の見込みから、対

前年度比2.0%増の4億4,749万8,000円の概算計上となりました。

なお、平成24年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は、5億3,190万5,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び高額医療費共同事業等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて5億5,163万2,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び療養給付費等に係る財政調整交付金で、1億461万円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で6,466万4,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は、2億2,085万6,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国保基金の利子収入として3万9,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、子ども医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金で、1億8,095万7,000円の計上となりました。

第9款繰越金は、8,000万円を見込みまして、第10款諸収入は、保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で、283万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、5,177万8,000円でありまして、人件費、国保税賦課徴収費、診療報酬明細書の点検事務等の経常経費のほか、新年度よりカード型の保険証を発行するための関係経費を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比0.8%減の14億1,206万3,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として、対前年度比4.4%増の2億6,965万4,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として67万1,000円の計上です。

第5款介護納付金は、介護保険事業納付金として、対前年度比3.0%増の1億2,558万8,000

円の計上となりました。

第6款共同事業拠出金は、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の拠出金でありまして、2億6,526万2,000円の計上であります。

第7款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、3,018万7,000円となりました。

第8款基金積立金は、3万9,000円の計上で、利子収入を基金に積み立てるものであります。

第9款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で153万3,000円を計上いたしました。

第10款予備費は、2,822万5,000円の計上となりました。

次に、議案第36号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を見ながら、対前年度比0.7%増の2億1,150万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比2.4%増の1億1,763万7,000円の計上で被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、8,504万9,000円の計上であります。

第3款繰越金は、存目1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は特定健康診査事業受託収入等881万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は1,049万9,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料負担金で1億8,840万1,000円の計上であります。

第3款保健事業費は、保険者としての特定健康診査事業経費で、1,108万8,000円の計上で、第4款諸支出金は保険料還付等存目3,000円、第5款予備費は150万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第37号 平成24年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、年間の保険給付の見込みにより、対前年度比0.8%減の16億5,480万円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款保険料は、対前年度比24.1%増の2億8,114万4,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、4億806万7,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は、4億5,305万1,000円の計上で、第5款県支出金は2億2,996万3,000円の計上でありまして、それぞれ、介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として8,000円を計上し、第7款繰入金は2億5,831万1,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするものであります。

第8款繰越金は、20万円を計上し、第9款諸収入は介護保険事業運営資金、償還金及び各種事業参加者負担金等で2,405万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で8,547万9,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比2.3%減の15億712万4,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防等の事業費で3,469万3,000円の計上であります。

第4款基金積立金は、第5期介護保険事業計画の初年度ということもあり、介護給付費準備基金積立金として2,460万8,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、還付金及び介護保険事業運営資金貸付金の過年度精算繰出金等として171万1,000円の計上であります。

第6款予備費は、118万5,000円の計上となりました。

次に、議案第38号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比2.6%減の1億4,800万円あります。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で4,901万7,000円を計上いたしました。

第2款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰入金で9,897万2,000円を計上いたしました。

第3款繰越金は、1万円を計上しまして、第4款諸収入は存目1,000円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費や消費税等で4,460万3,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の償還金で1億99万9,000円を計上し、第3款予備費は239万8,000円の計上です。

次に、議案第39号 平成24年度の南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、維持管理費及び事業費の増等により、対前年度比2.3%増の3億9,300万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は事業に係る受益者負担金で、275万7,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は下水道使用料等で、8,421万9,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道整備事業及び特定環境保全下水道事業に対する補助金として8,000万円の計上でありまして、同じく、第4款県支出金に400万円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金のほか町道改良関係補償工事費についての一般会計繰入金で、1億5,071万3,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は1万円を計上し、第7款諸収入は存目1,000円の計上であります。

第8款町債は、公共下水道等整備事業に対する起債7,130万円であります。

次に、第1款土木費は一般管理費、施設整備維持管理経費、管渠布設工事等に係る事業費で2億3,032万円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億6,055万4,000円であります。

第3款予備費は、212万6,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第40号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費、滝原地区、舘岩中部地区及び南郷地域の簡易水道新設改良工事に係る工事費等で、対前年度比2.7%増の6億4,400万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、対前年度比0.7%減の2億4,536万

6,000円の計上で、水道使用料のほか各種手数料であります。

第2款国庫支出金は、9,493万3,000円の計上で、滝原地区、舘岩中部地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業に係る国庫補助金であります。

第3款財産収入は、6,000円で基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は、1億4,668万4,000円の計上で、起債償還金、高料金対策の繰り出し基準に基づく繰り入れのほか、町道改良関連補償工事費について一般会計より繰り入れするものであります。

第5款繰入金を100万円計上しまして、第6款諸収入は、雇用保険料個人納付金の1万1,000円を計上いたしました。

第7款町債は、滝原地区、舘岩中部地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業に係る町債1億5,600万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款簡易水道事業費は3億8,137万7,000円の計上で、人件費等一般管理経費のほか、施設の維持管理経費、滝原地区、舘岩中部地区及び南郷地域の簡易水道施設整備事業費であります。

第2款公債費は、2億5,897万7,000円の計上で起債の償還金であります。

第3款予備費は、364万6,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第41号 平成24年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料、消火栓設置費、繰入金等の営業収益と、町公共工事関連繰入金、企業債償還金、利子繰入金等の営業外収益でありまして、1億3,537万1,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、1億3,278万6,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、町公共事業関連工事費等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は1,800万円の計上で、配水管布設事業のための企業債であります。

支出の第1款資本的支出は、配水管布設事業の建設改良費及び企業債償還元金で、9,837万3,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,037万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては第6条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案37件、諮問1件につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議を賜りご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



◎提案理由の説明の訂正について

○大宅宗吉町長 ただいまの説明の中で1カ所訂正させていただきます。

議案第40号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計予算、この中の説明の中で、歳入の第5款のところ「繰越金を100万円計上しました」というところを「繰入金」と説明申し上げましたが「繰越金」が正解ですので、どうぞよろしくお願いいたします。失礼しました。

○芳賀沼順一議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、議長から申し上げます。

今期定例会においてこれから議題となります議案等の審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の方法は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質疑されるようご協力方よろしくお願いいたします。



◎請願・陳情の委員会付託

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る3月5日までに陳情1件、請願2件を受理しております。常任委員会への付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成24年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 ただいま議題となりました請願書の紹介議員、室井嘉吉です。

これより本請願を読み上げ、趣旨弁明といたします。

なお、請願人は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部訓正氏です。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願について

1、請願の趣旨

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されました。

いま我が国は、就労環境の変化により、雇用労働者の約4割が非正規雇用労働者と言われており、その多くは正社員並みにフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアとなっています。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止の為に非常に重要な事です。

現在の福島県最低賃金は、時間額で658円となっていますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっております。

また、一般労働者の賃金は4月に引き上げるのに対し、最低賃金の発効日は10月と半年遅れとなっております。

したがって、私たちは、「雇用戦略会議」における政労使の合意内容に沿った最低賃金の引き上げを行うことと、最低賃金改定諮問を早期に行い発効日を早めることについて強く求めるものであります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島県労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。

請願の内容につきましては、

(1) 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

2つ目に、意見書の提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長です。

以上であります。

よろしくご審議の上ご決定をいただきたく、強く要請をいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

次に、平成24年請願第2号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、朗読して説明させていただきます。

「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書であります。

請願者は、福島県会津若松市表町1-67、全日本年金者組合福島県本部会津若松支部支部長、星和次さんであります。この方は本町の上塩江出身の方であります。

請願の趣旨

政府は、社会保障財源確保を理由に、消費税を現行の5%から10%へという大增税を国民に押し付ける一方で、3年間で2.5%の公的年金の引き下げを行おうとしています。

これは、10年も前の政府の措置をあたかも受給者の「貰いすぎ」であるかのように見立てるものであり、いまの高齢者の生活実態をまったく無視した暴挙であります。

2000～2002年に行われた物価スライド据え置き分について厚労省は、長い間「特例措置」と表現し、法的には2004年の年金制度改正において、「物価が上昇するなかで解消するもの」とされておりました。この間、消費者物価指数は若干の低下はありましたが、光熱費をはじめ食料品などは高騰しており、高齢者の生活が良くなったという統計はまったくありません。

今、福島県は3・11東日本大震災と福島第一原発の事故による放射能被害のため、多くの

県民が避難生活を余儀なくされ塗炭の苦しみを味わっています。このような時に、高齢者・年金生活者の命の綱である年金を削減することは、まさに復旧・復興への希望と将来への一縷の望みをも失わせるものであり、地域経済を縮小させ、全国的にはデフレ脱却をいっそう困難にするものです。

よって、貴議会が下記のことを国あてに意見書として提出されるようお願いいたします。

請願項目

1、公的年金の「特例水準解消による2.5%の削減」は行わないこと。

なお、後から参考資料として差し上げますが、提出先は内閣総理大臣と厚生労働大臣であります。

さらに、この3年間で2.5%というのは、1年に直すと0.8から0.9と言われておりますが、わかりやすく1%とした場合におきまして、国民年金で、平均6万5,193円ほどが今平均であります。それを毎月0.8から0.9ということで549円ほどが減って、年額では6,588円ほどが減るという試算がされておりますので結構大きな金額になると。年金しか収入のない人にとっては、毎月500円といえども大変という状況でありますので、ひとつ慎重審議してご決定してくださいようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 非常に重要な問題なので一つご質問をいたします。

実は、これは前から新聞等で載ってしまして、たまたまテレビでやったときに、私はこれからはもらうほう側で、60歳以上ですからいいなと思うんですけども、実は払うほう、若い人のそのとき出た意見をちょっと申し述べますので、それについて、請願者あるいは紹介議員はどのように思っているのかをご質問いたします。

というのは、これは、請願書にはもらい過ぎとなっておりますけれども、若い人から言わせると、国が払い過ぎだろうと。スライドしたときには、落ちたときには下げますよという約束のもとに法律をつくったのではないのと。その分を、払い過ぎた分を戻さないということは、私たち若い人たちが全部税金で負担するんでしょうと、こういう話なんです。そうすれば、我々はどっちみちこういう制度を続けている限りは、幾ら納めても年金もらえないわねと。納めるのばからしくなっちゃうよねという話があったのですけれども、この辺について請願者は、若い人の立場を考えたときにどんなふうを考えているのか。あるいは、紹介議員はそれに対し

てどんな理解のもとに紹介議員となったのか、その点についてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 これは年金者組合からの要請に基づいて紹介議員になっているわけでありまして、ここに書いてある内容、それについての今理解をして紹介議員になっているわけでありまして、そうした若い人の立場ということについては、また別の観点から考えておりますのでご了承願います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、陳情1件、請願2件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方、よろしく願いいたします。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月14日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

平成24年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成24年3月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 10番 山内 政 議員
- 7番 渡部 優 議員
- 16番 大竹 幸一 議員
- 12番 湯田 秀春 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 2番 長谷川 耕一 議員
- 6番 湯田 哲 議員
- 9番 高野 精一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 大桃 英樹 議員 | 2番 長谷川 耕一 議員 |
| 3番 湯田 良一 議員 | 4番 室井 嘉吉 議員 |
| 5番 室井 実 議員 | 6番 湯田 哲 議員 |
| 7番 渡部 優 議員 | 8番 楠 正次 議員 |
| 9番 高野 精一 議員 | 10番 山内 政 議員 |
| 11番 渡部 忠雄 議員 | 12番 湯田 秀春 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 阿久津 梅夫 議員 |
| 15番 五十嵐 司 議員 | 16番 大竹 幸一 議員 |
| 17番 菅家 幸弘 議員 | 18番 芳賀沼 順一 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星恵助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齊藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	舘岩総合支所長	酒井直慎	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。都合により遅刻する旨届け出のあった議員は、14番、阿久津梅夫君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、今期定例会における質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。



◇ 山内 政 議員

○芳賀沼順一議長 それでは、10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 おはようございます。

議席番号10番、山内政でございます。通告により、ただいまから一般質問を行います。

質問は、3点であります。

1点目、伊南地域高濃度セシウムの検出について。

新聞報道及び3月8日付の町民向けお知らせにより、伊南地域の家庭用まきストーブの灰から基準値の8,000ベクレルを超えるセシウムが検出されたとありました。それによると、宮沢地内1万1,170ベクレル、内川地内1万1,460ベクレルです。このことについて、次により伺いたいと思います。

1点目、高濃度セシウムの検出に至る経過について。

2点目、そのことに対してどのように対応してきたのか。

3点目、今後、森林整備など、間伐材の利用やキノコなどほだ木利用に及ぼす影響をどのように考えているのか。

4点目、雪解け後の山菜とりや、田及び生活水の利用に対する水質検査の体制はどのようになっているか。

5点目、地域住民に対する情報の開示と説明体制は今後どう行っていくのかであります。

大きな2点目、旧4地域の公的施設のバリアフリー化について。

田島地域のあたご館、館岩地域の館岩会館、伊南地域の伊南会館、南郷地域の南郷総合センター及び各支所の高齢者及び身体に障害がある人への対応について伺います。

1点目、洋式トイレの整備は進んでいるのか。

2点目、スロープ、手すりは整備されているのか。

3点目、1点、2点のそういうことがない施設には今後、整備する計画があるのかでございます。

それから、大きな3点目、県指定史跡鳴山城跡、久川城跡の国指定に向けた取り組みについて。

国指定に向けて取り組みがされてきましたが、次のことについて伺います。

1点目、今までの取り組みのこれまでの経過。

2点目、取り組みをしてきた中で、成果はあったか。

3点目、今後の取り組みと国指定の展望はあるか。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

それでは、10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、伊南地域の高濃度セシウム検出に関する1点目、検出に至る経過のおただしであります。本町では放射能測定体制強化策の一環として、福島県からの無償貸与による測定器の導入を進めております。この中で、去る2月16日に伊南総合支所に本体の配備がなされ、4月からの正式測定開始に向けた機械操作の習熟を目的として、試験測定を開始したところであります。

今回の検出は、まさにその作業を開始した直後でありまして、測定した検体は田島都市環境センターに移送し、再測定を実施した上で数値を確定したものであります。

次に、2点目であります。高濃度セシウム検出についての対応についてであります。2月24日に測定数値を確定し、焼却灰を提供いただいた方には即日、結果をお知らせしております。また、焼却灰については、1月の時点より、8,000ベクレルを超える高濃度のものも含めて、各自治体が一般廃棄物として収集する旨、国・県より通達がされております。南会津郡内では自前の最終処分場を持っておりませんので、現在、衛生組合で保管管理をしているところであります。

次に、3点目であります。今後、森林整備等、間伐材の利用やキノコなどほだ木利用に及ぼす影響についてのおただしであります。今回検出された焼却灰のもととなったまきと同じ場所からのものの測定を行ったところ、261ベクレルの放射性セシウムが検出されました。これは、キノコ原木のほだ木生産指導での指標値である150ベクレルを上回っておりますので、町では各森林組合で生産しているほだ木等についてモニタリング検査を実施するよう指導いたしました。

一方、森林整備による間伐材の利用としてのボイラー用のチップ生産時に測定した杉材は48.4ベクレルの数値であり、指標値を大幅に下回っております。なお、山林の一部には、平地に比べて空間線量が高い箇所があることから、町内でのほだ木の生産や出荷、使用に当たっては、町の放射能測定器による検査を行うように、一層周知徹底してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。雪解け後の山菜採取や田及び生活水の利用に対する水質検査の体制についておただしであります。セシウムは水に溶けないため、森林の土壌中に堆積するセシウムが雪解け水に溶け込むことはない、そのように聞いております。しかしながら、セシウムは粘土粒子に付着しやすいという特性があるため、土壌中の粘土粒子に付着したセシウムが雪解け水と一緒に森林から押し流され、田畑等へ入る可能性は否定できないと、そのように考えております。

このことから、町の放射能測定器を用いて沢水や農業用水、そして森林や農地の土壌、山菜やキノコ類等の検査を行うとともに、県に対しても引き続き農林産物や水道水等のモニタリング調査をお願いして、それらの結果を町のホームページや広報紙などで町民の方々に随時公表してまいりたいと。そして、不安の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。地域住民に対する情報の開示と説明体制に関するおただしであります。焼却灰に関しましては、注意喚起も含めて、本日全戸配布されます町の広報3月号に放射能情報として掲載したところであります。また、伊南地域にあっては、先週の段階でさらに1万1,460ベクレルと、議員が先ほど申し上げられたとおり検出されたこともありまして、これとは別に緊急情報として各戸配布でお知らせしてまいりました。

放射能問題につきましては、だれもが予期せぬ中で突然降りかかってきた、まことに残念なことであります。今後、町民の皆様一人一人が、やみくもに押されるだけでなく、適正な知識と手法で放射能被害に対して対処していかざるを得ない現状にあると思います。いわゆる風評被害も、そういういろいろな憶測の中で、見えない放射能、においもない、形もない、どのような状態かはっきりわからない状況で、大変放射能そのものの危険性ばかりが強調された状況が続く限り、この風評被害も払拭できないと思いますから、この辺も徹底といいますか、できる限りの情報公開しながら、そして放射能に対する知識を皆さんにも得てもらうような手段も町としても講じながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

測定対象を拡大する中で、場合によっては想定外の検出といった可能性も十分考えられますので、町では、今ほど申し上げましたように、いろいろな情報を公開しながら、皆さんにそのことをお知らせして、そして最も重要であると認識しておりますので、そのような対応もしてまいりたいと思いますので、今後ともご理解をお願いしたいなと思います。

次に、旧4地域公的施設のバリアフリー化についての1点目、洋式トイレの整備は進んでいるかとのおただしであります。高齢者や障害をお持ちの方などが社会活動に参加する上で、公共施設のバリアフリー化は重要な課題であると、そのように認識しております。

各施設の洋式トイレの設置状況ですが、あたご館は設置がありません。館岩会館は、男子トイレ1カ所、女子トイレ2カ所、車いす用トイレ1カ所設置しております。伊南会館は、車いす用トイレ1カ所設置しております。南郷総合センターは、男子トイレ1カ所、女子トイレ3カ所設置しております。総合支所の設置状況ですが、館岩・伊南総合支所については設置がありません。南郷総合支所には、男子トイレ3カ所、女子トイレ1カ所設置しております。

次に、2点目であります。スロープ、手すりは整備されているかとのおただしですが、あたご館はスロープと手すりの設置はありませんが、他の施設につきましては玄関、事務室入り口等にスロープ、階段には手すりが設置されております。

次に、3点目、ない施設は今後整備する計画はあるのかとのおただしですが、平成24年度は伊南会館のトイレの洋式化5カ所、伊南総合支所のトイレの洋式化2カ所を計画しております。高齢化が著しく進む現状の中で、バリアフリー化への対応は急がなければならないと考えておりますが、建物の構造上、問題がありますので、大規模改修工事や修繕工事の中で、利用状況などを総合的に判断して順次取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 おはようございます。

私からは、県指定史跡久川城跡、嶋山城跡の国指定に向けた取り組みについてお答えいたします。

ご承知のように、両史跡は、中世から近世初頭にかけての山城で、土塁や空堀などの遺構が良好な状態で保たれており、本町を代表する大変貴重な文化遺産であると認識しております。また、両史跡とも文化庁の国指定史跡候補の中では最上位にランクされていることから、学術的にも価値の高いものと判断されています。

このようなことから、平成22年8月に県文化財課の指導・助言を受け、史跡の専門家等7名で構成する福島県指定史跡保存対策検討委員会を立ち上げ、昨年まで両史跡の現地調査を含め、3回の検討委員会を開催したところであります。また、本年1月には、県文化財課の指導を受け、両史跡の現状や特徴、過去の発掘調査等の成果について整理し、県を通じて文化庁へのコンタクトをとったところであります。

その成果であります。当初は久川城跡と嶋山城跡とをそれぞれ単体でとらえ、国指定の目標を設定して進めてまいりましたが、現地調査及び検討会を重ねる中で、本町には久川城跡と嶋山城跡以外にも両史跡に関連する重要な山城が数多く点在することから、これらと一体的に当地域における中世の城下群という枠組みで構成することで、ある程度の方向性が見えてきたところであります。

なお、平成23年2月に、河原田氏の初期の山城である駒寄城跡の重要性を認め、久川城跡と一体的に保存する観点から、南会津町指定文化財に指定したところであります。

今後の取り組みといたしましては、文化庁調査官に現地に足を運んでいただき、指導・助言を受けながら、県指定史跡の保存対策検討委員会を中心に、より明確な国指定に向けた方向づけをしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、他町村の事例から、国指定の実現化には長い時間がかかると思われまますので、関係機関と綿密な連携を図り、地域住民の方々のご理解とご協力を得ながら、一歩一歩着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

順序はあっちこっちになるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

経過といたしますか、それは理解をしました。実は、もう本当新聞に出た段階で、我がふるさと伊南は大丈夫だろうと思っていたのが、いきなり高濃度ということで、非常に旧村民といたしますか、伊南地域の方は非常に心配をされました。それで、日常活動で行っている、例えば、1点目、再質問するのは、春になるともうみんな待ちに待って山菜とりに行くわけですがけれども、先ほど町長の答弁の中にもしっかりと検査するという話がなされましたけれども、それぞれ多分地域ごとに山菜とる場所というのはほとんど限定されるのかなと思うわけです。そこで、山菜をとる場所の検査ですね、土壌の検査含めた。雪解け後にそういうことを役場としてやる考えはあるかどうか、そこから1点お伺いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

基本的には、農産物や山菜類等、何が安全かということになれば、やはりそういう実質的な数値でもって示すしかないのかなと、そのように理解しております。そういう中で、もう全量検査する、そういう意気込みで臨みたいと思いますが、ただ、山菜をとったり何だりするとき、昨年もキノコの問題あったんですが、実際にどこからとってきたキノコなのか、それを限定しないと、買ってきたキノコなのか、本当の南会津産のキノコなのかわからない、そういうのを検査して数値を発表するわけにもいかないという問題点もありましたものですから、ですから、山林の調査に関して、山菜をとる場所を一々、一人一人の1カ所1カ所を調査するということ

は現実的には無理なのかなと。ただ、ポイント的にある程度調査をしながら、その中で高い位置をある程度町としても把握する必要、これはあると思うので、そういう意味での調査はやっていく必要があるだろうと、そのように思います。

ですから、1点1点メッシュで山を調査するという事は、現実的に不可能ではないかなとは考えております。できる限りの事は努力してやっていきたいと思っております。それには、やっぱり山菜をとったり、キノコをとったりする人の協力も必要ではないかと思っておりますが、物によってはとられる場所を教えたくないとか、そういうこともあるかと思うので、そこは現実的な対応もしていく必要はあると、そういう認識でおります。ですから、できるだけそういう安全対策は力を入れてやりたいと、そういうつもりでおります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

実は、町長もご存じかと思うんですけども、白沢地区内、あるいは小塩地区内、あるいは青柳地区内、山菜とれる地区というのは、とられる人というのは、ある程度同じような地区でとってくるわけですね。そういう地点のポイントとして、さっき、メッシュの話は後で申し上げますけれども、何とかの沢のところだよ、その辺はコゴミがとれるので、この辺ちょっとしっかりフォローしようと、そういった意味で私は質問したわけですけども、そのこのことについてちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ある程度予想されるところの調査は可能だと思います。ただ、不特定といいますか、ある意味規則的な、全町の面積を対象とした中での調査は、これだけ広いところですから、現実的にちょっと厳しいのかなと、そういう認識でおります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 山菜採取の検査については了解いたしました。

続いて、伊南川の本流も含めて、溪流釣りに対応した水質検査の体制といいますか、それ、先ほど水には溶けないので大丈夫かなという話をされたわけですが、その検査体制ですね。4月1日から溪流釣りも始まりますので、その辺、観光産業、観光で発信するときに安全だよということも含めたときに、水質検査というのは重要なのかなというふうに考えます。その検査体制についてお伺いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

放射能は水に溶けないということで先ほどお答えしたはずなんですけれども、雪解け水によって土砂についた放射能が川に流れてきますと、当然川底を漂って河口ですね。結局、阿賀野川をたどって新潟のほうに流れていくのではないかというふうに考えられます。川自体、水の中には溶けないでおりますので、一応安全ではないかなというふうに考えられるんですけれども、河川等についての水質検査も一応やっておりますので、それは十分に結果を町民にお知らせしたいというふうに考えております。

体制といたしましては、県から無償貸与しました測定器4台ありますけれども、そのうちJA会津みなみにつきましては、田島地域と舘岩地域の一般食材等をやりまして、都市環境センターにおきましては4地域すべての農地土壌等を測る予定であります。そして、伊南総合支所に設置しましたのにつきましては、伊南と南郷地域の一般食材等をやるということで、都市環境センターのほうで一応そういう検査をしてみたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 水質の検査体制については承知をいたしました。

それで、今までですか、一番直近の水質検査に基づいて結構なんです、伊南川及び対応された支流については、特に水質については問題ないというふうに理解してよろしゅうございますか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

主要河川についてはもう以前から、放射能の前から検査をしております、主要河川全体については毎月のように検査結果が出ております。今のところ問題ありません。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 水質検査は大丈夫だということであると、当然、川の漁業権を持っている漁協との関係で、魚は大丈夫ですよという形で理解をしてよろしいですか。お願いいたします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

水そのものは安全でありますけれども、釣った魚はどうかというのについては、漁業組合のほうもそれに伴って検査するということとありますので、こちらでは今のところ、そういうふうにやっていただきたいというふうをお願いするだけであります。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうなんです、そこが問題なんです。水は大丈夫だったけれども、魚はわからないぞと。

そこで、やっぱりここは行政と補助金を出している漁協との関係なんですけれども、魚も絶対大丈夫だよという、その辺の連携といいますか、しっかりとれていることが、町長がいつも言うように、うちの町は安全だよというPRするための前提ではなかろうかなというふうに思うんですが、その辺の連携といいますか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 答えいたします。

釣った魚も、一応釣った人が環境センターのほうに持ってきていただければ、その時点で検査することは可能なんですけれども、どこの場所でこの魚を釣ってきたというところがなければ、ちょっと難しいかなと思われま。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 情報交換、これは本当に食の安全にもつながりまして、確かに地域の安全にもつながります。ですから、これはきちんと、これは釣りをされる人にも、もちろんこの地域で釣りされる人に対して、まず周知徹底して検査を必ずやってくださいと、そのようなことを町で周知していきたい、それを実行していきたいと思えます。それから、来られた人にも、それをもとに伊南川の魚は安全ですよと、そういうようなことを言えるように、数値で実証することが本当にことしは特にまた大事なかなと考えていますので、その辺は釣りをされる人、漁業組合の人たち、あるいは地域の人たちと連携して、しっかりそれは対応してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 まさにそのとおりであります。伊南地域で千葉大学のコヤマ先生の講演があったときに参加させていただいて、彼はチェルノブイリに出かけて行って、その経過をお知らせいただいたわけなんですけれども、その中で、やっぱり消費者に対して正確な検査、それからそれに基づいた流通体制の確立が必要なんだよと。そして、何回か述べられたように、本当に適切な情報の提供だよという話を述べられておられました。非常に印象的であったので、ちょうど今、町長の答弁をいただきましたので、あわせてお話し申し上げます。その中で、本町の担当者の方も出席されておりましたが、いわゆる汚染マップの作成といいますか、伊達

市でしたか、地域を限定されてそういうことをやったほうがいいよということをお話をされておりました。

それで、先ほど町長、なかなかうちの町内広いので大変だという話をされたわけですが、特に本町の重点作物、トマト、それからアスパラ、花ですか、リンドウとか、そういったところ、団地建設されて集中的につくられているようなところについては、これはやっぱり早急に、雪が消えたら、やはりメッシュを組んでというか、変な話だけれども、そういう必要があるのではないかなというふうに思います。

町長の町政施政方針の中でも、15ページで述べられておられます。それで、多分これはおやりになるのではないかなというふうに想定するんですが、その辺のところ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

農業の振興作物の土壌の調査ということですが、この件についても、12月に農林事務所のほうにお願いしまして、町内管内の水稻、あとアスパラ、トマト、リンゴ、ソバ等の土壌の調査をしております、ようやく2月末に公表されました。それについても、NDの箇所と比較的数値は低いんですが、少し数値が出ているところがありますが、農作物には影響がないというようなことを農林事務所から報告を受けています。

今後も、雪解け等もありまして、また雪解けから山からそういう土砂が流入した畑等も考えられますので、雪が消えた箇所についても、環境水道課のほうと連携を図りながら土壌調査のほうを進めてまいります。なお、県のほうにも、あわせて引き続き県の調査のほうもお願いして、農作物は安全であるということを、データを踏まえて農作物の作付をお願いしたいと考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 汚染の進んでいるところ、福島県内、新聞等の報道の中では、米やっつくるとか、何とかつくれるようにできたみたいな話、そういう報道がされていまして、非常にそれを踏まえると、南会津町は大丈夫なのかなということで一応町民の方も安心しておられるかなと思うんですけれども、実際に雪が消えて耕作が始まったときに、そういうデータをしっかり示していただくことによって、初めて町民の方もことは大丈夫、作物つくれるよということになるのかなというふうに思いますので、その辺のところはしっかりと町民の方にお知らせをいただきたいと思います。

それから、24年度の事業概要の中にしっかりと土壤汚染マップをつくっていくんだよと、それから空間線量マップの作成をしていくんだよという話をしておられるわけなんですけど、その辺の詳しい話、ちょっと教えていただきたいんです。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えをいたしたいと思います。

ただいままでの議論の中でも明らかなように、町としてはモニタリング体制をしっかりと組んで、可能な限り調査をして、町民の方々に公表し、安全・安心を進めていくという基本的な姿勢でございます。

ただいまご質問にありました、いわゆる山林部分の空間線量のマップの問題、先ほど町長がご答弁しましたとおり、90数%超える山林地帯で、すべての現場に入って、すべての空間線量を測れるかという物理的な問題もあります。そういった中で、今、町が考えておりますのは、各集落の里山、それから溪流ですね。いわゆる先ほど重点的なご指摘がありましたけど、そういったところの線量測定を実施を今計画しております。

それから、農地の土壌の問題でございますが、先日の臨時議会でもお答えしましたが、12月段階で第1回目の土壌検査をし、各区長様等々のご協力いただいて、今、第1回目の公表をしているところでございます。さらに、先ほど農林課長が答弁したとおり、町が土壌に対して独自の調査、それにプラスアルファして県のほうの調査ということで、重点作物中心に安全な作物がつかれる体制をしていくと。それを、いわゆる土壌の汚染マップという表現に今しておりますが、作成をして、安全な体制で本町は農産物がつくれますよと、そういった公表をしてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そういった事業計画があるようですので、しっかり実施をいただきまして、安全なんだよということを町民の方にもしっかりとお伝えをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど町長の答弁の中で、伊南地域から出たいわゆるチップですね、問題ないということで、実は安心をいたしました。それで、伊南地域からの間伐材のチップを使っております、きらら289の木質バイオマス施設、稼働されているわけですけれども、多分、南郷地域の方は心配されていたんじゃないかと思うんですよね。伊南から持ってきて、煙出ているけど大丈夫かと。

それで、先ほど答弁にありましたように、非常に低濃度であるので大丈夫だよという話だっ

たかと思うんですが、この289のバイオマス、今、試験的に運用しているわけですが、これについては大丈夫だなということ、もう一回確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、町ですね、チップをつくりまして、ボイラーを2月24日から試験的に稼働しているところなんですが、またその中で、1日2立米から4立米燃焼する予定で今進んでるんですが、性能がよくて、灰が1キロにならないということで、まだ測定までに至らない経過なものですから、1キロになった時点で灰の検査をしたいと思っております。

なお、煙のことについても、煙から放射性物質が飛散されるのかと心配したんですが、焼却の煙突のところにも灰じんが飛ばないスクリーンというものがあまして、そこでも灰をためる装置があるということで、まだ煙そのものの検査はしていないんですが、そういったことを含めて、今のところは安全でないのかなというふうな解釈していますが、なお今後、煙のことについても測定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 課長、最後、非常にいい答弁をしていただきましたが、そうですね。灰は残るから検査できるけれども、煙は行っちゃうから、だけど、ちゃんとその前にフィルターがあつて大丈夫だよと。その大丈夫な検査をしっかりされまして、南郷地域の方にしっかりと広報といいますか、情報の開示といいますか、お知らせをしっかりお願いしたいと思います。

質問の1点目につきましては、先ほど町長もお話しされましたけれども、放射能という全く見えない、においもしない、形もないという、しかし、被曝すると生命に危害が及ぶというような、本当に厄介なものなんですけれども、見えないから私たちは不安が募るわけですが、しかし、必要以上に不安をあおってもいけないというふうに私自身は思っております。

私も含めて、今まで行政が経験したことない丁寧な説明といいますか、それが町民に対して求められるのではないかな、国にあつては国民に対して求められているのかなというふうに思うわけですが、第1点の質問に対して、最後に、そのことについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

やはり、形が見えれば、どこにあるかわかる。においがすれば、どのように感じるかわかる。

けれども、そういうものは全くない。確かに、危険なことは間違いない。そういうような状況で放射能はあるわけでありますけれども、本当にこれは軽く考えてはいけないし、さればとって、余りにも騒ぎ過ぎてもいけないということもあるのでないかなと、そのように思いますし。

ですから、今、専門家の中でもいろいろな意見が分かれているとおり、どの程度人体に与える影響というものがあるのかということ。影響があるということだけは確かなんですが、影響はどのくらいあるのかということがはっきりわかっていない。そういう中で、いろいろな数値、いろいろな考え方が今言われていると、そんな状況でありますから、その辺も含めて、国のしっかりした専門家の方々の議論、それからそういう考え方は必要だと思うんですが、町といたしましても、そういういろいろな考え方があるよという中で、皆さんが安心していただけるような情報を得ながら、そういうことを皆さん方に発信しながら、皆さんの精神的な安定、それから健康に対する課題も十分考慮して、しっかりとした対応してまいりたいと。

いずれにしても、国・県、それから私どもと連携しながらやってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 第2点目の公共施設のバリアフリーについて再質問をいたします。

実は私、すべての箇所を見てまいりました。それで、細かい話をしますけれども、答弁の中にありましたあたご館については、確かにスロープもない、手すりもない、洋式便所もない。南郷の総合支所につきましては、非常に階段が、段差が少ないので、スロープがありまして、手すり等はございませんでしたが、特に支障はないのかなというふうに思ったわけですが、昔でいう開発センター、今でいうと総合センター、階段の手すりはあるんですが、スロープの手すりがないんです。

実は、スロープはあるだけではだめなんです。スロープに手すりがないと、これからはだめなんですよね。その点でいきますと、伊南は会館も支所もスロープはありますが、手すりがない。スロープのほうに手すりをつけていただければ、階段じゃなくても何とかなるのかなというふうに思っております。

それで、それぞれ改修工事が行われるという答弁いただきましたけれども、ぜひですね、まだ間に合うと思いますので、予定されているのかもしれないが、手すり等を考えられているのか、もしも考えられてなかったら、それを入れていただけるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○酒井直伸伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南総合支所の状況でお答えいたします。スロープに手すりを設置してはという声がありましたが、その後、来庁あるいは来館される住民の方の動向ですか、拝見させていただいたところ、むしろ手すりを利用される方はほとんど来館・来庁されていないということでありまして。むしろ、選挙の期日前あるいは投票日に来館・来庁されるんですが、その場合は家族の方が付き添われてお越しになるということで、差し迫った手すりの設置は今のところ必要ないのではないかというふうに、伊南総合支所のほうでは認識させていただいているところでございます。以上でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私が住民から伺っている話は逆なんですね。行きたくても、あその前で思わず階段が高くて上がれないんだと。せめてあそこに手すりがあると、それで行かれるんだという話を伺っております。その辺の認識の違いはあるようですけれども、このところはですね、もう一度しっかり調査をされて、幾らもかからない施設ですので、どうか検討いただきたいと思います。もう一回お願いします。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○酒井直伸伊南総合支所長 お答えいたします。

その辺、議員との認識の違いがございますので、今後、再調査と申しますか、住民の声をもう一度反映するような方向で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうですね、もう一回よく検討されてください。

それから、あたご館について、今のところは洋式トイレも含めてないということで、これはあれですか、建物が悪いというか、ちょっと老朽化しているので、ひょっとしてやらないという方向ですか、それとも調査をして、やるという方向なんですか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

あたご館でございますが、あそこの建物は老朽化がかなり進んでおりまして、耐震化上も非常に問題を抱えている施設でございますので、今後、あそこを継続的に使用していくということ

になると、まずは耐震化をクリアしないと先に進めないというような部分がございますが、当初、検討の中で取り壊しを検討した時期もあったわけですが、ただ、住民の方のご利用が御蔵入交流館できた後も一定程度あるということで今お使いをいただいているところでございますので、まずは今後の住民の方の利用動向等を見ながら、抜本的な問題の中でその問題については考えていかなければならないのかなど、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ちょっと迷うご答弁でございましたが、その抜本的なという話を探っていくと、抜本的なんだべが、やらないというか、壊していくというようなニュアンスでよろしいんですかね。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、仮にこれからの利活用を考えた場合に、あそこをかなりの財政負担をしながら耐震化を図るとするのは、ちょっと現実的ではないのかなというふうに考えております。その中で、そういった方向性があるのであれば、今、現状あるバリアフリー化に投資をするお金が無駄になってしまうというような部分がございますので、そこはやはりあその施設の今後の方向性を決めてから判断せざるを得ないのかなというふうに思っています。

ただ、一般的にバリアフリー新法ですね。これにつきましては、不特定多数の方が利用する施設については当然つくる場合、それから改修する場合については、それぞれ障害、それから高齢者に配慮した設備の改修を法律で求めていますので、その法の趣旨については十分承知しながら、当面、住民の方の利用の動向、それから住民の方の意向等を踏まえてそれぞれ、あそこ館に限らず、逐次バリアフリー化についての改修を進めてまいりたいというふうに基本的には考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、了解しました。

それでは、最後の3番目の質問について再質問をしたいと思います。

先ほど教育長答弁をいただきました。実際に本格的に調査したら、両城跡とも新たなものが見えてきたということ、非常によかったなというふうに思っています。

それで、その中で、かつて旧南郷村で調査された支城群とあるわけですが、この辺の検証もする必要があるのかなというふうに思っています。そして、和泉田地区で整備をされております同

じ時代の河原崎城というのがあるわけですが、これも久川城あるいは嶋山城、同時代、まったく同じ時間帯に機能した城跡でありますので、これもしっかりと調査して、町指定なり、その方向にする必要があるのかなというふうに思うわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど教育長答弁いたしましたけれども、久川、嶋山、両城の関係ですね。これについては、やはり広域的に持っていかなざるを得ないんだという方向性も出ておりますので、その中でただいまおただしの河原崎城、これらについても、南会津地方としてどのような位置にあったのかとか、久川、嶋山も含めて、その当時どのような関係にあったのか、そういうものを含めまして、保存対策検討委員会の現地調査、それらも必要かと思えます。さらに、県のほうの指導もいただきながら実施してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、了解しました。

それから、地域の方が非常に興味を持っている中で、しばらく発掘調査やっておりますので、嶋山城跡、久川城跡の、経費かかるわけですが、学術的な調査も進めることによって、より城跡の価値的なものも判断できるのではないかなというふうに考えるわけですが、今後の発掘調査について、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 確かに、久川、それと嶋山城、非常に関係のわかるような文献が少ないということもございます。そのために、過去に発掘調査を部分的には実施した経緯があるんですが、過去の発掘調査だけではなかなか全体の解明ができていない状況であります。したがって、過去の調査の検証、それらも含めて、新たな遺構の確認というものも必要であるというふうに判断されますので、今後、県史跡でありますので県のほう、あるいはそれから検討委員会のほうとも協議をしながら、許可を得ながら、ご指導いただきながら、発掘調査のほうについても検討してまいる必要があるというふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 了解をいたしました。そのように進めていただきたいと思います。

それから、これは質問通告に入っていないんですが、おわかりでしたらばお答えいただきたいと思うんですが、南会津町内に広がります中世以降の山城群というのは、整備次第では非常

に文化的な遺産であるということは間違いないと思うんですが、観光資源としても非常に有望だなど。いわゆるトレッキングを含めた、今そういうのはやっておりますので、どうでしょうか、商工観光課長、観光資源として違った角度から調査される、してみたいというようなこと、いかがですかね。もしもご答弁できましたら、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 答えいたします。

私のほうで、実は平成23年度、本年度から観光物産協会のほうで各エリアの観光マップ総合マップを作成しております。23年度が田島、24年度は既に進んでおりますが、館岩エリアを予定してございまして、実は25年度に伊南・南郷エリアをつくりたいということで考えておりますので、今おただしにありましたさまざまな文化遺産、歴史的な遺産、ご存じのように今、歴史ブーム、文化遺産ブームということで注目されている内容でございますので、ぜひ教育委員会のほうと連携をしながら、貴重な情報等を収集しながら情報発信等に生かしてまいりたいというふうに考えております。特に、平成25年はNHKで「八重の桜」が放映される予定になってございますので、そのようなものと連動した中での貴重な財産を観光資源として、ぜひ発信してまいりたいということで考えておりますが、本年24年中にそのようなもので調べていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたい。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ご丁寧に説明いただきまして、ありがとうございました。

確かに、会津観光の中には、今までどうしても若松中心でございましたけれども、広域観光の中ではしっかりと南会津地方の歴史が生かされるというふうに思いますし、会津若松地域の人もそれを期待しておりますし、そういう私どもは潜在的なものを持っておりますので、ぜひしっかりと組み込まれた中で、南会津地方、南会津の観光資源ということでも、やっぱり城跡を活用していただきたいなというふうに思うわけであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○芳賀沼順一議長 以上で10番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議員

○芳賀沼順一議長 次に、7番、渡部優君の登壇を許します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 通告によりまして、ただいまから一般質問を開始いたします。

今回の議会では、3点についてお伺いいたします。

1点目です。地域支え合い等事業の事業展開についてということでお伺いいたします。

本町の福祉計画や振興計画を見ると、今後の人口動態が推定されている。人口は大幅に減少するが、高齢者の比率は大きくなり、独居や高齢者世帯の増加は容易に推定されます。

そういった中で、社会福祉協議会や消防署施策を含め、本町ではその対策を本町の大きな政策の柱の一つとして、さまざまな施策をこれまでも実施をされてきたし、今後も展開されるものと考えます。

この支え合い等事業は、地域住民みずからのこととして実施されることが一番いい形だというふうに考えております。しかしながら、その事業実施においては、これまでも何度かこの議会において問題提起されておりますが、大きな障害となっていることがあります。すなわち、町や社会福祉協議会などと地域や消防署などとの情報共有が、個人情報保護法、本町でもそれに基づく個人情報保護条例ができておりますが、それによりできないでいることであります。

先般、皆さんご存じだというふうに思いますが、新聞やテレビ等で報道されましたが、孤独死や孤立死が現代社会の大きな課題として提起されました。国はそれを受けて、今後、個人情報保護法の弾力的運用の検討に入るというふうにしております。

本町においても、まさに住民に一番身近な事業自治体として、支え合い事業等の最大の効果を生む形を、個人情報保護法——町では個人情報保護条例であります——の対処も踏まえ、考えて事業実施に当たる必要があるものと強く考えますが、町長の考えを伺います。

2点目です。所管であります。細かい内容は所管で聞いておりますので、今回は町長にその考え方、大きな考え方、方向性について、みなみやま観光株式会社の方向性はということでお伺いいたします。

町100%出資のみなみやま観光株式会社の経営権は完全に町が持っているわけですから、町は適時、町民に対してその現状を報告し、その方向性も示していく責務があります。現在の経営状況に対し、さまざまな憶測が流れ、施設などの縮小などがささやかれ、社員や季節雇用者などに不安をもたらしております。各施設を事実上運営、経営しているみなみやま観光株式会社には、一般町民への直接の報告義務はないわけではありますが、そのかわり100%出資の町がその責任を持っております。

改革プラン検証委員会などの第三者機関の結果または途中経過なども、積極的に公開すべき

というふうに考えます。町長の考えをお伺いいたします。

3番目でございます。公立学校等での国旗・国歌の指導はということで、1月ですか、東京都の裁判の判例が出ました。学校での行事における教員等の国旗・国歌時の不起立に対する、明確に指針が出ました。

本町における公立学校等における国旗や国歌の指導はどうされているか、伺います。

3番に関しましては、教育長にお伺いしたいというふうに思います。

壇上からは以上でございます。ありがとうございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域支え合い等事業の事業展開についてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、高齢化の進行や地域内における結びつきの弱まり、さらには核家族化などを背景として高齢者が孤立する実態が浮き彫りとなっております。個人情報保護法により情報の共有化できにくいことも、より深刻な問題を起こす原因の一つであると、そのようにも認識しております。

当町における個人情報の取り扱い、町の個人情報保護条例により定められており、その提供についても制限されています。しかし、高齢者の見守り等にご尽力いただいている民生委員・児童委員の方々には特別職地方公務員とされておりますことから、当町においてはこれまで、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の名簿を提供してまいりました。新年度には、さらに65歳以上の高齢者の方々の名簿を提供することにしております。

また、緊急時災害時要援護者避難支援プランにより、登録された方については関係機関への情報提供の同意をいただいておりますことから、個人情報保護法に留意いただきながら活用していただきたいと、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区の自主防災組織、消防団、広域消防署、警察署へ申請書の写し等の提供を開始したところであります。

地域の支え合い事業として、これまで展開してきました地域助け合いモデル事業では、37の集落が住民みずから支え合う体制づくりを構築していただくなど、一定の効果があったものと考えておりますが、新年度からはさらにこの事業を発展させました集落応援交付金事業をスタートしたいと、そのように考えております。今後、住民が主体的に取り組まれ、町が提供する個人情報を活用していただき、地域の実情に応じた効果のある支え合い事業が構築されるものと、それに期待しております。

私もこの個人情報保護法、悪用する人というのはあらゆる手段を使って個人情報を得ますけれども、やはり行政がこの法律を守らないわけにもいかない、大変悩ましい部分もございます。

その辺も十分検討して、ぜひこの法律が本当に有効にといいますか、個人のためになるような活用の仕方が望まれておりますから、町としてもその部分を今後も十分研究、検討しまして、何とかこのことを解決してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

次に、みなみやま観光株式会社に関する現状報告と第三者機関による検証結果の公開についてのおただしであります。まず現状につきましては、議会を通して決算状況等を示すことで現状を報告していると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

南会津町第三セクター経営評価委員会等の第三者機関による検証結果の公開についてであります。既にお示ししております南会津町第三セクター改革プランでは、平成22年度と平成23年度は経営改善期間と位置づけられ、第三セクター各社は経営改善に着手するとともに、経営評価委員会はそれらの実情状況の調査と評価、さらには必要に応じて支援を行うこととしております。

これら年度ごとの検証、評価は、各施設の今後の経営方針を結論づけるためのものではなくて、翌年の経営改善につなげるために実施しているものであります。そのために、これらの検証、評価結果は、各社に戻すことで経営改善に反映しております。平成22年度の検証結果は、会社の管理職の皆さんにお集まりいただき説明いたしました。今年度の検証内容につきましても、引き続き会社に結果を戻すことで一層の経営改善を進めていきたいと考えております。

それから、昨年3.11、重大な事故がありまして、その後の対応としてスキー場、特にみなみやま観光のスキー場、3月17日で営業をやめるというようなこともありましたし、そういう緊急的にやはり経営改善あるいは対応していかなければならないということも発生します。そして、今も引き続きずっとその影響がありますし、経営改善の結果、かなりことしも見られるんですが、これがずっと続くとも思いませんから、そのようなことも、将来の見通しを見た中で経営改善は随時進めていく必要があると、そのように認識しております。

24年度につきましては、21年11月に策定しました南会津町第三セクター改革プランに位置づけられた経営評価の年となっておりますので、これまでの検証結果を踏まえて、本格的な方向性を示してまいりたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等により答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、公立学校等の国旗・国歌の指導についてお答えいたします。

学校における国旗・国歌の指導は、我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるために、文部科学省の学習指導要領に基づき行っているものです。

本町においても、小・中学校において国旗・国歌に関する指導が適切に行われるよう指導しているところであり、昨年の卒業式及び入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱について調査した結果、すべての小・中学校で実施している状況にあります。今後も、適切に実施されるよう一層指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 質問席のほうから、再質問を若干させていただきます。

1番目の地域支え合い等事業の事業展開についてということで質問させていただきました。町長のおっしゃることは十分に承知をいたしました。

それで、例えば今回の福祉計画もそうなんですけれども、やっぱり地域の助け合いと高齢者の助け合いと、いろんな助け合い、支え合いですか、そういう言葉が至るところで使われておりますよね。それをどういうふうに効率よくできるかという手段ですか、これはハウツーではないと、手段ということだろうけれども、前の議会というか、この議会で何回か多分指摘されてきているんじゃないかなというふうに思います。

それで、先ほどのご説明だと、要支援者とかそういった同意をもらって、名簿登録は民生委員等に出しているというふうなお話しされましたけれども、保護条例とあわせてぎりぎりの線ではないかなというふうに思うんですね。そうすると、何が問題になるかということだろうというふうに思うんです。

民生委員、議員もそうですけれども、特別公務員だ、守秘義務がある。そちらのほうの感覚でもって出しても構わないというか、出してあげているんだとか、出す方向性で実際も出しているというふうな考え方でやられるというふうに思うんです。そうすると、守秘義務を持たない、例えば区長様とか、これは特別職じゃないですから、そういった方には自分の地域だけでもそういったいろんな情報が入らないと、支え合い等の事業等の情報が入らない。例えば、民生委員の中で、こういう人困っているんだけどなんていうところ、やっぱり区長様に一報を入れたほうが効果はあるというふうに、私いつも行けないから区長様ちょっと顔出してけろなというふうな、実態的にはそういう形はありますけれども、何かあったときには、区長様はそんな責任を感じなくてもいい結果になるわけでありまして。

ですから、私が申し上げたいのは、やりやすい形をつくるべきだろうということで、ご存じ

だろうというふうに、事前通告してありますので調べてあるというふうに思いますけれども、平成23年3月31日付の規則第34号ということで、東京の中野区で地域支えあい活動の推進に関する条例というのをつくって、保護条例との兼ね合いの中できちっと制度的につくってあるんですね、それで支えあい関係の事業を展開していると。そこには、例えば区長さんも入っているし、例えば地縁団体という言葉を使っているんですけども、同じようなボランティア団体、そういった支えあい事業をいろんな団体がやっているということで、地縁団体に対する情報の提供にも及んでいるんですね。そういったことをしっかり制度化してあげないと、責任の所在というのは明確に出てこないんですね。個人情報保護条例に関する違反した者、罰則されるわけなんです。

だから、そういうところで明確化を図るべきで、そうするとしっかり提供もできるし、責任の所在もはっきりできる。動きやすい、活動しやすい、そういうような状況を、やっぱり行政側としてはしっかり条例化をしてつくっていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

私どものほうで今回、要援護者避難支援プランに基づいて、各高齢者、障害者等からそれぞれのご了解を得まして、警察署、消防署、行政区長等にその内容について周知をさせていただきました。これについては、個人情報についての公開するというようなことで了解は得たものでございます。

また、今ほど議員ご指摘のございました内容については、内容をちょっと把握しておりませんので、その内容について今後精査をして、検討したいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、ちょっと考え方を申し述べさせていただきたいと思います。

これは、そういう個人情報がネックになってなかなかそういう活動ができないということ、先ほどちょっと私も答弁の中で申し上げましたけれども、実は今年度ですか、昨年7月、豪雨災害ありました。そのときに、伊南地区が大変な被害を受けたわけですけども、でも、これが本当に幸いにも人的被害なかったんですが、そのときに、本当にその後痛感したのは、やはりこういうことだと思うんです。ですから、これが行政に責任があるとかないとかじゃなくて、最終的に行政は責任を負わなきゃならないこともわかりますが、やはり地域がそういう情報を、昔だったらある程度隣の地区までみんなわかっていたことが今はわからなくなっちゃ

ったと、そのような状況がありますから、やはりそれだけ区長さん、地域の役割というものがだんだん何と申しますか、つながりが薄くなってきて、そういうこともなかなか話しにくい状況になっている状況でありますから、実は今年度、地域助け合い支援事業もありましたけれども、これでも私不十分だと思いましたから、そういう中で、集落応援交付金という形の中でそういうことを、ぜひ地域のつながりを深めてもらいたいと、そういうようなことを計画してやっているとあります。

ですから、地域にどういう方がおられるかということを常日ごろ把握を、個人情報情報を行政から提供すると、やっぱりそういう情報というものはそういうものがひっかかりますから、地域でそういうことを調査してもらって、常にその状況を把握しておいてもらおうと。こういうことがあったときにはこういう人がこういう支援が必要なんだと、そういうようなことを判断してもらい、そして地域で自主防災と申しますか、そういうことも含めた中で活動してもらおうことが大事かなと、そういうことを強く思いましたもんですから、そのような対応を今後していきたいと、そのように考えております。

ですから、法律があるからできないとかそういうことじゃなくて、法律があってもできる方法はあるんじゃないかと、そのようなことも十分検討して町は対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それは、町長のおっしゃっていることはわかります。ですから、質問の中で、地域住民みずからのこととしてという表現はそこら辺のところをいっているんですけども、それが一番いい形だというふうに、まさしくそのとおりだというふうに思います。それが損なっているというか、それがなくなりつつあるから結局、行政が入らざるを得ないという状況がここ数年、何年か続いているというふうに私は考えているんですけども、もちろん理想としては、地域の中でね、お互い顔が見えるわけですから、遠慮なく少しの迷惑をかけながら、お互いに助け合って支え合っていくというのがすばらしい、それが一番いい形だというふうに思います。

繰り返すようですが、それがなくなりつつあるから、行政のてこ入れがどんどん始まったと、何年も大きなお金を使って、施策としてやってきているわけです。しかも、こういう保健計画ですか、高齢者の福祉計画の中にもそういう言葉できちっと載っかってきているということだろうというふうに思うんです、現状はね。ですから、それに対する今の町長がおっしゃった施策等は、私歓迎すべき施策だというふうに思います。そこにつけ加えて私は言っているので。

そのもの、結局、今の権利意識の高い時代ですから、トラブルは必ず起きると。そういうことを回避するためにも、しっかりとした町も条例化をして守ってあげると、いろんな支え合い事業等活動されている方を守ってあげるといふ形が必要ではないかなと。そうすれば、より一層進むのかなといふことで提案的なことを申し上げたんですけれども、今、ぜひ、都会と田舎は違いますけれども、東京中野区の地域支えあい活動の推進に関する条例を、ぜひ後で参考に見て、もし可能ならば、条例化をして進めたほうが保護条例ですか、個人保護条例からすり抜けた施策ができるのかなと。

先ほど課長からも、了解を得て出しているんだという言い方です。根拠がないんですよ、これも。お互いの了解事項の中で、全然根拠がない中身の施策なのでおっかないんです、逆に言うと。ころっと変わるかわからないから。そういったこともありますので、きちっとやっばり制度化、条例化しておけば、これに基づいてやれるわけですから、そうすれば安心して活動もできるし、町のこの施策もきっと効果を生む形になるのかなといふふうに思います。

自分の言いたいことばかり言いましたけれども、もしご見解があればお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

私は、助け合いとか支援とかっていうのは、理屈ばかりではできないと思うんです。やはり、本当に気持ちの問題がかなり重要な部分あると思うんです。条例化、それはいいんですが、それはただ条例で、責任を問われたときにそれを守るための条例というものは、それがいいか、悪いか、どうしてもそういうふうな感じになってくるかなと思うんです。ですから、そういうことじゃなくて、その人たちのためになるようなことを決めるべきのが本当は条例だと思うんですが、どうもそういうふうな傾向が強いと。ですから、そういうんじゃないかと、どっちを主眼とした考え方なのかということをも十分認識しながらそういうことは決めていく必要があるだろうと。

条例を決めるにしても、法律以上の条例は決められませんから、そういうこともありますし、ですから、私はさっき課長が答弁したように、今できることをまずやって、そしてそういう中で、そこは議員おっしゃられるような精査というか、研究が必要とあればそれも十分検討した中で、この町でできることは何なのかということを検討していくことは悪いことではない、むしろよいことだと、そのように考えております。

ですから、助け合いというものとは決してそんな力づくのものでもないし、条例で決めたからやるものでもないし、そういうやっばり気持ちから自然と発生するものが根底にあって初めて

この事業が有効に動くと、そのように考えておりますから、今、議員の感じ見ると、町長は理想のこと言っているってというようなことかもしれませんが、でも、理想に向かってやるのが一つの考え方ですから、私はそう思っていますから。ですから、そのようなことをしっかり対応してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そういう全く同じ考えなんですよ、それは。お互いの気持ちが一番大事だと、助け合いというのはそういうもんだと、それは全く同じ考えなので、それを補てんするには、そういった法的な守る道具が必要だろうと。そうするともっと進むよと、こういうふうに言っているだけであって、条例が一番最初とか、そういうふうなとらえ方してもらいたくないんですけども、しっかり、後でいいですから、今は多分わからないでしょうから、中野区の地域支えあい活動の推進に関する条例をしっかりと研究していただければ内容がよくわかると思いますので、その時点で何らかの何といふかな、動きがあれば、またお伺いしたいというふうに思います。

そんなに深く入るものでもないんです、これはね。それは十分承知していますので、みんなの心が大事だというのは皆さんおわかりなので、それは共通の認識だというふうに思います。プラスアルファのことで動きやすいように、効果を生むようにしたらどうですかと、その工夫を今言っているだけの話でありまして、あんまりね、そういうことであります。

それから、2番目のみなみやま観光でございますけれども、方向性はいふことでお伺いしましたけれども、議会決算を通じて公開しているんだというふうなお話でございました。議会を通して、決算を通して、その数字だけを見て、果たして情報公開と言えるのかということだろうというふうに思います。

日ごろ町長は、情報公開とは、説明責任という言葉をよくおっしゃいます。それには、相手に情報が届くと、理解するということが、これが情報公開の原則であります。ですから、ここを申し上げて、町長のお考えを聞いたわけですがけれども、もう少しきちんと、私どもに示したこういったいろんな資料ありますけれども、丸、バツテンなんかついていましたけれども、21年度のね。あと、しっかりと3カ年の営業利益の推移とか、こういったこともやっぱり、そんなに全体像がわかるぐらいでいいのかなと。今、みなみやま観光はどういう状況なのかなというふうな状況だけわかればいいと思うんですけれども、数字だけだとなかなか一般町民はわかりにくいですね。それで、ぜひ、23年度はちょっと特別な時期だというふうなこともおっしゃいますけれども、24年度はその改革プランに基づく改革の検証の最終年度であります。

本当は前倒しでやるというふうなお話でしたけれども、24年度までやるということで説明を受けましたので、所管の中ではね。まず、それを見て判断したいというふうなこともありましたので、それを丸のみとかそういうことでもなく、町としてはそれを受けて、検証委員会の意見を受けて、尊重しながら判断したい。その中で、いろんな場面が出てくるだろうというふうなお話だろうというふうに思います。それは待つしかないのかなというふうに、昨年度の震災とかそういうのがなければ、前倒しで本当はきちっと今の時期欲しかったわけですがけれども、それを私自身としては考慮したいというふうに思いまして、24年度しっかり見たいと思います。

ですから、情報公開に関しては、ぜひ、今、一般町民も結構みなみやま観光に関してはいろいろ物を言っていますので、物を言っているというのは、やっぱり正確な情報をもっていないというふうな、むちゃくちゃな意見もあったりもしますけれども、そうではないんだというのは我々議員もいろいろお話をさせていただく機会が結構あるんですけども、ですから、きちんと情報を流すということが大事だというふうに思います。

それで、その情報の中身も、ある程度概略がわかるような、例えば広報で特集を組んであげるとか、そういった方法もあると思います、2ページぐらい使ってね。こういった状況でありますと、今後こういう形になりますよ、少し待ってくださいとか、そういうことも必要だろうというふうに思います。的確な情報を提供すれば、きっときちんとした判断も町民はしてくれるのかなというふうに思います。

それから、改革プランの中に載っていますように、町の出資したお金もずうっと載っています。修繕費とかいろんなものにこれだけ出していますよというような、ここにも載っています。そういうものを度外視して、収支という形で、みなみやま観光でいえばみなみやま観光は出しているわけなんですよね。いわゆる公金を出しているものを抜きにして、いろいろ決算を出しているわけですから、そうするとこういうふうには見られないというふうに思うんです。ですから、そういったものをまぜて、どういった内容なのか、実態的には。そういったことも含めて公開してほしいなというふうに思います。そうじゃないとだんだん、私思うには、みなみやま観光、スキー場関係も、これは一般町民にある程度これだけの公費負担をどんどん続けていくには1回了解をもらわなんねえなというふうな、アンケートもとんなんねんでねえかなというふうな、個人的にはそんな考えも持っていますけれども、とりあえず24年度出ます。それを尊重したいというふうに思います。情報公開について再度、町長にお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 では、お答えします。

議員がおっしゃる情報公開、どこがどのように、どの内容まで求められているのか私はよくわかりませんが、ただ、会社の概要といいますか、今、みなみやま観光ではこういう事業をやってまいりました。その結果、自分たちの開発したこのようなこと、このように思っていますとか、あるいは来年度に関しましてはこのようなことをやりたいと思いますとか、あるいはいろいろやっている事業に対してのそのようなことをやることは可能かと思えます。どこまで、どういうふうにするのかというのは、それはとらえ方がいろいろあるかと思えますけれども、決算は今までのようにやらせてもらっていますから、ですから、事業内容のとらえ方そのものが、いろいろな考え方がこれはあるかと思えます。

ですから、一般的な、ある意味、普通の会社の概要というような形の中での情報公開はできると思います。ですから、各部門ごとの事細かにやるというそのものが、どの程度どういう判断のもとでされるかということも一つはありますけれども、それは今までやっていない部分に関しては十分会社のほうとも検討して、そういう声があるよと、そのようなことは可能かなと、そのようには思っています。

ただ、皆さんがおっしゃる憶測とかうわさとか、そういうものに関しては、情報を出せば出した中でまたおひれがついたりする可能性は、それは考えられます。ですが、それはそれとして、事実は事実として、町は公表することは決して拒むものではないと。そのようなことは、できる限りのことはやっていきたいというのが私の考えでありますから、それは努力していきたい、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうです。情報を出して、また憶測云々言うのは、こんなこと言うと怒られるけれども、一応そんなことないというふうに思います。

町の姿勢として、こういうふうな情報公開をどんどんどんどんしているんだというふうに、相手がどうとろうと、するのは情報公開の理念なので、その辺のところはきちっととらえて、今まで町長がおっしゃったように、どうとられようときちんとやるべきことはやっていく、公開していくんだということで、会社のほうとも相談して、何が公開——大体一般的な公開でよろしいかなというふうに思いますが、そんな科目別にどうのこうのということじゃないと思いますので、ただ、小さい事業事業そのものに対してどうのこうのと言っているんじゃないので、全体的に町からこのぐらい出して、どのぐらい出して、どのぐらい赤字で、どのぐらいもうけているとか、そういう大まかでいいと思うんだけれども、あと新しいことこういうことを考えているんだとか、このぐらい雇っているんだとか、季節雇用はこのぐらいやって、この

ぐらいお金かかっているんだと、そういうやっぱりある程度ニーズがあるというふうにとらえることができると思うんです。そうすると、知りたいことを流してあげるといふことによろしいかなというふうに思うんですね。それで安心感も出るだろうし、また、いろいろな意見もいただくこともあるだろうというふうに思いますので、これは所感でありますので、細かい中身に関しては一切今回はお聞きしません。次の方も1番目に質問されていますので、質問しないようにします。

それで、3点目についてお伺いします。

公立学校等での国旗・国歌の指導はということで、公立学校等における国旗や国歌の指導をどうされていますかというふうなことでお伺いいたしました。

それで、何だかあっさり答えられてあれなんですけれども、先般の卒業式なりできちんと上げてやっていますよということでありました。きのうほど、私も荒海中学校卒業式に出席させていただきました。国歌を歌っていない先生がおりました。それは明確に見えました。そういうこともあります。それは、ただきのうの所感ということで、それを歌うなということでは、そこを今言及しているわけじゃないんですけれども。

ただ、国旗・国歌の法律ということで、きちんと制定されているということは確認したいと思います。されていますよね。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

はい、確認しております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それを確認しておかないと、自分の考えで言ってるんだべって、こう言われちゃうと困ることになっちゃいますので、今ほど教育長がお答えになったように、法律化されております。平成11年8月13日ですね、私調べてきました。公布して即日施行ということで、正式に平成11年8月13日から施行されております。これに基づいて多分、学習要綱とか要領とか、中身も変わってきたのかなというふうにも思いますけれども。

先般、先ほど少し質問の中で申し上げましたけれども、2012年1月16日の最高裁の判例が出ました。これ一番新しい、多分、東京都のいわゆる入学式や卒業式で、国旗に向かって起立して国歌を斉唱しなかったということで懲戒処分を受けたと、取り消せというような訴えがありました。これは、明確に今回は取り下げになりました。敗訴になりましたね。これは明確でした。それは、決してこの命令が、憲法が保障している信条の自由とかを侵すものではないと

いう判断をされたわけであります。

しかしながら、重さに関しては2つの判例が出ました。だから、もう少し軽くしなさいというような判例ですね。このぐらいのがよかんべというふうな判例が出ました。ですので、法律があつて、しかも教育公務員であるということであれば、公務員であるということになれば、法律を守るべきことは当たり前のことです、宣誓しているはずですから法律に対して。であれば、きちんと学校長に対して指導すべきだと、教育委員会として指導すべきだというふうに思います。位置づけをしっかりすべきだと思います。やっているみたいだよということじゃなくて、しっかりこれは指導すべきだと私は思っております。今、いろんな場面でこういった話が出ていますけれども、私も前からそういうふうに思っていて、話さなくちゃいけないなというふうに思っていました。

あとは、「等」という言葉を使ったのは意味があつたんです。例えば、学校でやる運動会とか、私ずっと行っているんですけども、国旗掲揚しますよで終わっちゃうんですね。注目してくださいとか、起立してくださいとか、これは一般町民もいらっしゃいますから強要はできないとは思いますが、ただ、法律を遵守させるというのは当たり前のことだというふうにも思いますので、国旗に対して畏敬の念を抱くということは大事なことだろうというふうに思いますので、公の行事でやる場合はきちんとそういったことを履行すべきだというふうに思いますが、いかがでしょう、公の場ですよ。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

国旗とか国歌について今、大阪府で盛んにもめていますけれども、そういう中で、国旗・国歌の位置づけについて、校長会等を開いて、その中で簡単にお話ししている程度なんですけれども、そういう中にきちんと今、議員からおっしゃられたように、うちは運動会に何回か出席しているんですけども、南郷地区について、国旗に注目してくださいというようなことで言われているんですけども、その辺については、今回の質問に対して調査した中身は、卒業式とか入学式だけだったもんですから、その辺についても、なお校長先生等に確認しながら指導していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 学校の場も大事だろうというふうに思いますけれども、公のいわゆる税金を使ってやるいろんな施策あるわけなんですけれども、いわゆる教育委員会で行っている事業ありますよね。そういった中でも、私が言いたいのは、例えば社会教育の中でもいろんな場所

がある。閉会式、開会式、きちっとありますよね。そういった中でも、やっぱりきちっとうたわれてはいましたけれども、私が社会教育指導員の時代にはきちっとうたわれていました。だから、そういった場でもきちんと、やっぱり公の行事においてはきちっと履行すべき事項だと私はつくづく思っているんですけれども、もし意見があれば、教育長、再度いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

うちのほう、今回の学校教育のほうばかりとらえていたものですから、その辺、社会教育の部分では、実際に国旗の掲揚とか、社会教育で国歌を……

〔「国歌は歌わないですね、町民の歌です」と言う者あり〕

○五十嵐竹則教育長 歌わないですね。だから、聞いていないので。国旗は掲揚してありますけれども、そういう中で、これから確認してきちんと、大きな行事については国旗を掲揚するような形で、国旗と町旗はほとんど掲揚してあるんですけれども、そういう中で漏れがないように確認しながら一緒に指導していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 公の行事の中での国旗とか国歌の位置づけというのをどんどんやれって、こういうふうな意見ではなくて、尊重してくださいということを言いたいんですよ。機会を設けて、機会があるときにこれは法律なんですよ、守らなくちゃいけないんですよ。それで、いろいろ個人の主義主張を侵すものではないんですよと、判例で出ているわけですからばしつと。ですから、やっぱり反対者というか、いわゆる批判者というのは、そこをいつも憲法19条を出すんですけれども、明確に今、最高裁で判例が出されているわけですから、やっぱりきちっとそういうところは踏まえて、自信を持って指導していただきたいなというふうに私は思います。

一時、この庁舎の上にも国旗が上がっていなかったという、私、町民に指摘を受けて、今上がっているようですね。そういったこともありますから、意外と、別に私が右寄りでも左寄り、そういうことを言っているんじゃないなくて、ナショナリズムには関係ないと私は思っていますので、それは国民としての当たり前な姿だろうと。また、子どもにもそれを私自身は求めたいというふうな考えは持っていますけれども、それはいろいろ、教育界の中ではいろいろ議論があるところですから、そこまで言及するつもりはありませんけれども、ただ、法律は守るべきだということだろうというふうに思います。守らなければ罰せられると、当然であるというふうに、我々もそういう同じような立場にいるわけです。

ですから、決して特別な場所ではないと学校も、そういうふうに使っていますので、ぜひ今後ともきちんとしてご指導をお願いをしたいというふうに思います。それを最後に確認をして、終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会の中におきましても、教育委員会等で協議しながら適切な指導を図ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 私の質問終わります。ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で7番、渡部優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○芳賀沼順一議長 ここで7番、渡部優君より、一般質問の発言内容の訂正で発言したい旨の話がございましたので、これを許可します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 午前中の一般質問での私の不適切な発言がありました。訂正をさせていただきたいと思います。

内容は、かまうことねえという言葉を使って、町民に対して不快感を与えたというふうに思っていますので、いたし方ないという表現に変えていただきたいというふうをお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおり、発言内容訂正についてご了承願います。

◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、早速一般質問をいたします。

最初の質問は、みなみやま観光についての質問であります。

昨年発生しました東日本大震災と原発事故によりまして、南会津町は全体として大きな風評被害を受けましたが、中でも町100%出資の会社であるみなみやま観光への影響と損害は甚大だったと思いますので、以下の点について伺うものであります。

まず1つ目は、12月末の中間決算では約3,100万円の黒字と聞きますが、その要因と特徴は何であるか、伺います。また、1月からのスキーシーズンに入っている特徴及び営業成績面での変動はないのかどうか、伺うものであります。

2つ目は、昨年の当初予算に計上されましたみなみやま観光への経営雇用改善支援補助金4,500万円につきまして、1月ころの話でありますけれども、まだ使われていないというふうに聞きますが、一部を職員へボーナスとして使うように提案しますし、また、町長からも会社のほうにそういう提案をしてはどうかと伺うものであります。

3つ目は、第三セクターにつきましては、経営評価委員会が平成21年につくられまして、一度目の評価を行い、そして3年目に当たることは、一部閉鎖も視野に入れた二度目の評価をすることになっているわけですが、現在の委員と活動状況及び評価の時期はいつころになるのか、伺います。

4つ目は、副町長がみなみやま観光の社長と兼任をしておりますが、非常にこの兼任は重いと思いますので、専任の社長を選出すべきと考えておりますが、どのように対応するか、伺うものであります。

2つ目の質問は、年少者扶養控除の廃止について、その影響について質問いたします。

平成22年の税制改正によりまして、16歳未満のいわゆる年少者扶養控除が廃止されたことに伴いまして、所得税では38万、住民税で33万円の扶養控除がなくなりまして、その分税金が上がって、それでいわゆる子ども手当の財源になったと言われておりますが、その控除がなくなったことによりまして、平成23年1月から所得税が上がっておりまして、さらにことしの

24年6月からは住民税の上がる方が予想されますので、以下の点について伺うものであります。

1つ目は、保育料は所得税額に連動するため、連動しないよう措置が講じられたと聞きますけれども、所得税あるいは住民税に連動する事業はほかにどのようなものがあるのか、伺います。

2つ目は、厚労省からの通達により、利用者へ連動しないよう措置されると思いますが、各事業についてそれぞれ何人が対象であるか、伺うものであります。

次は、武道の必修化について伺います。

ことしの4月からの新学習指導要領の実施に伴いまして、中学校の1年生と2年生におきまして、相撲、剣道、柔道のうちどれかを学校ごとに選択して必修化されるというふうに伺いますが、下記の点を質問いたします。

①としまして、私は中学、高校と部活で柔道を習ったわけでありましたが、部活としての武道であるならば理解できますが、必修としては大変理解に苦しむのでありますが、一体何を目的にしているのか。そして、年に何時間くらいを予定しているのか、伺います。

2つ目は、武道の種目を選択する場合に、学校ごとにどのような話し合いを行い、そしてどのような方法でどの種目に決めたのか、中学校ごとに伺うものであります。

3つ目は、この必修化に伴った関連予算が、今まで説明のあった新規事業には上がっていませんけれども、どうなっているのか、伺います。

4つ目は、必修化であるならば、用具ですね、柔道だったら柔道着とか、剣道だったら竹刀とかいろいろありますが、そうしたものについては公費で持つのか、それともまた新たな個人負担が発生するのか、その辺を伺います。

5点目は、柔道につきましては、死亡事故や重い障害者が多く、安全対策が問題となっておりますけれども、どうするのか、伺うものであります。

大きな4番の質問で——ちょっとここで訂正いたしますが、「放射能副読本について」とありますが、これ「放射線」というふうに直してください。そして、質問の中でも「放射能」という言葉が出ますが、これ「放射線」というふうに直して質問いたします。

それからまた、もう1点は、①の2行目で「放射能の安全を強調する」という言葉が入っていますが、ここを削除しまして質問いたします。

4番目で、放射線の副読本について質問いたします。

放射線につきまして、小・中・高校におきまして、理科などで副読本を用いた授業が予定されておりますが、次の点について伺います。

副読本を読みますと、既に崩壊した原発の安全神話にかわり、放射能の安全神話という内容になっております。この副読本は、原発を推進してきた日本原子力文化振興財団に委託してつくったものであり、副読本を変更すべきと思うがどうか、伺うものであります。

2つ目は、昨年秋に県が理科などの教員を集めまして行った副読本の説明会におきましては、脱原発には触れないことという指示がありまして、参加者から、それは知事の方針と違うのではないかと、おかしいんじゃないかと、こういう意見が出たと聞くものであります。そして、もし副読本の変更ができない場合においても、町も今回の町長の施政方針の中でも脱原発を求めていますし、町議会でもそうした意見書を採択したことがあります。県や県議会でも同様でありますので、脱原発を求めていますので、この脱原発を入れた内容に修正した資料をつくって、そしてこの副読本とあわせて子どもに教えたかどうかというふうに思うわけでありまして。

今、必要なことは、従来から行われているような放射線の一般的な安全を教えるよりも、原発というのはウランを核分裂させるということで、全くレントゲンなどとは違うわけでありまして、そうした点から、原発から出る放射線というものは全く異質なものだ。そしてまた、ウランが燃えた後の高レベル放射性廃棄物の管理には100万年もかかるという説がありまして、それは技術的に不可能で、かつ極めて危険だと、これが脱原発の核心であることを教える、そういう時期に来ていると思いますが、そのような資料をつくって教育をしてはどうかということをご提案するものであります。いかがでしょうか。

以上、大きな4点を質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、みなみやま観光株式会社に関する1点目ですが、12月末の中間決算の黒字要因とスキーシーズンに入ってからの変動はないかとおただしであります。12月末の通期決算では3,171万9,000円の黒字を計上することができた最大の要因は、原発事故による風評被害に対する東京電力からの賠償金6,109万6,000円が支払われたことによるものであります。これにより、前月までのマイナス繰越利益剰余金も解消され、通期決算で初めて黒字を計上することになりました。

スキーシーズンに入ってからの変動ですが、1月単月の決算で、スキー場部門では3,140万2,000円、宿泊温泉事業部門でも900万9,000円の黒字を計上し、会社全体でも4,608万7,000円の黒字を計上するなど、原発事故による風評被害も心配されましたが、おおむね順調

に推移しているものと、そのように感じているところであります。

次に、2点目であります。当初予算に計上された経営雇用改善支援補助金に関するおただしであります。1点目のおただしの中で、黒字の要因は東京電力の賠償金が大きな要因であると、そのようにお答えいたしました。大きな数字にはあられなくても、この間、少しでも風評被害を解消しようと営業に歩いたり、また一方では、被災者の積極的な受け入れを行って、何とか施設を維持しようとする懸命な働き、努力があったこと、そのようにあったことも十分承知しております。

前期決算では大きな赤字を抱え、会社そのものが立ち行かなくなるとの判断で、社員の給与改定を行ったところであります。私はこの間の会社及び各社員の働きを見て、努力に対する何らかの報酬があつてしかるべきではないかなと、そのように考えているところであります。

議員おただしのとおり、当初予算に計上されております経営雇用改善支援補助金は未執行であります。今後、会社の決算見通しを見ながら判断してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。南会津町第三セクター経営評価委員会の現在の委員と活動状況及び評価の時期はとのおただしであります。経営評価委員につきましては当初1年の任期でありますが、平成22年度に設置要綱を改正し、委員の任期を2年とし、現在は中小企業診断士である結城幸次氏を委員長として、東邦銀行田島支店長の中井浩氏、それから会津信用金庫田島支店長の佐藤和也氏、南会津町商工会経営支援課長の湯田清一氏を委員として活動を行っているところであります。

活動状況につきましては、第三セクター改革プランに基づいて、改革プランそのものの進捗管理のほかに、経営改善期間中における第三セクター各社の取り組み状況を検証及び評価するため、経営者ヒアリングや会社訪問を実施しているところであります。

また、二度目の評価の時期であります。今ほど申しあげました経営者ヒアリングや会社訪問のほかに、来年度は再び銀行の協力をいただきながら財務診断も実施して、そして改革プランに基づいた第2期となる経営再評価を実施する計画でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。副町長が社長を兼任せず、専任の社長を選出すべきとおただしであります。副町長に社長をお願いした際は、設立したてのみなみやま観光株式会社の経営体制が整えば、できる限り早く新たな社長を充てたいと、そのように考えておりました。しかしながら、昨年発生した大震災は会社の経営にも大きな影響を与え、現在はこの状況からい

ち早く脱却すべく社員一丸となって取り組んでいると、そのように聞いております。町政を執行する観点からも、重要なポストで頑張ってもらっています副町長に社長を兼任していただいていること、大変心苦しく思っておりますが、今後の社会情勢や経営状況を十分見きわめながら、今のところは判断していったほうがいいのかなど、そのような考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、年少扶養控除の廃止についての1点目ではありますが、所得税、住民税に連動する事業はどのようなものがあるかのおただしであります。政府税制調査会の報告によりますと、扶養控除見直しによって影響が生じる制度につきましては、保育料や障害者自立支援制度における障害者福祉サービス利用の自己負担など税額等に応じて料金を設定しているものが33制度、児童扶養手当の支給基準など税法上の特定扶養親族を有する者を優遇しているものが8制度と、そのようになっております。

また、町単独事業におきましては、南会津町緊急通報システム事業、高齢者世帯等除雪支援事業などがこれらに該当する事業と、そのようになっております。

次に、2点目ではありますが、各事業についてそれぞれ何人が対象であるかのおただしであります。1点目でお答えしましたとおり、影響が生じる制度は数多くありますが、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないように、国から通知も来ております。そのようなわけで、それに基づき対応してまいりたいと考えております。

なお、各制度ごとについての対象者数は、現段階で把握が困難でありますので、ご理解を願いたいと、そのように思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、武道の必修科及び放射線副読本についてお答えいたします。

初めに、武道の必修化に関する1点目、何を目的としているのか、年に何時間を予定しているのかのおただしであります。ことしの4月から中学校学習指導要領の改訂により、武道については、「その学習を通じて、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善する」としており、具体的には、わががができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となるわががができるようにする。また、武道の学習に積極的に取り組み、伝統的な行動の仕方を守ることなどに意欲を持ち、健康や安全に気を配るとともに、礼に代表される伝統的な考え方を理解することを目的としております。

年間の時間数につきましては、現在、教育課程の編成中であり未確定であります。また、体育教科の打ち合わせ会議での協議においては、武道授業としては年間10時間程度を予定しているとのことでもあります。

次に、2点目なんですけれども、学校ごとにどのような方法を行い、どの種目に決めたかとのことですが、町内の各中学校においてはこれまで、武道の活動状況や部活の実施など総合的に判断した結果、柔道については田島中学校、荒海中学校、舘岩中学校の3校、そして剣道につきましては、檜沢中学校、伊南中学校、南郷中学校の3校が予定しているとのことでもあります。

次に、3点目、関連予算の新規事業に上がっていないが、どうなっているのかとのおたただしですが、事業の取り組みについて協議したところ、実施時期についてはすべての学校で2学期以降を予定しているところであり、指導方法や武道用具等の整備についても現在、調査検討中であることから、これらの結果をもって補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目、用具等については公費で持つのか、新たな個人負担が発生するのかのおたただしですが、現在、武道の指導方法の検討及び用具等の在庫状況、必要数等の調査を行っており、費用負担についても継続協議をしているところであります。

次に、5点目、柔道については死亡事故や重い障害を負う事故が多く、安全対策が問題となっているが、どうするかとのことですが、授業の安全対策については十分注意する必要があることから、学習指導要領においては、運動にかかわる一般原則や事故の防止等、科学的な知識を理解し、それらを活用して授業を実践することを目標としております。このため、学校現場においても、柔道の指導方法等を十分協議し、事故防止の徹底と安全対策に努めるなど、さらなる指導体制の強化が必要であると考えております。

次に、放射線副読本に関する1点目、副読本を読むと、原発の安全神話にかわり、放射能の安全を強調する放射能の安全神話というような内容になっているので、副読本を変更すべきとおたただしであります。放射線副読本は小学校から高校まで、各段階に応じて作成したものであり、内容については、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大量に放出されたことから、放射線への関心や放射線による人体への影響などについて不安を抱いている人のために、放射線の基礎知識から放射線による人体への影響、目的に合わせた測定器の利用方法、事故が起きたときの心構えなどが記載されております。

副読本策定の趣旨については、このような特別な状況に適切に対処していくため、放射線等の基礎的な性質について理解を深めることが重要であり、特に将来を担う子どもたちが放射線

等について学び、みずから考え判断する力をはぐくむことを目的としたものであり、放射能の安全を強調するような内容のものでないことから、特に問題はないと考えております。

次に、2点目、脱原発を入れた内容に修正して、子どもたちに教えてはどうかというおただしではありますが、この副読本は、放射線等について学び、理解を深め、教育における一助として使用するものであることから、国全体のエネルギー問題の根幹にかかわる脱原発を入れた内容に修正することについては、策定の趣旨から考慮しても難しい問題と思われるので、ご理解を願いたいと思います。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 みなみやま観光について伺いますが、ちょっと聞き漏らした点がありますので、そこから伺いますが、3番目の経営評価委員会の質問の中で、この評価の時期についてちょっと私聞き漏らしたんですが、そこをもう一回伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 二度目の評価の時期ということでよろしいですか。

〔「そう、ことしの」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 これについては、経営者ヒアリング、それから会社の訪問など、そして来年度は再び銀行の協力をしていただきながら財務診断も実施して、それから改革プランに基づいた経営再評価を実施する計画であります。ですから、時期をいつというよりも、そういうことを実施した後に経営再評価を実施したいということでもあります。いずれにしても、年限は来年1年というか、そういう中ではなると思うんですが、そのようなことで実施したいということでもあります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、今の時期については、私はことしと思ったんですが——ことしというか、ことしと来年度の違いですが、24年度ですね。

〔「来年度と言っている」と言う者あり〕

○16番 大竹幸一議員 24年ね。じゃ、来年度の24年度の中でも月あたりまでわかると本当よかったんですが、それは経営評価委員会で決めることでしょうか、それはやむを得ませんが、一応、町としての方針は来年度中ということですね。わかりました。

それでは、あと、いま一つは、2つ目の質問の中で、ボーナスについての質問したんですが、

そこで今後、いろんな状況を見ながらということだったんですが、これもみなみやま観光で実際はやることですので、なかなか町長自身が強くは言えないと思うんですが、時期とかそういう内容はわかりませんが、みなみやま観光のほうには何というか、要請するといえますか、お願いするという方向でいいですか、そんなふうにとめて。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほども申しあげましたように、3.11で大変な状況になったわけでありましてけれども、そういう中で、その当時は本当にことし、みなみやま観光の事業のできるのだろうか、そのような大きな危惧、問題が、課題に突き当たったわけでありましてけれども、避難者の受け入れやそういうのも積極的に会社、町も協力はしましたけれども、地域の皆さん、それから会社自身も努力されて、社員の方ももちろん努力されて、そして今、報告申しあげましたような経営状況であると。それは、黒字、赤字にかかわらず、私としてはあれだけの状況の中でよく頑張ったなど、そのように理解しております。

ですから、会社のほうには、ぜひその皆さんの頑張りには報いてほしいよと、そのようなことを私は申しあげております。ですから、会社が状況を見ながらそのような対応されるものと、私はそのように理解しておりますし、ぜひそのように対応してほしいというのは私の希望であります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、みなみやま観光の中で、違う問題でちょっと質問いたしますが、実はこの前の議会かな、あのときにも、たしか給料の引き下げとかいろいろな質問がありましたが、ちょっとあれと関連するんですが、去年の年末に私に職員の方から、いろいろ問題があるというような話がありまして、私なりに調査をいたしました。

そういう中で、やはり給料問題がまだまだよく理解されていないなというふうに感じました。そこで、一番の具体的な問題は、給料が、前の議会のときには、前に上がって、それが余り理由がわからなかったのが、前に戻したんだというようなことがここでたしかやりとりあったと思いますが、それについて、私にあった話では、下げられた場合に、前に戻された場合に、ファクス1枚で直前に通告があっただけだというような話があったもんですから、調べてみると、それが非常にある役員がワンマン経営をしているというようなことも一緒に言われたもんですから調べてみたんですが、ちょっとそれは何か誤解があったようでありまして、そういうような誤解がありますので、今後ですね、私は給料をもとに戻した方について、何か一人一人にき

ちんとした説明がなされていないというふうに聞いていますので、今からでも、特にもとに戻した方については、きちんとした説明をしたらどうかと思うんですね。その点いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

議員が最初の前段の中でその経緯を申されましたが、確かにそういう答弁を私もいたしましたし、そしてそれに対して給料を戻したとかっていうのは、戻したんでなくて、きちんとした人事考課の中で給料を再設定といいますか、決定したと、そのように伺っています。ですから、いろんな憶測、先ほどもちょっとありましたけれども、いろんなうわさは、これはもうやむを得ないと。ですけれども、きちんとしたそういう説明は当然しなくてはならないということは十分認識しておりますから、そういう中で今後、会社の対応の仕方といいますか、そのようなことも十分気をつけながらやっぱり対応する必要があるだろうと、そのように考えています。

ですから、そういう中で、このような今、本当に緊急的なものも一つにはありますから、そのような状況になった分もあろうかと思えますけれども、いずれにしても、そこはきちんとした対応すべきものと、そのようにも考えています。ですから、これから一つ一つそのようなことも、いろいろ今まであったことも含めて、これからのこともしっかりその対応をしていくようなことを私自身も要請してまいりたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 さらに、私にあった話の中では、何か給料の問題もそうであろうし、また、それ以外の問題も含めて、労働基準監督署に何件か訴えたとか訴えるとかという話があったんですが、その辺についてはどのように把握しているか。また、実際監督署に訴えられて、業務の改善命令といいますか、指導といいますか、そうしたものは果たしてあったのかどうか。それがあたかも物すごくひどいことがやられていて、監督署に訴える、訴えたという話があるもんですから、その事実関係をきちっと伺います。

○芳賀沼順一議長 副町長に申し上げます。きょうは社長で呼んでいませんので、副町長でお願いします。

○渡部龍一副町長 答えをいたしたいと思います。

社長でなく、副町長の立場でお答えいたしますが、ただいまご指摘のあった、社員のほうから労働基準監督署のほうに何らかの申し入れがあり、労働基準監督署のほうから指導の事実があるかというご質問というふうに理解しておりますが、会社のほうからも、かつ町のほうにそ

ういった報告は全くございません。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、わかりましたが、ただ、そういう何件もですね、ちょっと数字を挙げますと、6件とかいう話も具体的にありますので、そういう話が多分と言ったらまずいですが、ちょっと町中にあると思いますので、ぜひこうしたことがないように、ひとつこうした問題が発生するようなことがないように、丁寧な労務管理といいますか、それを今後求めたいと思います。

さらにあと、ちょっと細かな点ですが、先ほど私も質問して、12月末で約3,100万の黒字なんていう話しましたが、今後、いろいろ経営について職員の方も心配しているわけですが、何か旧事業所というんですか、各伊南、南郷、田島、旧事業所ごとに決算状況がわかるようにしてほしいなんていう要望もあるんですが、それはどんなふうになっているか、ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私からは、先ほどいろいろな憶測の中でのものに対しての懸念といいますか、それに対してお答えしたいと思いますが、一々うわさや憶測に反応するつもりはありません。ただ、事実確認とかそういうことはしなくちゃならないと思いますし、そういう中で、先ほどもありましたけれども、情報公開といいますか、今のどのようになっているかとか、そのようなことはやっぱりきちんとした開示といいますか、そのようなことは必要であろうと。そういうような中で、そういうものを払拭してまいりたいと思います。

ですから、一々そういう根拠のないこと、具体的にこれこれこういう事実があるけれども、どうなっているんだと言われるならばそれには当然答えますけれども、こういう話あるけどどうだっていうことには、やっぱりそれに一々反応してはちょっと問題かなと私は逆に思いますので。

あと、その体制のことについては今、私ちょっと知り得ない分もあるものですから、副町長のほうから答えていただきます。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えをいたしたいと思っております。

ただいま、統合されたみなみやま観光以前の旧会社ごとの決算状況ができないかということだと思います。何回か総務委員会の皆様にも調査においでいただきまして、その際には、現在

のところ私どもの決算状況といえますか、経営状況の数値を出す際には、資源開発、スキー場、宿泊、温泉、旅行、そういった部門ごとの総計でお示しをいたしております。当然、その数値をお示しする過程には、それぞれスキー場であれば、だいくらスキー場、南郷、高畑というふうに、各事業所別のいわゆる決算といえますか——の集計をしておりますので、その中を旧会社でやっていたもので集計すれば、今あった内容にはお答えできるものだというふうに考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その内容がわかりましたので、事業所ごとですね、それでわかりましたが、ただ、全体的に何ていうかな、昔からの地区ごとの意識というんでしょうか、そういうのが何か強いような感じで、どうしても前の会社ごとみたいな発想が出ると思うんですが、その中では、そういう下地としましては、何かまだまだ話し合いというのが全体的に少ないのかなと、広過ぎて、これちょっとやむを得ない面もあるんですけども、何か全体的ないろんな企画会議といえますか、そうした話し合いの場というのはどんな場があるでしょうか、ちょっと少ないと思うんですけども、少なくともないですか、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

実は、この件、私一番組織としての危惧した部分でありまして、私が一昨年でありますか、町長に就任させていただいたときに、やっぱりそれ一番みなみやま観光について感じました。役員同士の話し合いが全くない、そして各部署ごとの話し合いも全くない、そういう中でどうなっているのかなと物すごく不安に思いましたし、そしてそのようなことが一昨年の場合がありました。それで、私も、課長レベルの人、それから社員、集まれる人、可能な限り集まっていたいて、そのような旨をお話ししました。会社全体の考え方、それから各部署ごとの連携、そういうものも含めて、会社としてしっかり体制を整えてほしいと。そして、きちんとした報告、連携の中で事業を推進してほしいと。組織は人が大事だから、そういう人たちがかわってやることはすべて人と人のつながりだから、そういうことを十分今後気をつけて会社運営に当たってほしいということを申し上げました。

最初の12月、一昨年の12月に申し上げたときには、今の役員の人たちのほかにまだおられました。また入れ替えもあったりして、また今の役員になっているわけですが、その役員の人たちにも随時、私としてはそのようなことを申し上げております。ですから、やはりこれが

本当にみんな一丸となって、増してや昨年なんかあのような大きな災害ありましたし、今後の見通しが全く立たない中での状況になりましたから、特にそれは重視してやってもらうようにということで、いつもそういう話をしております。これからも、それが今現在の最重要課題かなど。

先ほど、副町長が社長を務めているということは大変重荷になるんじゃないかと、そのような話もありましたが、そういうような中で、やっぱり社員一丸となる体制をつくってほしいという中で、そのような判断をさせていただいておるところであります。ですから、今後、これは本当に大事なことだと思いますから、それをいつも言うておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、年少者扶養控除の問題なんですけど、これ緊急通報システムとか除雪支援とかという話がありましたが、全体的にはまだということなんですけど、これ住民税が決まる6月ころには全部わかるかと思うんですけど、ぜひ、そのころでいいですので、お知らせしてほしいと思っております。議員もこれやっぱり知っている人があると思っておりますので、ぜひ一覧表でもつくってほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 町長答弁にもございましたように、ほとんど影響しないというようなことであります。また、国からも通知が来ていまして、年少者扶養控除の廃止に伴う負担増とならないようなことで、町のほうでも対応をしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、武道の必修化なんですけど、これについてもほぼわかりましたが、安全対策の面で、特に柔道なんですけど、田島地区には柔道会というのがあって、私も一応入ってはいらるんですけど、名前だけという感じになってはいますけれども入ってはいらるんですけど、そうしたところ等の協力を得てやる必要があるのかなと思っております。その辺のところとの話し合いは今現在どんなふうになっているのか、まだなのか、今後なのか、ちょっと思っています。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

おただしのように、24年度から武道の必修化ということで、特にこの中でも、柔道については特に安全管理ということが叫ばれておまして、私どものほうも中学校のほうに対して武道の特に柔道の安全管理の徹底ということで、12日付で、これから来年度やるための安全管理に

ついて、文書で指導方法についてご案内したところでございます。

今おただしのよう、学校の体育の先生方でも、いわゆる武道とか、剣道・柔道関係を実際にやったことがないという先生方もいらっしゃるということで、これについては今、外部指導者、今言ったように、剣道関係、柔道関係の外部指導者についても特別の講師として授業の中に入れていただくかどうかということで、現在、学校側と協議をしているところでございます。ただ、最終的には、まだ学校にどうい保健体育の先生が張りつけるか、ちょっと人事の内示の関係もありますので、それを見ながら、地域のスポーツ活動者についてはご協力願うような形で今後、継続して協議してまいりたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、放射線の話なんですが、これについては、確かに県の教育委員会で実際は進めていることなので、町の教育委員会としてはなかなか修正といいますか、そういうのも難しいかとは思いますが、それは重々わかるんですが、ぜひ機会があったら、やはり提言してほしいなと思うのは、この副読本を読みますと、いわゆる放射線という一般的に基礎知識ですね、あと歴史、そういうもの、あといろんなエックス線とか農業にも使われているとかっていうことで説明が書いてあって、事故についても、特に原発の事故なんかについても非常にあっさりとしか書いていなくて、例えばちょっと読んでみますと、事故があった場合、「その後、時間がたてば放射性物質は地面に落ちるなどして空気中に含まれる量が少なくなってきました。そうすれば、マスクをしなくてもよくなります。」くらいのことで、今の、きょうも伊南地区で質問があったり、それからこの南会津町にも避難者がいるというような状況からすると、物すごくあっさりした内容になっていて、現実合っていないなと思っているんです。

それで、その原因を私考えてみたんですが、いわゆる放射線というのは、放射性物質から出る放射線、出る光といいますか、それをいうそうですが、例えばウランをちょっと例に挙げますと、この資料の中にはウラン238というのが挙がっていますが、原子力発電所に使うのはウラン235というのなんですが、その235は書いてないんですね。そして、そういうウランを初めとした放射性物質から出る放射線の一つがエックス線とか、そういうものなわけです。それはわかるんです。

しかし、原子力発電所というのは、放射性物質を今度はそこに中性子を当てて、人為的に爆発させて、そこから大きなエネルギーをとるわけですよ。だから、そこで一段階、がっとうわけです。もちろん、その上にはさらに爆発の仕方によって、今度は原子爆弾なんていうの

がまたその上にあるわけですね。だから、そういう違いをよく教えないと、放射線一般で何となく安全みたいな、必要なんだよと、放射線との共存共栄は必要なんだよと、医療面でも農業面でも活用していかなんねんだよということが教えられて、一段高い、今問題になっている放射能、原発による爆発に基づく放射線、その放射線の大きさといいますか、放射能ですね、そこから辺がこの副読本には書いてないんですよ。

ですから、それは子どもばかりじゃなくて、私ら大人もその辺の理解が必要だと思うんですけども、その辺少し何ていうかな、もっと副読本ばかりでなくて、もうちょっと広げて考えて、そういう資料をつくる必要あると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

12月に各学校で、いわゆる放射線担当していただく理科とか、そういう先生方が集まって研修会をいたしました。そのときにもいろんなご意見が出たんですが、現実的には今の段階で、研修会で出された意見については、今のように指導方法に悩む先生方が大変多く、いわゆる真に子どもたちのためになる放射線教育というのはどのようなものかというようなことで、さまざまご意見が出されておまして、それを今集約しているところなんですけれども、今のおただしの国がつくった副読本というのは、あくまでもその一部という考え方でありまして、私どもの教育委員会では、この副読本以外にそれぞれの先生方が独自に作成した資料とか、そういうスライドなんかを使って工夫した授業になるようにということで、先生方と今協議を進めておりますので、ただいまのご意見なんかも今後の協議の中で話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういった話し合いをしてもらう場合に、質問にも入れましたけれども、放射性物質を人工的に爆発させる原発とか原子爆弾ですね。そして、特に原発の場合には、爆発して燃えた後の高レベル放射性廃棄物、これの処分方法はまだ決まっていないんだと。もう六ヶ所村で30年も冷やす、そしてその後、地中に埋めるというふうな今、日本では法律になっているそうですが、その法律で地中に埋めて、100万年もかかると。学者によっては、いや10万年だという人もいますけれども、10万年も100万年も、私らにとってはこれもう生きていくうちじゃないですからね。ですから、そういうわけのわからない状況なわけです。つまり、もうそういう技術は不可能だと。そういう状況ですから、そこもやっぱりぜひ私は知っておく必要あると思うんですね。そこを知らないから、再稼働とか、それから原発を輸出するとか、

やっているわけでしょう。あれ、輸出する、ベトナムあたりでそれ買って、その後どうするんだか、本当に不思議ですよ。やっぱり、そこまで私ら知れば、本当にこれ一般的な意味での放射線というのとは違うんだということをやっぱり知る必要あると思いますので、ぜひそこはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

今のようなさまざまなことを、これから学校の授業の中に取り入れていくということになりますと、現在、来年度からいわゆる放射線教育は学校の教育課程の中に組み込まれますけれども、原則的には時数の制限がございまして、小学校ですと2時間から3時間程度、中学校でも3時間から4時間程度が来年度のとりあえず初めての授業時数ということで、なかなかどの程度まで、今言った細かい点まで教えるというのは、当初の段階では難しいのかなと。今後、本当に2、3時間の中でまず基礎的な部分だけ、とりあえずは児童・生徒のほうに指導していきたいというふうには考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その辺、一工夫お願いしまして、一般質問終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 12番、湯田秀春です。

一般質問をただいまから行います。

今回は、大きくは3点でございます。1つは、住宅火災予防の機器普及助成についてでございます。2つ目は、復興住宅の受け入れに備えよと。それから3番目は、木質バイオマスへ力を入れよと。

まず1点目、住宅火災予防の機器普及助成についてということで、①として、消防法の改正によって、昨年6月1日までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられているところでございますが、南会津広域消防本部、これは年に2回ほど調査しているんですね。300世帯かな、

そこを調べて、どのくらいの普及率かというようなことを、この郡内の各町村ごとにやっているわけです。それを見ますと、ちょうど先月調査した結果が出まして、当町が67.4%、そして檜枝岐村が100%、只見町の94%、我が町は非常に低い普及率になっていると。下郷町、ちなみにそこに書いておりませんが、下郷町は66.7%ということでございます。当町と下郷町がちょっと低いと、こういうことで。

当町も、昨年1月に住宅用火災警報器の助成事業を行いました。それは、昨年1月でございますが、田島地域約250世帯とあって、こういうふうになっているんですが、これは主に町の消防団を通して、介護保険法に基づく所得段階の第1段階と第2段階の世帯に配ったわけです。配ってもこの結果だと、こういうことでございます。

私は、今回さらに第1段階から第6段階まであるので、これを少し、この普及率ではちょっと心配ですから、もう少し上げてみてはどうかと、こういうようなことでございます。ちなみに、檜枝岐村100%なので、これはもう初めから100%だというのは、配ったんですね、2個ずつ配ったと。これ、火災警報器は2種類あって、熱に感知するのと煙に感知するのということで、台所は主に熱感知器かな、あと茶の間とか寝室は煙だろうと思いますが、それを配ったから、広域消防本部で調査するときから、最初からもう100%と、こういうことでございます。

それから2番目、2008年10月1日より、家庭用ガスコンロのすべてのバーナーに安全装置で、なべ焦がし防止用の温度センサーを搭載することが法律に義務づけられたということですから、今、新しく売っているやつは全部そうだと、こういうふうに理解していいかと思います。それでも従来のコンロを使用する方が多く、余り普及進んでいないということが今回、民間の調査でわかったと、こういうことでございます。ただ、民間でございますから、もう一回役所で、例えば100件でも200件でもやって、もう一回調べるといいことかもしれません。

田島地区の独居老人世帯330軒、これ役場に聞きましたら、500軒くらいあるらしいんですが、そのうちの330軒を民間会社のほうで調査していただいたところ、54軒で普及率は16.5%であったと。中には、2つあって、1つは安全装置ついていて、片方はついていないと、そういうコンロはどうするんだと、それは安全装置ついていないというほうに入れたと、こういうことでございます。

当町が昨年、景気を刺激しようということで、プレミアム商品券を発行した。ことしもまたやれそうだとしたことなので、これで20%。それで、私は、町単独で安全装置付きのガスコン

ロをやった場合には3割助成してどうかと、これ提案でございます。そうしますと、20%と30%ですから50%で、半分助成という形になるのかなと、こんなふうなことで今回提案してみました。我が町の高齢化を考えたとき、少しでも火災の予防に役立つ機器の普及は大切なことというふうに考えております。

ちょうど今月の1日から7日までは、平成24年の春期火災予防運動が行われました。「消したはず 決めつけしないで もう一度」というようなことで、その中にも住宅用火災警報器を設置しようというような大きな標題があったわけでございます。その中で3つの習慣と4つの対策ということで、3つの習慣の3番目には、ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消しましょうと、こういうふうになっておりますね。

4つの対策の中に、火災を小さいうちに消すためには、住宅用消火器等を設置しましょうと、こういうふうになっているんですが、私は住宅用消火器もそうですが、やっぱり安全装置も必要かなと、こんなふうに思っております。

2つ目、復興住宅の受け入れに備えよと、こういうことです。

東日本大震災の建物被害者や東京電力第一原発事故による避難者が住む仮設住宅の入居期限が原則2年であり、もう早い人では来春にも期限が到来すると。自宅の建設や賃借できない人は、自治体が建設する復興住宅（災害公営住宅）に入居せざるを得ないと。南会津町でも、復興住宅の受け入れに備えるべきじゃないかということでございます。

それから3番目、木質バイオに力を入れよということで、平成23年3月11日以降、エネルギーへの考えが様変わりしました。これは私ばかりでなく、今回の町の第2次総合振興計画のほうも、主にそのことによって改定になりました。ないものねだりから身近なあるものを生かすということが大事じゃないかなと。結局、身近なあるものというのは、山林が非常に多いので、そういったものをエネルギーに生かすことが大事かなと、こういうことです。

町が木質バイオマスタウン構想を掲げて、周りにある木をエネルギーに変える木質バイオで農業施設や公共施設、一般家庭の普及に向けて、生産面と消費面で各関係者の推進プロジェクトを立ち上げてはどうかと。要は、掲げてもそれでしりすぼみになってはしょうないから、いわゆる供給サイドと需要サイド、こちらのほうに町は積極的に仕掛けを起こして、その普及に努めるべきではないかなと。

前回の議会でも私行きました岡山県の真庭市、ここはもう完全にそこを先行っております、葛巻町もそうでしょうけれども、ここはもう役所の中にバイオマス課というのがあって、徹底して進めていらっしゃるところでございます。私たちは、あの3.11以降、石油不足になって

大変な目に遭ったわけです。そのときに、私も透析患者の人にどうしたらいいと言われて、非常に困ったこともありますし、それから特別養護老人ホームの中には重油を使っているところがあって、その重油がなくて、どうしようかという施設の施設長さんが非常に苦しんだというところもございます。

ですから、私がここで言いたいのは、リスク分散なんです。一つのことだけでなく、つまりそれが一つだめでも、2番目があるので助かるというリスク分散。そしてもう一つは、哲学的には地産地消、食べ物ばかりではなくて、エネルギーもできるだけ自分のところで何とか間に合わせて済まそうと、こういうようなことで今回この3つを質問いたします。あとは質問席のほうから再質問したいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えします。

初めに、住宅火災予防の機器普及助成に関する1点目ではありますが、住宅用火災警報器の助成事業についてのおただしであります。この事業は、平成23年1月1日に町内に住所を有する世帯で世帯全体が65歳以上で、かつ経済的な理由により警報器の購入が困難と見られる介護保険料算定基準額第1・第2段階までの世帯に対して購入費用等の助成を行う事業として、地域の民生委員・児童委員や消防団員等のご協力をいただきまして実施したものであります。対象の438世帯に対し、施設入所により不在の世帯や既に設置された世帯を除く215世帯の申請をいただきました。そのうち、3世帯が同居家族の存在により非該当となったものの、212世帯に設置をいたしましたので、この事業は一定の効果があったのではないかなど、そのように考えております。

世帯の制限所得段階をさらに引き上げて助成してはどうかのご提案をいただきましたが、今後、関係機関との協議により、他町村と比べ設置率が低い原因等を検証しまして、そしてどのようにしたらいいのかということを検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、なべ焦がし防止用の温度センサーを搭載した家庭用コンロの設置について普及を図ってはどうかのおただしであります。平成18年から平成22年まで5年間の南会津郡内における火災原因別状況によりますと、火災件数が92件ありました。これに対して、コンロが原因で火災となったものが10件ございます。住宅火災だけに絞れば、その割合は36%となり、住宅火災の主要な原因となっているところであります。

温度センサー付きのガスコンロの普及については、広報みなみあいづによる周知や毎年、消防団が実施しております高齢者世帯へ巡回訪問や火災訪問などを通じて、設置に関する周知を図ってまいりたいと考えております。

また、設置に関して、町としての助成制度につきましては、さきの住宅用火災警報器とあわせて、特に高齢者世帯を対象に今後どのようにしたらいいのか、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、復興住宅の受け入れについてのおたただしであります。被災者の方々が当町で生活したいという要望があれば、基本的に積極的に支援してまいりたいと考えております。町が直接できる住宅の支援につきましては、既設の町営住宅及び町単独住宅等の提供と住宅の建設が考えられるところであります。

現在、8世帯の被災者が4つの町営住宅団地で生活されておられますが、この方々へは災害救助法により、平成25年3月31日までは住宅使用料は無料として使用していただけることになっております。それ以降については、希望があれば一般の方と同様に使用料をいただくことになっておりますが、継続して生活できるようこれも考えてまいりたいと、そういうふうを考えております。

住宅の建設につきましては、被災者の入居に限定したものととして災害公営住宅がございますが、これは地震・津波で住宅を失った方及び原発事故による避難指示区域に居住されていた方に限定されております。住宅の建設前に移転元市町村と重複を避けるための調整が必要となるなど、現状では入居までかなりの月日を要するものかと、そのように思われます。

したがいまして、町としましては、新たに住宅を建設するのではなくて、被災者からの入居の申し出があれば、その時点で管理している既設町営住宅等と空き家などにそれぞれ入居基準に準じ入居していただくというのが、今のところ一番いいのかなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、木質バイオマスタウン構想の策定とエネルギーの利用普及へ向けた推進プロジェクトを立ち上げてはどうかのおたただしであります。本町における木質バイオマスエネルギーの活用方針については、既に策定済みの地域新エネルギービジョン等で基本的な方向性を定めております。震災後の脱原発の流れの中にあっても、大きな修正はしなくてもいいのではないかなと思います。

また、今後の木質バイオマスエネルギーの利活用や普及に関しましては、チップ生産施設を拠点として、段階的な事業拡大に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。推進

プロジェクト等の立ち上げについては今後、事業を進めていく中で、必要に応じて検討してまいりたいと考えておるところであります。チップボイラーもきさら289に入れましたし、その流れも見たいと思いますし、確かに議員がおっしゃるように、この南会津町、90%以上の森林を抱えた中でこれをぜひこの機会に活用してまいりたいと。エネルギーばかりでないですけども、この活用を図ってまいりたいということは基本的に思っていますので、今後、そういうことも含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 これ、昨年、212世帯を結局、住宅用火災警報器を助成したと。今後、その原因を検証して検討したいと、こういうことでした。

これ、只見町さんも非常に高いので、私、只見町さんまでは、何でこんな高いのか、ちょっと調べはしなかったわけですけども、だれか長部局のほうでこのことについて知っていればお願いしたいなと思うんです。94というのはかなり高いような感じしていますので。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

はっきりした普及率が高い理由となっているかどうかまでについては把握しておりませんが、只見町においては集落ごとにその設置の取り組みを共同してやるというか、一緒になってやったと、その成果が多少出ているのではないかというお話を聞いております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 集落ごとにどうしたの、集落ごとにどういうふうにやったって。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

つまり、集落単位で声をかけ合って、設置率を高めましょうということで、そういった運動があったということになります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それをできれば只見さんのように声をかけて、そして普及率が高まれば、それも一つの方法だと思うので、それもひとつ今後の検討課題にしていきたいなというふうに思います。

それから、これ2番目でございますが、これもあわせて対策を練りますと言うのですが、

16.5%というのは、本当にこれも低いなど。実際のところ、かけっ放しでなべを焦がすというのは結構多いんですよ。それは、高齢化社会の中に入って、ちょっと認知がかったりする場合もあるし、あるいは何かをかけたまま電話が来て、つい電話のほうに夢中になってそのままになったとか、そういういろんな理由があるかと思うんです。私も、こちらのほうも住宅火災警報器と同じように、第1段階とか第2段階にちょっと助成してもいいんじゃないかなと、こんなふうに思っているんですが、そのことについてどう思うか、お考えをただしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

これも、確かに生命にかかわる問題でありますので、もしものことがあれば、その本人ばかりじゃなくて、その周囲にも当然影響があるわけでありましてけれども、これは安全性も含めた中で、その対策を理解していただくという個人個人の理解度を深めるということをまず第一に考えたいと思いますが、そういう中で、やはりその負担に耐えられない方もおられると思いますから、これも住宅警報器同様、そのような対応していく必要があるのかなと考えております。

そういう中で、やはりあと負担の問題もあるわけでありまして、これもいろいろな他との関連あったり、あるいはそのバランスといいますか、それとあと重要性をかんがみて、そしてまたいろんな対応を考える必要あるのかなとも考えています。ですから、できるような方向性の中で検討していきたいと、そのように考えております。ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 できればプレミアム商品券、多分ことしもやるというようなことなので、できれば本当はそれに絡ませて、幾らでもこういった方向に誘導的にいけばいいのかなというふうに思いますので、ぜひ当局のほうでその辺を検討していただければありがたいなど、こんなふうに思います。

それから、2番目でございますが、結局、2番目の復興住宅ということで、これ正しく言うと、原発は最初入ってなかったということで、今回、こういうことがあって、原発で避難している人も該当するのかなと、こんなふうに思っています。

過般、どこでしたか、川内村だったかな、そこでアンケートをとったんですよ。川内村です。要するに、原発の近くで帰るか、帰らないかということで、そしていわゆるその中でアンケートをとったら、「帰らない」という人が3割近くいたんですよ、27%かなんかだった。そ

して、その中身を見たら、20代が7割だというんですね。そして、「帰る」という人は結局年配の方が多くて書いている。私はこれ、川内村だけでなく、多分あの近くの町村の人たち、意向調査すればそういう形で出てくるんじゃないかなと。そして、その20代の人は何が原因だと、やっぱり放射能が怖いということですね。

ですから、私は、我が当町は、伊南のほうで少しストーブで出たと、こう言いますけれども、まだまだ空間の放射線量は低い状態にありますから、やはりこちらほうの放射能については安心できますよというようなことで、できるだけ復興住宅、いつ、避難されている方がいずれ仮設住宅を出なくちゃならないと、そのときに、そういえば南会津町でそういったことを準備しているなど、しかもいつでも受け入れができていて、こういうふうになってくれば、じゃあ南会津町に行ってみようかと。

私はいつも思うのは、県外の山形県さ行く人が非常に多いので、非常に残念だなといつも思っています。それは私ばかりじゃないと思うんですが、なぜ同じ県内のこちらのほうに来てくれないのかなと。山形の映像を見ますと、こちらほうと同じくらい雪も降っていて、それなのにやっぱりどんどん行くと。しかも、家賃補助とかそういったものあるからだと、こういうことなんですが、いずれにしても、同じ福島県であれば、この南会津町のほうでできるだけそういったことに何ていうんですか、いつでも備えているよと。ただ、あんまり強くもこれ言えないというようなことなので。それで、もし住宅というか、用地を確保して、来なかったらどうするんだと、こういうことだろうと思うんですが、そのときは町営住宅の用地に考えてもいいんじゃないかなと、私個人的には思うわけですが、再度、もう一回町長のお考えをお聞かせいただければありがたいと。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

当初、仮設住宅の件もこういう話がありまして、建てたらどうだということでありましたけれども、これは以前お答えしたかもしれませんが、やはり入りたいという希望が余りの当時はなかったということが1つありました。そして、やっぱり議員がおっしゃられるように、南会津というところを余りよく理解してもらっていないという部分もあるかと思います。これは、町のPR不足とかいろいろあるかと思いますが、そういうことも一つの要因かなとも、それも考えています。

それから、自分のふるさとに戻りたいと、そのような希望、アンケートとられた今、多分ある程度のところでとられているものですが、私は町村会のところで浪江の町長さんがそれをお

っしやられたようなちょっと記憶あるんですが、やっぱり川内村さんと同じような状況にあると、やっぱり30%ぐらいは戻らないと、戻りたくない。そして、やっぱり子どもさんは戻りたいんだと、友達が欲しいというのか、前の友達と一緒に生活したいという、そういう気持ちが強いというようなこともおっしゃられていました。ですから、そういう傾向はどこの町村でも、被災された町村、避難されて避難者がおられる町村はそういうことあるのかなと考えます。

ですから、もちろん放射能に対する安全性が一番心配なんだということでもありますけれども、そういう意味ではこの当町はその条件はクリアできるわけではありますが、もう一つ、ことし雪が降り始めまして、最初に降った雪がみんなびっくりしちゃった。そういうことで、雪国のほうでは、避難された方々がいわきのほうにまた戻られる傾向が多く発生したという話も聞いています。ですから、初めて経験された雪で、びっくりされたこともあるのかなと思います。確かに、いろいろな手当ての中で、新潟や山形、それから秋田のほうまで避難されている方、全国に散らばっておられるわけでもありますけれども、人それぞれの理由かとも思いますけれども、やはり今後、長引くこういう状況の中で、やっぱり町としてもいろんな方法を状況を踏まえた中で考えていくことも必要なのかなとも考えています。

ただ、もう一つは、根本的に町の住宅をどうするのかということもあるものですから、その辺も踏まえた中で、被災避難者に対する対応と、それから町独自の町営住宅のあり方といいますか建設、そこの辺も根本的に検討していく必要あるのかなとは考えています。ですから、復興の中での住宅をどうするのかというよりも、町としてはむしろそういう基本的な部分を考えていったほうが、この南会津町に対してはむしろ適切でないかなとは今考え方いますので、そこも含めて、土地の確保かあるいは今の住宅を政策空き家にしておくところもありますが、そういうことも含めて検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。

いずれにしても、仮設住宅のときに、町長もそうだかもしれんけれども、私らもやっぱりこの町はあんまり力を入れていないというような、そういうある意味批判だかもしれんけれども、もう少し仮設住宅、何でこの南会津町に建てなかったんだなんていうね、そういう批判が非常にあったわけなんですけれども、私はそれらをまた今度、復興住宅のときに言われないようにということで、ちょっと先走って今、今回こういったことを提案したわけですが。

福島県だけは原発のこういう状況の中で、ほかの宮城とか岩手のほうは高台とかいろんな形で建てるんでしょうけれども、福島県の場合は原発の近くはなかなか、先ほどの意向調査もそ

うですが、もとのところには建てられないと。そうすると、恐らく福島県でも南会津町とか、あるいは隣の下郷さんのほうにどうだろうかというような意向、来るんじゃないかなというふうに思っているわけですが、これはあくまでも推定なので、何ともいってみようなのはないんだけど、災害復興住宅の例えばうちらほうで勝手には建てられないと。これは、もとのその人のいたところの自治体からの意向なのか、あるいは県のほうからの意向なのか、この辺がいまいわからないんですが、その辺はどういうふうになっていますか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員おただしのものにつきましては、福島県復興再生特別措置法という中で定められておりまして、その措置の中に居住安定協議会の設置という項目がございます。この中で、福島県と移転元の町村、それから移転先の町村、この中で協議をして、合意をした上で復興住宅を建設するという形になってございますので、建物を建てて、単純にお待ちしているというようなことでは補助事業をいただけないという状況になってございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、もといたところの自治体と、例えば我が町だったら南会津町と県と、当然もとになるのはその人本人の例えば受け入れ先のほうを指定して場合だろうとは思いますが、そういうふうに理解していいですね。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

そういった個人的な部分のこともありますが、移転元の町村の考え方というものがございしますので、できればうちの町村に残っていただいて、そういう準備しますよという町村もあると思いますので、そういったところの調整が必要になってくるという協議会になろうかと思えます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、わかりました。

いずれにしても、私としては、もし南会津町が復興住宅を南会津に建てたいと、こういったときにはできるだけスムーズに流れるような備えだけはしていただきたいなと、こんなふうに思います。

それから、3番目の木質バイオマスでございますが、私、今回なぜこれを取り入れたかといいますと、いわゆるこの前、議員にも、第2次南会津町総合振興計画の23年度改定ということね。昨年の大震災があつて変わったんだというようなことで、これよく読んでみました。

最後の成果指標と目標値というところで、実はここで少しばかりがっかりしたんですね、なぜか。4年後になるのかな、平成27年度の目標が15施設だということで、もっと多くしてもらえないのかなというのが1つです。

いろいろ見ますと、もう少し力を入れてもいいんじゃないかなと。特に、今回言ったように、需要と供給の関係で、チップもいいんですけども、チップ、それからペレット、それはまきでも構わないんですが、もう少し幅広く、そして今度私がうれしくなったのは、今度森のエネルギー創出プロジェクトということで、林地残材の買い取りをやりますということで、これはこの前、ナカジマさんだったかな、講演で、軽トラックにいわゆる間伐材とかいろいろ持っていけばお金になるというようなことで、それを今度取り入れて、森林組合で買って、地域通貨としてやるんだろうと思いますが、いわゆる供給のほうと需要のほうね。需要のほうの喚起が物すごく弱いような感じするんですよ。それをどうやって増やしていくかということで、今回プロジェクトとしてやったらどうかというようなことで提案したわけです。

やはり、供給サイドばかり考えても、需要のほうを喚起しないでは、いずれ行き詰まっちゃうので、ぜひともそちらのほうの刺激策で、私は町でやるというのは、方向性を決めたら、その需要を喚起する。そのためにどうしたらいいか。やはり、そちらのほうのいろいろ研修するなり、あるいはその刺激策のためにいろんなことを行動を起こしていくということが非常に大事だろうというふうに思いますので、再度ですね。今の状態だけだと、何かチップで終わってしまうような感じしますので、もう一度、森のエネルギー創出プロジェクトのいわゆる供給サイドから需要のほう、需要のほうの刺激策をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいま議員が質問されました森の創出エネルギーについては、農林課のほうで24年度として事業に取り組む予定でございます。これは、間伐材を民間の軽トラ、個人の方が搬出・運搬して、それを森林組合が購入する、その購入することに際して町が補助してやると。その集まった材をですね、今時点では、町が今、伊南森林組合に指定管理をさせます、チップチップパーでチップ材をつくって、それをきらら289のボイラーで使用するというようなことで今、や

っている内容でございますが、これも軌道に乗れば、第2、第3の先ほど言いました特別養護老人ホームとかそういうような施設に設置できるか、できないか等の検討をしたいと思っているとところでございます。

なおまた、燃料ボイラーについては、ボイラーばかりじゃなくて、ペレットストーブ、まきストーブ等もでございます。これは、町民の個人の方々がペレットにするか、まきストーブにするかは個人の判断でありますので、そういった方にも供給できないかどうか、これから検証をしてみたいと思っているとところでございます。

いずれ今、チップ、ボイラーが始まったばかりですので、これを軌道に乗せることが我々の使命でありまして、軌道に乗せながら、大きな設備に普及していきたいというふうに考えて、第2、第3にそういうペレットストーブ、まきストーブ等の利活用ができないかというようなことを検討していきたい、そんなことで考えているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 恐らく農林課という立場上、その辺ところが限界かなと。私は、岡山県の真庭市、これは学校の教室で使っているんです。ぜひとも、教育委員会のほうでも、岡山県の真庭市の教室で使っている実態をよく調査して、学校で使うとなると、これ大変な量ですから、そうすると、いずれにしても今度は農林課のほうで一生懸命、今度供給のほうに力を入れるでしょうし、学校のほうで使うとなれば、今度需要という形で、かなり今度はこの町が大きく変わっていくんじゃないかなと。

それと、私は思うのは、今度、衛生組合が統合しました。聞きましたら、衛生組合のし尿処理のほうで、あれは重油を使っているのかな、かなりの金額を使っております。こういったものも、これ重油でないとだめなのかと、本当に今言ったように、木を使ってできないのかなと、あるいは集めたごみを燃やして、それで何とかできないのかなと、これは私の今の推定ですから、もう少し経済がいろんな意味で回転するような方向で、ひとつこの木質バイオマスタウン構想は農林課ばかりでなくて、商工観光、それから教育委員会のほうも比較して、真庭市にはバイオマス課まであって、本格的に力を入れて、ぐるぐる回転しているわけです。そして、それはあくまでも、何かあったときにはリスク分散だと、それと地産地消だと、根本的な哲学がそこにあるわけですから、ぜひともそういった形の中で、私は、これからでもいいから今後、私たちの行く道じゃないかなと、こんなふうに思います。このことに関して再度、町長の答弁を求めて、終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私も、方向性としては再生可能エネルギーの方向に行くのは間違いないだろうと思います。いつまでも地球をほじくって、石油にエネルギーを求めるといのは限度があると思いますし、今度の原子力発電所のあのような事故を見ましても、やはり当然、国の総合エネルギー政策変わるだろうと、そのように思います。

それから、環境問題からしても、最近、原発問題が大き過ぎて、CO₂削減の話がちょっと消えたようになってはいますが、私はこの意味でも、やはりそのようなことは今後考えていく必要があるだろうと、そのようにも思っています。ただ、今のところ、石油がどのような推移するのかということもやっぱり一つのキーポイントになろうかと、これも思っています。ですから、そのようなことも含めて、いずれ安くなることはないんじゃないかなという思いはあるんですが、そういう中でやはりこの地域の資源を生かした地産地消という産物と、それから電力エネルギーの地域の何ていいますか、地域の活性化も含めて、利用も含めて、そのような方向性であることは間違いないと思います。

ですから、いろんな成功例、あるいは今そういう成功されたところでもどのような課題があるかということをも十分調査した中で、この町でできるものは何なのかということをも研究して、そして取り入れられるものは取り入れていく方向性の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今、イラン、イスラエル、アメリカというそういう中で、いつ、ホルムズ海峡が封鎖されるかわからないという。今後、この世界の原油情勢がどうなるかわからないと。私たちは、そこに左右されない町をつくりましょうということを言いたいわけです。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時50分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一。

ただいまより一般質問を行いたいと思います。

今回は質問事項は、大きく分けて4点であります。

前回の臨時議会で、県より約2億円の市町村復興支援交付金がありました。これは、県の助成事業であります。国はどう動いているのか。復興特区法は、本県の対象を県と県内の全59市町村と定めていながら、国は対象を震災と原発事故で相当数の住宅や公共施設が消滅あるいは損壊するなど、著しい被害を受けた地域としています。復興特区法では、「東日本大震災は東北地方・太平洋沖地震と、これに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。」と明記されております。今回の復興交付金の採択も、目に見える災害は採択、目に見えない災害は不採択となっております。目に見えない災害も、実害として認めさせるべきだと思います。

以下、3点について、復興特区法に関してお伺いをいたします。

1つ、国の建前論と本音論に対して、他町村の動向と我が町の考えはどうか。

②他町村においては、論争の種とすべく無理を承知で復興交付金に応募しているが、我が町の考えはどうか。

3番、風評被害という言葉をやめて、実際に害を受けているのであるから、風評実害という言葉は今後使ってはどうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

次に、福島復興再生特別措置法についてお伺いをいたします。

国会で審議している福島復興再生特別措置法について3点、お伺いをいたします。

町は、内容をどのように把握しているのか。

②町は、どのような要求をしているのか。

③町は、どのような事業計画を想定しているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

3番目に、若者担い手育成事業についてお伺いをいたします。

私は18年前、旧田島町の夢のあるまちづくりカレッジや若者定着促進協議会などに参加し、これからのまちづくりは町民と行政が一体となり、よそ者、若者、ばか者が知恵と汗を流す時代と感じました。そして、多くの先進地を訪問し、経験則を得て、まちづくりの体験をすることができました。自分たちで自由に視察地を選び、自由に交流することができ、職員とも本音で議論することができました。当時の執行部には、本当に感謝感激雨あられでございます。

最近の行政視察は、自由度の高い若者担い手育成事業が少ないと感じますが、町の考えをお伺いいたします。

4つ目に、都市部との交流体験事業についてお伺いをいたします。

中国では今、スキーがブームになっているそうです。人工降雪機のスキー場はあるが、ふんわりふかふかの新雪にあこがれているそうです。長野県白馬村まで中部空港より約4時間もかけてバスに揺られ、それでも満足して帰っていくそうであります。ふだん雪と接していない人にとっては、パラダイスのようです。都市部の子どもも、新雪のパラダイスを見たことのない子が多いと聞きます。私の親戚の子どもも、ことしは雪を見るだけで1泊で帰りました。

昨年のおふるさと会で、教育界に詳しい人と出会いました。そして、その方とお話をしていたとき、2泊3日くらいの教育旅行なら東京都の生徒でも可能ではないかというお話もお伺いをいたしました。まさに、我々の行動力が伴えば、誘客は無限大に可能であると私は考えます。あとは、受け入れ体制をしっかりとし、リピーターをいかに増やすかだと思います。

町長と議長がトップセールスをした後、その後、学校の誘致活動はどうなっているのか。今後の誘致活動計画とあわせてお尋ねをいたします。

また、当地の子供にとっても、他地域の子供との交流は貴重な経験になると思います。他地域の子供との交流について、教育長の考えをお伺いをいたします。

以上、1番から4番については町長、最後の分だけ教育長にお伺いをいたします。再質問は、再質問席にて行います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、復興交付金についての1点目ではありますが、国の建前論と本音論に対して、他町村の動向と我が町の考えはとのおただしではありますが、議員おただしのように、当初、復興特別区域法における復興交付金事業については、対象区域を県内全市町村とし、40の補助事業を一括化し、執行の弾力化、手続の簡素化を図るものとされておりました。しかしながら、その後、

国・県の説明会等において、復興交付金の対象事業は震災と原発事故で物理的な被害を受けた地域に限定され、風評被害を根拠とした事業計画や将来的な投資に関する事業は対象外であるとの説明がありましたので、第1次の申請を見送りしたところであります。

また、他町村の動向であります。会津管内において、4市町が県と連名で県管理の農業用ダムの被災箇所の耐震化の調査費を申請いたしましたが、いずれも不採択であったと、そのように聞いております。

次に、2点目、他町村においては、論争の種とすべく無理を承知で応募しているが、我が町の考えはとのおただしであります。第1次募集の復興交付金につきましては、県内18市町村が申請し、そのうち11市町村が採択を受けておりますが、申請状況を見ていますと、物理的な被害を受けておらず、無理を承知で申請している状況とは見受けられません。しかしながら、本町を初めとする会津地域についても、原子力災害による風評被害は確実に災害であり、復興特区法第80条で原子力発電所事故による災害への対応についても、復興交付金を交付することができるとなっておりますので、南会津地方町村会や会津総合開発協議会など、あらゆる機会をとらえて国・県へ要望を行い、採択へ向けて取り組んでまいりたいと思います。

基本的には、100%無理をわかって、いろいろ計画をしてそこに労力をつぎ込んで、やっぱりだめかというようなことは避けたいと思いますし、可能なものであるという部分があれば、それはやっていきたいと、そのように考えております。

次に、3点目ですが、風評被害の言葉をやめて風評実害としてはとのおただしですが、風評被害とは、風評被害そのものが実害であると、そのようには理解しております。日常的に一般的に使用されていることから、引き続き風評被害は風評被害と、そのように私どもは使っていきたいと、そのようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、福島復興再生特別措置法についての1点目、町は内容をどのように把握しているのかとのおただしですが、この法律の目的、基本理念としましては、原子力政策を推進してきた国の責任を明記し、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興再生を推進することとしております。さらに、福島の自主性・自律性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置、それから放射線による健康上の不安の解消等、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置、原子力災害からの産業の復興及び再生、新たな産業の創出等に寄与する取り組みなどを推進していくものと把握しております。

また、国が福島県民の健康調査や子供の医療費無料化などに活用する県の基金に財政支援することや、復興交付金の柔軟な活用などを盛り込むことを聞いております。

次に、2点目ではありますが、町はどのような要求をしているのかとのおただしではありますが、法案成立前のため未確定な要素が多く、現在まで何ら要求等はいたしておりません。しかしながら、特別措置法の施行により、復興特区法の復興推進計画について県内すべての市町村が策定できるとされていることから、復興産業集積区域における税の優遇措置や規制の緩和措置を目的として、福島産業復興投資促進特区を県と全市町村との共同で去る2月29日に申請をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、町はどのような事業計画を想定しているのかとのおただしではありますが、現在のところ具体的な事業内容については示されておらず、法案成立後に国が定める復興基本方針に盛り込まれることとなっております。その後において、国と福島県の協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を設置し、新たな規制の特別措置の提案等を検討することとなっておりますので、今後の国・県の動向を注視し、本町における実施可能な事業について検討し、提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、若者担い手育成事業が少ないのではとのおただしではありますが、合併前の旧田島町においては第4次の振興計画策定に当たり、次世代を担う若い世代の意見を振興計画に反映させるために、住民の方で構成される田島町夢のあるまちづくりカレッジを立ち上げました。また、平成11年度から平成14年度まで、若者定着のための施策実施に当たり、若者定着推進協議会を設置し、施策提言の検討が行われました。さらに、第5次の振興計画策定に当たりましては、住民の方と町職員からなる田島ゆめ未来73という組織が立ち上げられ、それをもとに計画づくりを行った経緯がございます。

昨年度策定しました第2次南会津町総合振興計画においても、町民アンケートや中学生アンケート、町民策定メンバーによるワークショップにより多くの町民の皆さんの声を反映させて策定をいたしました。また、第2次総合振興計画では、町民と行政との協働によるまちづくりと未来を開く行政経営を大きな目標の柱に定めておりますので、目標の達成に向けて若い方々の議論の場はもちろんのこと、年代を問わず、より多くの住民の方々とのさまざまな場面で自由な意見を言える場所を、そして積極的に行政に参画していただける環境を整えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、都市部との交流体験事業についての1点目ではありますが、さきに町長と議長がトップ

セールスをしたが、その後、学校の誘致活動はどうなっているのか、また、今後の誘致活動計画はどうかのおただしであります。昨年6月13日に私と議長とで都内及び千葉県内の中学校においてセールスを実施してまいりました。その結果、千葉県の私立東邦学園中学校が平成24年度に本町に教育旅行として来町することが決定いたしましたことは、まず報告させていただきます。

おただしのその後の誘致活動であります。南会津農村生活体験推進協議会及び会津高原教育旅行誘致協議会の2団体で、首都圏を中心にトップセールスを含めて計14回、誘致活動を実施してまいりました。その結果として、平成24年度につきましては現在、10校の受け入れが決定いたしました。

なお、今後の誘致活動計画につきましては、引き続き首都圏を中心とした教育旅行誘致キャラバンを実施するとともに、教育旅行担当教職員や大手旅行会社の教育旅行担当者を対象とした招聘事業、それから観光経済新聞への取材依頼及び記事掲載などを計画してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、都市部との交流体験事業についての2点目、他地域の子供との交流についてお答えいたします。

子供のときの体験は何にも増して貴重であり、本町の子供たちが他地域の子供たちと交流することは、お互いの文化や風習、環境などを理解し、多くの経験を経て、よりよい未来を築くために極めて重要な活動であると私自身も考えております。また、交流が子供たちから家族へ、そして地域住民へと広がっていくことこそが、地域を活性化させるための有効な手段の一つではないかと考えております。

平成24年度は、先ほど町長が答弁いたしましたように、教育旅行として首都圏を中心に10校が本町を訪れる予定であり、また、財団法人日本国際協力センターが外務省から受託いたしました、アジア太平洋地域及び北米の高校生等1万名が3泊4日の日程で被災地を訪問するキズナ強化プログラムの訪問先の一つとして本町が選定されたところであります。

これらの教育旅行等の受け入れを通し、本町の子供たちと国内外の子供たちとの交流を積極的に行い、心身ともに健全な子供の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、初めに、順不同になりますけれども、教育長のほうからお伺いをいたします。

今回、14回、町のほうの機関が行って、10校の申し入れがあったということなんですけれども、教育長としてはこの10校と今後のお付き合いの仕方、そういった受け入れ体制は、例えば1回きりで終わるのか、それとも今後継続的にお付き合いをしていくためには、こういったプログラムが必要だとか、そういったお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

ただいまのご質問なんですけれども、今回、10校が訪れる予定になっていますけれども、具体的な内容とか、実はいつの時期に訪れるか等についてはまだ商工観光課のほうから聞いておりませんので、具体的な内容を把握した後に判断していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、10校ということでご答弁申し上げまして、具体的に申し上げさせていただきますが、こちらグリーンシーズンということで、冬場までまだ決定しておりませんが、南会津みなみやま観光で組織を運営しております南会津農村生活体験推進協議会のほうが3校、受け入れ決定、それから会津高原リゾートのほうでやっております推進協議会のほうが7校ということで決定しおりまして、計10校の決定でございます。

みなみやま担当のほうについては、東京の江戸川の鹿本中学校とか、あとは千葉県内の中学校は私立になってございまして、この私立はリゾートの320名という大変大きい受け入れになってございますので、こちらのほうはみなみやまとリゾートのほうとの合同、それからあわせて、只見までを巻き込んでの受け入れということで予定してございます。

リゾートのほうは、今ほど申し上げたように、共同での東邦大学の私立の中学校、それから千葉県等の中学校、それから都内の小学校等々ございますので、こちらにつきまして継続のところ、例えば23年度に来町いたしましたさいたま市立の大宮小学校がまた10月に、ことし来ていただけるということで決定しておりますので、こういう継続的に来ていただいていると

ころは、引き続き誘致活動をさらに強化しながらおつき合いをしていきたいと。それから、新規のところもございますので、そちらも町が全面的にバックアップをしながら、来年、再来年と継続できるような形での誘致を図ってまいりたいと思います。当然こちらを実施する際には、町それから第三セクターに加えて、各地域の4つのエリアのいわゆる農家民泊の農家の皆さんのご協力がないと実施できませんので、皆さんのご協力を得ながら、それから管内の小・中学校との交流も考えてございますので、教育委員会と連携をしながら万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私は、初め14回で10校だから、非常に効率がよく、一生懸命やっているなと思ったんですけども、実際中身を見ると、みなみやま観光が3校で、高原リゾートのほうは7校ということですから、これは年間通じての営業として、はっきり言って営業やっていないようなもんだね。今まで、過去にいろんなそういった体験農業だとかやっていて、その流れとして、もし継続して今回も積極的にいけば、こんな数字では終わっていないと思うんですよ。初めは、すごくやるなという感じで見ていたんですけども、これは根本的にやっぱり教育委員会、それからみなみやま観光、商工会等との何か合同会議をつくって、徹底したやっぱり誘客のイロハのイの字からみんなで勉強してやろうという気にならないと、多分これ継続していかないんじゃないですか。

私が一番懸念するのは、先ほどの質問の中で教育長が、商工観光のほうから連絡がないからと、これ逆に、常日ごろからやっぱり学校同士の交流を通して、子供にどんなふうな教育しようかということを考えていけば、町のほうではこういうことをやっているなど。じゃあ、それを利用して交流どうしようかという、常に頭にあるはずなんです。それがそういう発言するということは、やっぱり自分の目先の仕事しか考えていない。いわゆる一般的にいう立場人間ということじゃないんですか、これ。もう少しやっぱり横の連絡、みずからやっぱり横の連絡をとりながら、町の活性化を盛り上げようということで、もうちょっとこれ勉強不足だなと思うんですけども、教育長、今後、今、商工観光課の課長の私に対する答弁を受けて、教育長としては他校との交流をどんなふうに考えますか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいまの議員のほうからおたまだりましたように、教育委員会のほうとしては、南郷中学校は従来、旧南郷時代からさいたま市との児童・生徒の交流はずっと20年来行ってきた経過

はあります。教育委員会としてこれから、今、議員ご指摘にありましたように、今後、商工会とか商工観光課等と連携しながら、交流事業等についてきちんと把握しながら検討していきたいと思っておりますし、そのために、先ほど申されました町内の検討委員会が当然必要になってくると思っておりますし、教育委員会としても、子供たちがいろんな場に出ていくということが非常に大切であると思っておりますし、そのためにはいろんな方と交流することが一番大切ではないかと思っておりますので、その辺を踏まえて今後やっていきたいと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 ただいまの質問は、私に求められたものではありませんけれども、私の説明不足ということもあるのかなと思いましたが、ちょっと時間をいただきたいと。

実は、トップセールスの中で私と議長と行きましたと言いましたけれども、みなみやま観光も一緒に同行してもらっています。それで、そういう中で、東京それから都内等、千葉の学校を回らせてもらったんですが、そのときにも、私どももあの当時、示されている放射線の濃度とか地域の事情、実情を話してまいりました。そのときにも、迎えてくれた学校の先生方や対応してくれた職員の方、その人たちは「南会津の状況は私どもも数値も聞いていますし、おっしゃることは本当だと思います。私どもとしてはぜひ行きたいんですが、その中の一部の保護者の意見が強過ぎて、それでストップせざるを得ないです。ことしは、申しわけないけれども、それに対応できませんけれども、来年はぜひそのようなことできるように対応してまいりたい」と、そのようなことを話されておりました。

ですから、今でも風評被害そうですが、やっぱりなかなかここは安全だとある程度わかっている、安全・安心だとわかっている、なかなか足が向かないというのが今の現状でありますから、それをこれからはどのようにして風評被害、それを払拭していくのか、そして教育旅行もそういう理解していただいて、ここに来ていただけるような対策はことし、より以上力を入れてやっていかなければならないということはわかっていますから、そのようなことをことしは力を入れてやっていきたい。ですから、現実には決して連携をしなかったわけじゃなくて、いろんなイベントもある中、あるいはそういう中で観光物産協会とか商工会とか、みなみやま観光とか会津高原リゾートとか、あとはボランティアの方々とか、そういう人たちと連携した中で、いろんな事業をやってまいりました。そういう中で、なかなか理解が得られていないというのが今の現状であります。議長さんは答弁できないでしょうけれども、私は一緒にその場に行きましたから、議長さんに後から聞かれるのもいいと思っておりますが、そのような実情であ

りましたものですから、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は、町長ね、私思ったのは、14回行って10校南会津に来てくれるというので、私はほっとしたんです。もし万が一もっと数字低ければ、私たちは去年ふるさと会に出ていますので、そのとき知り合った人を通じて、東京都の教育委員会に手づるをとって、そういったルートからことしは少一から出直さなきゃいかんかなと、そういうことは議会も行政も一緒になってやらなきゃいけないかなと思っていただけでも、町長のそういう答弁があったので、私はこれは議会何も出なくても、行政が観光のほうで一生懸命やってこれだけの数字上がればいいかなと思って町長の答弁聞いたわけです。

実は、商工観光課の中身を見るとこうだったものですから、これじゃあ何とか議会も応援しなきゃいかんだろうと思って、私は一からみんなで共通の認識を持って観光行政に取り組まなきゃいかんと。行政だけじゃなく、我々もそのメンバーに入ってやっていかなきゃいけないんじゃないですかという意味で私は先ほどの発言になったわけでありますから、別に我々は今までがこうだからじゃなく、これからどうするんだということをやっぴり常に考えていかないと、過去の動きこうだろう、ああだろうとやっていたんじゃ、そこの議論だけで終わっちゃう。それよりも、今後どうするんだということを議論していくべきだと思うんです。そういうためにも、やっぴり勉強会は必要だなと。

特に私が——この問題はこれでいいですけども、3番でなぜ自由度の高い若い人たちの勉強会が必要かということをおし上げますと、今、行政のほうでも事業評価だとか、あるいは人事評価をやらなきゃいけない時代になっているわけです。それで、世の中は人事評価だとか作業評価するときに、P D C Aで回しなさいと言っている。ところが、それは学者先生が言うことであって、実際はP D C AのPをつくるときにどうするんだということなんです。そのPのつくり方をきちんと勉強しないで、P D C Aはないわけですから、そこはみんなで共通したやっぴり勉強会だとか意識を持たないと、できた計画が中身も現状も把握しない、課題もないような計画をどうしてP D C Aで回せるんですかという話なんです。

だから、一般の人と職員と議会だとかみんな集まって、P D C Aの前のPをつくるときはどういう勉強会やるんだと。それで、P D C Aを回すときにはこういうところに着眼して、みんなでやってみようという勉強会やらないと、名前だけの計画書になっているんです。今までは、総合計画は国に出してきたわけでしょう。だから、我々はよく中身のない抽象的な計画書だけでも、これは国に出すんだからしょうがないだろうと認めてきたわけですよ。今度か

らは変わったわけですよ、法律が。国に出さなくていいわけです。町独自でつくっても、つくらなくてもいいからということ。

今回の南会津の計画書だっつつくったんだって、実際は数値的目標があるのは一番後ろのうだけです。あれは、計画書じゃないですよ。方針を決めたというだけです。計画書というのは、現実があって、それを見れば、現状がこうで、課題がこうで、やるべきことはこうだと、数値的にはいつまでやりましょうというのが計画書ですから、だから、今までの計画書じゃないんです。そういう意味では、私は3番目に、私が夢カレに入ったことはそういうことを勉強させていただいたと、非常に勉強になったと。

川俣の町に視察に行ったときにも、あそこはP D Sでやっていたけれども、あんなのは学者先生で、あれは役に立たんよと。我が町でやる時は、P D C Aでやらなきゃだめだよという結論までいっているわけですから、18年前ですから。だから、そういうためには、計画書はこうつくるべきだと、その後P D C Aを回すためにはこういう計画書だっついうことをきちんとやらなきゃいけないと。そういった勉強をするためにも、私は若者が自由に町のことを考えるような、年間200万でも300万でもいいから、あんなたち自由に勉強してくれと、あんなたちで計画してくれと。わからないことは、遠くへ行ってもいいから視察をして、その方向性を見つけてくれというような予算を出せないかというのが、私の若者に対する、要するに新しい予算をつけたらどうだということなんです。

余りここまで話すつもりなかったんですけども、途中からちょっとエンジンかかり過ぎたので、こんなふうな話になりましたけれども、それについて町長の考えいかがですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほども答弁申し上げましたように、そのような機会をつくってまいりたいと申しあげましたし、それから議員が今まではと言いますか、昔は職員と本音で議論することができたと、そのようなことを申されています。私も今もできると思います。私は、そのように職員にも言っています。ですから、ぜひ忌憚のない意見も議員からいろいろ、職員どうだと、声かけてもらえればいいかと思えます、そういう意味で。職員のほうからも、もちろんそういう声をかけるように、そういう自覚を持つように常日ごろ言っていますから、ぜひみんなと一緒に頑張っしてほしいなと思えます。

そういうことで、そのプランニングもそうですけれども、観光誘客に対しましてもそういうことで、皆さん方にもご協力いただければありがたいなと、ぜひよろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 逆のほうから再質問になって申しわけないですけども、それでは1番と2番、これは関連ありますから、ぜひとも町長に今後、私はやっぱり国のほうの交付金については多分当てにならないと思うんです。あれだけ、要するに条例はつくったと、それから法律はつくったといっても、後のほうで省令でちょこちょこっと変わるような国のシステムは、やっぱり当てにしてもこれ無理だと思うんです。私はこんなふうに質問しましたけれども。

そうなれば、やっぱり頼りになるのは県だと思うんです。県のほうの復興債をどう使うかだと思うんですけども、これも教育旅行なんかと中国のスキーズームなんかとも関係あるんですけども、思い切って1回、町長ね、おまえだめだと。私の話はすぐ極論になっちゃうからうまくないですけども、だめだとわかっていても、例えば福島に泊まる観光客についてはこのくらい割引しますよとか、それを福島県の復興債で使わせるとかね。例えば、1人3万円くらい割引しますよと、それは復興債の中で、観光が物すごく風評実害を受けているんだと。この観光を取り戻すためには、指定の料金じゃだめだから、特に教育旅行関係ではこのくらいの補助をしますと、それを県のほうに出すような、それも金額も何千円とかじゃだめですから、もうアテンションプリーズってすぐわかるような金額、例えば1カ月5万人とか、1人3万円で5万人だとか、そういったことを復興債でやるべきだと思うんですけども、そういった要求は今しているのか、それとも今後何か準備があるのか、お伺いします。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、観光客がかなり減っているということから、教育旅行を中心に観光の誘客を図ってございます。先ほどの中でございました、14回の訪問でキャラバンで10校しかとれなかったというおただしがございましたが、私のほうの認識からすれば、ほかの市町村、県内の市町村から比べますと、ほかは全くとれない状況が続いておりますので、逆に私のほうからすれば、10校というのは大変成果が上がっているというふうに認識をしております。特に、23年度は19校の予約入っておりましたが、18校のキャンセルということ、そういうような状況でございましたので、24年度についてはほとんどとれないだろうと予想しておりましたが、町長初め議長等々のトップセールス、それから各第三セクターとの大変な努力で10校とれたということは申し添えておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのような中で、県に対してのそういうような復興債とか助成、補助等での宿泊助成は、私のほうでは町として動いておりませんが、町独自に23年度に引き続き1泊3,000円の助成、こ

れらは民宿、ペンション等まで回るようなものを使って誘客を図る。それから、東京都でも新年度で福島県のみで3,000円の2日までの助成とか、日帰り1,000円とか、そういう制度もできましたので、そういうものと絡めて、町独自に誘客を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、福島県についても、引き続き24年度ふくしまっ子の補助が決定いたしまして、額的には昨年23年度は7,000円でしたが、5,000円までということで、薄く広くという考えではあるかと思いますが、そちらも継続的に実施していただくという県の動きもございますので、あわせて町と連携を図りながら誘客に努めてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 商工観光から、今いろいろ動いているという話ありましたがけれども、私は逆にこちらから県に提案したほうがいいんじゃないかと。例えば、先ほど私が初めに質問したとおり、中国からお客さん来て、西部空港に着いて、そこから白馬村まで4時間もかかって行って喜んでいるわけです。あの金額幾らかかるかと。そこに福島県全体として、例えば10億、20億のお金で観光をやろうといたら、そんな2,000円、3,000円の話じゃないんです。県全体で何億の事業をやろうということを、こちらで逆に提案していくんですよ。県でつくった、国でつくったのを待っていたんじゃない、こちらのやりたいということできないでしょう。自主的にこちらで企画をして、県にこういう企画があるんだけど、県のほうで復興債を使わないかと。例えば、往復で3万円引くよと、1カ月5万人くらい引っ張り込んでくれというようなこともこちらから提案していけば、1カ月県に5万人来れば、相当南会津郡にだってお客さん流れるんじゃないですか。特に、新雪で雪がふわふわしているなんていったら、中国は大喜びですよということを私は初め言っているわけ。

だから、だめもとというのは言葉悪いですけども、実際にほかではこういう実績があるんだから、福島県全体でも、特に会津地方は風評被害と言われて、私は実害と言っているんですけども、風評被害で困っているんだ、観光。その会津の部分にこういうような旅行に対する復興金を使ってくれと、こちらから提案しなきゃ、向こうからなんか来ません。県の職員だって、前年度どういふことをやっていた、突発の事故に対しての対応が遅いのはもう今回の地震でわかっているわけですから、新しい事業に関してはやっぱりこちらから提案していかないと、県の職員やってくれて、なかなか新しい発想にならないですよ、それは。

ですから、現場が、困っている側が逆に企画を持って行って、復興基金をもらってくると、こういう方法だと思うんですけども、町長でも商工観光課長でもいいです。今後について、

そういう計画を建てて私はやるべきだと思うんですけども、そのことについてお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

極論から申し上げて、なかなか提案というのは非常に難しいところがございますが、今考えられるのは、いわゆる福島復興再生特別措置法につきましては、法案成立するのは間違いないところがございますので、その後に国が福島復興の基本方針を盛り込むという形になっておりますので、この時点で町の意見、市町村の意見、県の意見を当然盛り込まれるということでご相談もあると思いますので、この中で提案していけるというふうな考え方を持っております。

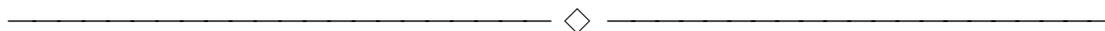
ですから、おっしゃるような、こちらから県に提案していくという時点では、こういう形で提案してまいりたいというふうには思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 まだまだいろいろありますけれども、これは私、今、雇用と企業に関する特別委員会やっていますので、そちらの皆さんとも相談しながら、いろんな提言を、あるいは計画を書類として出していきたいと思います。一般質問で実際の資料もないところでああだこうだやってもあれでしょうから、形のあるものにして町に提案をしたいと思いますので、ぜひともこちらからのご提案を準備していただきたいと思います。

以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 長谷川 耕 一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、2番、長谷川耕一君の登壇を許します。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 議席番号2番、長谷川耕一です。

ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、若者の定着と離職者の雇用問題について伺います。

ハローワークの2月20日号の求人情報によると、採用人数で201人の求人がありました。その中には、資格や免許を持っているか、特別講習などを受講していれば有利な求人が多くあり

ます。そこで、離職者でそのような資格や免許を取得をしたい人、既に就職していて生活安定のため取得を目指す人などに、町として取得費用の2分の1ないし3分の1程度の助成金を出して援助する考えはないですか、町長に考えをお伺いします。

次に、再生エネルギーの活用について伺います。

今、県では、脱原発ということで再生エネルギーの使用を真剣に検討しています。町でも、間伐材の有効利用による木質バイオマスエネルギーの活用に向け、チップ生産と保管施設を完成させました。そこで、きらら289と遊歩道の敷設に使うだけでなく、太陽光発電の利用と間伐材のチップを燃焼させ温水をつくり、1年じゅう泳げる屋内温水プールの建設を提案しますが、町長のお考えを伺います。

以上の2点について質問をいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、長谷川耕一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、若者の定着と離職者の雇用に関して、離職者及び既存従業員の資格や免許等の取得費用に対し、町として2分の1から3分の1程度の助成金を援助する考えはないかとのおただしであります。町内企業の新規採用者を含む既存従業員の人材育成事業として、平成24年度から町独自の新たな頑張る企業人材育成事業補助金を創設し、資格取得等の経費の2分の1以内、10万円を限度として支援をしてみたいと、そのように考えておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの活用に関してであります。太陽光発電や間伐材を利用した屋内温水プールの建設をとのおただしであります。昨年8月の再生可能エネルギー特別措置法の成立や東日本大震災からの復興・復興の流れの中で、福島県においても再生可能エネルギー推進の取り組みが本格化しております。

具体的には、新年度から市町村公共施設支援事業として、町有施設への再生可能エネルギー設備の設置に対する補助事業を実施するとの情報を把握しておりますが、本事業は売電を目的としない発電設備のみが補助の対象となる見込みであります。本町としましては今後、さまざまな支援策が示される中で、常に情報を集めながら町の実情に合った支援を求めてまいりたいと考えております。

おただしのありました温水プールの建設につきましては、今後の検討課題と考えさせていただきたいと思っております。ご理解をお願いします。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願いたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 今、町長より、平成24年の新規事業で頑張る企業人材育成事業で町としては2分の1以内、10万円以内の補助対象を考えているというご答弁いただきましたけれども、その資格取得の中で、どういう資格を指しているのか、それをお答え願います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

新規採用者、それから既にお勤めになっている方々を対象に、車両に係る取得関係を除いたものということで考えております。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 車両に係る以外のものということは、結局、車の免許、車の免許にも1種、2種ありますね。それ以外の、それじゃあ大型特殊とか、あと特別の機械でもいけば、車両系建設機械とか、あとフォークリフトとか小型移動式クレーンとか、あと玉掛けの技能講習とか、あと高所作業の運転技能とか、そういう資格取得に対してはこれらの施策は該当なるということですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 現在、その制度について庁内で検討してございますが、基本的に例えば運転免許の取得、1種、2種とか大型とか、そういうものは考えておりません。ただ、例えば危険物の取り扱いとか、そういうものはほかにありますが、そういう資格取得については対象というふうに考えておりますが、その辺の細かいところについては庁内で精査をこれからしてまいりたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 もう一度、課長に伺いますけれども、車の免許証とかそういう関係はいいんですけれども、南会津町で一番需要が多いのは、今、人が足りないのは建設業者が一番足りない。あと、林業関係、そういう関係で車両系建設機械というのはユンボの話なんですけれども、あと小型移動式クレーンは皆さん知っているようにクレーン車ですね。あと、玉掛け技能、玉がけ技能というのは、クレーンでつるその資格なんですけれども、これらは今、南会津で一番必要な資格だと思うんです。あと、林業関係でいえば、伐木かかり機、チェーンソー、あと林材作業所の使用する集材作業等、あと刈払機取り扱い作業など、そういう特別講

習ですか、そういうのもあるんですけども、そういうのも対象にはなるお考えですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

実は、現在、資格というところかなりの膨大な数がございます、その対象となる資格、対象と
ならない資格というものについて、現在ちょっと課内の中で表にしてまとめている最中ござ
いますので、大変申しわけございませんが、そちらのほうがかちっと整理された段階でまたご
提示をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それじゃあ、その点はわかりました。

それで、いざ助成が始まりましたらば、この助成の事務手続というのはもう簡単に、退職者
とか現在就職している人がやるものですから、そういう簡単に手続できるという方法で考えて
おりますか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

申請については、事業所ごとに申請ということになってございまして、先ほどご答弁申し上
げましたように、その経費の2分の1以内、10万円を限度としてというふうに考えております。
事務手続については現在、事務作業を私のほうでやっておりますが、なるべく煩雑にならない
ようにさせていただきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 今、課長の答弁で、事業者ごとに手続をすると今答弁いただきまし
たけれども、退職者は会社に入っていないわけです。その人が申請する場合はどうなるんです
か。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

先ほど町長ご答弁申し上げましたように、退職者への直接的な助成は考えてございませ
んの、あくまでも新規採用者または既にお勤めになっている方、会社に所属している方のみとい
うことで考えておりますので、申請者はあくまでも事業者ということになります。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 退職者への助成を考えていただかないと、今、フリーで遊んでいる

方が結構町うちにはいるんですけれども、そういう人たちがもしもユンボの運転、小型クレーンの運転、その一つだけとただけでも就職できるという機会がふえるわけです。だから、その辺、事業所ごとだけではなく、離職者にもその助成を与えていただきたいと思います、その辺どういうお考えですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

離職者への対応はどのようにするんだということでありますけれども、先ほど課長から資格のほうもありました。いろいろ資格がございます。離職者は離職者ですけれども、その免許の内容とかそういうことによって、資格にやっぱり平行するもの、それと関係するものがありますから、当面なかなかそれを区切りつけられない、区別がつけにくいということで、一応当面の対策として企業に就職されている方を対象とした政策、事業としたいということがまずありました。

なかなかこれ、実際実行すると、離職者って広範囲になると、正直言って、どのように判定するのかという、そこの判定の部分もあるものですから、この件についてはちょっとやっぱりもう少し検討が必要かなと、そのようなことでありますので、もう少し検討したいということで理解をお願いしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 はい、わかりました。本当に離職者の方は仕事がなく、一生懸命就職活動しているものですから、なるべくなら助成を与えていただくようお願いしたいと思います。

それでは次に、再生エネルギーの活用についての話なんですけれども、先ほど町長から今後の検討課題としたいという答弁いただきましたが、せめてびわのかげの運動公園において、温水シャワーの設備くらいだけでも建設はできないでしょうか。今、野球場にシャワー施設あると思うんですが、多分故障でここ何年も動いていないはずですが、だから、せめて温水シャワーの設備をつくっていただければ、各種競技大会とか陸上の夜間練習とか、あと、びわのかげ利用者のためにも物すごく喜ばれると思うんですが、その辺は町長、どのようにお考えですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

せめてびわのかげ球場に温水シャワーをとのお話でありますけれども、今現在、私その辺の状況承知しておりませんが、きちっとした調査した中で、やはりそういう設備設備で最低限の

ことは設備する必要があるだろうと、そのように考えております。ですから、そういうことを調査した上で最低限のことはしたい。ただ、温水シャワーまで必要かどうかということまでは、いろいろこれから検討させていただきたいなど、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 はい、わかりました。じゃあ、財政上、本当に厳しい面があると思いますけれども、いろいろ前向きにご検討のほどよろしく申し上げます。

以上で質問終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で2番、長谷川耕一君の一般質問を終わります。



◇ 湯田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 次に、6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 議席番号6番、湯田哲。

ただいまより一般質問をさせていただきます。

大きく分けて2つあります。

1つ、前回も質問しましたが、施政方針の中にありましたので再度質問させていただきます。旧針生発電所の具体化に向けた調査について質問させていただきます。

国は、「東京電力福島第一原発の事故を受け、再生可能エネルギーの導入促進による自立分散型の新たなエネルギーシステムへの移行が急務となっています。」と述べている。昭和40年代初め、原子力発電の時代の到来とともに、各地にある多くの水力発電所が廃止されました。今、分散型エネルギー政策の中で注目すべきは、それら廃止された多くの水力発電所の復活だと考えます。

そこで、以下のことを伺う。

①町長は、このたびの施政方針の中で、田島ダムを初め旧針生発電所の具体化に向けた調査の実施とあるが、町長はこの調査による水力発電についてどのように考えているか伺う。

②この水力発電地点の調査予算が556万5,000円とあるが、どのような調査が行われるのか、そしてその開始時期は。

③調査での調査会社は、どのようにして選定されるのか。

④水力発電を実施する上で重要な水利権取得作業では、1年間365日を通した水量の書類も重要な添付書類であります。つまり、調査データがそのまま水利取得のための重要な情報となります。この調査が単なる水量調査による水力発電の採算性を判断するだけの調査なのか、水利権取得のための作業を含めた上での調査なのか伺う。

⑤この水量調査の結果により採算性の有無が決まり、同時に発電所を建設するかどうかが決まります。その判断する年間発電量の数字は。

⑥水量調査は年間を通しての調査ですが、その1年後の調査すべてが完了した後の判断をするのではなく、実際の調査では月ごとにリアルタイムで電子的に記録されるシステムなので、結果はいつでも知ることが可能です。調査途中での情報をもとに、具体化に向けたほかの作業を進めることも重要であると考えますが、町長の考えは。

大きい2番目です。針生小学校最終年度の予定とその校舎の活用は。

来年3月、開校以来53年間、針生地区の人々に愛され、多くの子供たちが巣立っていった針生小学校が幕をおろします。そして、檜沢小学校と統合し、新たなスタートを切ることになります。少子化が進む中での統合はやむを得ないこととはいえ、残念であり、悲しいことです。

そこで、以下の点を伺います。

①最終年となる針生小学校の来年3月までのスケジュールは。

②来年4月以降の校舎の利用について、有効な利用のため、地元住民からの意見はもちろん、多くの人々を巻き込んだ話し合いがなされると思うが、町長としての考えを伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、旧針生発電所の具体化へ向けた調査に関する1点目ではありますが、今回の調査による水力発電についての考えはとのおただしであります。豊富な水資源を有している本町にとって水力の利活用は自然エネルギーの推進や特色あるまちづくりのための重要な資源であり、地域経済や雇用を向上させるためにも、可能であればぜひ活用したいと、そのように考えております。

本調査においては、原子力に依存しない安全・安心な自然エネルギーの推進のため、旧針生発電所、田島ダムでの小水力発電を一つの研究事例ととらえて、その可能性を探る調査を実施してまいりたいと考えております。

本調査では、自然エネルギーの地産地消という観点を重要視した中で、自然災害に強い地域づくりや発電する集落単位での地域基盤強化にどの程度貢献ができるか主眼を置き、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目、調査の内容と調査を開始する時期はいつかのおたただしではありますが、調査内容につきましては、発電施設の建設を想定し、最大出力、年間発電量などを把握した上で、自家消費を想定した場合の施設面や手続等の課題抽出や建設費、操業経費を含む事業の採算性についての調査を実施し、建設の可能性を検討してまいりたいと考えております。

また、開始時期につきましては、通年的な水量調査や多くの関係機関との協議、さらには電力事業者との調整等が想定されることから、関係予算の議決がいただければ、新年度速やかに着手して実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、調査会社の選定方法についてのおたただしではありますが、選定につきましては、調査の内容が専門的分野でございますので、類似調査業務において十分な実績を持つコンサルティング会社を抽出した中で、指名競争入札による契約を締結したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。調査には水利権取得に係る作業も含まれているのかのおたただしではありますが、今回の調査では、通年の流量測定までは想定しておりません。したがって、水利権取得に係る作業については、次のステップであるにとらえておりますが、渇水期と増水期の流量を調査することで大まかな季節単位での取水可能量は算定できるものと、そのように考えております。

水利権取得につきましては、最近の再生可能エネルギー推進の機運の中で、手続の簡素化がどの程度まで改善されているのか、また、環境アセスメントに対して具体的に求められる項目等についても、本調査の中で確認してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目ではありますが、事業化実施が可能と判断できる年間発電量は幾らかのおたただしではありますが、事業化を判断するための確認事項としましては、年間発電量を含め総合的に判断することが必要であると、そのように考えています。

先ほど申し上げましたとおり、エネルギーの地産地消という部分を基本的な位置づけとして、年間発電量がどの程度あるのか、また、地域でどの程度の効果を出すことが可能なのか、それを判断材料としていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、6点目ではありますが、調査途中の情報をもとに、具体化へ向けた他の作業を進める考

えはとのおただしであります。今回予定する調査は、平成21年度に実施した事業化調査のように、発電量を推定し、売電金額により事業化可能性を検証するものではなくて、地元でつくったエネルギーを地元で消費するという観点で進めたいと、そのように考えております。したがって、この調査では、単なる売電のための発電施設とは異なり、新たなシステム構築に必要な送電、それから送電設備を初めとする消費基地も含めた全体パッケージとして検証していきたいと考えております。

調査業務では、現地調査を当然重要視して進めますが、具体的な水利権取得の手法、それから電力事業者や関係機関協議、また、条件が整えば地元の皆様とのご相談等を進めさせていただきたい、そのように考えております。

次に、針生小学校最終年度の予定とその校舎の活用に関する2点目、来年4月以降の校舎の利用につきましては、有効な利用方策を検討するため、地域住民の方々との話し合いについておただしであります。学校は地域住民のさまざまな活動が行われるコミュニティーの場でもあります。このようなことから、学校統合後の針生小学校施設の利活用を協議する場として、地域住民の方々や各種団体の代表者において構成する（仮称）針生小学校施設利活用検討委員会を新年度早々に設置して、そして検討作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の学校統合による施設利活用の基本的な考え方としては、施設管理経費以外にも今後のまちづくりや地域の公共施設の利用計画との調整を図りながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、針生小学校最終年度の予定とその校舎の活用に関する1点目、最終年となる針生小学校の来年の3月までのスケジュールについてお答えいたします。

現在、檜沢地区小学校統合委員会において統合のための調整作業を進めております。今後、統合までに決定すべき事項としては、本議会に提案しております学校名の議決をいただいた後、学校の基本的な事項として校歌・校章の制定、学校施設教材の管理備品の調整、両校の歴史的物品の保存方法、また、児童に関する事項としては、通学のためのスクールバスの運行計画や通学路の安全対策、通学時や運動のための服装等の統一、さらには教育課程編成に関する事項としては、特色ある学校づくりのための教育目標の方針、両校児童の交流事業、その他といたしましてはPTA組織の編成、閉校式典の記念行事などがあります。これらの事項につきまし

ては、今後とも統合委員会の中で協議、検討してまいります。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な内容については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

前回12月の質問で、針生発電所、一応要旨という感じで早口でしゃべらせていただきましたけれども、存在ということと、あとかつてそれだけ動いていたことの質問を含めた前回の質問と、今回、施政方針の中で500万プラスアルファの予算がついたということですが、その算出について一度もう少し詳しくお聞きしたいと思うんです。

これについて例えば先ほど町長が、調べるには通年ではなくて、渇水期とか少ないときと増水期のその2カ所というか、それぐらいを調べて全体像をつかめるんだということで答弁がありました。金額的にはそれだと何かかなり大きな金額のような、調査にしては大きいと思いますが、この算出理由をちょっともう一度詳しく教えてほしいんです。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

今回計上いたしました予算につきましては、針生地区ばかりではなくて、田島ダムも含めましての金額でありまして、1カ所当たり200万ほどの調査費、そこに旅費が1カ所60万くらいずつということで上げてあるんですけれども、今のところおおよその概算でしかとれないものですから、その後、調査する業者が決まりましてから、どういうふうになるか、設計というのも今のところやれないので、県のほうから見込みでこのくらいとおいたらどうですかという話で上げておきました。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 感想を述べさせていただければ、昨年21年ごろにつくった再生エネルギーの部分で、600万をかけて館岩あるいは南郷さゆり荘、調査の中でかなり厳密に調査しています。それで、現地を歩いてかなりのコンサルティングがやったと思われませんが、その部分でいけば、この金額はちょっと大きいと思います。もちろん、調べに調べて、どこかに問い合わせしながら、このぐらいかかるだろうという一つの基本はあったと思いますけれども、参考までに言わせていただければ、この金額だったら通年だったろうし、設計もある程度の部分でいくんだらうと僕は思いました。

これに関しては、これで結構です。要するに、500万ぐらいですが、もう一度その辺はぜひ

確認して、何社かに、あるいはその業者が信頼性があるということでももちろん、先ほど町長言われましたね。別な質問ですが、その実績のある会社というふうな話もありましたけれども、そういう意味では、そういう調査にたけている会社を選ぶと思いますが、ぜひそういう部分で配慮しながらこの調査をお願いしてほしいなと思います。実現に向けた部分ですね。簡単に渇水期と満水期の部分でと言われましたので、それならもっと簡単な調査で終わってしまうんじゃないかなと僕は思っています。

それから、次に、一部分の調査についてですが、水量調査では本当、聞いて少しがっかりしたのは、調査については普通は地形調査しながら、もちろんプロがやるんですけども、このあとの話なんですけど、そこで流量計算するような形なんですけども、それにしても何か渇水期と満水の部分だけだというのがちょっと何でしょう、現実的に本気でやっているのかなと思いますけれども、普通はそれでは採算も読めないし、その後の設計とか、落差とかはもちろん地形上調べればすぐ出るんですけども、その辺の調査についてももう少し、水量についてなのかももう少し、設計という言葉もちょっと出ましたけれども、その分についてはもうちょっと何をなんでしょう。設計も考えなければ、採算性とかいきませんから、その辺の調査はどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この件に関しましては、何回も私は答弁させていただいています。基本的に日本のエネルギーはどのようにしたらいいのかと、国の政策もありますけれども、町としてもやはり何とかこれを実施したいと、そういう中で可能なところはどこなのかと、また、可能な分野はどういうものなのかという中で、一応水力発電、この2カ所を私どもは選定いたしました。そういう中で、まず調査費をつけて、その調査費だけで終わるとかそういうことじゃなくて、本気でそれを実現できるような方向性の調査を進めようと思っています。

ですから、今後、その過程の中でいろいろなものが出てくると、それも当然考えられるわけですから、最初のまず角づけとしてこの調査費だということをご認識いただきたい。これだけで発電所ができると思いませんから、そのようなことであるということでご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ちょっと反省しています。そうですね、調査自体の細かいことは、全体でコンサルトが、調査会社が出すものですからね。

先ほど町長が言われた地産地消、地元消費でそこで使っていく電気をいかにしてつくるかということに具体的に一步進んだということなので、僕は高く評価していますし、姿勢の中で何度か、前回も具体化に向けた調査をするということで、予算も500万からとすれば、いろんな部分でもっと高度な調査もできるし、具体化に向けた設計のデザインまでもできるだろうということもコンサルのほうで教えてくれると思いますので、それも含めた意味で、ぜひ進めてほしいなと思います。かなり余裕を持った部分なので、具体化に向けてこういう設計までも、僕はある程度概数的な設計も含めないと可能性は望めませんので、それを含めた意味で予算は安定したもので、かなり可能性は大きくなったと僕は感じています。

それから、2番までいってしまったんですが、この選定、会社については実績のある会社と言いました。これはあれですね、指名、特別ですからね、どここの会社が「はい、私やります」でできるものではありませんので、先日も、中川水力さんのほうでの勉強会が先月23日にあったり、いろいろありましたけれども、その中で何でしょう、その聞いた中で、一応あの会社の部分について議会で上げるかどうかはあれですが、福島市の中で同じ県内の中でかなり実績があって、西那須野まで、隣町ですね、行って勉強させていただきましたけれども、僕もあそこが中川水力だとは思いませんでしたから、そこも10年前ぐらいに着目して、農業用水を使っていたということで、私としてはびっくりしましたけどね。そういう意味で、進める中でいろんな地元業者を使ったり、調査分ではアドバイスいただいたりしていますが、そういう意味では、ぜひそういう部分も含めた意味で進めてほしいなと思います。

それから、水利権については今回は考えていないということなんですが、ここについてちょっと触れたいと思うんです。この後のステップというと、まるっきりおくれたも、僕は心配しているのはそこですね。水利権はその後ですよ。僕は、水が流れていれば、37年間の実績と僕言っていますが、環境問題も確かにあります。そんな簡単じゃないんだ。昔の流れと今は違いますよと言う方もいらっしゃいます。

でも、そういう意味では、同時進行しない限り、せつかく国がハンドルをそちらの自然エネルギー、再生エネルギーに進んだのに、またそこから、一から始まるのではだめっていうか、また二、三年おくれるんですよね。だから、そういう意味では、その分、時間的な分で、町長は具体的にもうそっちの方向で進んでいるし、もう調査もこれだけ予算つけたんだということで、かなり前向きに進んでいます。その部分について、具体的な具現化するプランですか、その時間軸というか、それを教えてほしいんです。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員も計画されるときに、まずどのくらいかかるのかと、それは当然最初の段階でやられると思います。その次に、どうなるのかということは当然考えるわけでありまして、それを具体的にやっていないから、その次はこれをまず完璧に決めてからその次に移るということじゃなくて、言葉の上でこう言わざるを得ない部分がこうなるんです。ですから、それはここまでこういう調査をしていきます。その次に、水利権どのようにしたらできるのかということは当然考えていくわけですから、それは一つ一つ決まりをつけて、また次、また次ということじゃなくて、それは一緒に平行した中でそのステップとしての考え方が水利権ですよというようなことを申し上げたまでですから、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 はい、そうですね。具体的な部分はもちろん進めなければわからないし、調べてみたら全然水がだめだよという可能性もあります。この質問の中は、針生旧発電所しか挙げませんでした。田島ダム、これもかなり自然放水という形で、あそこ河川をとめていますからね。かなり一定して毎分1トンという形で流している——0.9トンでしたか。92キロワットという多分、中川さんも推定出力ですか、出ていました。これはすごく大きいことで、あそこ閉じているから、そこから流されるので、常時流れている量で計算すると92キロワットぐらいの性能のものができますよということでした。

だから、そういう意味では、町長が今言っていた自給部分ですか、自家消費の意味では本当に、せんだって21年度に出した部分の各公共施設の消費電力等、そういう表が計算されて出ていました。各スキー場で年間的に何万キロワット使って、電気代が1,800万ですよ。例えば、きらら289はほぼ1,000万近くの電気代払っています。だから、あそこのところにつけて、もし自給できれば1,000万円の、要するに東北電力に売らなくても、その分がもし全部やってしまえば900万のプラスなわけですね。そういう部分で多分、町は自家消費で使えば、売電するという何でしょう、考えなくても、自分たちで経費節減になっていくんだということで、地産地消というか、施設で売電を考えていないような答弁でしたので、全くそれもいいんですけども、果たして今言われたところで、地産地消の分の消費で田島ダム、今出ました。針生、自家消費、その分でいうと、その兼ね合いのバランスはどうなんでしょう、どこで考えるんでしょうか。自家消費であれば、スキー場の隣であればスキー場のホテルを使うという、自家消費の対象がありますけれども、田島ダムならどこなのか、針生発電所がもしつくり始まったら、自家消費としてはどこを考えられるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えをいたしたいと思います。

町長のほうから、今回の調査費用をつけて具体的に検討する方向性として今、ご指摘のとおり、売電という大きな一つの課題をしたときには、なかなか今、国のほうでも売電価格含め、その他の明らかにしない部分が多過ぎるので、それを待っては、いわゆる再生エネルギーに関する施策が進まないということで、今回、基本的に地産地消を主眼とした計画づくりをまずしましょうということで、今年度考えてみたいと思っております。

そういった意味で今、地産地消と想定したときに、この2つの地区における概数的な考え方としては、針生地区については針生全体の地域を考えて、旧針生発電所の場所で可能なのかどうかの調査をしてみたいということです。それから、田島ダムにつきましては、主にいわゆる周辺の公共施設を中心にこういった電気量の消費量があって、田島ダムで今、中川水力さんの試算で92という数字があらわされましたが、その中で可能な限り、地産地消の中、公共施設が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、そのいわゆる実現のためには、発電される場所が仮に田島ダム周辺だとしたときに、東北電力のいわゆる営業線というんですか、その送電使用料というのが電力さんとの協議の中で一体どのくらいな送電使用料がかかるのか、それが一番大きな課題になってくるのではないのか。それから、当然変電施設ということがございます。そういったことを明らかにするために今回調査費をつけて、その辺の整理をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 針生地区といいますと、これも本当は大きいことだと思います。これから地産地消で、そのエリアがもし停電とか原発のほうの供給不足の中で、あるいは落雷等か、いろんな事件、石油のほうで火力も回らなくなってしまうなんていうことがあったときに、そのエリアが自給できるなんていうことはとてもすごいことですし、かなり大きなプロジェクトに僕は感じますけれども、それも可能ですよね。針生地区に行っているのは送電線、100本も200本も入っていますからね。1本回線の大きなやつが通っていますから、そこに抱き合わせれば、それで賄えるシステムなので可能だと思うので、これはすごく、これから館岩方面、伊南も南郷も含めて、そういう水力に適したエリアがかなり多いですから、そういう意味では、ある地区50戸はこの20キロタイプのやつで自給できますよ。このエリアは、ちょうどまとまって30件で、高齢化しているけれども、そこで自給できちゃったら、それで売電が20円ぐら

いで買えば、電気代は半分ぐらいになっちゃいますからね、我々三十五、六円で買っていますから。そういう意味では、地元のための有効な部分にもなったりすると思います。

ただ、ちょっと1つ気になっているのは、売電という選択肢がここからちょっと外れてしまっていることについて、もうちょっと詳しく、なぜこのところで売電が何でしょう、ちゅうちょしているというか、売電も含めたというような形で入れてほしいなと思うんだけど、地産地消の自家消費みたいなイメージで言うんですが、その辺どうなのでしょう。売電はなぜ障害というか、思い切ってここに上がってこないんでしょうか。もう一度そこを聞きたいです。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

先ほど少し申し上げましたとおり、現在、国のほうでの再生エネルギーの価格について、明確にまだ売電価格が示されていない。それを示されていないということは、実際に売電も含めた施設整備をしたときに、採算性ベースに本当に乗るのか、乗らないのか、そこが一番の大きなポイント。それから、先ほど申し上げましたが、いわゆる送電線の問題と変電設備の投資ですね。そこの辺の数字がまだ明確に、調査もしていないので、売電まではまだ考えないで、とりあえず地産地消の考え方で進めたほうが再生エネルギーの施策には入りやすいんじゃないのかというような考え方で今なっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 我々産業建設委員会のほうで高知県梶原町に行ってまいりました。中越町長が今、現職を退いていますけれども、彼が十何年前に、もう既に風力を2基上げて、前回も12月に言わせていただきました。年間3,100万という、4,000万ぐらいですが引いて、3,100万が残った形で一般財源に積み立てとしていきますけれども、それで自然エネルギーの部分に使ったり、森林の整備に使っているという、10年来安定して、町の運営の中でできている自治体もあるとするならば。

もう一つ、今、副町長が言われましたけれども、7月に決まって今、矢板のほうにシャープがメガソーラーをつくって、用地買収で工業団地をもう買ったと、きのうのニュースで言っていました。つまり、夏の7月に出る売電価格は、間違いなく彼らメーカーが手を出しても、採算性をもう見込んでですね。昔みたいに12円じゃないんですよ、20円に限りなく近いか、20円以上ですよ。だから、そういう意味では、これが7月に出れば、この後に決定しますけれども、売電について、副町長は採算性がその数値が示されていないからまだ読めないのとい

う形でしたけれども、これが20円とか、実は話、もうちょっと言わせていただけると、昨年12月の農林水産省の募集、岩手、宮城、福島についての1億円の補助金のこと、僕言わせていただきましたけれども、あれは20円でうたっていますよね。でも、多分それとほぼ近い、推測、結果なので後で出ますけれども、それについて正しいとかなんとかとは言いませんが、そういう意味では、売電すれば、先ほどこの表でいくと、これ——話があっちこっちいっちゃってごめんね。

ここでまとめますけれども、その分でいうと、もしですね、副町長、20円とか、採算性で本当に確かに重要です。1キロワット、当時梶原町では12円で売っていますから、12円でも好条件だったということで、12円で売っています。多分、七、八円だったんでしょうね、相場はね。今、12円のことには絶対ないですね。20円近いはずか、その前後です。だから、そういう意味では、もし副町長、その数字が、採算性、掛け算でできますので、年間発電量と僕聞いていますけれども、それでも20円前後、すごい好条件でやったら何でしょう、売電も考えますでしょうか、その辺はどうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお答えさせていただきます。

今の状況が幾らで電気料が買われるのか、そしてどのくらいの使用量になるのか、まだ不透明でありますし、それから先ほど副町長もちょっと申し上げましたが、送電に対しての使用料といえますか、そこら辺のところも経費として見なきゃならないですから、そうすると、それは結果的には皆さんに負担していただくことになるわけです。ですから、そういうこと、もう今現在考えられる中で想定した中で、売電でなくて、地産地消の中でその電気を使えないかということを想定した中で判断したいということでありまして、それらが、その状況がいろいろ明確になってきたり、あるいは変わってきたりすれば当然、売電を考えたり、そういうことはあるかと思えます。ただ、今からそこを想定するんでなくて、今限られた条件の中で判断した中ではこうですよという意味なものですから、そこはあんまり固定的な概念で考えないでいただきたいと思えます。

今まで、成功されたところもいろいろあると思えます、それは電気ばかりでなくて。先ほどのバイオマスの話もあります。ですけれども、その地域がなぜ成功したかということは、じゃあここでそれがイコールになるのかと、そういうことも含めて、やっぱりしっかりとした検証、あるいは調査の中で実施していかなければ、つくったら、つくったはいいが運転できないと、経営できないということは絶対に避けなければならないですから、その点は私は慎重にや

っていきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 私がむきになっているように見えるでしょうね。要するに、なぜかといったら、今こうやってハンドル切られたときに、我々はちょうどこの山の中から、山間部ですごい絶好の条件にいて、今まで大雪だったよとか、標高が高いとかっていう、寒いところだとかっていろんなことを言われていましたけれども、こんなに自然エネルギーに恵まれた場所はないということが今注目されている。

もう一つ、こう切ったときに、うちらは手を挙げて10番手に進むんじゃないじゃなくて、1番になってどうなんだということじゃないけれども、なるべくね、今こうやって追い風であるならば、ほかの企業、何でしょう、大企業なんか結構、下郷町にアポイントとったりしていますけれども、そういう意味では、我々のような自治体のほうから、もちろん今進んでいます。今回の予算まさにそれで、今一步進んでいますから、そういう意味では成功例として、我々が梶原町に行っただと同じように、廃止の発電所を有効に使って今、実はあの当時、あれ380ですが、500になっていますね、昭和32年に。500だから、1,000キロワット以内が小水力なので、1,000キロワット近いやつで僕はできると思うんですが、その意味では、本当に運転したらば、もちろんやってみなきゃわからないし、コンサルが答えを出すでしょうから、ぜひその意味では、そういう意味でもうちょっと加速しましょうと。

せっかく一歩出たので、いろんな中間で報告聞いたら、雪解け水は、僕に言わせると、雪解けの、渇水期ってありますね。渇水期は夏場と確かに秋口、冬口でだんだん減っていきますけれども、今、雪解け始まっていますから、何となく水位上がっていますよね。いつもあそこ見ていたんですが、今上がりつつあります。そうすると、それ3カ月続きます。3カ月でフルで100%状態で水はもうあふれんばかりで、飲み込まない状態でフル充電しますから、渇水期なんか軽くフォローしちゃうんですね。

だから、そういう意味で、いろんなコンサルのほうの答え出るとは思いますけれども、ぜひ採算性じゃなくて、僕はもう完全にこれは採算的にプラスだと思っていますし、売電の、7月に聞いてびっくりするぐらい、7月にこれならやらなきゃ損だねって言って、2番手、3番手の自治体が手を挙げ始めると僕は思っています。だから、そういう意味では、ぜひ売電も含めてね。

先ほどから、送電網のということを言っていますね。これ、山形に我々バイオマス、やまがたグリーンパワーを見に行きましたね。あそこの設備2,000キロワットです。2,000キロワッ

トという、マイクロ発電の最大上限の2倍です。うちくらいがんばっても、マイクロの再生エネルギー1,000キロワット下げなきゃならないんですから、990キロワットまで下げなきゃだめなんです、あそこは2,000キロワットの出力のバイオマスの発電システムで、工業団地に入っているようなあれですよ、3本線がぽこっとだっこされて、送電線がちょっとした3層線なんです。そこにだっこの状態で売電しているんです。それで実はできるんですよと、彼のコメントは。2,000キロワットで売電しています。いや、送電線といたら、何かキュービクルの大きなやつが要るかと思ったら、普通の工場っぽい状態でやっているんですね。今、そういう技術になっていますから、何かいかめしい発電所という、鉄骨のぼりぼりっというやつがあって、その田部原、栗生沢に行くところのああいう電設を考える方が多いようですよけれども、まるで工場の電線のような形で売電、足りなかったらという形ですので、そういう意味では可能性ありますので、そんなに送電とか、送電のために2キロ引張る、1,000メートル引張るとかっていうことは心配なさなくて結構ですので、ぜひ、もちろんこれもコンサルが教えてくれると思うんですが、前向きに、7月になっていろんな情報が入ってきたら、その都度軌道修正しながら、ぜひ前向きに進めてほしいなと思います。

5番のほうにいたり、6番のほうにいたりしてやっていますが、これについてあんまりしつこいとあれなんです、一つだけ、もう一回、ここについて言わせていただければ、学校のほうにいく前に、ぜひ、せっかく予算つきましたので、途中での水利権の取得、いろんなハードルが高いです。そのノウハウをこの南会津町が、ほかの自治体もどんなふうにやったらいいのか、只見町も下郷町も今、模索しながら探しています、どんなふうにやったらいいのか。

そのためのモデル的に、この南会津が今先端を切って、一つのモデル的な、あるいはその研修地になるぐらい、先駆者になるぐらい、もうめちゃくちゃ広いですし、ここに雨が降れば水がたまりますし、自然は昔と違って、伐採なんかするよりも、自然はどんどん膨れますから、昔に近づいていると僕は思います。水は減っちゃったとかと言う方もいらっしゃいますけれども、僕は今は森は切らない時代に入りつつあるし、そういう意味では水も豊富なこの分をぜひ成功の何でしょう、1号として、あっちこっちでやるとは思いますけれども、そういう意味で、町長のこの水力の部分に対して地産地消、全く先回も言われるし、今回も答弁の中に入っていました。

これからそういう時代がもう目の前、もうやっているとこはやっていますので、それについて考えをもう一度確認して、この部分については。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も議員の考えはよくわかっています。できる範囲、可能なことからやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それでは、大きな2番に移ります。

針生小学校の最終年度です。ほかについても、ほかの学校の統合もあって、針生に限ってちょっと話すのも心苦しいんですが、やはり最終年で、少子化であり、大分前にいろんな統合の中で話し合いになって、かなり皆さんディスカッションしながらこういう結論になってきて、とても残念なことなんです、そういう意味では最終になる、これまで53年間も、巢立っていた、僕も含めてその卒業生ですけれども、そういう意味では、そのイベント自体を教育委員会のほうも含めて、PTAの中でも活用の前に、その中の行事とかなんかをしていくと思うんですが、それについて、具体的に何か教育長のほうで、幾つかですね、全部じゃなくて結構なんです、どんなものを入れるかぐらいを、ただもう一度詳しく教えてほしいのですが。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 具体的な事業につきましては、これから統合委員会を開催しながら決めていくんですけれども、南郷小学校の場合ですと、記念誌の出版事業とか閉校式とか、あと両校の小学校の交流事業のスキー教室をやったりしています。

具体的には、特色を持った交流事業等については、やはり統合委員会の中で議論しながら進めていくのが一番ベストかなというふうな感じはします、両校の父兄とか学校の意見を大切にしながら進めていきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ぜひ話し合いの中で、地元の人たち、OB、あるいはそういう部分で、我々地区の人間もそこに入りながら多分進めるようになると思いますが、ぜひいい方向に進めてほしいなと思っております。

それでは、利活用についてなんですが、非常に心配しているのは耐震化の部分で、針生小学校が耐震の分の前の年度にできていますので、その辺で利活用を聞くことも、ちょっとその辺確認なんですけれども、まず利用するに当たって、利活用委員会をつくって、これから考えていくことなんですけれども、これに関して、先ほども別な分の耐震であたご館のことが出ましたけれども、これについて耐震の部分、あるいは利用する場合の問題点等を聞きたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

針生小学校の場合、体育館につきましては新耐震基準、昭和56年以降の建物でありますので、これについては問題ないんですが、今ご指摘の校舎の部分ですね。これにつきましては、56年以前の建物でございますので、いわゆる新耐震基準には該当しておりません。もう既に統合の状況というようなこともありましたので、現在、耐震診断もしていないということになります。

今後、利活用の中で、いわゆる本当に校舎のほうも長期間にわたって活用するということになりますれば当然、耐震補強ということが必要になってくるかと思いますが、これらにつきましても、先ほど答弁の中にありましたように、早々に利活用の委員会を開催しまして、活用の方向性を決めながら、それに合ったような校舎の対応についても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 針生の場合、集会所という話でよく引用されますね。管理棟が小さく、手狭で小さくて、結構外れなので、針生小学校というのは針生のちょうどへそみたいな部分で、中心部なんですね。駐車場もあるわ、広いし、見晴らしもいいわ、もう絶好の場所なんですね。そういう意味では、利用するに当たっては本当に、僕は壊すに、単純にですね、あれだけがちりで何で耐震だなという気もしますが、耐震検査受ければ、もしかして大丈夫なんて、オーケーサイン出るかもしれません。

だから、そういう意味では、例えば今、ひとり暮らしがふえていますので、そういう意味ではグループホーム的な、ひとり暮らしがだんだん高齢化して、さらに5年、またさらに過ぎれば5年後また年をとるわけですから、そういう方がコミュニティーの場所で集まってお茶を飲んで、また戻っていくとか、冬のうちはあそこをパーティー組んで住んでいくとかって、いろんな方法、いろんな考えがこれから出てくるんだとは思いますが、そういう意味の利用の場合には、例えばグループホームもあるし、例えば集会所としたときには、必ず耐震化しなきゃならないんですか。そのときの壁というか、そのときの必要部分においては、それは使っちゃいけないようなんでしょうか。その分の考え方はどうなんでしょう。耐震化について問題はあると今、答弁しましたけれども、その利用の後によっては。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 実際、耐震診断をしてみないとあれなんですけど、一般的に公共施設の場合は、いわゆるI s値が0.6以上あれば補強しなくていいということなんですけど、学校の

場合は1ランク上がって0.7以上ということで考えております。ですから、仮に学校以外の施設に利活用があるという場合は、0.6クリアしていれば特段問題はないんじゃないかと。実際も、檜沢中と田島第二小学校、これ56年以前の建築なんですけど、耐震診断をした結果、両方とも0.7以上の数値が出ているということで、針生小も昭和55年の建設ですので、相当高い数値が出ることも想定されるのかなというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 いや、今の答弁で本当安心しましたというか、もちろん調べてみなきゃわかりませんが、僕にいくと、本当こんながちりなのが壊れちゃうのかなと思うぐらい、素人目にはね。それで、人によっては、もう耐震化しないから壊すんじゃないって、更地にして体育館だけ残すよとかって言う人もいる。考えると、すごいあの箱物だけで、すごい立派なもので、本当に使わなきゃもったいないし、いろんな使い方ができますので、その意味では、これから利活用委員会をつくって進むようですので、その辺は期待しています。あるいは、筑波大学で分校的に、この針生地区でいろんな学生を集めて勉強というか、健康、前HHPですか、歩くことによる、ウォーキングによる健康法なんかでイベントをやっていたという時代もあったり、今でもいろんなサイクリング、トレインアンドバイクとかいろんなことでプログラムも入っていますけれども、ぜひそういう部分で。

あともう一つ、駒止湿原をちょっと絡めて聞きたいんですが、ビジターセンターという言葉時々私聞くんですが、これに関して駒止湿原のビジターセンター的に、頂上につくるよりはやっぱり使うならそこだっという部分ありますけれども、駒止湿原との絡みの部分について情報をお持ちというか、考え方ですね、そんな具体的にはないといえませんが、それについての可能性としてはどうなんでしょうか、ちょっと聞きたいですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私が最初に答弁申し上げましたように、施設の利活用についてはいろんな使い方が考えられると思います。場所的にも、あの場所は本当に針生の中心でありますし、そういう中で今後どのようにしたらいいのかということ、耐震の話もありました。利用するにはその耐震も当然検討しなくてはならないと思いますし、いろんな利用方法があるかと思っています。ですから、そういうことも含めて、地域の皆さんと相談したり、あるいはそういう知識を持っている方々との相談したりして、一番いい方法といたしますか、より効果的な使い方をしてまいりたいと考えております。ですから、そのような考え方が基本的にありますから、ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 きょうは質問の中で、耐震の部分についてはすごくほった部分が若干あります。もちろん、調べなければなりません、今、町長言われたとおり、学校、教育委員会のほうでも言われたとおり、いい方向に進めながら、みんなで話し合いながらいい結果、あるいはいい未来に向けて進んでほしいなと思います。

質問終わります。ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で6番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 高野 精 一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、9番、高野精一君の登壇を許します。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 本日最後となりまして、トリということでございます。大変お疲れになっていると思いますが、続けて質問したいと思います。

通告順序に従いまして、議席番号9番、高野精一でございます。

2点ほど通告しておりますので、町長の方向性だけ聞けばいいかなという思いもありますので、場合によっては何点か質問したいと思います。

1番に、県道黒磯田島線についてお伺いをしたいと思います。

本路線の全面開通は、商工業、観光業の活性化、地域の発展を願うことから、大きな期待をする道路として位置づけられておりました。町道の時代からも多くの先人、先輩が心血を注いで運動を展開してまいりました。当然、議会活動として、先輩議員も熱烈な政治活動をしてまいりました。私の記憶では13番がそうかなという思いがありますが。

また、多くの町費も投入したと聞いております。結果、林道から県道への昇格となり……

〔発言する者あり〕

○9番 高野精一議員 町道から県道への昇格となり、早い開通が期待されたところでございます。しかし、期待は反転、進捗は妨げられ、予算もつかずに遅々として工事は進まない状況にあります。いまだ通行どめ期間があるなど、県道として全くその機能を果たしておりません。当時、栗生沢地域においては、集落に入る橋についても大幅なかけかえ工事の話もありました。

そこで、観光を初めとし、商工業の発展並びに地域の活性化のため、昨年来の大自然災害時の迂回路的役割としても重要な役割を担う路線と考えます。県道ではありますが、町としてこの道路をどのような位置づけとしておられるのか。また、今後、県にはどのような働きかけをしまいるのか、町長の考えを伺います。

2点目に、町有林の活用について。

去年は、南会津地方にとっても、自然災害、大事故の二文字は生涯忘れることのできないこととなってしまいました。春の大雪によるパイプハウスの倒壊に始まり、3.11の東日本大震災に伴う原発事故、さらにそれらに起因する風評被害など次から次に襲った災害は、自然の容赦ない現象とはいえ、我々に与えられた損害、精神的ダメージははかり知れないものがありました。被災された方々には、改めてお見舞いを申し上げます。

さて、原発事故は収束宣言されたとはいいますが、いまだ次から次へと心配される報道がなされております。特に、放射能の汚染問題については、すべての洗浄について、個人を初めありとあらゆる機関で努力をなされておりますが、膨大な面積をどのようにして、いつまでに終了できるのか、全く予想もできません。

そんな中でも、我が南会津地方は、放射線量の値が非常に低い値とされ、一応の安心はしておりますが、本来の水稻の作付を初めとするトマト、花、アスパラ等の農産物の生産、また、自然の恵みの山菜、キノコ、川魚などは一体どうなるのか、非常に心配されるところであります。特に、放射線量が高いとされる山林について、その沢水が河川、水田、田畑に入るわけですから、雪解けと同時に、少なからずも国有林や町有林は率先して測定器による測定を行い、その対応を図るべきと思いますが、どのように考えておられますか。

また、除染の観点からも、町有林に関しては伐採を行い、原木は売買をして、個人所有の山林については伐木、間伐に対する補助金を出すなどの施策を講じるなど、約90%を有する山林原野の当町はそこから始めるべきではないでしょうか。そして、南会津は名実ともに安全・安心の提供を発信するべきだと思います。

我が町の産業の発展、産業の活性化はそこから始まると思います。町長の考えをお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県道黒磯田島線について、町としての位置づけと県への働きかけに関するおたただしありますが、この路線は栃木県那須塩原市深山ダムから南会津町栗生沢間が市町村道であり

ましたが、栃木、福島、両県関係各位のご協力によりまして、平成7年に全線を県道黒磯田島線として昇格に至った経過がございます。しかしながら、急峻な山岳地帯のため、落石や路肩崩壊の危険性が高く、現在は通行どめとなっております。

本路線が整備されることにより、議員ご指摘のように、自然災害時の迂回路的役割や福島県、栃木県沿線町村の経済発展に大きく寄与する重要な路線であると考えております。このようなことから、今後、水無・栗生沢地区7キロ区間の急勾配の是正や狭小・屈曲区間解消の整備を優先させながら、福島県、栃木県の県境道路の最短ルートの設定やトンネル化を考慮しながら、引き続き福島県に要望してまいりたいと、そのように考えております。

昨年、あのような災害がありました。もちろん、原発事故もそうでありました。物資の輸送、それから避難、その道路が遮断されたり、大変な事態になったわけでありますけれども、そのような中でこの路線もこの南会津町にとっては大変重要な路線だと私は考えております。そのような中で、今後とも積極的に活動してまいりたいと思いますので、皆さん方のご協力をお願いしたい。そして、ご理解願いたいと思います。

次に、町有林の活用についてであります。国有林、町有林の放射性物質測定を行い、その対応を図るべきと思うがとのおただしであります。広大な森林面積を有する本町でありますので、全域とはまいりませんが、比較的高い空間線量が出ている地域の住宅地や農地に接する里山を優先的に雪解け後から順次、放射性物質の測定を行う予定であります。

なお、先ほど答弁申し上げましたけれども、山菜等、皆さんが比較的利用されるような箇所も可能な限り調査してまいりたいと、そのように考えております。

また、除染の観点から、町有林を伐採、販売し、また、私有林については伐木、間伐に対して補助金を出してはどうかとのおただしであります。町では平成24年度において、町有林の試伐を行い、地元産木材の活用推進を図るほか、さらに個人所有林についても森林内の整備に伴い発生する間伐材の買い取り支援を行うことにより、森林整備を図りながら、木質バイオマスエネルギーの活用による地域振興を図ることといたしております。

なお、本町は、比較的線量が低いことから、森林の伐採等による除染ではなくて、今後、森林の被曝線量を把握した上で、除染実施ガイドラインに基づき、県と協議を進めながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇

◎会議時間の延長

○芳賀沼順一議長 議長より通告いたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。ご了承願います。

◇

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大体この方向性は町長の答弁の中でありましたが、最後にトンネル化という言葉も出ましたので、去年、私もちょっと栗生沢のほうへ用事があって、こういった中で、何でこれ通行どめになっているのかなという思いで帰ってきました。そして、実質那須のほうへちょっと用事があって、そっちで20メートルくらいの土砂が崩れているのに、何であれをとってくれないと。そうであれば、大体この観光的な道路としても活用できるんじゃないかというような話もありましたので、これ福島県側で崩れているんじゃないなということが確認できたということがありましたので。

町長、私はこの議会の中で、栗生沢中荒井線の林道が何でいつも絡めて言うのかなという思いは、あの林道は全国で2番目にできた、6メートル道路という林道は非常に珍しい道路であるわけで、その6メートルにした思いというのは、やっぱりこの栗生沢というか、黒磯田島線の思いがああ道路にあったんじゃないかなと、私は一つ自分の想像の中でこう思っていたわけですが、どうしてもその林道がだめだとなれば、今騒がれている会津縦貫南道路の路線を変えて、何とかその道路に結んで、宇都宮さ行かねえでそっちさ行くような方向づけとか、そういう計画の方向づけというのはいかないのか、できるのか、ちょっとお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

道路というものは、もう何ていいますか、国道、今ようやく下郷区間が整備区間になりました、次は南会津とと思っているわけでありまして。そういう中で縦貫南、これも町としては整備区間になるように、皆さんと一緒にぜひ頑張っていきたいと思っておりますし、そういう中で、それに連結する道路ということは幾つもあるかと思っております。この田島地区も、松ノ下の辺の道路の始末とかいろいろあるわけですが、そういう中で議員申されるように、国道が那須塩原市のほう

に行くのか、黒磯のほうに行く田島黒磯線、この道路になるのかというのは、国が国道として認めるか、認めないかという部分があるもんですから、これは町的意思決定ではできないということでもあります。ただ、私たちの思いはそういう思いもあるよということは、そのようにも感じていますし、私もそう思っています。

ですから、そういう中で、皆さんと一緒に、そういう意味でまずはそれを開通するようなことを、まず県道として開通するのか、あるいは新しく国道の編成の中で開通に向かうのか、これは国に要望しながら、県に要望しながらしかないんですが、町としてのしっかりした考え方、要望活動をしていく必要がまず第一ではないのかなと、そのように思います。ですから、そういう中で、この地域の必要な道路ということで今後、いろいろな関係の中で活動してまいりたい、要望してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 なかなかやっぱりそういう思いが繋がっていくというのは、これは大変なことだというのは私もわかりますが、そういう中で今、国の中で力のある人が身近にいるのであるならば、そういう中でそういう話をしていくのも一つ必要なのかなという思いで今ちっと路線計画の話をしてしましたが、町長、栗生沢に行くのにやっぱりあの橋ではちょっとうまくはねえべや。そうであれば、やっぱり今後、総体的に考えて、今までの林道がだめであれば、新たに違う路線もこれ考える必要性があるという中で、総体的に栗生沢の橋というのを考えていかないと、これだめなような気がしますので、ひとつその、ちょっとおれ聞き逃したのかなと、橋の部分聞き逃したのかなと思ったもんですから、ひとつそれを伺っておきたいと。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

先ほど橋とは限定しませんでした、急勾配や、あるいは狭隘な場所、それから屈曲区間の解消と、そのようなことをまずはやっていきたいということをお願いしました。これにも、やはりその地域の方々の協力も当然必要でありますし、話し合いも必要だと思いますから、その辺を十分踏まえながら、頑張るといいますか、改善に向けて活動してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 おおむねそれはわかりました。

一つ、やっぱり政治というものは、町長、夢を持たないと、また、町民に夢を与えないと、これはだめなのかなと思うことが一つ私はあるんですよ。それは、私初めて会ったときに、

この人はやっぱり日本のおやじかなという思いがしたことがあるんですが、新潟県の山を削って、佐渡と陸つなぎにすれば日本の国土はふえるし、新潟県に雪は降らないと言った政治家が一人おりましたんですが、やっぱりそういう思いが政治というのは、ひとつ語るということは大事なことなんだなって、そういう夢を膨らませるといことがやっぱり町民、県民、国民に支持される部分もあるのかなと思います。

そして、この南会津町の道路というのは、みんな沢伝いの道路なもんですから、全部横断した道路が1本もないんです、町長。であれば、やっぱりその思いの中で、ひとつトンネルくらいは抜いて、檜沢と横断する道路を1本つくるくらい、町長、夢の中で描いて、ちょっと発信してもらえればなおありがたいのかなと、こう思います。この1本しかないというのは、今回の大災害の中においては、みんな通行どめになったりなんかした場合、やっぱり山伝いをずうっと通っている路線がみんな多いもんですから、1本くらいは横の道路をつくっておかないと、これやっぱり今後、生活する中ではちょっと難しいのかなという思いがありますから、私はそういう夢を町民に与えながら話ししてくださることをひとつお願いしたいと、こう思います。

あと、町有林の関係についてでございますが、10番議員にほとんど説明があったということで、それは了解いたしますが、一つだけ、今、南会津というより福島県、栃木県、それから茨城県だと思うんですが、この3県の材木、要するに合板に必要とされる材木は今、搬出が禁止されている状態ですね。そうであれば、除染の関係でそういうふうにして伐採した木は、除染をしたらば持っていけるのか、皮をむけばチップだけで利用が可能なのか、その部分ちょっと聞きたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今の放射性物質の付着しました木材関係について、除染すればどうなのかという質問だと思いますが、まず皮を剥げば放射性物質が剥ぎ取られますから、木材については少なくなるというようなことを聞いております。あと、木の葉等についても、木の葉をさらえば、その部分は放射能も薄くなるというような話を聞いております。

それで、今現在、南会津産の木材が合板材にストップされているというのは事実であります。県とも協議しまして、きのうも民友新聞に県産材について影響がないというような、県の木材関係は大丈夫だというような新聞記事も出ていますので、こういったことを踏まえて、県と相談しながら、合板材にストップされているものについても、解除するような運動をしたいというような県のほうとの打ち合わせをしているところでございました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 そういうわけで、ストップされているということであれば、これは業者としてはやっぱりその期間だけは仕事が進まないということも出てくるわけでしょう。これチップにしたって、チップにする工場がいっぱいであれば、これ受け入れはできないわけですから、そうであれば、この仕事に従事している人たちに対する、出荷ができるまでの間の何かというのは、ある程度町で2分の1くらいは、今までの産出の量の2分の1くらいは補助的に出してあげますよとかなんとか、そういうことはないんですか。助成金であれば助成金でもいいし、補助金であれば補助金でも構わないんですが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

今の素材業者さんがストップかかっているのは、今のところ2月の半ばから今現在の状況です。ただ、合板材の工場に使う分が今ストップされていることでありまして、チップ材とかそいつは動いているというようなことであります。ただ、今ストップされていることについて、補助どうのとかという話もありましたが、これはもう少し時間を置いて、長期的になれば、そういうような何か支援はしなくちゃいけないと思いますが、まだ今のところそういう、先がどうなるか、まだはっきりわからない状態ですので、なるべく県産材を使っただけのような運動をして、このストップかかっているのを解除したいというようなことを考えているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 結果的に、枝葉についたのがみんなだめなわけでしょう。みんな福島県というくくりの中ではなかなか搬出が難しいわけだと、こう思うんですが、単なる今、伊南ではそういう線量の高い灰が一時は出たという話も先ほどありましたけれども、今これから間伐というのは、これから林業家としては進めていくんでしょうけれども、この後のことで、私はちょっと産業おこしという面で、町長にこれは姿勢を求めていきたいと思うのは、かつて田島町の中において、歴代の町長の中でリンゴに対する町長、リンゴ町長と言われた町長がいて、田島町におけるリンゴの植栽をかなり進めて、産業おこしをやった町長がいた。単に私は聞いておりますので、この伐採、とにかく町長、伐採した後、植林するというのもこれから考えているわけでしょう。

さっき13番が言ったように、需要があって、今度は需要の分を考えなくちゃならないということがあれば、そういう伐採した後、町長は農家をやって、花農家だということであれば、そこに花木を植えて、その地域でその花木を必要であれば売ってもらって、その地域の資金にしてもらうような考えを私としては提案というか、したいと思うんですよね。そうすると、農林行政の中で、間伐も進んでいく、伐採も進んでいった中において、花木を植えていって、地域で今度はそれを売っていただければ、逆に言えば、地域の資金源も出てくるし、健康的にもみんななるんでねえかと思うんです。山に行って運動してくる、そして木を売れば、今度は花を売れば、その地域の収入にするようにして、町長、花町長でも何でもいいから、ちょっとスローガンとしてそこら辺ひとつなじょだへ上げてみてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

森林の利用・活用といいますか、これは本当に環境にも影響しますし、景観も影響します。ですから、そういう中で、私がこの広い南会津の森林、あるいは町の何ていいますか、自然の状況を見たときに、やはり今まで森林の場合、今までは杉とかカラマツを植えて、建築材とかそういうものを進めてきたことが主たる事業だったかなと思いますけれども、しかし、実際このように大きな災害があったときに、果たして針葉樹が防災として役立つのかと、そういうようなこともいろいろ検証されつつありますし、そういう中で、先ほど申し上げましたように、森林の多面的活用という意味では、森林セラピーとか、あるいは景観、それからいろんな実をとったり、山菜とったり、そういうこともあるわけでありますから、そういうことを一つの町の中で計画の中でやっぱりやることも必要な手だと私は思います。

そういう中で、荒海財産区のほうにもいつか申し上げたかもしれませんが、今、自然の白樺林があったり、そういうのも整備させていただいていますし、そういう総合的な森林計画は、ただ杉の木とかカラマツを植えるばかりじゃなくて、そのようなことも大事なことかなと思います。ですから、そういう中で、当然これは地域の方々も協力していただかなければならない面もあるものですから、そのようなことをこれから将来の南会津町の森林の活用ということで、そのようなことも念頭に置きながらやっていきたいと、そのようなことは常々思っていましたから、そのようなことを実際に具体的にできるような方向性を探ってまいりたいと考えております。

それから、先ほど議員さんが沢伝いの道路どうのこうのと、夢ある行政が必要だとおっしゃいましたけれども、私も基本的にはそうだと思いますし、ただ、多分議員がおっしゃったのは、

檜沢から荒海に抜ける道路かなと、そのトンネル化かなということかなと思いました。ですけれども、これは町道になるかどうかなのか、そこら辺もそのような夢を描きながらやるのも一つの手かな——手というか、そういう明るい話をするのもいいのかなと思いますから、そういう中で、あと町してできることは何なのかとしっかり見詰めながら、皆さんと今後の夢を語っていければと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 そういう暗い話が、やっぱり風評被害とかいろいろあるものですから、結果的にそういう花が咲いたり、歌声、今は歌の力とって、もうテレビつけると歌ばかりやっているものからあれなんです、これが雪が解けて、やっぱりそういう話が進んで、何年か後には花がずうっと咲いていけば、そういう暗い放射線量の話もみんな忘れてくれるのかなと、忘れてもらっても困る場合もあるんですが、そういう中でそういう、新しく植えたのは今のところはそういう面で放射線量というのは必要ないわけですから、そういうことを考えながら町のイメージを図っていく方向づけをしてもらえれば、これはとって、この南会津というのはやっぱり雪は降ってもいい町だという思いがみんなに伝わるのかなと、こう思いますので、このイメージを変えるという中で山林の活用をやっぱりぜひひとつやっていただきたいと、こう思います。

それで、私の質問はこれで終わります。どうも。

○芳賀沼順一議長 以上で9番、高野精一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時11分

平成24年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成24年3月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 5番 室井 実 議員
15番 五十嵐 司 議員
3番 湯田 良一 議員
1番 大桃 英樹 議員
8番 楠 正次 議員
4番 室井 嘉吉 議員
17番 菅家 幸弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 大桃 英樹 | 議員 | 2番 | 長谷川 耕一 | 議員 |
| 3番 | 湯田 良一 | 議員 | 4番 | 室井 嘉吉 | 議員 |
| 5番 | 室井 実 | 議員 | 6番 | 湯田 哲 | 議員 |
| 7番 | 渡部 優 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 高野 精一 | 議員 | 10番 | 山内 政 | 議員 |
| 11番 | 渡部 忠雄 | 議員 | 12番 | 湯田 秀春 | 議員 |
| 13番 | 星 登志一 | 議員 | 14番 | 阿久津 梅夫 | 議員 |
| 15番 | 五十嵐 司 | 議員 | 16番 | 大竹 幸一 | 議員 |
| 17番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 18番 | 芳賀沼 順一 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齊藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	館岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。都合により遅刻する旨届け出のあった議員は、9番、高野精一君であります。

これより本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

_____ ◇ _____

◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 それでは、5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、室井実です。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まず、1のみなみやま観光の現状と今後の観光への展望は。

今、町民の目は、合併によって新会社となったのみなみやま観光の営業の推移に多大な注目をしておるところです。そのため、私個人としては、総務の委員として12月までの中間決算も承

知しておりますが、100%出資の南会津町として中間決算後の現状、そして今後の観光への展望を伺おうと思ったのですが、数字的な現状は、きのう議員お二人の質問によって明らかになりましたので、簡潔で結構です。

そこで、観光と名のつくみなみやま観光ですから、特に、観光部門の町として、これからのビジョン、作戦を伺います。

2点目、駒止湿原への取り組みについて。

駒止湿原は、南会津町にとって数少ない観光の重要な拠点の1つと私個人は考えていますが、観光に力を入れると湿原が保全できなくなるというさまざまな意見もある中で、町はどのように考えておられますか伺います。

3点目、御蔵入交流館は創立10周年を迎えようとしています。今、平成25年6月に向けて、10周年にふさわしいイベントが企画されていると思いますが、その準備はことし、きょうからでも、すぐにでも始める必要があると考えますが、この機会に音楽や演劇ばかりでなく、交流館本来のあり方を見据え、文化ホールを活用した南会津町の知名度を高め、イメージアップを図る企画を工夫するときだと考えます。プログラムに関する企画は、運営委員会にお願いするところではありますが、10周年に当たっては、町も本気で運営委員会と協力し合う必要があります。我が町のホールは、世界一流の芸術家、ドイツのピアニスト、イエルクデムス氏や劇団四季などが一度訪れると、出演料はぎりぎり、半値でいいと、ぜひ毎年このホールに来たいと、ただをこねるわ、おねだりをするわで係の者が断るのに苦勞するという、広く宣伝に値する自慢のホールです。ピアノもフランツ・リストゆかりのベヒシュタイン、これは日本に3台しかない名器中の名器です。このホールを生かしてどのような企画で南会津町の知名度、イメージアップの発信を考えておられますか伺います。

4点目、適齢期男女の出会いの場をつくるべきでは。

町予算を見ますと、子供への予算10項目以上、そして高齢者にも大変手厚い配慮がなされています。しかし、その子供と高齢者を支えることになる若い人への項目はなかなか見つけるのが難しい。せめて独身の若い男女の出会いの場をつくるべきではと考えておりましたが、先日配付された町の計画の中に、婚活支援事業という項目がありました。しかし、この婚活を1回限りでなく、継続すると本気で考えた場合、イベントの準備に加え、結婚を推進する担当部署の設置、縁結びアドバイザーの育成、未婚者台帳の整備など膨大な仕事が待っています。その上、結婚とは最終的に個人的な感情の問題であり、その成功は非常に難しい。そのため以前、町ではお見合いパーティーもありましたが、今それは影を潜めてしまいました。

しかし、難しいからあきらめるのか。私はここが問題だと思って、これを表題とすべきだったかもしれないと思いましたが、今南会津の人口減少は恐ろしい勢いで進んでいます。県内外でトップクラス、赤ちゃん3人の誕生に対し、30人のお悔やみの月がある。このまま推移すれば、やがて町がなくなります。今行政と議会は婚活支援に強い姿勢を示さなければ行政の誠意と力量を問われます。したがって、婚活は単なるイベントではありません。行政戦略です。婚活とは、新戸籍をつくる、それが国家の細胞の一つ一つとなり、社会の基礎であるとは日本国憲法の草案に携わったベアテ・シロタの原案であり、それは世界人権宣言にも導入されています。

結婚がなければ村も町も消滅し国は衰えます。今、日本全体が少子化という危機的状況の中で、この南会津から発信する婚活が他町村からも人を呼び、注目され、そのよきひな型となり得るかアイデアが問われます。これを戦略とすれば、予算40万は十分でしょうか。これが1つ。それから、楽しい婚活イベントも大賛成ですが、目立たず地道に1組ずつカップルをつくっていく、これも大事な婚活だと考えます。もう一つ大事なのは、継続です。この3点ほど伺います。

5点目、町民注目の給食センターも完成にこぎつけました。3点ほど質問します。

- 1、食材は地元産を取り入れ、地産地消が可能でしょうか。
- 2、食材の安全と持続的な提供は担保されますか。
- 3、食育として、食を通じて学ぶことが多く、調理、栄養学、衛生学など食事は教育に寄与すると考えますが、町の給食についての方針を伺います。

6点目、企業誘致への取り組みについて。

昨年、雇用と企業誘致特別委員会が設立され、私も委員の1人として各企業訪問などもいたしました。そうした立場で伺いますが、新たな企業誘致には、まず敷地や建物など、立地条件が必要不可欠であります。そうした担保がないまま我々議員が町にとって有利かもしれない企業からの話を耳にしたとしても、解釈に違いがあっては困りますし、まず、受け皿がなければ新規の誘致は絵にかいたもちになってしまいます。町民の関心も高い部門でありますし、町はもし誘致に乗りたい旨、南会津に進出したいと、そんな話や問い合わせがあった場合、土地インフラについてはどのように考えておられますか。

以上、6項目申し上げました。あとは再質問席から伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、みなみやま観光株式会社の現状と今後の観光への展望についてのおただしであります。まず、現状につきましては、東日本大震災以降、福島第一原子力発電所の事故に起因する風評被害により、みなみやま観光関連の施設への観光客の入り込みは当初大きく落ち込んだところであり、その後、秋以降あたりから入り込み客は徐々に回復の兆しが見え、前年の8割程度まで入り込みが戻ったものと、そのように分析しております。

特に、みなみやま観光株式会社を運営する3スキー場の今シーズンの入り込みにつきましては、2月29日現在、前年対比で97.3%と予想を大きく上回りまして、町と連携したさまざまな風評被害対策が功を奏したものと、そのように考えております。

なお、今後の観光への展望につきましては、平成23年度に引き続き、風評被害払拭のための観光戦略を展開することが肝要であり、特に、教育旅行誘致を重点事業の1つととらえ、首都圏を中心とした誘致活動を強力に推進するとともに、昨日13番議員の方に答弁した際に、教育長より申し上げましたきずな強化プロジェクトを、この受け入れ方に万全を期すことにより、国内外へ本町の安全・安心をPRしてまいりたいと思います。

また、マウントエクスプレスの日光への乗り入れを契機とした会津鉄道及び野岩鉄道との連携による商品開発、5月22日に開業する東京スカイツリーに係る東部トラベル等との共同観光商品造成、それから4月に道の駅の指定を受けるきらら289の活用など、地域の観光素材を十分に生かした着地型観光及び情報発信を目指すこととして、町といたしましても、みなみやま観光株式会社に対してさまざまな形で連携、支援をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、駒止湿原への取り組みに関しまして、本町観光の重要拠点の1つである駒止湿原を生かすためにはどのように考えているかのおただしであります。駒止湿原はブナ林に囲まれた湿原が点在しており、尾瀬の風情が気軽に楽しめる観光名所として定着したことから、平成23年度は約4万3,000人のハイカーが湿原に咲く草花や木々に魅せられて湿原の散策を楽しんでおられます。

さらに、湿原を歩くことでストレス解消などのさまざまな健康効果が期待できることや、湿原植物の植生の考察、調査にも好適な場所でもありますので、学術及び観光上の価値は年々高まりつつあります。この湿原は首都圏から車や電車で約3時間30分という便利な場所にあることから、いつでもハイキングが楽しめる観光スポットととらえておりますので、地元の針生区や

南会津町の湿原を守る会などの保護団体と連携しながら、ふるさとの宝を生かした観光資源とするため、首都圏への魅力の発信や駅からの二次交通の確保など、取り組みを通して南会津に足を運んでもらえるよう観光客誘客に努めてまいりたいと思います。

駒止湿原だけでなく、田代湿原、宮床湿原、黒岩湿原ですか、各地何カ所かありますけれども、やはりこの南会津の自然を生かし、そして保護に努め、観光の資源としても活用していく必要があると思います。両立を図って活用できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御蔵入交流館10周年の指針についてのおただしであります、町長に答弁を求められておりますが、後ほど教育長より答弁いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、適齢期男女の出会いの場をつくるべきではとのおただしであります、ご承知のとおり、適齢期を迎えた男女が結婚を考え、結婚に至るケースが全国的に年々減少しつつあります。この当町でも、その傾向が、本当に強い傾向があるわけでありませうけれども、全国的傾向と私はとらえております。この背景にはさまざまな理由があると考えますが、中でも出会いや交流の場が少なくなっていることも大きな原因の1つではないかと考えております。

本町において、南会津町社会福祉協議会に縁結び相談所を平成18年6月に開所いたしまして、相談員8名を委嘱し会員登録を行いました。実は、このときの相談員、私も相談員をやらせていただきました。この間、お見合いや出会いのイベントを開催し、相談所事業の充実を図ってまいりましたが、効果は余り見られず、現在では町内や県内の婚活情報の提供を行っている程度にとどまっているのが現状でありまして、残念ながら1組もまとまりませんでした。

一方、民間団体による独身男女を対象にしたゴルフコンペや婚活パーティーなど開催されることと聞いておりますので、町としても、このようなイベントに対して積極的に支援してまいりたいと考えております。

いずれにしても、独身男女が参加しやすいイベントなどを工夫しながら取り組む必要があると思っておりますので、婚活イベントにこだわらず、だれでも気軽に参加できる生涯学習の講座開設などを積極的に展開し、出会いや交流の場をふやしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思います。

次に、給食センターの食材、食育についてのおただしであります、町長に答弁を求められておりますが、後ほど、これも教育長より答弁いたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、企業誘致の取り組みに関して、必要不可欠な敷地や建物等の受け皿に対する町の考え

方についてのおただしであります。福島県は昨年3月11日に東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故に罹災いたしました。県内において、本町は立地的に極めて安全な場所であることが証明されました。町といたしましては、被災された企業の本町への誘致を目的として、空き工場調査及び遊休地調査を行い、現在、その結果をもとに福島県と連携して企業誘致活動を推進しているところであります。

なお、遊休地につきましては、今後現地調査等を行い、企業立地適地の検討協議をしてまいりたいと考えております。

また、本年度南会津町企業立地促進奨励金交付要領を制定いたしましたので、平成24年度より新規立地企業及び町内既存企業へ優遇措置を適用させ、企業立地の促進や既存企業の支援を行い、本町の産業の振興と雇用機会の拡大を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、さらに南会津町雇用対策協議会の場におきましても、対策、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 おはようございます。

私からは、御蔵入交流館10周年の指針及び給食センターの食材、食育についてお答えします。

初めに、御蔵入交流館10周年の指針についてのおただしであります。平成25年度には御蔵入交流館が開館して10周年となる節目の年であります。現在、町では記念事業の実施に向け南会津文化振興基金を創設し、平成22年度より基金の積み立てを行い、計画的に財源の確保を行っております。

また、記念事業のメニューについては、まだ具体的に決まっておりませんが、町民の皆さんと連携し、コンサート等の公演事業や町民の皆様が何らかの形で参加できる事業等をバランスよく盛り込み、年間を通じて実施する方向で、南会津町文化ホール運営委員と検討を始めております。町及び教育委員会も関係団体と連携し、町がPRできるような事業に取り組んでまいりたいと考えております。さらにはNHKの公開番組の招致等、関係機関に協力を要請するなどして、より充実した記念事業にしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、給食センターの食材、食育についての1点目、給食センターでの食材は、地元産を使用できるのかのおただしであります。学校給食における地元産の利用につきましては、安

全・安心な給食の提供はもとより、地域の文化や産業の理解、また、生産、流通等を理解することで食べ物への感謝の気持ちを育てる教育効果が高いことから、地元産のさらなる利用促進を図るため、平成24年度開設の田島給食センターをモデルケースとして、地産地消の促進が図られる仕組みづくりをするため、現在、関係者との調整作業を進めております。

次に、2点目、食を通じて栄養学、調理、衛生等を学ぶことが多いと考えるが、町の方針はとのおただしであります。学校給食は教育の一環であり、生きる力をはぐくむ健康教育として位置づけられ、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することから、成長期にある子供たちの心身の健全な発達、健康保持、増進と体位の向上を図るということから大変重要なことでもあります。このため来年度から開設いたします田島学校給食センターの建設の目的といたしまして、家庭、学校、地域などの給食情報や食情報を発信するなど、よりよい給食と食生活の改善などに寄与する施設となることを目指してまいります。

以上、答弁させていただきましたが、具体的な事項については、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 5番議員、再質問ありますか。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 伺いました。

それでは、質問の1番から再質問をいたします。

去年は、あの災害の後の一体どう予定や予算が立てられるのかという状況の中で、この数字と成績には何はともわれほったのは私ばかりではないと思います。今後、観光の躍進を図るには、みなみやま観光ばかりでなく、連携というお言葉をいただきましたが、鳴山城跡、久川城を抱える教育委員会、生涯教育課、商工観光課、田島振興公社、東武野岩会津鉄道、それに各地域のグループなどがそれぞればらばらに行動しては観光への実現は難しい。この横に連絡をとり、南会津の発信に町一丸となる、ここに町は力を発揮していただけますか、もう一度伺います。先ほど連携という言葉をいただきましたが、ここでもう一度伺います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 答えいたします。

室井議員おっしゃるとおりであると思っております。町としましては、当然のことながら行政間の関係各課との連携、さらに振興公社が担当しております観光物産協会、さらには各地区の観光協会の支部等々と連携することが大変重要であると思っております。

現在、南会津郡内において、心のふるさと南会津事務局連絡会議というのを持っておりまし

て、本町がその事務局を担っております。当然、これは南会津町にとどまらず、郡内すべての観光誘客ということで活動しております。すべての団体、第三セクター、それから東武鉄道、東武トラベル等々入っておりますので、そのような関係団体と引き続き協議をしながら誘客を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 伺いました。了解です。

ただ、みなみやま観光では昨年社員が13人離職したとなっております。それぞれの事情はあると理解しておりますが、そこに憶測やうわさも生まれますし、イメージもマイナスとなります。みなみやま観光の今後は、細かいコミュニケーションによって、社員がモチベーションを失わず働ける職場環境をつくるよう心を砕いていただきたい。それは私たちの雇用と企業誘致特別委員会として申し上げておきますので、それはすべて町のためでありますので、よろしく願います。1は了解です。

2、続けていきます。駒止湿原への取り組みについて。

私は数少ないと思われる南会津町の観光資源がどこに、どのように点在しているか、それをどう結びつければより魅力のある地域になれるかと、それを模索しておりましたので、この質問となりました。湿原の保全と観光は相反するものですが、私は自然をしっかりと守り、それを人に見てもらおうと、それを両立させることが観光であり、観光地の責任であると考えます。同じような言葉で町長さんからもお言葉をいただきましたので、それは大変うれしく、了解をいたしました。

3番、続けていいですか。

○芳賀沼順一議長 いいです、どうぞ。

○5番 室井 実議員 文化ホール運営委員会の活動、活躍、それもよく存じています。ただ、10周年に当たっては、テレビ中継のできる企画、それに町も一緒に取り組んで、文化ホールで行った公演、そのステージが数日後には日本中の人がある公演を見ることになる。よく地方のホールを利用して、今回は〇〇町にお邪魔しておりますという番組がありますね。もともと中継を目的にした番組があるわけですから、今までの有名歌手が来て、ホール満席になってよかったねと満足して終わるのではなく、ホール10周年をまちづくりに生かさなくては交流館をつくった意味もありません。これは町民の要望でもありますので、例として、その番組名も幾つか申し上げますと、あの有名な笑点、これは地方の宣伝にも力を入れてくれています。それに題名のない音楽会やなんでも鑑定団など、それが地方持ち回りです。

私個人としては、この番組を見たいということではなく、テレビ中継によって、少しでも町の知名度が高まるなら、NHKでも民報の歌番組でも何でもオーケーです。10周年に向かってはテレビ中継の電波に乗る、同じ予算を使うのなら、こうした方向性はいかがでしょうか。もう一度伺います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいま議員ご指摘にありましたように、最後お答えした部分で、NHKの公開番組等の招致等については検討して、関係機関に要請していきたいというようなお答えをしましたがけれども、そういう中で、今ご指摘いただきました笑点とか、題名のない音楽会等、民間の番組もありますので、その辺は文化ホール運営委員会等の中で協議しながら、町ができるだけピーアールできるような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 それならば、町長の施政方針3ページの復興と安全・安心の南会津町を発信していきたいとの方針とも合致しますし、交流館建設の意義も大きく生かされることとなります。

ただ、これは相手のあることですから難しいかもしれませんが、そのときはただをこねてでも交渉してください。震災後の今ですから、それも許してもらえます。でないと、東京で、ある有名人に、鬼怒川の向うに電車あるの、野岩って何と言われてショックだったのは2カ月前です。町のすべてが宣伝、発信が控え目です。せっかくの文化ホール、これを媒体として、この地域をもっと知ってもらいましょう。3は了解です。

4に移っていいですか。

○芳賀沼順一議長 5番、実さんに申し上げます。

答えの評価は、評価する場所ではございませんので、再質問は評価を少しにして、質問をしてください。

○5番 室井 実議員 うれしい返事いただきましたので、すみません。

出会いの作戦について。

大事なのは婚活のルールをしっかりつくることと、結果に一喜一憂しない。私はこの婚活にやはり希望を持っています。あの3.11の大震災以後、大切なものの第1は家族となっております。家庭と結婚への願望は強くなったと言われております。また、県内、特に公務員の間では転任先の希望が我が南会津町が断トツの第2位です。第1位は勿来だそうです。でも、これは

この順位が決まったのは豪雨の真っ最中で、これはすぐ追い抜くでしょう。災害に強くて安全、ここはいいところだとみんな気づいた。家庭を持って住むなら南会津だと、町には追い風も吹いています。勇気を持って出会いの婚活イベント頑張りましょう。これ、4は了解です。

5番目の町民注目の給食センターについて。

食育として、これを機会に調理教室など、お手伝いも兼ねることになりますが、実習型の勉強、それを行うプランはありますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

学校給食の目的は、教育長から答弁ございましたように、物を食べるというだけでなく、いわゆるその食に関する教育の一環というような形を考えておりますので、今回の給食センターは、いわゆるその見学窓ということで、一般の方、児童・生徒さんがあの施設に来て、調理をしている様子を実際に見学できるようなコーナーも一部建設しておりますので、それらと、その栄養士の方と一緒に形で、その中で食育の勉強をしていく場というふうに、1つの役割としてとらえておりますので、そのような形で食教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 そうすると、やはり実習型の勉強というふうに理解してよろしいですね。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

給食室の中につきましては、そのいわゆる調理以外の方が衛生の問題ございますので、入ることはできません。ただ、配置されます栄養士の方が各学校のほうへ出向きまして、一緒にその栄養指導とか、どのようなメニューの要望があるかということで、生徒と一緒に懇談をするというふうに考えておりますので、生徒が中に入って調理をするということは、学校給食の目的からは現在のところは想定していないということでございます。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 そういうことであれば、それで了解です。

6番、最後の企業誘致への取り組みについて、よろしいですか。

町の人も町の活性化には企業誘致だと、誘致を非常に重要視されている方も多く、土地は腐

るほどあるじゃないかという意見と、いや、実はないはずだという方とさまざまで、もちろんそういった話に左右されてはいけませんが、受け皿という点では、町民の関心は高く、私たち委員会が間違った世間話をしないためにもきょう伺いました。町の受け皿はさまざまな支援ということであると解釈してよろしいですね。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かにバブル期といいますか、その時期に、この田島地域、特にですけれども、西部地域にもありましたけれども、あのときの企業のこの当地方への誘致といいますか、設置、その状況の勢いはありませんけれども、ただ、今現在いろいろ世界的な、経済的な動きの中で、ギリシャ問題、それからユーロの件の問題ありますし、また、もう一つはイランのその石油状況、あの政治的な背景あったり、そういう中で、世界の雇用情勢も大きく変わった中、また、今度日本がそれにどのように対応するかということ、どんどん企業が外国に流出していると、これは日本の政策的な課題もあるかもしれませんが、やはり企業というものは、日本だけを見詰めているのではないと、そのような状況もありまして、なかなか現状としては、この当地域に対してのその企業誘致、あるいは企業を来ていただくことは大変厳しい状況になっているわけがあります。

ただ、町といたしましては、そういう状況であっても、そういう企業が来られるということであるならば精いっぱい対応はしていきたいと、そのようには考えております。空き工場もありますし、そういうところをきちんと精査した中で、そういうのを提示しながらやっていきたいと考えていますが、去年の3月11日のその直後の県外から離れなければならないような企業に対しての対応、南会津町で受け入れられないかと、そのようなこともいろいろ検討しましたが、残念ながら1企業もありませんでした。それはやはり、この南会津町に対しての理解不足もあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたような、国内的、国際的なそのような事情も考えられます。

しかし、いろいろな事情があるにせよ、やはりこの南会津、企業に来ていただいて、雇用を促進する意味でも大切な要素でありますから、これは引き続き、今までどおり何ら考え変えるつもりはありません。引き続き精いっぱい努力したいと思っておりますし、この町内においても雇用の促進に向けては精いっぱい頑張りたいと思っております。いろいろ新しい制度も24年度から設けさせていただきましたので、それをご理解いただきたいと思います。よろしく願います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 私のほうからちょっと具体的な数字を申し上げさせていただきますと、空き工場が町内に4カ所、それから遊休地が町内で80筆ございますので、こちらの活用を含めた中での誘致活動を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 今伺いまして、新しい制度いろいろたくさんあるということで、それをこれからも活用していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、5番、室井実君の一般質問を終わります。



◇ 五十嵐 司 議員

○芳賀沼順一議長 次に、15番、五十嵐司君の登壇を許します。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 議席番号15番、五十嵐司でございます。一般質問を行います。

私は、閉校となる南郷第二小学校についての1点と。それから、2点目として、新生南郷小学校について、3点目として、保育所について、4点目として、子供たちの内部被曝防止についてを質問いたします。

まず、最初の閉校となる南郷第二小学校についてでございます。

閉校となる地域の住民の声を町は聞いてほしい。これは昨山下山地区で開催された議会報告会に出された下山区民の声であります。平成24年4月1日、南郷第一小学校と第二小学校は統合し、新生南郷小学校として新たなスタートを切るわけでありまして、生徒数の減少により統合はだれもがやむを得ないと納得していることですが、閉校となると南郷第二小学校、区民、特に、学校が存在する下山区民は大きな空洞化と寂しさを感じております。

昭和48年開校以来39年の伝統ある学校に終わりが告げられます。当時、学校誘致に際しましては、下山区民の田畑の一等の地を提供されるなど、開校に向けはかり知れないご苦勞、ご協力があつたものと思われまます。

以来、今日まで学校運営には地元として数多くのご支援、ご協力をいただいております。特に、この学校は、下山地区の本当に中心地にあるわけでありまして、民家と間近に接しております。こんな学校で、本当に学校とともに生きてきた、過ごしてきた地区であります。学校

がなくなり、先生や生徒の姿が消えることは地域にとって歴史的な大きな変貌であります。

それで、以下について伺います。

1つは、住民の大きな愛着感の中で閉校となり、空洞化する地域を行政のトップとして町長はどうとらえているのかをお聞きしたいと思います。2つ目、校舎、施設は取り壊すのか。3つ目、跡地利活用について、町長、教育長にお伺いいたします。

2つ目、新しく生まれ変わります南郷小学校についてであります。

1つは、児童数、何人でしょうか。2つ目、教職員の数。3つ目、いまだ、この現在の南郷第一小学校には校門が設置されておりません。校門の設置は新しい学校で計画されているのかお聞きしたいと思います。

また、駐車場は十分か、これも第二小学校区から今の、現在の第一小学校区の倍の父兄の方々が出入りすることになりますので、私としてはちょっと狭いのではないかと考えておりますが、駐車場の点についてもお聞きいたします。

5つ目、ランチルームについてであります。これは南郷第二小学校にはあったのですが、第一小学校も、このランチルームについては要望しておったところですが、今度第二小の生徒が一緒の学校に来た場合、今まであったにもかかわらず統合してなくなって違和感を感じておるのではないかと思いますので、ランチルームの設置について伺いたいと思います。

3つ目、保育所についてであります。平成24年4月1日、山口保育所、富田保育所は統合し南郷保育所としてスタートしますが、以下について伺います。

1つ、閉所となる両保育所の利用計画についてであります。

2つ目、開所する南郷保育所の園児数、職員数についてであります。

大きな4番として、子供たちの内部被曝防止について伺います。

原発事故によって拡散された放射能の影響は、この南会津郡内でも少なからず確認されております。そのような状況の中、これからの子供たちへの影響が心配されるわけです。町では外部被曝の対応は各学校にモニタリングポストを設置し対応しているところです。しかし、体の中に放射能物質が入り込み深刻な害を与える内部被曝の対応はまだのようです。

学校生活においては、校庭等の砂ぼこりに付着した放射能物質を吸い込むことが一番の要因となります。町内地域の子供たちが集まる施設内の土壌分析をすることによって、土壌に付着した放射性物質の量を把握し、その数値によって安全を確かなものにしていく必要があると思っておりますが、町長のお考えを伺います。

以上、4つ質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、五十嵐司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、閉校となる南郷第二小学校についての1点目ではありますが、住民の大きな愛着感の中で閉校となり空洞化する地域を行政としてどのようにとらえているかとおたがしであります。どこの地域でも学校は地域コミュニティーの場として大きな役割を果たしてまいりましたが、おたがしのように、学校がなくなるということは、地域の方々にとって大変寂しく感じる事と思ひます。

一方で、将来を担う子供たちの教育環境の整備という観点から、学校の統合であることをご理解いただくことも、今後の地域活性化策については地域の方々と調整を図ってまいりたいと、そのように考えております。

下山地区の第二小学校廃校といひますか——なるに当たりまして、今まで本当に地域の方々に細かく気遣いいただきまして、除雪等にも本当にボランティアとして協力いただいたということも伺っておりますし、その地域の方々の気持ちは十分私も理解しているつもりであります。今後ともその地域の方々に対して適切な対応をしていかなければならないとも、そのようにも思っております。

実は、来年度は伊南中学校、南郷中学校の統合もあるわけですが、これもやはり私も伊南中学校の卒業生でもありますし、同じような気持ち、これは変わらないです。ですから、そのようなことをきちんとできるように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

それから、2点目、3点目に対しましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

次に、平成24年4月から山口保育所と富田保育所を統合して開設する南郷保育所についての1点目ではありますが、閉所となる両保育所の利用計画についてのおたがしではありますが、南郷地域においては、平成24年4月に小学校と保育所が統合することを決定しておりますことから、空き施設となる小学校と保育所の利活用を検討するに当たって、地域の住民の方々の意見を反映させるために、保育所と小・中学校の保護者会や地域協議会、区長会、その他各種団体の代表者15名の委員で構成する南郷第二小学校、山口保育所及び富田保育所施設利活用検討委員会を昨年6月8日に立ち上げました。検討委員会では、会議を3回開催して議論を重ね、その結果、取りまとめて、昨年9月に検討委員会委員長から意見を提出されました。意見書を尊重しながら、庁内で検討した結果、山口保育所は新たに開設する南郷小学校区の放課後児童クラブ

の活動施設として活用し、富田保育所は施設を取り壊すこととしております。この辺も慎重に考えて統合される、当面は統合される学校のいろいろ資材がありますから、その辺の一時倉庫として活用という話も今現在持ち上がっておりますので、今後慎重に検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、当時そのようなことがちょっと考慮されなかつた分もありまして、当初予算に必要経費を計上しておりますが、今申し上げたように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目であります、開所する南郷保育所の児童数、職員数についてのおただしであります、現在、入所申し込みをされている児童数は58名となっております。職員体制につきましては、所長1名、保育士9名、調理員1名、保育補助員5名、合計16名を予定しております。

次に、子供たちの内部被曝防止についてのおただしであります、子供たちが受ける放射線量のいわゆる外部被曝量の測定につきましては、学校に設置してあるモニタリングポストや簡易型積算線量計、または個人で着用しております個人線量計の計測により対応しているところであります。放射線の状況を継続的に調査することにより、子供が受ける線量が低く抑えられているかを確認しているところであります。

また、一方では、食品の安全性を再確認することを目的に、給食用食材の簡易なスクリーニング調査を実施し、安全性が確認されたものを学校給食として提供しているところであります。しかしながら、内部被曝量の測定については対応できていない状況にあるため、当面の対策として、町では4月からベクレル測定器が4台導入される予定でありますので、子供たちの健康、安全のためにも学校の校庭等の土壌の放射性物質の量の測定を行い、安全性の確認を実施してまいりたいと考えております。

なお、内部被曝は学校だけの問題でなくて各家庭などの役割も大きいことから、4月以降、各家庭への食材等も測定できる体制を整えてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、閉校となる南郷第二小学校について及び南郷小学校について

お答えいたします。

初めに、閉校となります南郷第二小学校についての2点目、校舎、施設は取り壊すのかのおただしであります。平成24年度におきましては、南郷中学校校舎の耐震化大規模改造工事に伴う仮校舎として、平成25年度には現在の南郷第一小学校校舎の耐震化大規模改造工事の仮校舎として利用を計画しております。

次に、3点目の跡地の利活用についてのおただしであります。先ほど町長答弁にもありましたが、検討委員会から南郷第二小学校に関しては、校舎及びプールは解体する。体育館及びグラウンドは地域住民向け施設として利活用するという意見をいただいておりますが、2点目でお答えしたとおり、平成25年度までは南郷中学校及び南郷小学校の耐震化工事に伴って仮校舎として使用することから、必要性、費用対効果、維持管理経費等の視点からも、さらに十分検討した上で最終的な判断をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、南郷小学校の1点目、児童数につきましては、合計で108名の予定です。

次に、2点目、教職員の数につきましては、平成24年度の教員の人事異動が発令されていないことから、統合後の学級編成から推計しますと、学級数の増減がないため、現在の南郷第一小学校の14名と同数か、1名の増員程度を見込んでおります。

次に、3点目の校門の設置についてのおただしですが、平成17年度村道拡幅工事に伴い、当時ありました校門を撤去し、その代替として国道に表示板が設置した経緯があります。学校統合を機会に校門の新設につきましては、南郷地域小学校統合委員会においても協議しており、複数箇所の候補地が上げられておりますが、平成25年度に国道401号の改良工事が予定されていることから、この計画との調整を図りながら校門の設置場所を選定していく予定でおります。

次に、4点目、駐車場は十分かとおただしですが、授業参観等の保護者の駐車場といたしましては、来年度は山口保育所の閉所により、学校駐車場に駐車しておりました保育所職員分として約10台、山口保育所敷地内に約10台、その他駐車場に隣接する校庭側の一部臨時駐車場として対応することで学校側と調整しております。

次に、5点目のランチルームの設置について、南郷第二小学校にはランチルームがありますが、南郷第一小学校については設置されておられません。ランチルームは食育指導、他の学年との交流、さらには衛生管理面において大変有効な施設であります。しかしながら、統合後の校舎となる南郷第一小学校においては、ランチルームを改造できるスペースがないことから、平成25年度以降に予定されております耐震化大規模改造工事とあわせて検討してまいりたいと考

えております。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 再質問させていただきます。

町長の下山地区に対しては、地域を理解した温かい思いやりを私は感じました。今後とも、何しろ学校が今まであって、学校の先生や生徒がいなくなり、また、学校の音、例えばチャイムだとか音楽とか部活とか、子供たちの声が全くなくなるわけで、しばらくは下山の人たちも何か寂しさを感じながら生きていくのかなと、そんな感じを受けておりますので、町でサポートする分がありましたら、できるだけサポートしてやっていただきたいと思います。

2番目の校舎、施設の取り壊しに対してでございますが、校舎は取り壊すということですが、西側にあるランチルームと多目的ルームに使っている校舎はまだそんなに年数もたっていないくてすばらしい校舎なんですよ。これを何か、利用か何かないかなと私も常日ころ感じておるんですが、まず、町として一番いいのが下山地区で利用してもらえばいいことなんですけれども、下山地区に対して何か声をかけたことありましたかお聞きします。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 お答えいたします。

下山地区への声かけということでございますが、南郷第二小学校、山口保育所及び富田保育所施設利用検討委員会というものを設立いたしまして、その中で委員といたしまして、地域協議会の代表、区長会、これは地元の上山口区長、それから下山口の区長、PTAは南郷一小、二小、南郷中学校の代表、保育所につきましては、保護者の代表者、山口保育所、富田保育所の代表者でございます。それから、商工会南郷支所長、観光物産協会南郷支部長、南郷青年会、南郷婦人会、下山老人クラブ、文化協会長、体育協会長、以上の15名の代表者を委員として選出していただきまして、この利用についてご検討を願ったところでございます。下山の区長さんは当然代表者でありますので、役員会等お開きになって保育所の利用、富田保育所の利用、それから二小の校舎、それから体育館等々の利用等についてのお話を集落でされたというふうに理解してございます。

それ以外につきましても、ランチルームとか、それから施設そのものの利用、老人福祉施設もしくは福祉施設等々利用できないかというような提案が個々にありましたけれども、最終的には今回お話ありましたように、校舎及びプールは解体する、体育館及びグラウンドは地域住

民向け施設として利活用するというようなご回答をいただいております。そういったことですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君、ボタンは押さなくてもこちらで押していますから、大丈夫ですから。

○15番 五十嵐 司議員 なれないものですから、すみません。

私は、施設の運営委員会の答えを聞いているのではないですよ。施設の運営委員会は既にもうそういうことに決まると町長に答申してあるわけですから、そのことを聞いているのではなくて、下山区民にそういう学校とか保育所とかの利用をコンタクトしたことがありますかと、それを聞いているわけですから、施設の検討委員会は私は聞いていません、結果わかっているんですから。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 お答えいたします。

下山区民そのものに対しての意見を求めることについてはやっております。施設利用検討委員会の中でも町民全体のアンケートをとってやったらどうかというようなお話もございましたが、最終的にはそれぞれの代表であるので、その中で論議をしながら答えを出していこうというような方向で進んできましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 できたら丁寧なやっぱり下山区民さんに説明して、こんな状態で、こういう案を出しますから、ここは利用できませんとか、そういうことに持って行ってもらいたいんですね。最初から検討委員会で今後なくなりましたけれども、お前たち何か使うところあるかと、じゃ使ってみるかという、これはどうしますか、補助金は、管理はどうしますかとなってしまうと、区民の人もしり込みしてしまうんですね。だから、もう少し使えるような状態の案を持って、やっぱり町当局も行くべきではないかと思うんですよ。最初からもうだめだということ、これ使おうとすると、これはどうだ、これはどうだ、回数的には管理はちゃんとできるのかみたいのが、だれだってもう、はいなんて手挙げられないじゃないですか。やろうと思ってもしり込みしてしまうんじゃないですか。その辺もう少しこれから検討してってください。

それから、続いて、2番目のプールの件ですけれども、この二小のプールについては、これも今も出ました。施設利用検討委員会の中から取り壊しということで9月21日に委員長より町長に答申されているところであります。でも、私は地元の二小の学区の保護者が、何とかこの

プールを残して子供たちに利用させてくださいと、あげたいと、そんな声が強いんですよ。そして、その検討委員会なりに、PTAからも一小と二小のPTA会長が出ております。その中で、ちゃんと利用の要請を言っているんですよ、これは。9月、第2回目の検討委員会だったんですけども、それは何か学校のPTAの役員会で、そして決めて、何とかそこは置いてもらうということで利用させてほしいということを行っているんですけども、この検討委員会に町側から説明する最初の段階がすごく悪いんですよ、私から見ると。

このプールはもう漏水して維持費に金がかかる、修理がかかる、だから、もうこれは取り壊すんだということを最初から、前提でそれ言っているんですよ。それはこの利用委員会でどうしますかという、利用じゃないね、それはもう。取り壊していいのかどうかと言っているんですよ。二小の方も言っていました、利用の委員会ではなく、取り壊しの委員会だと、そういうことを言っているんですよ。本当に、これは第2回の7月20日の施設利用委員会において、南郷二小のプールの配管を修理した、施設が非常に劣化していると、これ分室長言っているんですよ。これから始まっているんですよ、検討委員会。

そうしたら、もう先ほど立地な肩書を持った南郷地域の有識者たちがみんな、それを聞いたら、そんなの、もう金がかかって言ったら、もうそんなのつぶしてしまえ、一小に来てやればいいんじゃないか、みんなそこに入ってしまおうですよ。2人の実際必要としているPTAの会長2人がその中で使わせてくれと言って、でも、そういう先輩の方々も自分よりおやじとか、社長級の人がみんないて、それはもうつぶしたほうが良いと言ってしまえば、余り声を高々に上げることできないんですよ。そう思いませんか。私はそう思いますよ。

だから、検討委員会でPTA会長もみんな賛成したじゃないか、賛成したのに今さら何だと。今さら賛成して、また、利用させてくれやと、とんでもない話だと、そんなふうに言われます。でも、私どもこの委員会の答申はやっぱり大事にしなくてはならないと思いますよ。大事にしなくてはならないし、私は、町長は答申が出されたんだから、これは議会に諮るのが当然なんです。それは当然なんです。

では、私は結局、この委員会の人から私はかなりの非難を受けると思います。受けると思いますが、私はやっぱり子供たちが今までなじんできたプール、それをやっぱりまだまだ未練があるんですよ。だから、できる間は子供たちも利用してやって、親たちもバスで、毎日毎日バスで通っていったから、今までは歩いたり、自転車で通っていたけれども、これから毎日毎日がバスで通うんだから、せめて夏休みの1カ月ぐらいいは歩いて、友達と自転車に乗ったりして、そしてプール通いもいいんじゃないと、そういうことを望んでいるんですよ。あるとき

は雨に遭って、うちの軒端で雨宿りしたり、あるいはずぶぬれで帰ってくるときもあるんでしょうけれども、そういうのが自然体で経験していくことではないかと私思います、そういう父兄おりましたから。

だから、私はここに来て、本当に検討委員会の方には申しわけないけれども、これを利用するような形に持っていくにはどうすればいいんだと。それにはやっぱり、もう議会しかないんだと、議会で言ってやるしかないじゃないかなと私も迷って、そしてここに立っております。

○芳賀沼順一議長 五十嵐議員に申し上げます。申されている意見はわかります。その答弁……

○15番 五十嵐 司議員 これだから、これから私はそういう親の気持ちもやっぱり伝えて、そして町側はどういう受けとめをするか、それをお聞きしたいと思います。私は持ち時間1時間ありますから、私にらせてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私のほうが混乱しまして、議員から検討委員会のあり方言われましたので、私から、その件についてだけ申し上げます。

議員がおっしゃられるようなことがあったかどうか、私も正直実際に私としては確認していませんが、やはりそういう誤解のないような委員会の持ち方をするべきであろうと、これは基本的な部分でそう思います。ですから、今後あらゆる機会の中で、このようなことがまたいろいろ検討委員会を利用した、このようなことを検討していく必要があるだろうと、それは考えていますから、ですから、そういう中で検討委員会は必要であると思います。ですから、このあり方を根本的に考え直したいと思います。

そして、皆さんにきちんとした客観的な見方の中で検討していただけるような環境づくり、体制づくりをしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとの件は教育長かな、分室長、分室長でなくてあれかい、支所長お願いします。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 先ほどの発言で、下山区長を下山口区長と発言しましたので、ここを訂正していただきたいというふうに思います。

あと、それから、今検討委員会につきましては、学校の統合委員会と同時並行な形で進めさせていただいてまいりました。そんな中で、学校プールの利活用についても、統合委員会のほうで具体的な論議をしながら進んできた経過があるかと思いますが、それはそれでまたご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 教育長もあるそうですから、ちょっと待ってください。

教育長。

○五十嵐竹則教育長 すみません、私からお答えさせていただきます。

今の利活用委員会とか統合委員会の話については、町長さん述べられたとおりなんですけれども、やはり委員の方々の意見を引き出すというような部分で配慮が足りなかったかなという部分は少し反省しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それで、なお、プールの利用につきましては、しばらくの間取り壊しをせず利用したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 先ほど南郷支所長より、プールに関しては統合委員会でもやっているということですが、それはちょっと、私はそのことはちょっと間違っているのではないかと。それは南郷支所長が一番わかることなんですけれども、私の聞いているところでは、統合委員会のPTAの役員が、そのプールの使用を要望したところ、もう決まったことなんだからということ言われています。その中の議論はなかったと、そういうことを私は聞いています。これは施設利用委員会のほうでやって、統合委員会のほうではプールの使用とかそういうことに対しては論議されなかったということ聞いておりましたが、間違いありませんか、支所長の言っていること。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 施設利活用検討委員会の中では、7月20日の先ほど議員が申された中でPTAの代表の方からPTAの話がされた経過がございます。PTAの役員会ではランチルーム、それから調理実習施設……

〔「議長、時間ないから」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私は、統合委員会の中で支所長がプールに関しての取り壊すかなんかを検討していると言ったから、それはないでしょうと言っているんですよ。統合委員会では、そのことはやらない、プールの利用を要望したところ、そうは取り上げてもらえなかったと、それはもう決まっているからということ。それは結局施設利用委員会のほうで検討しているからということだったと思うんだ。だから、支所長が言ったことに対しては、ちょっと私は矛盾感じたんです。わかりますか。

○芳賀沼順一議長 支所長、わかりますか、質問の内容。

南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 施設の利用委員会の中では、もう既に統合委員会の中でプールの利用、統合した場合の学校のプールの利用については、こういう形で利用するという事は検討されているということでしたので、利活用委員会の中では、その提案あった中で論議されてプールの取り壊しというような結論を出したというふうに伺っています。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 先ほど教育長から、じゃプールはしばらくの間利用させると今おっしゃいましたが、それは間違いございませんか

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 先ほど答弁しましたとおり、プールの利用につきましては、しばらく残すということでお答えしたとおりです。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 そうしますと、今回の議案にプールの条例の抹消が出ているんですね。それはそれとして、何か、それは取り下げるとかなんかですか。そうじゃなくて、もっと別な方法でやるということですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうから、ちょっとお答えさせていただきますが、議案の10号で町民プールの中で、南郷のプールを廃止するというところで提案をしているところでございます。これにつきましては、検討委員会の意見の取りまとめを尊重しながら、基本的には教育財産、行政財産としてプールを廃止するということを基本として今回の条例提案をしているところでございます。

ただ、今いろいろ議論している中で、かなりそのプールの利用について望んでいる方が地区の中に多数いるというようなことの情報がありますので、教育財産として、行政財産としては廃止しますが、基本的には普通財産扱いにして、その後、暫定的に皆さんにお使いいただいて、その後の利用を再度検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 町長のご意見を伺います。今のプールの設置に関する、継続に対しての。プールの利用継続についての町長のお考えを。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 わかりやすく言えば、教育長の言ったとおりなんですが、その理由は総務課長の言ったとおりでありまして、私もそれはそういうことで検討委員会の意見としては、私としては尊重したいと。ですけれども、そういう声があったり、あるいは先ほど申し上げました。南郷中学校のあそこ仮校舎、それから、その後の南郷小学校の仮校舎として利用する、そういう経緯もありますから、そのようなことをいろいろ総合的にかんがみまして、しばらくの間プールの使用を続けたいと、そのように考えております。ご理解願います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 続いて、南郷の新生小学校のことなんですけれども、これは職員数とかそうなんですけれども、栄養士はこの中に入っていないですよ。前16番議員から栄養士の必要性を、そんなことを示されたことがありましたから、この統合を機会に栄養士、もしかしたら置いていただけるのなかと、こう思ったんですけれども、ちょっとお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

学校栄養士の配置につきましては、原則福島県の学校栄養職員が配置ということになるわけなんですけれども、この配置は、教員の定数と同じように一定の配置基準というのがございまして、いわゆるその児童・生徒数何名に対して1人というような枠がございます。今回南郷地域の小学校統合しても、やはりその基準に達しないということで、県からの配置は現在のところ、まだ最終的に人事異動の正式発令がないので不確定かなところありますが、現在のところは配置がないというような形でございます。

ただ、今南会津の地域の特性ということで、現在、南郷地域には栄養士の方が配置されておられませんので、再三県教育長のほうには地域の事情を考慮していただいて、その定数基準以下であっても配置していただくということで、継続的に要望はしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 続いて、校門の設置ですが、確かに先ほど教育長から答弁ありましたように、何か401の国道の改良のときにたしか何か取り去られてしまったままで、その後は校門がないんですよ。それで、校門は、私もいつも通るんですけれども、二小の校門は結構、大理石か何かすごくいい校門だから、ああいうのを持ってきて設置すればいいんじゃないかと、表札だけ変えて。そういう手もあるじゃないかと思えます。それよりどこに設置するのか、私もちょっと、その件は検討中ということでございますが、今まで商工会から入って檜枝

岐側から来る児童というのはすごく少ないんですね。5人か6人なんですよ、たしか。それから宮床から上で大体55人ぐらいと、60人だとすると。それに、あと南郷二小区から60人ぐらい来るわけですよ、倍。入るのにはやっぱり西側というか、その逆に今度建設業協会、山口土木の建設業協会入ってきた道路を入る人のほうがうんと多くなるわけですから、120人いれば115人はそこから、そっちの只見方面から入ってくるんだから、やっぱりこちらの設置したほうがいいんじゃないかなとも思います。その辺はどうお感じになりますか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 今、議員のご質問なんですけれども、この前の統合委員会でそれを盛んに議論したんです。議論したら、やはり保育所から入るところと、そしてあと建設業協会から入るところと、あともう一つは、今重機とかありますよね、あそこの入り口のところで3カ所出て、結局意見がまとまらなくて、国道401号改良まで時間があるんで、もう少し時間をかけて検討したほうがいいんじゃないかというような結論になりましたので、議員の思い入れとは別に、やはり学校とよく協議させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで、結局、今度バス通学になるわけですね。バス通になりますと、一小学区のほうから来る生徒たちは学校まで来ておろすんですか、それともどっか、何か話に聞きますと、バス会社のところにおろすとか、そんな話もちょっと私聞いたものですから。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

今度の南郷小学校のスクールバスにつきましては、通年で2台運行ということで考えております。いわゆるその2路線が、ですから、毎日2台入ってくるわけなんですけれども、それで、今議員おただしのように、1つは、その山口保育所で一たん、営業所ですね、バス営業所で乗車していただいたほうがいいんじゃないかということで、そういう意見もあったんです。それはずっと先のほうまでちょっと運行するという、時間短縮のためにはそのほうがいいのかということは議論もありましたけれども、最終的には児童の安全性を考えて、2台とも一応今の山口保育所の前を通過して、中の駐車場まで入っていただくということで、これについては会津バスのほうと事前に入った回転場所等を確認したところ大丈夫だということですので、現在2台とも校庭、校舎、校庭といえますか、そこでの乗降を予定しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 続いて、駐車場について、先ほど申しあげましたように、駐車場にもやっぱり二小学区から結局百何人父兄が来るわけですから、学校行事、PTAとかの総会とか、授業参観とかいろいろな、運動会とかありますが、そのときにやっぱり、現時点でもあそこで行事を起こすと、やった場合は、いつも路上駐車、そしてパチンコ屋にとめたり、その隣にある資材置き場あるんですけれども、そこが町のほうから貸してくれとか何か、そういうふうな状態でありますので、こちらが、二小学区から入る駐車場は少し確保していただきたいなど私要請しておきます。答弁はいいです。

それから、今後閉校式が3月27日に一小で、28日が二小でとり行われて、入学式が4月6日とり行われるわけですが、新生となった南郷小学校の開校式はまだ、そんな中どうなっているのか、その点、やるのかやらないのか、開校式。普通ならば、入学式の前に開校式やって、入学式というものが当たり前じゃないかなと思う、入学式の案内は来ていますけれども、その点お聞かせください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

開校式につきましては、この間、南郷一小の教職の方々と何回も協議をしてまいりました。今4月6日の入学式の前の時間とか、その辺を利用してできないのかということで協議をしたんですが、時間的な部分も制約があるということで、本当に簡単に、校旗、新しく校旗なんかもできますので、その引き渡しという簡単なセレモニーで、あと正式な開校記念式典については別途日を改めて実施したいということで、今、学校と協議をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 あと、ちょっと幼稚なことをお聞きするんですけれども、統合して学校が廃校になったり、あるいは保育所が閉校したりして、取り壊すその経費というんですけれども、そういうのは国のほうからの財政支援はないんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

施設の解体経費についての国の助成制度は原則ございません。

○15番 五十嵐 司議員 あと内部被曝について……

○芳賀沼順一議長 指名をしてから……

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 内部被曝についてお尋ねいたします。

2月28日、福島民報ですけれども、平野文部科学大臣が空間線量のはかる位置について、新聞でちょっと見てきているんですね。小さな子供がいる場所や小学生では高さ50センチの高さで計測すると。中学生以上は1メートルと、そして明記しているんですね。私、一小と二小に行ってきましたのは、建物の軒にというかな、犬走りのあるところ、大体地上から、地面から1メートルぐらいあるのではないかと思うんです。そこにどっちも設置しているわけです。そうすると、その高さが1メートル50の高さに近い高さではないかなと思うんですね。そうすると、国で示しているのと町で設置している高さの位置がちょっと違うのではないかと思うんですけれども、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思うんです。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

現在設置してありますリアルタイムの線量計の、確かに上場の高さは150センチございますけれども、実際の本体の機械は、その1メートル以下の場所に本体が設置されております。いわゆるカバー全体の高さは1メートル50ということで、ご確認。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 地上から小学生までは50センチ、はかるの。中学生は1メートル以上、そういう示しをしているんですね。だから、その……

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

確かに機械は150センチですけれども、機械の設置、中の設置については50センチのところに機械を設置されているというところがございます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 既に地上から、その犬走りの学校の軒にですから、そこが1メートルぐらいあるのではないかと思うんですよ。だから、その犬走りから50センチはわかるんですけれども、もう既に、その地上と犬走りの間が1メートルあるということ。だから、そこがちょっと計測地点が違うのではないですかと、それを聞いているわけです。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 そのとおりでございます、その学校の置く場所によって、確かに雪の問題等があったりすると、そういう高いところに置いているような場所もございますので、そういう場所については、今おただしのような形で、いわゆる1メートル近くの場所に測定されるということにもなるというふうには解釈いたします。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 最後の内部被曝について、雪が消えたら、校庭等で子供たちが集まる場所を早目に土壌検査をして安全を確認し、高線量を確認されたところは、直ちに土壌の入れかえとかなんか除染して、安全を確保していただけることを希望して、私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、15番、五十嵐司君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。午後は1時より再開したいと思います。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、大竹幸一議員より、遅刻する旨連絡がありましたので、ご了承願います。



◇ 湯 田 良 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、3番、湯田良一君の登壇を許します。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 議席番号3番、湯田良一です。

通告に従いまして、私は3点につきまして質問いたしたいと思います。

まず初めに、会津縦貫南道路の要望に対して、町としての機運の盛り上げ方についてをお聞きしたいと思います。

町長の施政方針の中にもありましたが、地域高規格道路でもあります会津縦貫南道路の要望活動が重要なときに来ています。南会津町に関係してきます5工区に対しての要望活動に対して、機運の盛り上げ方、対応について、町長の考えを伺いたいと思います。

12月の議会で、会津縦貫道路は、まず4工区、下郷町分の国の直轄事業の採択に向けての要望が重要だという答弁がありましたが、本年1月に国土交通省より、平成24年度の新規事業として、会津縦貫南道路4工区、中野湯野上バイパスの事業採択が発表されたところです。新年

度より事業に着手されますことは大変喜ばしいことです。この発表を受け、当南会津町民の中には、国の直轄事業の採択には喜んでいますが、ルート289甲子道路、塩生までで終わってしまうのではないかと心配をしている声をよく耳にいたします。

そういった町民の心配の声が聞こえてくるのは、少しでも関心を持ってきたあらわれだと思います。着工までには幾つもの段階、ランクがあると聞いております。県の建設事務所によりますと、この湯野上バイパスが国の直轄事業の採択により、当然5工区のランクの格上げになるのだろうと聞いてみたところ、今の段階ではランクの格上げにはならないそうです。

また、建設事務所の所長さんが、ロータリークラブの例会の中でゲストスピーチを行い、5工区、289、下郷町塩生から南会津町田島については、地元の盛り上げが大変重要であるとも話しております。1人でも多くの町民に関心を持っていただけるように、この5工区の格上げの要望と1年でも早く事業化が早まりますように、新年度は南会津の町民とともに一丸となった大きなアクションを起こしてアピールをし、盛り上げようではありませんか。県や国に対して強い要望活動が非常に大事なときだと思えます。町としてのこれからの対応について伺います。

また、同じ高規格道路でもある栃木西部会津南道路についても、そういった先手を打ったアピールも大事なことはないのか、あわせてお願いいたします。

2つ目、町の政策である支援事業、補助事業の周知徹底について。

町としてのさまざまな補助事業や支援事業について余り知られてはいないのかと思えます。2月に4日間、雇用と企業誘致に関する特別委員会として、町内の企業を訪問し、雇用につながるものかと状況把握のため調査をしました。

まず、最初に驚いたのは、この支援事業の中身をよく知らなかったり、理解をしていなかったり、町の政策がうまく届いていなかったということでした。これでは幾らよい政策を行っても、活用に生かされなければと残念に思いました。支援事業の中身を見ますと、非常によい事業であります。今年度も県の支援にはない分で、町独自の頑張る企業、人材育成支援事業という、また、きめ細かな支援事業もあるようです。町の政策として十分生かされた支援事業になりますよう、また、活気が出る南会津町になりますように、周知徹底の方法などに工夫を凝らした取り組みが必要ではないかと考えますが、今後町としての対応を伺います。

大きな3つ目として、放射線量の測定器の設置方法について伺いたいと思えます。

線量の測定では、南会津町の農業関係につきましては、雪解けを待って水、土壌の測定をするということで安心をしているところがございます。学校に設置してあります測定器のことな

んですが、先日、第二小学校に行く用事がありまして行ってきたところ、驚いたことに、測定器が2台設置されておりました。1カ所は体育館のところ、あと1台は校舎側と2台ありました。同じ学校施設内です。2台設置してあるということは、2台設置しなければならなかったのかという問題、また、ほかの学校にも2台ずつ設置されているのか。小学校と中学校ではまた違うのか。そういった点から考えますと、2台は必要ではなかったのではないのかなというふうに思いまして、町独自のそういった運用措置をとられなかったのか。また、価格について、1台どのくらいしたのかについて伺いたいと思います。

あと、再質問は再質問席で行いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、会津縦貫南道路の要望に対して、町としての機運の盛り上げ方についてのおただしであります。このたび、会津縦貫南道路121号、国道湯野上バイパス第4工区の整備区間が国の直轄権限代行事業として正式に採択を受けました。会津縦貫南道路の整備は、観光や農業、産業の育成、経済活性化を図るための広域交通網の整備にとどまらず、救急医療の面においても、すべての南会津地域住民が安全で安心な暮らしを守るためにはなくてはならない最重要路線と、そのように考えております。

今後は、引き続き国の直轄権限代行事業で諮問を待ち、塩生地区から田島区間、第5工区の整備区間へ格上げの指定を受け早期の整備促進が望まれているところであります。

議員おただしのように、その採択に向けた要望を展開することが重要になってまいりますので、福島県南会津郡内の町村、会津縦貫南道路整備促進期成同盟会と連携しながら、国に対して要望活動を精力的に行う必要があるだろうと、そのように考えております。

とりわけ、南会津郡内の住民が一体となった盛り上げによる要望活動が必要となりますので、議員の皆様方にもご理解とご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

今までも、この縦貫道は、本当にこの地域にとりまして長年の本当に夢でありましたし、これが、現実が少しずつ近づいてきた、下郷まで来て、今度は来たということでもあります。昨年3月11日にあのような大きな震災が起こりまして、実はその121号が余り使われなかった、非常に残念なことでもあります。ふだんのその使用状況も、私も2回ほど東北整備局に行って徳山局長さんともいろいろお話し合いをさせていただきました。

そういう中で、その地域に対しての重要性、それから災害に対する道路の重要性を私から話させてもらいました。そういう中で、徳山局長さんは、あの災害によって、今まで道路はもう

必要ないんだと、国のほうの考え方がそのような考え方が主流だったけれども、この災害によって道路の重要性がわかったんだと、今がチャンスだから、皆さん頑張ってくれと、そのようなことをいただきまして、そして、説明した翌日に、実は東北整備局の課長さんが、この南会津の121号の現状を見に来ていただきました、私がちょうど町長室にいたときですけれども。きのう町長さんとお話ししたときに、そういう話をされたんで現状を見に来ましたと、見に来ていただきました。そして、多分栃木県境まで行かれたと思います。

私もそのときには、先ほど議員がおっしゃった栃木西部道路の重要性も私も十分認識しておりますし、その栃木のほうの整備状況も説明しました。私がこの間残念ながら亡くなられたんですけれども、那須塩原市の栗川市長さんともいろいろ情報交換もしてまいりました。そういう中で、栃木西部道路は28年までにあとトンネルを2つ掘って橋を2つかけて、今の塩原のバイパスにつながんだと、そのような計画がありますと、そのように伺っていました。それが、この災害でどのようになるか私もわかりませんが、それもあわせて、私どもも頑張って力を合わせて早期完成を目指すことがこの地域の発展につながると、そのように確信しておりますから、皆さん方と一緒に頑張りたいと思います。

そしてまた、去年は国の要望に対しても、その東北整備局に行っても、この下郷町から住民の代表1人、それから南会津町から住民の代表方2人、2名で今の現状を説明していただきました。そういうものがつながって下郷までの9キロの整備区間が着工できたと、国直轄権限代行で実施されるようになったと、そのように確信しておりますし、今まで長い間皆さん方の運動が実ったんだと、そのように思っています。ですから、引き続き皆さん方と一緒に、この南会津町内の縦貫南道路も一日も早く国の権限直轄代行でやっていただくような運動を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町の政策である企業への支援事業、補助事業の周知徹底についてのおただしであります。町といたしましても、支援事業が町内企業において有効に活用されるよう、これまで広報みなみあいづ、町のお知らせ及び町のホームページなど、町の広報媒体の活用、さらには南会津町商工会の広報紙等での周知を図ってまいりました。今後は今まで実施してきた周知方法に加えまして、町独自の企業支援ガイドブックを作成いたしまして、町の支援事業を掲載するとともに、南会津町商工会などを通じて、商工会会員等へ配布するなど支援事業及び補助事業の周知拡大を図ってまいりたいと、そのように考えております。このことに関連いたしまして、今町で行っていますいろいろな事業、これをできるだけわかりやすく的確な方法で町民の皆さんに理解していただけるよう、そして、それを周知徹底できるよう町としてもこれから工夫を

凝らした方法の工夫をしていきたいと、活動していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、放射線量の測定器の設置方法についてのおただしであります。本事業につきましては、福島第一原子力発電所の事故を受け、文部科学省の直轄事業として行われたものであり、福島県内の全小・中学校を含む、合計2,700カ所にリアルタイム線量測定システムを整備し、その測定結果をホームページ上で公開するというものであり、既に試験運用が開始されております。現在、町内のすべての幼稚園、小・中学校には本システムが整備されておりますが、小学校のみ2台のシステムが設置されている状況であります。この状況に至った経緯を説明いたしますと、当初、文部科学省では本システムを2段階に分けて整備する計画がありました。

まず、第一段階といたしまして、8月に県内の全小学校を含めた600台分の契約を締結し、その後、第二段階として、残り2,100台分の整備を行う予定でありました。しかし、11月に入りまして、当初受注業者の契約不履行により、竣工前に契約が解除され、それまで整備が終了した小学校では線量計システム機器がそのまま残された状態になりました。この後、文部科学省では新たに当初計画の600台の再契約と、残り2,100台の発注を行い、現在の試験運用に至っております。

この結果、町内の各小学校には当初の契約により整備されたシステムと再契約により整備されたシステムの2台が設置される状態となりました。今後、契約解除となったシステムは当然撤去されるものと思いますが、現在、文部科学省と当初受注業者との間で協議が行われているところでありますが、いまだ連絡がない状況であるため、県を通じて、その回答を求めているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 縦貫南道路については、現在調査区間ということで、下郷から田島まで大ざっぱな線は引いてあります。その線は広い範囲での線引きであります。線ではありません、面でございます。その面が早く道路の幅の線になりますよう、ランクの格上げに向けて町民とともにアクションを起こす、そういう考えはございませんか。もう一度伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今までも、今までもと言いますか、なかなか道路に対しての厳しい状況でありましたけれども、先ほど申し上げましたように、道路がこの災害によって考え方が一変しましたし、我々の町といたしましても、西部地区のあの豪雨災害、それに道路の重要性、交通通信システムの重要性、十分認識されたわけでありまして、昨年もそういうことで、新たな展開として住民の方に加わっていただいて、あのような要望活動をしてまいりました。これから、特に、この南会津町は、本当に直接的に関係する部分でもありますから、より積極的に、より皆さんの理解を得て、そして皆さん方の力をおかりして、私どもも一生懸命先頭になって頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 はい、わかりました。

とにかくランクの格上げが今一番大事なときだと思いますので、私もともに頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

2つ目なんですが、先ほど私、企業だけでなく、企業だけの話をしましたが、今町長さんからも答えが出ましたように、各課、各支所、いろいろな各分野でも支援事業や補助事業をやっております。やはりそういった周知を徹底していただきまして、町の政策全般においても周知の方法について、先ほど企業には何かガイドブックというような話がありましたが、さまざまな支援事業ありますから、そういったものについても周知の方法などについて仕方ですか、もう一度伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

いわゆる企業だけでなく、集落に対する支援事業もたくさんございますので、施政方針の中でも記載はさせていただきましたが、いわゆる集落に対する応援、個人に対する応援のガイドブックというのを作成を今しております。新年度になりましたら、行政区に対して、そのガイドブック、わかりやすいガイドブックを示して、町の支援事業を示してまいりたいというふうには考えております。

この提案につきましては、いわゆる職員の提案でございまして、その中の優秀作品ということで事業実施をすることですが、かなり今試作的に作成をしておりますが、わかりやすいものになったというような感じで受けておりますので、それら含めた形の展開を図ってまいりたいというふうには思っております。

あわせて、先ほどありましたとおり、町のいわゆる広報媒体であります町のホームペー

ジ、これもリニューアルいたします。それから町のお知らせ、それから広報みなみあいづについても、昨年、ことしいっばいかけて、それぞれある程度リニューアルを図りながら見やすいものにして周知徹底を図るというような形で進めておりますので、それらあわせまして、そういう事業の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 はい、わかりました。

そういった支援、補助、これが町の政策でございますので、町民全般にわかりやすくしていただきまして、そして町の活性化につながればというふうに思います。

続きまして、3番の放射線量の測定につきまして。

町の広報紙の中でも線量計の設置について記事が載っておりました。小・中学校、高校、保育所、幼稚園、集会所など、43カ所に設置されたとの記事がありましたが、台数ではなく、設置箇所だけだったんですか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

広報紙に載っておりますとおり、町内の43カ所について、現在リアルタイム線量計という名称ですが、放射線の測定器が設置されております。追加分についても、若干予定がございまして、それは今後順次設置がされるというふうに聞いております。設置箇所については、おただしのおり、町内の各学校、保育所、幼稚園、それから地区の集会所、それと子どもクラブなどの放課後の児童の預かり所ですね、そういったところを文部科学省のほうで選定しまして、それらすべてに1台ずつ設置されているという状況でございます。

それと、当初の質問にございましたリアルタイム線量計の価格についてでございますが、再契約の分で申し上げますと、いわゆる線量計の本体、それから設置工事費、さらにはそれを文部科学省のほうのホームページでリアルタイムに数値をお知らせするためのシステム経費、そういったものをすべて含みまして、約1台当たり100万円というふうに聞いております。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 2台設置された経緯は今わかりましたが、その時点で、その線量計を設置する場合、その許可等とか、そういうものはなかったんでしょうか、町として。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

この小学校の経過なんですけど、先ほど町長の答弁の中にございましたように、今年の8月に

まず先行して小学校の分だけ設置いたしました。その後、二次分が中学校も含めてということだったんですが、それが、いわゆるその11月になりまして、この事業は文科省の直轄事業なんですが、文科省と当初小学校分として設置した業者との間で、どういういきさつがあったかわかりませんが、11月に契約が解除になったということで、12月に再度入札をして新たな業者を設定しますということで、文科省からの一方的な通知がございました。第一に設置したものについては当初撤去するというので、新たに12月から再契約した業者が改めて物を設置するというふうに私ども聞いておりましたので、当然撤去されてから、その後、新たな物になるのかなということだったんですが、結果的にはもう撤去する前に、12月に新たに受託した業者がもう設置してしまったということで、それではこれを撤去していただきたいということなんです。現在、文科省と当初契約した業者と訴訟関係になっているということで、そちらの代理人のほうからも撤去しないでいただきたいというような一部文書が来ております。

私どものほうでも、県を通じて国のほうには問い合わせしているんですが、なかなか回答が来ませんで、学校側としても、どうするんだというような問い合わせがあったものですから、とりあえず国のほうからは撤去費用については、業者なり国が負担するというような連絡だけで正式な文書はないものですから、私どもの学校のほうには、撤去日についてわかり次第連絡しますということで、現在回答しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長に申し上げます。これ許可はあったのかという、そういう質問は、つけるときに町で許可をしたのかと、その質問なんですが、内容がちょっと違うみたいですが。

学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

それについては、各学校のほうで許可をいたしました、私のほうで。教育委員会のほうで許可をしております。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 私のほうからお答えをしたいと思います。

今回の線量計につきましては、学校以外に設置してある分もございますので、実は文部科学省と、それから福島県と、それから設置しているそれぞれの市町村、この三者におきまして、この線量計の管理運営について、覚書という形で文書を取り交わす予定となっております。近々取り交わす予定となっております。

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 実は、2台あったことに対して、やはり保護者の方とか、そういった方から、何か不自然ではないのかというような話を聞きまして、私今回質問したんですが、よくわかったわけなんですけど、ただ、現実として2台あるということは、まだ不信感を持っている町民もいるのかなど。本日の答弁を聞きまして、そういった問には答えられるようになりましたので、よかったわけでございます。これで私の質問は終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、3番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、1番、大桃英樹君の登壇を許します。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それでは、質問させていただきます。

私たちの生活を一変させた東日本大震災から1年が経過しました。1年という時間は長いようで大変短く、しかし、確実に私たちにとって、これまでの暮らしや生活について改める機会となりました。その中でも、とりわけ私たち福島県人を最も悩ますのは、言うまでもなく福島第一原子力発電所事故による放射能問題です。

平成24年度施政方針にもあるように、原発事故により、いまだに立ち入りを許されない地域があり、15万人というとんでもない県民が避難生活を強いられております。幸い我が町は原発からの距離や地形が幸いし、空間放射線量を初めとする放射能の数値は比較的低いものとなっておりますが、先日、伊南地域のまきストーブの灰から高濃度の放射性物質が検出されるなど、全く影響がないとは言えない状態にあります。

また、放射能は半減期が大変長いことから、これから長い間にわたってつき合っ、向き合っ、いかなくてはならない問題であることから、この1年間の放射能に対する対応の総括と、そして、今後の対策について質問したいと思います。

1つ、震災以降、町が行ってきた調査とその分析結果をお示してください。

1つ、放射能問題対策の体制、組織は。また、その体制、組織で十分と考えるか。

1つ、春を迎え、雪解け水とともに山林から放射性物質が田畑や学校の校庭などに流出してくる可能性があると思われるが、その対策は。

1つ、農業者の持ち込みによる農産物等の放射性物質の測定を実施する計画はあるか。

1つ、まきストーブの焼却灰から高濃度の放射性物質が検出されましたが、その見解と対策は。

1つ、放射能に関する勉強会や学習会の実施の予定は。

最後に、住民から寄せられる不安の声はどのように集約され、そして対処されているか。

以上、7点について伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放射能対策に関する1点目、震災以降、町が行ってきた調査とその分析結果についてのおただしであります。町では放射能による健康被害の要因である外部被曝と内部被曝に着眼し、調査を行ってまいりました。

まず、外部被曝についてであります。町内行政区及び学校、観光施設等の空間線量の測定や町内の保育園児や児童を対象にした個人被曝線量の調査を実施しております。

次に、内部被曝についてであります。町内産の農林水産物や堆肥、町内で捕獲された野生鳥獣の放射性物質の調査及び町内の農地土壌についての調査を行っております。また、保育所や学校給食の食材を定期的に測定しております。これまで実施してきました調査結果については、町のホームページ等に掲載しておりますので、ここでの答弁は省略させていただきたい、後でござらんになってください。また、必要とあらば、後ほど資料も提供したいと思っております、よろしくお願ひしたいと思っております。

今後も町内の安全性を確認するために、各種の調査、測定を継続していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。放射能問題対策の体制、組織についてのおただしであります。放射能問題の対策は多岐にわたっており、現在、町としましては関係各課で対処している状況であります。組織的には放射能問題の対策だけに特化した体制の確立はできませんが、現行の体制の中で放射性物質調査に係る人的配置の強化を図りながら、町としてできる限りの対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。雪解け水とともに山林から放射性物質が田畑や学校の校庭などに流入してくる可能性があると思われるが、その対策についてのおただしであります。先ほど、先ほどと申しますか、10番議員にもお答えしましたとおり、セシウムは粘土粒子に付着しやすいという特性があるために、土壌中の粘土粒子に付着したセシウムが雪解け水と一緒に森林から田畑や学校の校庭等へ押し流されてくる可能性があります。町といたしましては、町の

放射能測定器を用いて、行政区ごとに農地の土壌検査を実施するとともに、学校や各行政区の主要施設等においても定期的に空間線量を測定し、その結果を公表するなど、町民の皆さんの安心と農産物等の安全性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、農業者の持ち込みによる農産物等の放射性物質の測定を実施する計画についてのおたただしではありますが、これまで町では放射能測定器1台を田島都市環境センターに導入して、町内の保育所、小・中学校、第三セクター等で使用する食材や各行政区の農地、土壌、玄米、もみ殻等を中心に測定を実施してまいりました。また、今月まで国から1台、県から2台が貸与され合計4台となりましたことから、現在関係機関等と協議を重ねており、新年度早々から検査が開始できるように準備作業を進めているところであります。

次に、5点目ではありますが、まきストーブの焼却灰から高濃度の放射性物質が検出されたことによる見解と対策についてのおたただしではありますが、当町のベクレル測定器で測定した結果、伊南地域のまきストーブの焼却灰から、一般廃棄物としての規制値を超える1万1,000ベクレル超の放射性セシウムが検出されました。当町の見解としましては、検出された数値レベルから、仮に農地への散布や山菜等のあく抜きに利用されたとしても、ご家庭で使用する量や頻度を考慮し、農地の汚染や健康への影響は極めて軽微なものと考えておりますが、町広報等で焼却灰の利用に関する注意を呼びかけて、加えまして、危険ごみとして回収する旨を町民の方々へ周知しているところであります。また、回収した焼却灰につきましては、国の規定に従いまして適正に処理し、町民の方々に安心感を持っていただけるように努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、6点目ではありますが、放射能に関する勉強会や学習会の実施予定についてのおたただしではありますが、現在、福島県やその他の団体などから勉強会や学習会の案内があり、職員のみならず町民の方々が参加できる機会がございます。放射能については、過剰な報道や一部の見識を欠く言動に流されず、一人一人が正しい知識を持って適正に対処する必要がありますので、今後も勉強会や学習会の開催情報があった場合には、町民の方々に周知をして参加していただく機会を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、7点目であります。住民から寄せられる不安の声はどのように集約され対処しているかのおたただしではありますが、現在、町といたしましては、それぞれに関係する課で対処しております。そして、重要事項につきましては課長会議等で集約され、関係職員間で情報を共有することとしております。

今後も町民の方々から寄せられるご質問にきめ細かく対処し、少しでも町民の方々の不安が解消されるように、町を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 この1年間、外部被曝と内部被曝について公表して、空間放射線量、水質、あと土壌、そして食品にわたって丁寧に調べてきたと、そして公表を適正にやってきたという判断だと思いますが、私もホームページから、議員だから持っている情報とかではなくて、一般市民としてホームページを見たときに、調査されていることは十分理解できると思います。

外部被曝と内部被曝に注意してということで、今回の広報のほうに、個人線量の調査結果が発表されています。幸いなことに、1ミリシーベルトというのはいなかったようですけども、ただ、ちょっと気になったのは0.9というのが1名いらっしゃる。これ個人情報の問題がありますので、どういう状況でというのはありませんけれども、この原因について、ある程度把握されているのかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 原因については、今のところ調査中であります。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これは健康福祉課長の分野だと思うんですけども、健康福祉課長、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

ガラスバッジで、約、中学生以下800名の方に10月半ばから現在もやっておりますけれども、約1回目は3カ月、2回目は3カ月及び1回目の数値の結果だと思いますけれども、ほかの地域でもありましたけれども、例えば、何名かの方が高くて、それを、結果を追跡調査したら、例えば、そのガラスバッジを外に放置してあった、何日か。それで、高くなったとか、そういったことが原因で——の方が何名かいたというような報告を受けています。南会津町については、再調査はしておりませんが、ほかではそのようなことだったものですから、私のほうもそのようなことではないのかなというような推察をしております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 なかなか特定するのは難しいと思うんですけども、多分これ個人の方に、僕も子供いますので、しっかりした検査結果というものを聞きました。その中で、説明というのを多分求め、驚かれたのではないかなと思うんですけども、その個人に対しても、そのような説明だったんですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 特定の個人の方からの問い合わせ等はございません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、わかりました。

なかなか特定するのは難しいとは思いますが、なるべくそれに努めるというのがやっぱり務めだと思っておりますので、福島県で調査した結果等もあろうかと思っておりますので、それとの比較とか、そういった調査というのはされているか伺います。健康調査、福島県でされましたよね。それとの整合性とか、そういったものはとっていらっしゃるのかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 県民全体の健康調査関係でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○渡部 仁健康福祉課長 県民健康調査につきましては、現在問診票というんですか、3月12日から7月の何日かまでの行動について、それぞれお一人お一人に、その行動を報告していただいて、それに基づいて県のほうで追跡調査をしていくというようなことでございますけれども、具体的に現在まだそれぞれの個人についての健診というか、そういうようなものも実際行っておりませんし、また、来年度、平成24年度からは、その19歳から39歳までの方の健康調査も実施するというようなことで、今県のほうで計画しているというふうに聞いております。今後、健康の調査については、今年度から具体的に動くのかなというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 なかなか県のほうでも、その回収率が悪かったりして、なかなか原因特定できないところがあるのかと思いますけれども、その県に頼るばかりではなくて、町でもしっかりした調査というか、健診をもって、方針をもって、そういった町民の不安が解消できるように、相談に応じられるように体制整えていただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

2番の体制についてなんですけれども、これなかなか難しいなとは思っております。また、

多岐にわたるので、まとめて、例えば対策室とるとというのは難しいのかもしれませんが、そのことでちょっと心配なんです。要は情報の交換、または広大な面積を持つ我が町ですから、支所ですとか、いろいろな関係機関に情報が、例えば、この間の総務委員会の中で、伊南川の水質検査について、これから、もう4月1日から始まるというのに、まだ終わっていないというようなこともありました。多岐にわたるものですから、その体制とらないことでのリスクが、水質でなくて川魚ですね、すみません、水質はやっていますね。ですので、そういったところ不安があるかと思えますけれども、町長としては、その辺どうお考えですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

これを、この体制を専門的にとるのがいいのか、あるいは先ほど私が答弁申し上げましたように、各課連携を強めてやるほうがいいのかと、これはいろいろその議論の分かれるところかもしれませんが、私はそういう意味で、今年の豪雨災害のときもそうでしたけれども、特別プロジェクトチームはつくりましたけれども、やはりこれだって各課連携とらなければなりませんし、放射能もこれから、この問題というのはずっと続くわけです。そういう中で、やはり専門的にやるべきだろうというのものもあるかもしれませんが、私としては、今の現体制の中で連携を強めてやると、そのほうが、この町としての体制としてはやりやすいのかなと、そのような判断を現在しているところであります。

これから、また状況が変わりまして必要となるようなことになれば、それはまた違いますが、今現在のところは、そのような現在の体制の中で、連携の中でやっていきたいと思ういます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それでは、環境水道課長にお聞きしたいんですけれども、現在、空間放射線量とか、そういった調査を行っていますよね。それに係る人員数というのを教えてくださいませんか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 今のところ、環境水道課の環境衛生係、人員3名なんですけれども、そこでやっております、忙しいときには課内全部協力体制をとってやっております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それは支所分もありますね。空間放射線量に限って言えば、すべての集落で測定されていますので。時間も載っているのは大体車に乗って、ここではかって、車に

乗ってはかってという感じだと思うんですけども、その業務に係る負担といいますか、時間
といいますか、それはどれぐらいかかりますか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 ほとんど例月、例月というか、毎月空間線量をはかって報告してい
るわけなんですけれども、それには大体2日ないし3日で、うちのほうの衛生係の職員がして
おります。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 通常業務ある中での定員の中で、さらに放射能対策ということで、僕
は心配するのは、通常業務大丈夫かなとか、負担にならないかなというところで、ちなみに、
支所分に関しても、本町職員で行かれて調査されているということですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

そのとおりです。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、わかりました。

次の質問しますね。何月からちょっと忘れましたが、空間放射線量をはかるガイガーカウ
ンターの貸し出しを町で今でもやっていると思うんですけども、現在の保有台数と利用状況
について教えてください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 貸し出す機械は、本庁に4台かな、あと各支所に1台ずつあるんで
すけれども、本庁分ですと、当初は毎回のように借りに来ていたんですけども、今は月二、
三回とか、そのくらいのペースになっております。あと支所の分については、ちょっとうちの
ほうではわかりません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 ですから、これが情報共有だと僕は思っていて、その利用状況に
ついて把握していないというところがどうかなと思うんですけども、ちなみに、各支所での
使用頻度はどれぐらいかお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○酒井直伸伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南総合支所管内について、状況についてお答えいたします。

貸し出し始まって以来、関心がございまして頻度が高かったわけですが、現在はそれほどお借りになる頻度は低くなっておる現状でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 南郷総合支所の状況でございますが、貸し出しについてはほとんどなかったというのが現状でございます。

○芳賀沼順一議長 舘岩総合支所長。

○馬場増男舘岩総合支所長 伊南地域と同じで、出だしはかなり興味があって利用者がいましたが、人数的なつかみはちょっと把握しておりません。すみません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 別にこのことだけで情報共有がなされていないとは絶対言いません。そんなことはないはずなので、そうは言いませんけれども、ただ、こうやって少しずつほころびが出てくるところがあるというのが1点と。

もう一つ、僕が心配なのは、住民の方々が安心宣言したこともあります。また、毎日毎日僕ら天気予報の中で空間線量を知っているわけですね。そうすると、これが当たり前になってしまって、何と申しますか、危機感がなくなってしまうことにあるんです。

きのうの答弁の中でも町長、すべてのものを役場で対応するのは難しいという判断、答弁あったかと思うんですけれども、もちろん、そのとおりですので、その山林、すべての箇所でするなんて無理だし、田畑にしてもグラウンドにしても、すべてのところをやるというのは無理なので、僕はここでぜひ自治の問題と組み合わせていただきたいと思います。やはり自分の健康の問題とか、自分の子供、家族を守るというのは自分の努力であるべきであって、その健康とか安全の判断を、例えば役場にゆだねる、国にゆだねる、県にゆだねる、何かあったら県に、自治体にそうやって、何と申しますか、責任を転嫁するというのはあってはならないことだと思います。

私、先日、3月11日、実は台鞍のイベントに行かず、個人的にいわきに行かせていただきました。福島県人の1人として、その被災地、今の現状どうなっているのか、そして、自分たち何するべきなのかというのを問いたくて行ってきました。津波と、その後の火災によって70人ぐらいの方が亡くなった久之浜というところに行きました。知り合いがいたのでしゃべったんですけれども、皆さん明るかったです。1年たって、もう既に気持ちを切りかえて復興に向かってやっていこうという意思が明らかになっていました。

そこで感じたのは、私たち、今その意識があるかなというところだったんですね。いわきの人たち、被災に遭われた方々は、大きなものはもう求めない。でも、こうやって毎日身近な人たちとしっかり協力関係結んで、つながって、そんな生活の中で、未来に向かってしっかり大人の背中を子供たちに見せていこう、そのための行動をとっていこうということを淡々と話されていました。

それに対して南会津、こうやって風化してしまっているところがあるんですね。これは別に役場のせいでもだれのせいでもないですけども、一人一人の問題だと思います。この問題を役場がどうするかというのは、自治体がどうするかというものは非常に難しいことではありますが、例えば野菜にしても、農作物にしても、子供の健康にしても、やはり一人一人の問題なんですね。

ですので、僕が提案したいのは、例えば自治体、各区に、行政区に対してガイガーカウンターを与えて、線量計を与えて、それで自分たちで実測してもらって、そうすることによって、いろいろな可能性が生まれると思うんですね。町長がすべてのことを役場でやるのは難しいと言ったものに対して、それは利用することができますし、また、住民にとっても自分ではかって、自分で管理しなくてはならないということを意識することができる。そして、そのデータを蓄積していくことによって、南会津町は役場もこうやって一生懸命やっているけれども、住民も自分たちでやっているんだ、この自然の中で、90%ぐらい山林がある中で、私たちは自然を大事に、環境に着目して将来残せる生活を自分たちでつくっているんだということにつながると思うんですね。

ですので、私がちょっと、ここで即答はできないかと思えますけれども、そういったこと、行政で対応し切れない分を住民にガイガーカウンターを与え、そして、空間線量をはかってもらって、データの蓄積にしてもらおうということに対して、町長どう思われるでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほど、そのガイガーカウンターのその使用頻度といいますか、そういう中で、各課長から、支所長からお答えさせていただきましたけれども、確かに、あの当時としては、住民の方々もそれなりに興味があったり、あるいはどうなっているのかなと、そういう不安感もあったりして、使用頻度が頻繁に使用されたというような報告を今、今といいますか、ありましたけれども、住民の方々も、ある意味、そういう意味で情報公開は町としてやっていることがわかっていると、そういう認識しております。

また、そういう中で、また情勢が変わったときには、そのようなことも起こり得るかもしれませんが、今現在のところは、ある程度落ち着いているなという判断のもとに地域の方々はおられると、そのような認識でもあります。

これは各支所にありますし、本庁にもありますから、そのような場合には、今の台数に、台数といいますか、今の設置状況に関しまして、特別不足していると、そのような状況ではないと思います。ですから、そういう中で、支所と、あるいはその担当の中で、各地域と住民との連携をとりながら、しっかりその測定したり安全の確認をしていける状況であると、そのように判断しておりますから、特別、今現在、そのことに関してふやそうと思いませんが、それをもっと皆さんに自由に使ってもらえるような周知方法だけは考えていきたいと、そのように思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 現在の認識では、恐らくそれで落ち着いているのでオーケーでしょうというような認識かと思うんですけども、僕はもう1個ここで提案させていただきたいのは、提案というか、提唱というか、もし今収束がなされていない原発事故が再び起こったら、例えば今起こったらどうしますかという話なんですね。これに対応するのが1年前の反省ではないのかと、僕はそう思うんですけども、町長の認識はどうでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

その件に関して、ただ、この件に関してだけですけども、この件に関しましては、当初のこのガイガーカウンターを導入した時点で、確かに一時いろいろな情報を、いろいろな使用の何と申しますか、ダブリとか、重複があったかと思えますけれども、落ち着いてきたと私は思いますし、そういう中で、この地域のことを考えれば、現在、この地域のことを考えれば、今の体制で十分でないのかなと、そのように判断しております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 やっぱりもう一度1年前をもう1回思い出すべきだと僕は思っています。見えない、におわない、形が見えないから、どう判断していいかわからない。そのいわきに行ったときに、実はJヴィレッジまでスタディツアーというのを今いわきでやっています。被災地を訪れてみんなに今のいわきの現状を知ってもらって、地域に持って帰っていただいて、今自分なすべきことをやっていただくという、NPOさんでやっていらっしゃるんですけども、それに参加してきたところ、ガイガーカウンターを持って、いわきから北上して、原発

ある広野町、J ヴィレッジあるところまで、一番北端なんですね、そこまで行ったんですけれども、やっぱりガイガーカウンターではかると、どんどん上がっていくんですね。この実測したときの感覚というのは、やっぱりはかった人じゃないとわからないということなんですね。見えないからこそ上がっていったり下がっていったりもかわらないので、もし万が一、また爆発して、風がたまたまこっちに来て、もし、前は大丈夫、この程度でおさまっていますけれども、もし来たときということを考えると、やっぱり僕、今の数では足りないのではないかなど、もっと欲しい人が出てくる。ただ、それを例えば行政区で責任もって管理したりすれば、そのリスクというのは分散されると思うんですけれども、そのことに関してはどう思いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私は、このことに関しては、これで満足され、今の状況で対応できると、そのように思っています。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 もし万が一、きょう起こって、起こったとしても、ガイガーカウンターの数はこれで足りるということによろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 もし原発が再度爆発したり、放射性物質が拡散されたりしたときは、ここの地域ばかりなるわけではないです。総合的に判断できると思いますが、正確な数値を知って放射能を除外することはできません。ですから、ある程度の、その放射線量をはかるという、そして皆さんに避難を勧告したり、あるいは指示する、そのようなことに関しては、今の台数で私は十分だと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、了解しました。

もう一つ、その自治について、どうやって取り入れるかというところでひとつ提案なんですけれども、どう考えられるか、ちょっと判断だけ、感想だけお聞かせいただければと思うんですけれども、その集落応援交付金、今度総合政策課でやられますけれども、例えば、その中のメニューの1つに、そういったものをやることというのは、例えばひとつ与えてやるということに関してはいかが思われますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これに関しましては、別に放射能ばっかりの問題じゃなくて、今の町内の状況を見たときに、本当に頑張りたいくても頑張れない地域、だんだんふえています。どんどんふえています。高齢化率も上がっています。そういう中で、少しでも地域の今一番課題になるのは何なのかと。そこで、少しでもお金ということになりますけれども、人的支援もありますが、そういうことで、地域の状況を踏まえた中で、一番困っているところに応援するのが行政として一番いいのではないかと、そのような判断の中でやっていますから、そのような地域の中で、この件に関して使われるかもしれません。また、別なことに使われるかもしれません。それは、その地域でいろいろ検討いただいて、私どもが、地域が本当に頑張って、そして地域自治ができるように、そのような支援をしたいというのが目的であります。

ですから、どのようなことで使われようが、地域の一番困っているところに使ってもらえれば、それが一番、その目的を達成することだと、私はそのように思っています。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、わかりました。

それと、農作物の持ち込み検査について伺いたいと思います。

その方法と開始時期など、方法、あと、今の台数で処理できる1日の件数について教えてください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 現在、田島地域では都市環境センターで検査をしております、そのほか農協、あと伊南支所に配置してあります。それはきのうも10番議員に申し上げたんですけれども、まず、食料品、食材等につきましては1キロ単位ではかることになっております。ですから、食材を1キロ単位で都市環境センターに持ってきていただきますと、約15分から20分で検査することができます。ほかの支所と農協でも同様でございます。

それから、話、前に戻りますけれども、先ほどのガイガーカウンターの貸し出しの状況なんですけれども、田島地域では10月から貸し出しをしまして、田島地域では10回、館岩がゼロ回、伊南4回、南郷1回、11月分につきましては、田島が9回、館岩7回……

〔「まとめてもいいですよ、合計で」と言う者あり〕

○星 恵助環境水道課長 合計ですか、合計ですと、12月分までで、田島が21回、館岩7回、伊南8回、南郷7回の43回となっております。カウンターは各支所にも3台ずつ配置しております、貸出用として。

以上です。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 すみません、もう1回質問します。その持ち込み検査を開始する時期と方法について教えてください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、環境水道課長が言いました田島地区と館岩と伊南総合支所、あとJA会津みなみのほうに設置しますが、今現在、4月から稼働できる準備体制をしております。

〔「1日ですか」と言う者あり〕

○大竹洋一農林課長 一応4月1日を目指していますが、4月から臨時職員も採用しますので、その機械の操作等も含めて稼働できるのが、やはり4月の中旬くらいになるかなというふうな想定をしております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それはしようがないと思うんですけども、測定に要する時間というのは15分から20分ということですけども、それ1日の処理能力というのはわかりますか。例えば、8時半から始まって5時までで終わるのか、それとも違う、もうちょっと利用者の立場に応じて、もうちょっと長くするとか、そういった計画があるのか。それと、あと大体1日の件数、どれぐらいで見えていらっしゃるのか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、都市環境センターにシンチレーションの機械があるんですが、それは1検体はかるのに15分かかるといいます。そんな関係で、件数はちょっと私はっきり、1日どのくらい動かしているか把握できませんが、大体1回につき15分、それで準備等あれば、やっぱり20分くらいかかるのかなと、1検体にです。その8時半から5時15分の間の体制でこなすということをお聞きしております。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 12月から一応都市環境センターでは試験的にということではじめたんですけども、最大多くて1日に15検体、というのは役場職員と同じように8時から5時15分までの勤務の中でやるという形でやっていたものですから、ただ、その日にどうしてもその

検体が多く来た場合は、超過勤務でもやっておりましたし、土日というか、祝日も1回ほどやった経験もあります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 せっかくやられるということの方針出されていますので、その内容、方法については十分調整していただいて、より住民が安心できるような体制を築いていただきたいなと思います。

ちなみに、例えば、その食べ物でとか、野菜とかで不安に思っている方かなりいらっしゃいますけれども、対象者というか、それは限定されるのか。例えば郡山市だったと思いますけれども、それは何か農地台帳でしたか、写しを持ってきたらやってくれるということで、この間開始されていましたが、その対象者というのは、町民、一般広くなのか、それとも農業者、まず、そこをしっかりとやるのか、それについて教えてください。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 一応対象というか、公共施設的な給食調理のところをやっているものを優先的に考えて、そのほか農家の方には主としてJAのほうでやっていただく、あと町のほう、町民に対しては都市環境でやっていただくというように区分けをしながらやっていきたいというふうに考えております。

伊南支所についても、一般の食材と、伊南と南郷のですか、伊南と南郷の一般の食材等をやっているというような考えでやっております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 いろいろなことを想定されると思いますので、例えば発表したら即駆けつけるなんていうことも、混乱も予想されますので、それ十分対応できるように今後関係機関と煮詰めていただきたいなと思います。

学習会についてお伺いします。先ほど私の聞き漏れかもしれませんが、町長の答弁ですと、いろいろなところで開催されていますので、それについて住民に情報提供するというようなお話だったんだと思いますけれども、町で主催して、計画的に、例えばそれぞれの地域ですね、例えば何カ所とか、何人目標にしてやるとか、そういった計画はございませんか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 具体的な計画については、今のところございません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 やっぱり、しっかり測って、しっかり学んで、しっかりデータを積み上げて学んで、それで蓄積していくことがすごく大事だと思います。いろいろな方がいらっしゃいますよね、いろいろなことを言う方がいらっしゃるので、これについてはなかなか難しいところであるんですけども、町としてどれをチョイスするかとか、どういう先生に来ていただくかというのは悩むところかもしれませんけれども、その方針とか、あと、例えば開催、こういう予定でやっていきますという方針さえ決まれば、住民も期待するものあろうかと思しますので、その計画はいつまでに立てるのか教えてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、これからの対応ということで、基本的な考え方を述べさせていただきます。

この原発事故が起こりましてからいろいろな状況変化がございます。当初いろいろなうわさも立ちました。そういう中で、学習、勉強会等、講演会等をやらせていただいたことも事実であります。ですから、今後またそのような状況が、今のところある意味収束、原発は収束していませんけれども、状況としては、このような状況がしばらく続くのかなど、そのようなことを考えております。ですから、今後また極端な状況になったり、あるいはそのようなことが察知された場合には、それはそれなりに適切に、適時に対応したいと、そのように考えております。

ですから、今現在、先ほど課長が答弁しましたように、直近の計画はありませんけれども、そのような対応を基本的に考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 少しずつなんですね、今町民の間も二極化していると思ひまして、どんどん心配になる方と、どんどん離れていく方と二極化してしまひまして、これ扱うのは非常に難しいことではあるんですけども、気になる方に学習する機会を与えるって僕はすごく大事だと思うんで、変な言い方ですけども、信じる先生とか、学者さんによっても随分違いますよね。僕ら政治家の中でもいろいろそれはありますので、それについては言いませんけれども、例えば地区で学習をしたい。この人たちで同じような考え方を持っている人たちで学習したい。例えばアレルギーを持った子供たちの親で勉強会をやったりすることがありますね、その放射性物質と関係ないところで。そういうグループでとか、区で勉強会したいと言った場合に、例えば補助金とか助成するとかすると割とやりやすいかなと思うんですけども、それについてどうお考えでありますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

例えば地区とか、そういうお仲間内で、そういう要望があれば、町を通して、県に対して、その講師等の派遣を要請する制度はございますので、そういう形で利用していただくことは可能かと思えます。ただ、それに対して、今のところ町が補助を出してというような予定はございません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 ぜひそういった情報を出して、そういう制度があるということに関しては、議会全般で話あるように情報を出していただきたいなと思えます。

それと、伊南川の解禁が迫っている中で、やはり喫緊の問題だと思うんですね。例えば、魚を1キロではかるんですね、ここでとったやつを1キロとかというのは非常に難しいかと思うんですけども、普通どうやって計測されるのか教えていただけますか。一般的にでいいですけども。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 農産物とか何かですと、例えば米なんかは1キロはかることはできますし、大根みたいなものですと、こまめに切って1キロ分にして、このくらいの筒があるんですよ。その筒にいっぱいに入れないと1キロにならないんです。ですから、魚の場合ですと、ミンチの状態にするか、そのくらいでないと1キロにならないと思うんですけども、まだ魚ははかったことないのでちょっとわからない。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 例えばお隣の栃木県的那珂川とか鬼怒川では、何ですか、何というんです。たっけ、解禁をずらしたというような判断があるようですけども、このことについて、町長どう思われますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

解禁時期をずらしたということは、それなりのその地区の判断でしょうし、その状況もあると思えますから、もしもそのような状況になれば、それなりの対応はすべきだろうと私は基本的に思います。

去年は解禁時期はずらさないでやったと思うんですが、あのような災害の中で西部地区はあなりました、あのような本当に大変な状況になりましたけれども、東部地区はそのままやら

れたのかなというようなことで認識しております。ですから、そのときの判断は、今後どうなるかわかりませんが、それなりの判断は当然すべきだろうと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 僕は漁協の方に求めていただきたい、直接役場からですね、早急にやってほしい。解禁時期までに結果が出るようにしてほしい。恐らくさっきの話ですと、同じような機器を使えば15分で済むはずですので、県に届けが必要ですかあろうかと思いますが、これも喫緊の問題です。安全を担保できない中でやるというのは非常に危険かと思いますが、風評被害対策も含め、それを処理していただきたいと思います。

それと、これ漁協だけの話ではなくて、農協さんももちろん対策されていると思いますが、その組織に付随していないところであると思うんですね。例えば直売所であるとか、一般の市民で、住民の方で野菜をつくって自家消費されている方ですとかいろいろいらっしゃいます。いろいろな不安があると思うんですけれども、一方で、うちは安心宣言だから大丈夫だよという方もいらっしゃって、その人たちに対する注意喚起というのはどのように行っているか方針を教えてください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来、いわゆる1キロ検体ではかるものについては、はかりやすい物体と、なかなか1キロ集まらない、焼却灰についても、なかなか1キロ集まるまで相当の期間がかかってはかりいただくというような課題がございます。そういった、また、そのほか具体的に言うと、学校給食とか保育所のやつで、肉1キロですね、肉1キロないと、その食材が、結局その食材を捨てることになってしまいますので、そういった現実的な課題があるというふうに認識しております。

ということで、今年度いわゆる表面の線量をはかる機械ですね、表面に当てると、反応するか、しないか。まず、その機械を当初予算の中で6台購入する今計画をしております。それが決して簡易の検査ではございませんが、まず、表面上に感知するか、しないか、感知した分について、先ほど言った1キロ検体で実施しておこうと、そういうような、少し、二段構えの体制も考えてございますので、そういったものをしてしながら、議員おただしの安全・安心のための施策につなげていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、わかりました。

1年たって風化させてはいけないものは必ずあると思います。いわきの方々、浜の被災された皆さん、必死の思い出今マイナスからゼロに向かおうとしています。私たちはそれに比べてまだゼロの状態であろうかと思えます。いろいろな意味を含めて、今南会津が、会津が頑張らなくてはならないという中で、放射性物質の対策を通じて自治を喚起していく、もう1回、この地域何とかしていこう、そして子供たちに伝えていこうという動きは、都会であればもっと住民運動がたくさんありますから、そうやって注意喚起してくれる人いますけれども、なかなかこの地域では行政頼みのところがあります。ですので、ぜひリーダーシップをとって、そういった動きづくり、あと自治について、私たちの将来の暮らしについて考えられる、そのような機会にさせていただきたいということを申し述べまして、私の質問にさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 以上で、1番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議席番号8番、楠正次、一般質問を通告に従い開始いたします。

1番目、水源地を守る条例制定について。

本町は大きく分けると、西部地域が伊南川流域、東部地域が阿賀川流域の源となる数多くの沢等が存在します。水道資源、農業用水、多くの溪流魚や清流魚の生息地であり、希少動植物の生息にも欠かせない重要な財産であると考えます。

また、森林も水も再生可能エネルギーの推進に欠くことのできない貴重な資源と考え質問いたします。

①本町の水道水源地は、取水及び開発に対する制限ができますか。

2つ目、地下水（湧水）利用に関する規制はありますか。

3つ目、外資による土地及び森林の買収等事例はありますか。

4つ目、外資による水源地買収等に対する町長の考えを聞きたいと思えます。

2つ目、冬期間の交通事故多発について。

近年、多重衝突事故と地元住民の事故多発地帯が大変多く見られます。これはブラックアイ

スバーン現象、これが起因していると言われております。道路事情や道路状況を知らない観光客等は避けようもない実態であります。今後もこのような現象は起き続けるという可能性は否定できません。そこで、以下伺います。

1つ目、アイスバーン・ミラーバーン・ブラックアイスバーン・わだち、最近は見ることがなくなりましたが、また、シャーベット・圧雪等の路面に対する危険度、かなり変化してきているように思います。

2つ目、ブラックアイスバーンによる事故等が起きる場所及び原因は特定されていますか。

3つ目、今後も冬の南会津町に観光や仕事においでになる方の安心・安全対策が早急に必要と考えますが、いかがお考えか伺います。

次に、まきストーブで脳梗塞・心疾患予防をということで、平成22年の県内死亡者数は2万2,747人、このうち心疾患と脳血管疾患を死因とする死亡者数は6,760人と、依然として高水準にあります。住宅環境がよくなったとはいえ、当地域の朝の冷え込みは非常に厳しいものがあり、寝室から台所、お手洗い等を移動するときに、血管の収縮によって脳梗塞や心筋梗塞を発症する確率が高いと昔から言われておりますが、そこで、1つ目、南会津町の平成21年、22年、23年ももしわかれば、心疾患と脳血管疾患を死因とする数値を聞きたいと思えます。

2つ目、生活習慣病の予防は各種健康教室等で、広報等で対策されていますが、効果は出ているか、数値で減少しているのかどうか、恐らく減少しているんだろうと思えますけれども、示していただきたいと思えます。

3つ目、現代のまきストーブは表面に温度表示がされるもの、アバウトではありますけれども、相当進化して温度調節、燃焼時間の設定等、可能なものがあり、先に出た高ベクレル、1万1,170出たところのストーブも高性能のストーブで、灰を二次燃焼、煙を二次燃焼、三次燃焼と、そのストーブの中で行うというストーブでありました。私がストーブ購入補助やまき購入補助に対する助成というのは、そういう高性能ではなくて5万円程度の鋳物で、それでも表面に温度計がついておりまして、温度計と言ってもアバウトな10度間隔で400度程度までで、朝までその暖をとることができるというようなものでありますけれども、それに対する助成、これができるかどうか伺うものであります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水源地を守る条例制定に関する1点目ではありますが、水道水源地は取水及び開発に対する制限ができるかとのおたがしであります。本町では、水源地から直接取水する以外は

水道水源地を保護する条例等を定めていないために、現在のところ取水や開発に対する制限はございません。

次に、2点目ではありますが、地下水及び湧水の利用に関する規制があるかとのおただしですが、本町では自然公園法で定めた尾瀬国立公園や福島県温泉保護利用対策要綱で定めた温泉準保護地域等の法令で定めた地域においては規制がございますが、そのほかの一般地域においては規制がございませんので、ご理解をお願いいたします。温泉準保護地域等の法令で定めた地域における規制はございますが、その他は、そのほかのものはないということでありす。

次に、3点目ではありますが、外資による地域、土地及び森林の買収等はあるのかとのおただしですが、現在までに本町において外資による土地及び森林の買収等はありません。

次に、4点目ではありますが、外資による水源地買収等に対する町長の考えはとのおただしですが、近年になって北海道を初め、多数の県で外国資本によると思われる森林を含む土地の買収が表面化し大きな問題となっていると、そのようなことを承知しております。

土地、森林、水といった国土資源の保全といった観点から、国においては森林法の改正や国会議員有志によるプロジェクトチーム、研究会が発足し、水資源問題や外資による土地取引について議論を始めております。

また、地方自治体の中からも水源や森林保護の条例化に向けて取り組んでいるところもあるようですので、今後につきましては、国や他の自治体の動向を踏まえて、本町におけるルール化について検討してまいりたいと考えております。

やはり、これ食の安全、あるいは、これは防衛、ある意味食の防衛、命の防衛でありますから、その点は重要視していかなければならないとは考えています。今述べましたように、本町においても、この件に関して、ルール化について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、冬期間の交通事故多発に関する1点目ではありますが、アイスバーンなどの危険度の認識についてのおただしですが、アイスバーン・ミラーバーン・ブラックアイスバーン・わだち・シャーベット等の説明をさせていただきます。

私も、この質問いただくまで、そのような状況は、目では認識しておりましたけれども、名称はわかりませんでした。

アイスバーンは、車によって踏み固められ圧雪となった道路の表面が日中に解け、夜間に再凍結した状態をあらわしています。通常の圧雪より滑りやすくなっているため、速度やカーブ

に注意が必要となります。

次に、ミラーバーンは、アイスバーンによってできた氷の層が厚くなりまして光って見える状態で、主に交通量の多い交差点で発生するため、発進時や停車時に滑りやすく追突の原因になります。

また、ブラックアイスバーンは、表面に薄い氷の膜ができて、ぬれた路面のように黒くなる状態のことです。一見すると、凍っていることに気づきにくいために大変危険です。特に、夜間は路面状況が確認しづらいため、事故発生がしやすくなっております。雪道はわだち跡に沿って走ることが多いですが、タイヤがとられて横滑りやスピンの原因にもなります。道路上の雪が日中の気温により解け出し、シャーベット状になった路面はハンドルをとられやすく、また、雪が歩行者にはねることもありますので、人通りのある道では速度を落とした運転を心がける必要があります。

いずれの状態においても、雪道の走行は大変危険ですので、特に、夜間、早朝、速度や路面状況には十分注意をする必要があると、そのように認識しております。職員の人たちにも、自分も含めてですけれども、交通事故を十分注意するようにと再三再四申し上げているところであります。以上のようなことで、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、ブラックアイスバーンによる事故の発生場所と原因についてのおただしであります。ことしの冬にブラックアイスバーンが原因による交通事故が多発した地点は、主に田島地域の針生地内、静川地内、糸沢地内の3カ所でございます。路面凍結により車かスリップしたことが主たる事故の原因となっております。

次に、3点目ではありますが、冬の来町者に対する安全対策についてのおただしであります。交通量の多い主要な交差点にはロードヒーティングによる安全対策が講じられており、国道352号の急勾配区間においても同様の対策を施行中であります。

また、他県ドライバーの交通事故防止のために、町交通対策協議会と南会津警察署により、山王トンネルの栃木県側へ看板を設置し、降雪や道路の凍結に対する注意喚起を行うとともに、道路管理者による融雪剤散布を行うなど、雪道での事故防止対策に努めているところであります。今後も引き続き南会津警察署や道路管理者である福島県南会津建設事務所等、関係機関との連携をはかり、来町者などへ交通情報等の案内を含め、交通事故防止の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、まきストーブ利用による脳梗塞・心疾患予防に関する1点目ではありますが、南会津町の平成21年、22年の心疾患と脳血管疾患を死因とする数値についてのおただしであります。

平成21年の死亡者は277名中、心疾患による死亡が50名、脳血管疾患は18名であります。

なお、23年の件に関しましては、後で担当課のほうから、わかり次第報告させていただきますが、次に、平成22年の死亡者259名中、心疾患による死亡が46名、脳血管疾患は16名となり、両死因を合わせて、全死因の4分の1弱を占めています。

次に、2点目であります。生活習慣病予防教室等対策事業の効果を数値で示せとのおたただしであります。町は特定健診後、メタボリックシンドロームのリスクの高い対象者に対し、各種学級や訪問指導を実施しております。その結果、腹囲が減少したり、生活習慣が変わったというような効果が出ております。平成22年度の特定健診、特定保健指導実施結果総括を見ると、平成21年度の特定保健指導者329名中、66名が保健指導の対象となっております。このうち54名、約81.8%の方が町の指導を受けた方で、自己努力のみの方は12名、18.2%となっております。

次に、3点目であります。まきストーブの購入費やまきの購入助成についてのおただしあります。室内における温度差は脳血管疾患や心疾患の発症においては大きな要因であり、寒さ対策がこれらの発症予防にとって重要な対策であることは周知のとおりであります。体のしんから温めるまきストーブの優しさは、電気や石油ストーブ等、他の暖房機にはないよさがあると考えられます。しかし、まきの確保、灰の処理、煙突掃除、温まるまでの時間等、高齢者にとって使いやすい点ばかりとは言えない問題もございます。まきストーブが生活習慣病予防に効果があるかどうかについては、今後調査研究してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より当然させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

先ほど、23年度の死亡の関係の心疾患と脳血管疾患でございますけれども、23年度死亡者334名中、心疾患が72名、脳血管疾患が27名。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 まず、1点目の水源地を保護する条例、これが規制等がない、自然公園法に定めた温泉地域、その辺は規制があるが、一般のところはない。そして、外資の買収はないという3つお答えいただきました。

それで、最近、町長申し上げましたが、本当に多くの地域でこの買収が行われており、去る2月13日に埼玉県で条例委員会で提出し議決されました。埼玉は買収実績がないんですよ。今、北海道、1市、十数町ですか、山形、長野、1町というふうに40件、北海道独自の調査ですと、もう909ヘクタールが外国資本に買収されたと。それで、先日中国人の女性の資本家がテレビで、日本は少子化の影響で人口が減少していますけれども、世界的には相当な勢いで、中国は相当な勢いでふえている。中国は水の確保、これからの飲料水の確保が大変な問題になるというところで買っていると。中国人の方が、資本家が言っていました。

ですから、この地域すべてが日本全体からすると買われてしまった、以上が買われてしまったわけですがけれども、町で規制がどの程度できるかわかりませんが、先ほど町長の不安も言われましたけれども、実態を調査し、また、買収実績はないということでもありますけれども、北海道でも外国の方が外国人の名前で購入している例は少ないんだそうです。日本企業を買収して購入していると。ですから、非常に難しい問題で、将来的にこれがこの町にとっては物すごい自然の恵みが、自然のろ過、この山全体が、森林が自然に保水し、ろ過し、湧水するところがたくさんあるわけでありますから、本当に重要なことだと思いますので、ぜひ検討すべきと思いますが、この辺に対する町の認識、改めてお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほども答弁いたしました、この規制に関しましてはいろいろな、今議員もおっしゃいましたダミーの会社があって、買収当たった場合とかいろいろなケースが考えられると思います。そういう中で、どのように町として対応できるのか、まだ私どもは買収されたことを確認しておりませんが、そのような事態にならないように努力する、注意する必要があるだろうと、そのことはそのように基本的に思っていますから、どのようにしたらできるのか検討してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 表流水に関しては、ある程度県の条例とか規制があるわけでありますが、地下水に関しての規制、これが本当に全くないという状況、掘削する口径に規制がある程度だと思います。そして、この問題を私が質問したのには、昨年、今から14カ月ほど前になるんですけども、北海道の水源地域を守る条例の制定ということで、ある機関から私署名運動ということでいただいて、南会津町で署名をしたときに、高齢者の民有地、資源を持っている方が、森林を持っている方が、もう買ってくれるなら売りたいと、木はお金に換価もできないし、そっくり売りたいという方が何人かいらっしゃいました。ですから、そういう話が

町とかに全く届けとかそういうのがなくて、今この現状を危惧しておりますので、ぜひともしっかりと、今町でどれができるのかわかりませんが、考えていくべきだというふうに思います。

次の点に移らせていただきます。

アイスバーン・ミラーバーン・ブラックアイスバーン、その他説明、お答えいただきましたが、一番多いのがブラックアイスバーンで、近年の状況を見ますと、ちょっと皆さんに、私南会津警察署から資料をいただきまして、小さくてちょっとわかりにくいんですけども、実はこれが人身事故だけの件数、20年度から、この赤ポチ、私つけたんですけども、ここが鎌倉崎の交差点で中心市街地、そして先ほど言われた糸沢までの間ですね、あと山王のところ、そして金井沢とか福米沢、ここは比較的スピードの出るところでありますけれども、ここもブラックアイスバーン現象が起きているところだと、駒止峠のノーシェルター、東、山口の交差点、これが、こういう場所というのはそんなにスピードを出している場所ではないのに人身事故がこれだけ起きているという事実がわかりました。

そして、20年度は物損の事故は記録していませんけれども126件でした、警察に届け出があったもので。21年度は144件でした。22年度は176件なんです。ということは、道路の除雪状況とかは非常によくなっていますけれども、でも、これだけ、3割近くふえているんです。

ですから、これは除雪の、警察の方にも、課長にもお聞きしましたけれども、除雪が非常によくなって、ブラックアイスバーン現象が起きやすい、これは気温にもかかわっていたんですね。マイナス15度とか20度になるようなところは余りブラックアイスバーン現象って起きないんです。0度から10度の間、その中が起きやすい、そういう事実がわかっていますから、危険な場所というのは特定されると思います。

ですから、ことし2月からの中山、ロードヒーティング始まり、消雪道路と、やはり事故はないそうですね。これを駒止とかですね。こういう状況をしっかり町のほうでも調査をしながら、看板は立て看板とかではなく、古今におりるところ、糸沢からおりるところに小さい看板、交通事故防止とか多発とかというの、これ去年の12月に針生地区であったのと同じ時期にありましたけれども、例えば南会津町の入り口の道の駅とか、例えば下郷のほうから来る場合であれば、町の駅とか、そういうところでしっかりと電工掲示板とか、そういうもので、小さな看板ではなくてやるべきかなと、あとは砂をまくなども効果的と言われるんですけども、そういう対策、今後、今現在はこういう情報をもって考えていられたのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 答えいたします。

ただいまのご提案、ご提言をいただきました、例えば道の駅による、その注意喚起、周知については、大変効果のあるものというふうに考えますので、今後施設の管理者等と話し合いをさせていただきながら、あるいは南会津警察署とも、その効果等について話をさせていただきながら前向きにそういった周知を行っていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ぜひ、先ほどちょっと話してしまえばよかったんですけども、東地域で昨年転落事故がございました。先ほどの地図で見ても、赤丸がいっぱいあったスノーシェルトアの付近、やはりああいうところも将来的にはロードヒーティング、本当に安全、走りやすい。ですから、そういうことを計画されて予防されてはどうかというふうに思いますが、全体的にはその方向で行けるのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

実は、今議員が指摘されましたあの箇所で、3月1日、田島高校の卒業式に向かう私の目の前で、つくばのナンバーでしたけれども、スキー客だと思えます。やっぱりスリップ事故を起こされました、わきの雪に激突されて、バンパーが外れてしまって、私の前を走っている車にあと5センチぐらいでぶつかってしまうと。私、その後、建設事務所長さんに、南会津のですね。このような事故があって、あそこはS字というか、幾重にも曲がるようなカーブだし、路面の傾斜とか構造的に問題があるのかどうなのか、実はこういう事故あったから調べてくださいと、そのようなことを申し上げました。あそこを真っすぐにしてしまえば、今度道路の勾配も変わりますから、その道路の構造的な問題と、あるいは注意で何とかなること、一番いいのはスピードを出さないということが一番でしょうけれども、やはり構造的な問題もあろうかと思えますから、やはりこの南会津に安心して来ていただくこと、それから町民が安全に運転してもらえ、通行できることをやっぱり第一に考えたいと思えますから、そのようなことをきちんとチェックした中で今後対応していく必要があるだろうと、そのように考えております。その対策を一つ一つ調べながら、今議員がいろいろ交通事故の多発地域も指摘を受けましたから、そういう中で検討させていただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この件については以上で、すみません、1カ所だけ、これも情報提供

で調査、検討していただきたいのですが、館岩でことしの12月にも二種免許を持った方が会津交通で道路から落ちてしまって、もう少しで電柱にぶつかるという大事故が、けが人はなかったんですけども、ありました。これが平成20年度にも実は、あのときは幼稚園児などがちょっとけがをした。4年の間に二種免許、やっぱり二種免許持っている人は相当運転技術は熟練されていますし、安全確認とか等も通常の人よりはるかに優れた人でも、そういう事故が起こる場所という状況、その去年の12月にも、ちょうど議会の通告の日でしたか——もやっぱりブラックアイスになって1台横転した車がありましたので、その地域なんかも調べて、届いていない部分が相当ありますけれども、大きな事故がそういうふうにあったという場所だけちょっとお知らせしておきます。

続きまして、3つ目のまきストーブに関する質問であります。まず最初に、まきストーブを推進するに当たって、使いづらさとかいろいろ、高齢者にとっては大変な部分もありますけれども、2月24日の検査で1万1,170ベクレルの放射性セシウムが検出されたという報道があり、これは今まで何人もの議員が質問しました。私は今回の広報みなみあいづにも、きのう配布になったものにも、福島で4万ベクレルの灰という記事がありました。私が思うのは、その灰を1キロ吸うなんていうことはあり得ないという考え方で、1キロすべて吸った場合にどうかと。松田尚樹氏という長崎大学の先導生命研究支援センターというところの教授が昨年8月11日だったと思いますけれども、セシウムを例えば内部被曝したとした場合の健康被害というのが記事に、民報新聞に載りました。そして、その計算式、これが、ただ吸引した場合どうなんだ、食べた場合どうなんだということが詳しく書いてありました。

それで、そこで私が計算すると、例えば、この方の書いたのが1万ベクレルの放射性物質を吸引した場合の実効線量という、これが健康被害、全身影響という、こう書いてある。46マイクロシーベルトに換算されると。1万ベクレルの放射性物質を口から吸引した場合は、口からですね、口から入れてしまった場合は140マイクロシーベルトと吸引の3倍になると。そして、3倍程度ですね。

ですから、伊南地域の民家で検出された焼却灰を例えば鼻から吸い込んだ場合、1キロすべてを吸い込んだとして、実効線量で被害を受けるのは51.382マイクロシーベルトという計算式が成り立つんですけども、そうしたら年間の被曝量制限値というのは1ミリですから、1,000マイクロシーベルトという、本当にごくごくわずか5%というふうに計算できるんですけども、これは、この式は、私の計算したのは間違いないでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 その計算式で間違いないと思いますし、例えば日本人は年間1から2.5マイクロシーベルトをふだん受けているわけなんです。今回の事故によりまして、空間線量が0.23マイクロシーベルト、年間では1から2.5ミリシーベルトを受けていまして、空間線量に直しますと0.23マイクロシーベルト、これは年間1ミリシーベルト以内ということで、あと内部被曝線量も5ミリシーベルト以内ということで、その計算式で出しますと、ちょっと計算が難しくなりますけれども、暗算でちょっとできない計算で、年間に計算しますと、本当に人間の体に入るのはごく微量ということで、ごく微量なものですから、気にすることないと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今私も何度もこの方の出したものに当てはめて計算したので間違いはないとは思いましたが、このまきストーブを、先ほど私、演壇で5万円と申し上げましたけれども、知り合いの方が昨年5月にまきを切り出して、野積みにしておいて、この冬、11月から設置をして、本当によかったと、朝起きるのに。70代のご夫婦ですけれども、ほんわかと温まっていて、今まで観葉植物が凍るほど冷えたのに、そういうこともなくてよかったと、本当に朝起きるのが億劫でなくてよかったという話を聞いて、私、これは町のまきの使用、こういうものにもつながり、CO₂の削減、代替エネルギーとしても、ある議員も言いましたけれども、やっぱり総合的に化石燃料からは離れ、脱原発という動きの中ではやっぱり、この森林は資源として活用する、これ非常に重要なことだろうというふうに思って、この助成、これに対して実際に死因と死亡者数はわかったのですけれども、申しわけないです、通告になかったわけでありましてけれども、これを起因として入院された方、その後、死亡につながったのかもしれませんけれども、入院者数、この疾患で入院した人の数というのはわかるかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

入院というか、南会津町における救急搬送の人員でございますけれども、平成23年1年間で913回の出動がございまして、その中で、脳疾患の出動が108回、それから心疾患の出動が51回、いずれも年齢別とか、それが死因に結びついたというようなことについてはわかりません。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 脳疾患で脳梗塞とか脳溢血といったものだと思うんですけれども108

回、心疾患で51回という今報告がありましたけれども、やはり、かなり多い数字というふうに考えます。これがやっぱり、かなりの介護とか、そういうものに影響してくるんだろうと思うんですけども、先ほどその数値でといった各種の健康教室とか、特定健診とか、予防、そういうものによって、例えば、ここの5年間だと、このように減ってきているとかというような事実はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 5年間の統計というようなことはとってございませんけれども、先ほど町長答弁にもございましたように、町の保健師の指導等によって改善はされているというようなことは当然ございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それを起因とする死亡者数が減ってきたとか、入院者数が減ってきたとかという数字はちょっとわからないというふうに理解でよろしいでしょうか。はい、わかりました。

それでは、先ほど環境水道課長が間違いないであろうというような答弁ありましたけれども、水に溶けないというようなこともきのう、そのセシウムに関してありました。ですから、例えば、まきにする材木であっても、表面の皮、そういうものに付着した部分が高線量になる。あと、1万1,400とか、460とか、1万1,170というのは、ストーブがタンパーといいましたか、煙をある一定の温度になると外に出さない。これがアメリカとか、イギリスとかの基準でCO₂の排出制限になると。CO₂の取り込んで灰に戻すんだと、二次燃焼、三次燃焼と。でも、日本はそれほど、そのストーブは二十数万か三十数万する高価なものでありますから、そういうものではなくて、5万円程度で十分温かさは変わらない、日本にはそういう規制がないわけですから、吸い込んだCO₂分だけをまきの場合は放出するというだけで、ぜひとも推進し、館岩で目指すところでは番屋にストックヤードがあって、まきがいっぱいあるんですけども、なかなか消費につながらないのかという思いもしたりして、医療費が削減できたり、結果、介護保険料が低くなる、そして健康で、南会津町に住んでよかったと。独居老人や高齢者の方、これはストーブの掃除とか、そういうのは何らかの形でできると思う、できない理由でなくて、できる方向を探せば行けるというふうに思いますので、ぜひその辺検討してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

先ほども一番最初の答弁の中で申し上げましたが、このまきストーブが健康にどれだけ影響あるのかということは、なかなか具体的に証明できない部分もあるのかなと思います。確かに温かくすれば急激な温度変化がないから体にはいいんだろうと、そういう想定をされますけれども、実はきょう、私、きょう新聞見たんですが、おふろ場を温め過ぎてはだめだと、温かくした体でおふろに入ると、血管が急に拡張されて低血圧というのか、そんなことでおふろの中で気を失っておふろの事故が起こる可能性があるというような新聞記事読みました。ですから、これはある程度、その体のなれもありますけれども、そういうような中で、何といたしますか、人間の体がある程度対応できるようになっている部分もあります。ですから、相反するような答えかもしれませんが、そういうようなことで、このまきストーブに対する健康の影響といたしますか、これは調査する必要あるだろうと思います。

それから、あと一方では、南会津のその森林を活用したまきストーブということでは、それはある程度考慮できますけれども、ただ、問題は今の石油の価格、そういうほかの要素もあります。ガスもあります。ですから、そういうこともろもろ検討した中で、個人がどのような選択をされるのかということも一番重要な問題かなと、課題かなと思います。

そういうような中で、今後その推移を見ながらいろいろこの町としてはある意味自然の資源の活用という意味では、それは意味あることだと思いますが、現状では様子を見ていく必要があるのかなと、そういう認識でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 あとは、この最後の質問にもちょっと、若干ずれてくるかもしれませんが、放射性セシウムの内部被曝とか外部被曝とか、これに対する実効線量、健康被害の線量ですね、こういうものをしっかりと算出して各地域に説明していただければ、私は今の体制で十分、ここは本当に低い安全な地域だと確信するものでありますけれども、ですから、魚なども、こういうところからいくと、今度4月から100ベクレルになりますけれども、溪流魚を1年じゅう食べ続ける人はおりませんし、この地ではかつて、どういう数値が出るのか本当に楽しみにしています。低い数値になるだろうというふうに思います。

そういうことを各地域、これは、このストーブの持ち主の方がおっしゃったんですけれども、なかなか広報とかではわかりにくいと、本当に今高齢者が多いんだと、集落の応援交付金、これもそういう集落を応援するためのものだと思いますけれども、そういう人たちに、先ほど大桃議員も言いましたけれども、文書を出して、あとは勉強会とか、そういうのに参加という話もありましたけれども、環境水道課等で、その要望のあるところに行って、あれば集落できち

っと、その方が言うのには、回覧板を来たときに回すと、あっという間に年寄りのところから回って返ってくるんだと、だから、ボリュームが多くて読めないのか、余り細かくで読めないのか。でも、私たちが見るのには本当に読みやすくなったと思いますけれども、言葉で伝えてほしいと、安全を。その方も最初はすごい不安視、8,000ベクレルが1万1,000ということで、3,170も多いんだと驚いたそうでありますけれども、東電の方の丁寧な説明を聞いて、今は安心して使っているということでもありますから、やっぱり説明、そして理解していただく、これが重要なというふうに思いますけれども、どうでしょうか。最後の質問です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

そういう意味で、風評被害を払拭するには丁寧な説明と対応が必要だと私は思います。ことしは特に、また、昨年以上に厳しいのかなと、そのように認識もしておりますし、覚悟しております。

そういう中で、住民の方々が安心していただかなければ、他の地域に対しても安心だよと言えないんですから、それをまず最重要課題としまして、ことしはそれを実際にしっかりデータを求めた中で対応してまいりたい。そして情報発信してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○8番 楠 正次議員 終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。20分まで休憩したいと思います。3時20分。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 室 井 嘉 吉 議員

○芳賀沼順一議長 次に、4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 議席番号4番、室井嘉吉であります。

時間的にも、生理的にも大変厳しい時間帯であります、あと2人のところまで来ましたので、お互い頑張ってひとついきたいというふうに思いますので、質問通告に基づきまして、2つの課題について質問をいたします。

1点目は、林業の施策について質問をしたいと、こう思います。

さきの2月27日の議員懇談会の折、南会津町森林整備計画というものが明らかに示されました。文字通り我が町92%は山であります。民有林、国有林あわせて周りがみんな山と、こういう状況にある我が町における林業というものを私なりに思いをはせ、ある面、定言的な立場から質問をしたいというふうに思います。

行政がかかわる民有林の面積は若干細かいことになろうかと思いますが、私自身の勉強の復習の意味も込めて申し上げたいというふうに思います。

5万6,000ヘクタールであります。この5万6,000ヘクタールのうち1万4,000ヘクタールは人工林、言えば人が手をかけて作り上げた山であります。この1万4,000ヘクタールのうち3,200ヘクタールの山は、子供で言えば、学校に上げている、文字通り手入れ、難しい言葉で言えば保育というわけではありますが、保育、間伐を要するこういう山になっております。

そして、1万700ヘクタールの山は40年以上を迎えている山であります。これは山を切る場合、標準伐期という、こういう物の考え方ございますが、標準的にいけば、杉、カラマツ等においては、我が町の基準でいけば、45年たてば切るよという、こういう判断ポイントになっております。それに匹敵する年を数えた山が1万700ヘクタール、この1万700ヘクタールの山は440万立方メートルという、これだけの量の資源を現状蓄えているということであります。

さらに、この部分に国有林2万5,000ヘクタールありますから、これらから派生するこういったたぐいの量というものは膨大な量であります。これを文字通りなりわいとして、うまく計画的に回していくということが100%可能であれば、この地域において林業は、一大産業としてきちとなりわいとして成り立っていき得る量は十分持っているというふうに私自身思います。

しかしながら、林業、木材の価格というのは市場逆算方式であります。言えば、第一次産業が宿命的に背負っております買い手側によって値がつけられるという、こういう宿命であります。だから、農業も漁業も林業も、今日大変だという、こういう状況であります。これが通常の生産品のような価格決定方式がとられているとすれば、農業も林業も明るいこの地域の産業、

なりわいとして成り立っているんだらうというふうに思います。

そういう宿命的な部分が林業にはあるし、仮に林業を地場産業として起こすということになれば、この宿命的な部分に行政サイドとしての手だて、方策をやっていくということがある面求められているんだらうというふうに思います。

そういう点含めて、私は林業を我が南会津町に再建をする展望があると、こういう認識でおりますが、町当局としてはどのような考えでおられるのか、しつこいようではありますが、伺います。

そして、さきの12月の定例議会の中でも質問をいたしました。現状における町の林業に対する施策は、緊急雇用対策を活用した雇用の支援、さらには森林組合に対する物的、人的支援、指導などと言われました。私は、これだけではやはり不十分だらうというふうに思います。文字通り前段で申し上げましたように、行政サイドの山というのは、言えば、私有林が主体であります。この私有林というのは個人所有であります。ここに行政がはまり込んで、計画的なものを幾らつくっても、山持ちの方が、そのことに対して理解を示さない限り、決して計画はつくったけれども計画的に進まないという、こういう問題が、裏腹の問題として、常にやっぱりあるんだというふうに私は思います。

そういう面では、この林業を再建、さらに盛んにさせると、こういう観点から、行政側の指導力を今以上に発揮をしていただいて、裏づけのあるこの林業を雇用創出の場、働きの場として位置づけ、ぜひ取り組んでいただきたい、こういう強い思いでいっぱいあります。こういう点についてのお考えを伺いたいというふうにも思います。

そして、この山の仕事が計画的に、文字通り行政が描いたような暁には、関連する製材業の方々や、さらには工務店の方々や、きのう来質問にありました木材バイオマスの問題や、あるいは沿線に花木の植栽をという、こういう問題や、私の前段で質疑のありました外国人の人に山を買われるという、こういった問題、さらには農業における鳥獣被害の問題、こういったところに連動をしていくものだというふうに私は確信をいたします。そのためにも、これら林業というものを回す主体は、やはり我が町においては森林組合がその主体を担うべきだらうというふうに思います。

そういう点から、森林組合の評価、こういうことも求められる大きな課題だというふうに思いますし、これらをきっちりやる、山づくり、山の仕事もきっちりやっていくと、こういうことに立ったときに、やはり行政サイドからこれら森林組合に職員を派遣して、行政と事業を実行主体者ががっちりスクラムを組んで、この点に集中をして取り組む、そして、南会津町に住

んでいる若い人たちが林業に夢と希望を持って就労の場として働けるような、こんな山づくりができたかなというのが私の思いであります。

2つには、指定管理施設等についてであります。

今日までの議論があります。地域は高齢化、少子化、いろいろ大変な困難な状況が年々増しております。とりわけ地区集会所施設等の維持管理費は、年々各行政区に重くのしかかっている現状であります。私のところにも何人かの区長さんから、この辺の支援というものはどうなんだと、こういう質問等もいただいております。

この間の24年度予算案等の中でも、集落応援交付金事業というものがあります。文字通り、私の求めるこういった施策の一環ではなかろうかというふうには思いますが、私の求める維持管理費に対する助成というのは、今後ずっとという、こういう意味でございますので、ぜひこの辺の関係についての町の考え方をお伺いしたいと、こう思うところであります。

さらには、地区集会所以外の指定管理施設の維持管理費等については、どのような実態になっているかお伺いをいたしたいと、こう思います。

3つには、指定管理施設の管理状況について、どのように把握されているのか、この点についてもお伺いをし、壇上からの質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、林業施策についての1点目ではありますが、地場産業としての林業の再建についてのおただしであります。議員のこれまでの豊富な経験と思いきや十分伝わりました。そういう中で、現在町内の各森林組合では、私有林の事業集約化による適正な森林管理のための森林経営計画を作成中であり、これに基づきまして、平成24年度より国・県の補助を受け、民間の森林整備を本格的に着手いたします。これには間伐材の搬出が補助の要件となることから、町では次年度新規事業として、森のエネルギー創出事業に取り組んでまいりたいと思っております。

町有林の活用もさることながら、やはり今一番停滞しているのは民有林であろうと、そのようにも考えております。民間の林業家が活性化することによって町も活性化すると、そして資源も生かされると、そのように考えておりますので、これを呼び水にしまして、今後林業施策を進めてまいりたいと思っております。

間伐材の買い取り支援制度を設けまして、間伐材の利活用による地域振興のための事業を展開してまいります。そのほか、現在、公共建築物等における地域木材の利用拡大に向け、森林所有者、素材生産者、製材業者、建築業者等の一連の流れを検証しまして、南会津産材の利用

が進むための調査研究を進めているところでもあります。

今後は、現在策定中の町森林整備計画に基づき、本町の持つ豊富な森林資源の計画的、効果的な活用に向けた事業展開を図り、林業再建に向け取り組んでまいりたい、取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、行政の指導力を発揮し、林業を雇用創出の場と位置づける考えはないかとのおただしであります。平成24年度は本年度に引き続き各森林組合、荒海財産区において、緊急雇用事業を活用し18人を採用する予定であり、町による指導、支援も継続的に実施してまいります。また、森のエネルギー創出事業により、間伐材等の買い取り支援を行い、森林整備の促進による雇用の創出を図るほか、買い取られた間伐材の木質バイオマスエネルギーへの転換による新たな事業展開も図ってまいりたいと思います。

さらには、木材の地産地消の観点から、町有林の定期的な皆伐事業を実施し、地場産材の安定的な供給体制の仕組みづくりを研究中でもあります。このほか森林組合の行う私有林整備に対し、町単独の造林補助制度を引き続き実施した上で、新たに路網整備に対する1メートル当たり1,000円の単独かさ上げ補助を行うなど、町有林だけでなく私有林の整備の強化を図ることにより、林業従事者の生活の安定と雇用創出へ一層事業展開を図ってまいります。今後も各森林組合の支援を初めとして、林業を通じた雇用創出に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、森林組合へ職員派遣などの強化策が必要と考えるがどうかのおただしであります。森林組合は、小規模な森林所有者の集約化を図ることにより、林業の持続的、戦略的な経営を行っていくための受け皿として、必要となる林業事業体であります。しかし、収入の多くを補助事業や公共からの施行委託に依存しており、その経営内容は不安定となっております。町では森林整備を担っている森林組合の経営力の安定強化のための支援は必要と考えており、平成22年度において、田島森林組合に対し専任の町職員による支援を行い、コスト削減や効果的な事業体制の確立を図ってまいりました。現在、農林課の通常の勤務体制において、必要に応じて指導、助言を行っておりますが、今後も引き続き自主的な経営力強化への取り組みを支援して、3森林組合の合併を視野に入れ、経営感覚の備わった健全な森林組合を育成することとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、指定管理施設等に関する1点目ではありますが、地区集会所施設の維持管理経費に対する財政支援をできないかとのおただしであります。平成24年度の新規事業で予算計上させていただいております集落応援交付金事業は、集落において活性化につながる事業を実施するこ

とを条件に、使い道を限定しない交付金を助成するつもりでいます。したがって、各集落において積極的に本事業に取り組んでいただくことにより、この交付金を地区集会施設の維持管理経費等に活用していただくことも可能となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、地区集会所以外の指定管理施設の維持管理費についてのおただしではありますが、地区集会所以外の指定管理施設の維持管理費は、町と指定管理者の間で締結する管理運営に関する協定書に示されている責任分担表で維持管理の内容や費用などに応じて負担者が区分されておるところであります。

なお、指定管理者が負担する費用の多くは、町からの指定管理委託料によって賄われておりますが、管理運営に関する協定書に定めのない事項につきましては、その都度、町と指定管理者との協議により対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、指定管理施設の管理状況の把握についてのおただしではありますが、各指定管理施設の管理状況につきましては、町と指定管理者から提出される事業報告書により、管理業務の実施状況や施設の利用状況、管理経費の収支状況等を把握しております。今後も指定管理者との連携を図りながら、適正な施設の管理運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 林業施策の関係で、私想像で物を言うたんだけど、町なり何だりが計画立てたものについて、何というのかな、毎年毎年、例えば山の切る量であれば、今年度は何本切っているよと、こういう計画立てるときに、その分は100%計画どおり進んでいくような仕組みになっているのか、これをお聞きするんだよ。この計画書をベースにいくようになっているのかどうなのか、その辺のところ。私思うわけで、私有林だからなかなかそう進んでいってないのではないのかなというふうに、私はそういう認識をしておるところなんです、その辺の、私の認識がずれているのかどうなのか、ちょっとご指摘をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、今の林業における情勢といいますか、環境といいますか、そのことについて、私の意見として聞いていただければありがたいんですけども、大変林業情勢厳しい状況でありますから、今まで本当に汗を流され、そして、いろいろな方々に仕事をしていただいた大事な財産でありますから、私としては有効に売っていくのが町有林の管理者としての

責任であろうと思います。

そういう中で、いろいろ、実は伐採の計画、今年度の予算、来年度ですね、来年度の予算の中に組みさせていただきましたけれども、これは地産地消という考え方の中で、多少町有林を活用した地産地消をやっていかないと、なかなか木材も準備できないだろうと、そのようなことも念頭にありました。

それから、もう一つは、林業の中には、やはりずっと植林作業がなされてきませんでしたから、そういうものの技術の継承といいますか、そういうものも兼ねた中でやっていく必要があるだろうという判断の中で、来年度の事業を組み合わせさせていただきました。

冒頭申しましたように、私は貴重な財産を有効に活用するのが管理者としての責任であるということを基本に考えたときには、本当に今あるものを計画的に切るということも大事ですが、そういうものを基本とした中で実行していくのがやっぱり一番大切かなと、ある一面ではそう思います。それも兼ね合いを考えた中で、今後町の林業計画をしまいにしたいと、伐採計画をしまいにしたいと。なかなか民間の人というのは、人の場合は、今のような木材状況だとなかなか切れない、そのような状況にあるかと思えますから、なるべく今のような状況を町が呼び水を差すことによって、そのような状況を打破したい、そして活性化して資源の活用を図ってしまいにしたい、そういうことを考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとの計画的に行っているかどうかということは、担当課長のほうより答弁させますので、よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、我が農林課のほうでは、森林整備に係る計画もやっているわけですが、まず、今までは森林の手入れのほうに重点を置いてきた経過があります。当然伐期来ている森林もあるわけなんです、今木材の価格がかなり低いものですから、もう少し長伐期期間を置いて、価格が上がるのを待って、今それに向けた森林整備をしているところでございます。

ただ、今町長が言ったように、それではなかなか新植もできませんので、24年度は新たに4町歩ほど各、伊南、南郷、館岩関係、町、田島地区、4町歩ほど、1町歩ずつ伐採計画をしまして、そこに新植しようというようなことを考えているところでございます。

ですから、今までは手入れ一本でやってきたわけですが、このところからは少しずつ木材を利用して、新植して、循環型の森林整備が必要だろうと、そのように考えて今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 町当局と私の思いというものがずれているという認識、私はしておりません。そういう意味で、私自身の林業が地場産業として成り立ち得るのではないかと、この根拠について、この10カ年の森林整備計画をベースに、私なりに考えていることありますので、その辺について、認識が誤っているよとよければ、遠慮なくご指摘をしていただきたいというふうに思います。

そして、私は何と云っても、これ産業ということだから、働く場所がなければ、これは産業として成り立たないわけですね。そういう点から、この保育なり間伐なり、必要とする山が3,200ヘクタールあるということの表記があります。これ10カ年計画でありますから、この10カ年にこれだけの仕事があるというとらまえ方を私はしました。これ10年で終われば、320町歩ですね、320ヘクタール、年間の作業量というものは320ヘクタール、保育、間伐で生まれてきます。

先ほど来、言うたように、伐採440万立米あります。先ほど来、私は標準伐期45年と言いましたけれども、私は50年で見てみました。これを50年で切っていけば、50年で正しく切っていけば、切った年に次植えていけば、もう50年で返ってきているんですね、ぐるぐるとエンドレスで。はげ山は取水、無立木林地は出ません。ローリングしていきますからね。もし、そのときに切れる材積というのは8万8,000立米であります。そして、この切った山を面積に置きかえると1万700ヘクタールぐらいなんです。そうすると、これを50年で植えるわけだ、結局。50年で切ったから50年で植えるんですよ。これは毎年214町歩、214ヘクタールの山があります。

そして、先ほど来、私言いませんでしたが、天然林でございます。ここから見たときの、俗に言う雑木山と称される山があります。これが4万2,000ヘクタールぐらいあります。大体これらの山の、うちのほうの山は結構山岳地帯ですから、4分の1の面積、雑木山の4分の1の面積が杉だけのほだ木だ、チップ材だ、あるいは炭の薪炭材の原料だと、こういうことに見て、これ標準伐期では20年で切ることになっていますが、それではちょっと私は細いでないかということで、30年くらいからいいでないか、30年くらいで伐倒するというでいくと、これは面積でいくと350ヘクタール切れます。年間350ヘクタールです。そして、これは萌芽更新と言って若木だから、ほとんど切った伐根から新たな芽ができたなら木は植えることないです。これでまだ元の天然林になっていくから、こういうような山は常にほだ木だとか、そういうの

がとれる山として循環していきます。そういうこと。

あと、これは作業道という位置づけだか、林道という位置づけかわかりませんが、この計画書の中では23路線、2万1,500メートルの道路が必要のような計画になっていますね、10カ年。これ年間に置きかえれば2,150メートルですよ。これも林業労働者でやれますよ。今のやつというのは、四国の四万十方式ということで、伊南の森林組合でやったような作業道だと思いますから、林業労働者でやれる、これが年間2,150メートル、約2キロ、年間ですね。こういう作業出てきます。

あと、これに、これらの材を今度は運搬する業者の経営だって、これ必要になってくるんですね。これだって別にトラックの運転手、林業労働者やればいいんだから。そうすると、この1年間の事業量の拾い方、私の拾い方、かなり荒っぽい拾い方だというふうに思うけれども、相当な量の仕事量はあると。

しかし、いかんせん、ここの地理的状況の中で、冬期間、これ雪降るから、なかなか通年雇用というものは林業で難しいのかなと。しかし、いろいろな作業の組み合わせで、ほだ木切りなんではかえってかた雪のときやったほうがいいのかいろいろありますから、あるいはこの失業保険を活用したり、国の雇用に対する補助金、研修制度だの、そういったものを活用していけばいいんで、ここ通年雇用で労働者を確保して林業に従事させるということは、私は可能ではないのかなと、こんな思いを実はしているところであります。

だから、これも何もやっぱり、これ本気になってやらなかったらなかなかこのことはできません。この間、国だって、もう林業労働者は高齢化している、何とかここを打破しなければならぬということで、国だってやってきたって遅々と進んでいないです、正直言って。正直言ってそういう状況ですよ。これは何のことない、林業という産業自体が衰退しているからですね。私らの子供のときは、それぞれの行政区の中で山師をやっている人も何人もいたし、山で働いている人たちも何人もいました。

それで、そういうことですから、ぜひ本気になって、この林業問題を我が町で一丸となって取り組んでいただきたいという、この点について、再度町長の決意をお聞かせください。決意のほど。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、林業による雇用の創出は、我が町にとっても大きなものがあります。ただ、今が十分かと言え、決して十分だとも思っていない。昨年度もあ

れだけの災害起きまして、伊南地域、なかなか林道、林地に入れられない状況もあります。ことしもそういう影響があると思います。そういう中で、森林組合を全体的に見て、そして、仕事の配分もしまして、その雇用を確保してまいりたいと思います。

そして、林業の果たす役割というのは、今までは木材を伐採して、それを建築材とか、あるいは工事に使うとか、そのようなことでありましたけれども、今はいろいろな方面で、エネルギーにも大きく注目されておりますし、それから、もう一つは、観光といいますか、自然環境を含めた中で、CO₂削減、それから、今、山の景観ということで、そういうような資源にもなり得るものでありますから、その辺を十分認識しながら、町としての将来像を描いた林業施策を進めてまいることが大事だと、私はそう認識しております。そういうことの中で、先ほど申し上げましたように、1つの呼び水としていろいろなことをチャレンジすればいいのかなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 十分町の思いはわかりましたので、この林業の再建というか、復活というか、こういう観点について、私なりに引き続き努力をしていきたいと、こう思いますので、よろしく願いをしておきたいと、こう思います。

それで、次に、行政区の集会所の管理費等にかかわる助成の関係であります。これ先ほど来、集落応援交付金事業というのは、5年間という、こういう期間設定でないか、ずっと行くんだっけか、3年だっけ、ずっと、毎年行くんですか。

〔発言する者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 失礼しました。この交付金事業の……

○芳賀沼順一議長 わからないところは質問で聞いてください。

○4番 室井嘉吉議員 この何というんですか、期間というのがどういうことになっているんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 期間の設定はしておりません。ただ、単年度事業ではございませんので、この事業を検証しながら、煮詰めながら複数年度続けていきたいということでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうも説明をあっちこっち聞いていて申しわけございませんでした。どうも、今後こういった立場での事業というものは継続されるという認識の上に立って、ぜ

ひこの辺のところは年々強化されるような事業にしていきたいと、こういうことを強く要望をしておきたいと、こう思います。

次に、指定管理施設の維持管理費については、それぞれ協定でやっているということなんですけれども、私自身もこれ集会所あたりの指定管理には、今までは何らこの助成制度がなくて、他の指定管理については、そういった、極端なことを言えば、光熱水道費が町のほうで負担しているやの、こういうような状況もあるとのことも聞きましたので、ちょっと矛盾しているのではないのかなと。行政の一番小さな単位の、そういう行政の基本になるところですね、それぞれ集会所なんていうのは。そこに、そういう支援も何もないのに、一般的な指定管理のところでは維持管理費的なものの支援があるということは、私は矛盾しているんでないのかと、こういう観点から、この項を質問したわけでありましてけれども、その辺の認識についてどうなのかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

基本的には各地区の集会所でございますが、これはそれぞれ形態がありまして、直接町が所有するもの、それから各地区で所有するものと、この2つになっておりまして、基本的には、この集会所の施設につきましては、それぞれ使われる方が、その地区に限定されておりますので、それぞれの地区でご負担いただくということで、集会所に関しての指定管理料は払っていないということでございます。それは、つまりは指定管理というのは町が直接運営するのか、それとも第三者に委託をして管理していただくかということでございまして、それはすべて基本的には町の施設が前提になっております。

ただ、地区によっては、その補助事業の関係で、地区所有の基本的に物件もございまして、そこは基本的に地区所有ですから、町の指定管理は発生しないということもございまして、受益と負担という観点から、これまでは各地区の集会所につきましては、形態のいかんにかかわらず、地区のほうのご負担でやっていただいたと、こういうことでございます。

それで、それ以外の施設につきましては、基本的にはそれぞれその地区だけではなくて、広く町民の方が利用される施設を中心として、これは町でかかる経費については、当然のことながら指定管理の中で、施設の内容にもよりますけれども、その中で通常の維持管理、運営費については町が指定管理料としてお支払いすると、それで住民の方に広く利用していただくと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、集落応援交付金の件で、ちょっとご理解といたしますか、していただきたいんですが、これは期間を限定しておりません。ですけれども、やはり、これ応援ですけれども、いつまでもずっと応援してもらえるものだと、そういうものでもないということを地域の方には理解してほしいんです。

ただ、今現状を考えますと、これをしないと厳しいのかなと、そういう判断のもとで、町として今現在支援したいと、そういう思いがあります。ですから、これを機会に、地域としても自分たちの自活の道を探っていただきたい、それがある程度判断できるようになれば、またいろいろな方法で検討させていただきながら、その応援の仕方もある必要があるのかなということで、当面はそのような考え方の中でこの事業をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 指定管理の管理状況の把握の点で、収支状況等も把握をしていると、こういうことのようなのですが、これらの何というんですか、町民に対する何というのかな、公表というんですか、公開というんですか、これらはどのようにやられているんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

指定管理の施設につきましては、協定に基づきまして、年度単位で年度協定を結んでおりまして、それで、年度終了後50日以内ですか、50日以内に町のほうに、その利用の状況等、それから収支状況等についてご報告いただいております。

それで、今お尋ねありました公表につきましては、直接住民の方に公表するということにはしておりません。それで、基本的には前の年の収支状況等を見ながら、その翌年度の指定管理料をどうするのかということについて、町のほうの予算査定を通じながら適正な指定管理料のあり方について、それぞれ予算計上しながら、そこで議員の皆さん方にご議決いただいていると、こういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 もうちょっと平たく言うと、この指定管理の収支報告というのは、次年度契約の予定価格の基礎になるような、こういう感じになるわけですね。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

これは平成23年度ベースで具体的にお話ししたほうがよろしいかと思いますが、平成23年度で町が指定管理として協定を結んでいる施設が全体で143施設ございます。それで、このうち実際に指定管理料としてお支払いしているのは39施設でございます。この39施設のほうからそれぞれその年度の維持管理経費と収支状況等を報告いただいて、それらをベースにしながら翌年度の指定管理料のほうに算定の基礎とするというようなことで、予算要求上はそのようにしております。その金額が妥当かどうかの問題については、また別途予算査定の中で判断をさせていただいていると、このような内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 本当なら、これ39施設の状況等を何らかの方法でお知らせしていただければ結構だというふうに思いますけれども、それはうまくないですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 別に公開を拒んでいるわけではございませんので、それは予算の予算書の中を見ていただければ、おおむねこの施設については、指定管理料としてどの程度支出されているのかということは把握できるかと思っております。

ちなみに、平成23年度で指定管理料としてお支払いしている予算上の額でございますが、1億9,600万ほどございますが、これは大きなところで申しますと、びわのかげの運動公園の維持管理経費ですとか、それから各地区にあります老人福祉関係の施設関係ですね、これらについては独自の収入というのが基本的にはないものですから、それぞれかかった経費については、それぞれ町のほうで負担をしながら適正な施設の管理運営を図っていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 この何というんだ、出入りの伴う指定管理施設の中でも、収入上がる、出ていくというところだけでも教えてもらうということは、後からでいいから、何らかの方法で管理はどうなっているんだか、お知らせをいただくというわけにはいかないですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それは十分に対応できますので、それについてはお求めになれば、それぞれ委員会なり、それから議会の中でお示しをしていきたいと、このように考えております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、どうもありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○芳賀沼順一議長 以上で、4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

◇ 菅 家 幸 弘 議員

○芳賀沼順一議長 次に、17番、菅家幸弘君の登壇を許します。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 最終の登壇になりまして、一生懸命努めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2点ほど通告いたしております。議席番号17番、菅家幸弘です。通告によって質問させていただきます。

まず、1点目、都市との交流についてであります。

福島原発事故の風評被害による影響が多方面に及び深刻な問題となっており、農林業、観光業などが影響を受けております。首都圏からの誘客も厳しい状況の中、南会津町の安全・安心を再確認していただくためにも、友好都市と連携を深め、地域の元気を取り戻せるよう、都市との交流事業を推進する取り組みが必要と思いますが、次の点について質問をいたします。

①台東区、さいたま市との都市交流による経済効果や波及効果についての実態や数値等は把握しておられるのかお伺いをいたします。

②現在は物産販売などの交流が主となっておりますが、高齢者や子供の交流など、人と人との交流も必要ではないかお伺いをいたします。

③台東区とは災害時における相互応援協定を締結しているが、さいたま市とも今後締結していく考えはないかお伺いをいたします。

④館岩少年自然の家では、昨年30周年記念事業がさいたま市主催で開催されましたが、町でも友好都市記念事業を開催すべきと思いますが、おありかどうかお伺いをいたします。

次に、大学との連携交流協定と集落支援についてであります。

全国各地の大学が行政や民間との連携、交流による地域振興に参画し、地域の活性化が図られておりますが、本町では高齢化により若い人たちがだんだんいなくなってくる、集落の維持ができなくなっている限界集落がふえ続けており、将来不安を抱えている状況にあります。こういった状況を少しでも解消するために、集落維持や地域資源の活用のために若い人たちの

新たな考え方や人手の確保のためにも大学との連携交流が必要と思いますが、次の点について質問をいたします。

①大学との連携、交流による町の取り組みの状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

②大学との連携、交流協定を締結する考えはないかどうかお伺いをいたします。

③23年度からの集落支援を設置しているが、その活動内容と設置した効果はあったのかどうかお伺いをいたします。

24年度から予定している集落応援交付金に対する集落支援のかかわりと大学との連携、交流についての考えをお伺いいたします。

以上、演壇よりお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、都市交流に関する1点目ではありますが、都市交流による経済効果などについての実態等を把握しているかとおただしではありますが、平成23年度における台東区及びさいたま市との相互交流人口は3万4,693人、風評被害対策による復興イベント参加状況は延べ22回、物産品販売額1,004万円、さらに通年の友好都市イベント参加状況は延べ13回、物産品販売額は434万円の実績となっております。こうした物産品販売実績のほか、広報紙を通して本町の観光情報の掲載や地場産品販売のあっせんなど、さまざまな面からご支援をいただいております。こうした物産品販売実績のほか、広報紙を通して本町の観光情報の掲載や地場産品販売のあっせんなど、さまざまな面からご支援をいただいております。都市間交流における経済効果ははかり知れないものがあると、そのように思っております。

次に、2点目ではありますが、現在は物産販売などの交流が主となっておりますが、人と人との交流も必要ではないかとおただしではありますが、人と人との交流という面では、南郷中学校、さいたま市見学交流事業や文京区雪まつり交流事業など多方面で積極的に展開しておりますが、さらなる交流人口の拡大を図るための交流の場を設けることは、地域活性化に欠かせない有効な手段の1つと考えておりますので、推進母体であります南会津町都市交流推進協議会と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

次に、3点目ではありますが、さいたま市との災害時総合応援協定の締結についてのおただしではありますが、本町では友好都市である台東区及び隣接市である日光市との災害時等総合応援協定を締結しており、地震、大雨等を含めた災害時における応急対策と活動協力として、主に物資、資機材等の提供や職員の派遣、被災住民の受け入れ等についてお願いしているところで

あります。昨年発生した東日本大震災によって行政機関が喪失している市町村の現状を踏まえると、災害発生に備えた遠隔地の市町村と相互応援協定は、応援元を多く確保しておく観点からも意義のあることと考えております。

また、同種の事務、同種の職種による応援活動によって応急対策、復旧・復興対策が迅速かつ適切に遂行されるものと期待できます。これらを踏まえて、友好都市であるさいたま市との締結につきましても、応援内容、自治体規模のバランス等を考慮して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。町でも友好都市記念事業を開催すべきではないかとのおただしであります。古くからの友好都市でありますさいたま市とは、これまでの交流により築き上げてきた友好のきずなの大切さを再認識し、さまざまな分野での協力事業を通して、なお一層の交流の場を広がることを期待しております。原発事故により観光客の入り込み数が減少している中で、友好都市記念事業などの開催となれば、南会津町の安全・安心を首都圏に発信する絶好の機会となるもとと考えておりますので、関係機関の意見を聞きながら十分な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、大学との連携交流協定と集落支援についての1点目ではありますが、大学との連携、交流による町の取り組み状況はどのおただしではありますが、これまで本町におきましては、それぞれの地域において、さまざまな大学と多種多様な形での連携や交流を重ねてきております。館岩地域では芝浦工業大学と、伊南地域では福島大学と、田島地域では筑波大学や福島大学と地域づくり等に大学がかかわってきております。また、各種事業の委託や計画策定などでも多くの大学関係者が参画しておりまして、それぞれ良好な関係を築いてきていると、このように承知しております。

次に、2点目ではありますが、大学との連携、交流協定を締結する考えはどのおただしではありますが、本町の地域資源を活用した産業の創出や、景観を含めた地域づくりの推進など、さまざまな政策課題を解決していく上で、大学との連携は大変有効な手法と考えております。また、大学の教育、研究活動においても、本町の自然を初めとする地域資源が大きく貢献できるものと、そのようにも考えております。

今後につきましても、それぞれの地域において、引き続き大学関係者などとの交流を推進しつつ、協定内容、大学側の考え方等も、それからまた、協定締結におけるさまざまな課題を整理しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、集落支援員の活動内容と設置した効果はあったのかとのおた

してありますが、まず、集落支援員の活動について、今年度は館岩、伊南、南郷地域の全64集落を巡回し集落カルテの作成を行いました。集落カルテは、集落支援員が区長や民生委員から集落内の買い物、通院等、日常生活の状況、農地管理や集落の共同作業の状況、集会所や神社などの施設管理の状況等を聞き取り作成いたしました。この集落カルテをもとに、館岩地域は番屋、穴原集落、伊南地域は内川、小立岩、大原集落、南郷地域は水根沢、中小屋集落を支援集落のモデル地区として選定し、集落座談会を開催するなど、話し合いの中から今後の集落の維持や活性化について支援をしているところであります。

これらの集落は世帯数が少なく、これまで地域活性化の取り組みに消極的な集落でもありますが、平成23年度においては、伊南地域の集落、自主防災計画作成等の成果もありました。平成23年度においては、館岩地域で集落集会施設の改修や神社の参道整備、除雪体制支援、南郷地域で地域資源活用型の集落活性化事業に取り組むなどの計画が出てきております。また、集落カルテは、平成24年度から事業を開始する集落応援交付金事業の基礎データとしても活用するなど、集落状況を把握する貴重な資料となりましたので、今後とも情報内容の更新に努め、より制度を高めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、集落応援交付金に対する集落支援員とのかかわりと大学との連携、交流についてのおただしであります。集落応援交付金事業については、今後集落へ事業説明会を実施するなど事業の周知を行ってまいります。その後、多くの集落が事業申請を提出してくるようになると思いますが、申請や事業の実施に対して、集落の大きな負担とならないよう、集落支援員がかかわりを持っていく仕組みとしております。

ただし、集落支援員は館岩、伊南、南郷地域に1名ずつの配置となっておりますので、田島地域を合わせて97集落すべての集落にかかわることはできませんので、地域担当職員制度の導入により、町職員と連携しながら支援していくこととなります。

また、大学との連携、交流については、集落活性化の事例として取り上げられることが多く、成果の見込める事業と認識しております。したがって、町内の集落で大学との連携、交流が出てくる事業では、集落支援員に限らず、庁内関係部署、各総合支援センター等が連携しながら、集落と大学をつなぐコーディネーター役を担っていくものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

答弁の中で、3点目の平成24年度において館岩地域集落施設の改修や神社の参道整備等というところで、23年度と申し上げましたが、24年度が正解であります。申しわけありませんで

した。

以上、答弁させていただきましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 先般、雇用と企業の誘致に関する特別委員会というのが議員間でつくってありまして、私も委員でありまして、その間の中で、南会津町の企業というものの13社訪問しまして、やはり一番その中で感じたことは、非常に停滞を招く会社と非常に将来伸びる会社というものが何か分かれてくるような気があったんですけども、その中において、一番やはり、こういう南会津町の中の会社の中でも、本当にグローバル化されているという意見が非常に強かった状況を調査のときに聞いておりましたものですから、やはり今後南会津町の中も大きな器の中で私も都市との交流というものは今後必要ではないかなと思って今回質問をさせていただきます。

私、自然の家の川本所長さんとは、前、職員の先生のとときに、子供さんがうちの子供とご一緒だったものですから、30年の記念の式の開所式を町長さんも議長さんも出られ、議員も出られたんでしょうけれども、そのときの状況を聞きながら、ちょっと遊びながら行って、今後50年後、自然の家はどうして、どういう考えがありますかということで、私なりに行って所長さんといろいろ懇談してきたわけですが、やはり館岩少年自然の家というのは、ものすごく地域によっては大変な雇用をしているし、高杖のリゾートのスキー場にも莫大なお金を落としている状況であります。

こういう現状を踏まえますと、つい最近の新聞を見ますと、大変な状況に陥っている箇所もあるんですね。例えば葛飾区の施設廃止ということで、これ安達太良山ろくにある少年自然の家なんですけれども、こういうものが今後撤退していくという状況に陥っているわけですから、自然の家のやっぱり、今後さいたま少年自然の家のあり方、さいたま少年自然の家のほかに、やはり赤城山ろくにあります赤城山の忠次ではないですけども、赤城山ろくにあり自然の家、それとあとは六日町にあります自然の家と、あと南郷地区にある浦和の施設と、そういった中におきまして、やはり南会津の占めるさいたま市との役割というものは今後もっとも大切になるのではないかなと思いますので、町長の見解をひとつお願ひしたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えを申し上げます。

さいたま市さんとは、この当町、本当に深いつながりがあると私はそういう認識しております。

合併前から館岩地域は大宮市との交流もありますし、南郷地域では浦和市との交流もあります。そうした中で、合併しましてさいたま市になられ、我々は南会津町になった。そういう中で、また、そういう交流を続けていただいているということは大変ありがたいことでもあります。

そして、皆様方もご存じのように、昨年3.11のあの事故により、地震により原発の事故が発生しまして、そういう中でも風評被害で教育旅行1校も実行していただけなかった中で、さいたま市は本当に計画どおりに実行していただきましたし、今までのそれが強いつながりかな、信頼関係かなと、今まで信頼を築いてこられた方々に本当に感謝しているところでありますし、私もそれを例にして、実は昨年いろいろなそのトップセールスの中でも、こういう状況ですよと説明してまいりました。

そうした中で、大宮自然の家でも、さいたま市の議会のほうにも直接説明に行って、あのような事業を計画どおり実施していただきました。本当にありがたいことだと思いましたが、今まで、これからも大切にしていきたいと思えます。

基本的には実行されることそのものはさいたま市さんのほうの考えが基本になると思えますが、私ども町といたしましても、できる限りのことはしていきたいと、そして、より一層のきずなを深めていきたいと、そのように考えております。そのようなことで、今後ともその考え方の中で進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 町長さんが本当にさいたま議会でも答弁されたということを聞いておまして、大変、やはりこの震災におきまして、本当にきのうの質問の中にも10校あって9校しか来ないと、そういうような状況にもあったわけですが、やはり大宮自然の家だけは、それだけ子供たちには大変な福島県の放射能に対する不安は多いわけですが、町長さん初め議長さん、それぞれトップセールスでやりまして、川本所長さんも相当な現地の議会と親たちを集めてかなりのご苦勞をされたということを聞いております。

そういう観点におきまして、現在のその入り込み数ですね、少年自然の家は、現在4万3,772人ですか、赤城の少年自然の家が2万395人、六日町にあるところが2,763人、ホテル南郷が3,717人、合計は7万ぐらいの人たちがこういう施設を利用して動いているわけですが、先日、9月のさいたま市議会の3人ぐらいの議員の中に、1人のさいたま少年自然の家のあり方と、六日町の自然の家のあり方と、赤城山の自然の家のあり方ということで、大変に、そのブログの中に書いておられまして、私もこれをちょっと耳にして、本当にすばらしい、現地を自分の足で歩いて4カ所調査されたということで、その感想をちょっと書いてあったも

のですから、自分なりにこの南会津町のやはり自然に対するすはらしさというんですか、そういう環境の中で4カ所を選定して、今後4カ所がどんどん切っていく状態になるようだったら、今後どこが残るのかということになってきたら、やはりこの議員の質問の中で、市教育委員会の中では、やっぱりさいたま少年自然の家が一番いい面積を誇っているし、施設も充実しているし、温泉もあるし、今後やはりどんどん進めていくでは南会津町との友好が一番ベストではないかなというような状況の話が出ておりますから、やはり南会津町の議員の皆さんも、職員の皆さんも、今後ますます足しげく通って、回、3回と、10回と協力を推進していく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員の言うとおりでと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 私のほうから、都市交流推進協議会を担当している立場でお答えしたいと思います。

23年度も町長答弁申し上げましたが、風評被害という関係で、大変さいたま市、それから台東区にお世話になりました。特に、さいたま市には数多く物産販売等々でお世話になりましたので、当然これからも担当課を含めて職員一同、さらに強力にその交流を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 商工観光課長の今の答弁いただいたんですけれども、やはり新たな地域を広げるよりも、さいたま市、台東区、これは一番きずなのある締結をしているわけですから、やはりその中にいろいろな分野の学校もありますし、その地域の都市が南会津町に何を求めているのか、南会津町の人は何を都市に求めているのか、そういうものを深く分析して、やはり都市との交流というものを分析していただきたいなと思います。

そういう中におきまして、今は広島のほうの原爆ドームの状況なんかも見ますと、今修学旅行というのはそういうものを見るだけではだめだと、やはり体験を学習しないと修学旅行もだめだということで、今大河ドラマの平清盛やっていますけれども、広島に行くにも、今原爆ドームだけの修学旅行はほとんどなくなってきていると、やっぱり体験学習、それに民泊をするという状況になってきていますから、やはりこの南会津町の一番資源であります山に川に、すばらしい農家のうちもありますから、そういう農家民泊をかなり広げていく考えはあるかどうかひとつ。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

現在、ただ単なる観光という観点からではなくて、教育旅行が非常に重要な位置づけになっているということでございまして、きのうの答弁の中でもありましたように、教育旅行の誘致を重点施策の1つとしてとらえておりますので、特に、行政、それから第三セクターばかりではなくて、地域農家のご協力をいただきながら、民泊を進めることが子供の成長に大変重要だと思っておりますので、さらにその部分について推進してまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 大変前向きなすばらしい考えをいただきまして、都市との交流というのは、私は一番、今後南会津が目指す町の指針としては、議員ですから提案ぐらいしかできないですけども、やはり執行権は町長にありますから、どんどんとそういう都市との交流でいろいろな若い人、子供も深めていくことが大切ではないかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大学との連携でございしますが、これは非常にそれぞれの地域で、今ほど町長より答弁がありましたように、舘岩と伊南と田島と、それぞれ大学との連携をやっておられるわけですが、やはり今回町長の目玉であります集落応援交付金、これに対する、私はひとつもう少し活性化を、この交付金に対する金の利用の仕方ですか、使い道ですか、やっぱりそういうものに、より地域の限界集落がなくなっていくような手当てであると思うんですけども、これに対する、やはりもっとちょっと深い答弁を町長よりいただきたいと思うんですけども。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

それぞれの委員会でご説明はさせていただきましたが、原則今の集落の現状ということを考えてときに、最終的な目標としましては、やはり集落の住民の方がお互いに支え合うことで安心して住み続けられる集落をつくるというのが最終的な目標でございまして、それに向けてこの事業展開を図ったということがございます。

それと、1つは、先ほど来申し上げましたように、集落の機能維持そのものが図られなくなっている集落が出てきたということがございますので、集落そのものが自主的、主体的に課題の解決に取り組める仕組みをお手伝いしたいということでございまして、そのためにはいわゆ

る活動資金というのがまず出てまいります。そのほかに必要な人材ということで、これにつきましては、先ほど来申し上げていますように、集落支援員のほかに、町職員が直接集落に張りつけまして、そのお手伝いをさせていただきたいということで、最終的な目標としましては、この事業が将来的に続くということではございませんが、単独の集落で活動できなくなった場合については、例えばお隣の集落との連携により維持が図られるようになるのではないかと、もしくは、先ほど議員が申し上げておりますような、大学との連携により、集落の維持が図られるような機能が図れないかというような取り組み、そういう取り組みについて町が主体的にコーディネートさせていただきたいというような思いでつくった事業というふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 やはりこの交付金を出して地域の手当てで活性化をされる方がいいんですけども、その中での成果のあり方ですか、成果のあり方というんですか、それぞれの地域がある程度、その集落を維持していくためにはいろいろな考えもあるでしょうけれども、それぞれの集落のワークショップとか、シンポジウムとか、そういうものを地域内とか、南会津内で西部、東部のですか、そういう人たちの成果を引き出すような、そういうような発表の場というものをつくっていただけるのかどうか、そういうのもひとつ考えているのかどうかお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 この事業につきましては、いわゆる単年度事業でなくて、いろいろな検証を進めていくというふうな事業にしてございますので、当然成果のあった集落につきましては、それをほかの集落に公表して、この集落についてはこういう事業を展開して、こういう成果が出ているというような報告は必ず開きたいというような計画は持っておりますので、そういう周知をして、優秀な事例につきましては他の集落に派生していくような、そんな考え方を持っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 あと、最後になりますますが、最近のちょっと新聞によりますと、うちのほうの前沢曲家集落の伝統建造物の指定になりまして、大内地区と、福島県では2カ所しかない地域でございますが、その中におきまして、政府が規制緩和をするということで、それぞれ指定区域の中で、旅館や民宿もやりたいという人に対しての宿泊施設を緩和するというのを打ち出してきておりますから、そういう点で、もしそういう規制の地域でやりたいという人

がいたらば、町のほうでどれぐらいのご援助していただけるのか、そういうのをちょっと。

○芳賀沼順一議長 大丈夫ですか、通告はなかったようですが、ないですが、大丈夫ですか。
総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

確かに新聞報道の形では、そういう宿泊事業をするのに対して規制を緩和するというような報道があったというふうには理解をしております。ただ、それをどういう形で国が具体的に支援してというのはまだはっきりしたものがございませんので、それを見た上で、町としてもし支援できるものがあれば、そういう制度を創設するなり検討させていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私の質問、これで終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、17番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

これをもって、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月16日午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時47分

平成24年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成24年3月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5号 南会津町暴力団排除条例
- 日程第 2 議案第 6号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 7号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 8号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第10号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第11号 南会津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第12号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第13号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号 南会津町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 第2次南会津町総合振興計画の改定について
- 日程第15 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第24号 町道路線の変更について

- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター）
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町チップ生産保管施設）
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度南会津町一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第 3 9 平成 2 4 年請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願について（総務委員会）
- 追加日程第 1 議案第 4 2 号 南会津町森林整備計画について
- 追加日程第 2 議案第 4 3 号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 委員会提出議案第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 議員派遣の件について
- 追加日程第 5 閉会中の継続審査について

追加日程第 6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	大 桃 英 樹	議員	2 番	長谷川 耕 一	議員
3 番	湯 田 良 一	議員	4 番	室 井 嘉 吉	議員
5 番	室 井 実	議員	6 番	湯 田 哲	議員
7 番	渡 部 優	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	高 野 精 一	議員	10 番	山 内 政	議員
11 番	渡 部 忠 雄	議員	12 番	湯 田 秀 春	議員
13 番	星 登志一	議員	14 番	阿久津 梅 夫	議員
15 番	五十嵐 司	議員	16 番	大 竹 幸 一	議員
17 番	菅 家 幸 弘	議員	18 番	芳賀沼 順 一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
五十嵐 竹 則	教 育 長	杉 原 一 成	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	室 井 裕	総 務 課 長
湯 田 文 則	商 工 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
宍 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	渡 部 仁	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	星 惠 助	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	齊 藤 友 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
馬 場 増 男	館 岩 総 合 支 所 長	酒 井 直 伸	伊 南 総 合 支 所 長
近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡部俊夫 事務局長 鈴木雄蔵 事務局長補佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井 裕総務課長 本定例会に提案しております議案の一部、さらには別冊でお渡ししております当初予算の概要につきまして、記載誤りが発見されましたので、訂正をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、議案のほうでございますが、議案集の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の別表でございますが、3段目に記載されております松戸原団地の位置の表示でございますが、「南会津町松戸原101番地1」という表記になっておりますが、正しくはこの枝番がありませんで、「101番地」でございます。

それから、その下に「南会津町松戸原104番地」という表記になっておりますが、これは正しくは枝番がつきまして「104番地1」ということでございます。おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、別冊で配付しております当初予算の概要でございますが、その中の4ページでございます。4ページの中で、一番右側にそれぞれ構成比が出ております。その中の前年度の構成比でございますが、本来ここは平成23年度の構成比を記載すべきところを平成22年度の構成比になっておりましたので、これにつきましては全面的に訂正をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、訂正の方法につきましては、これから議長さんの許可をいただいて、職員のほうで訂

正をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 ただいま総務課長の説明のとおり、議案等の訂正についてご了承願ひます。
それでは、執行部において訂正してください。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第1、議案第5号 南会津町暴力団排除条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、議案第6号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、議案第7号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第8号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この手数料の改正につきましては、私が求めていたものでありまして、今回50円が下がるということで、大きな一歩前進というふうに思っておりますが、委員会の中でもしゃべりましたけれども、まだまだ不十分だと、若松方面では200円でありますので、今後もっと検討してほしいということを行ったわけですが、その際にこの地方交付税というのは、やはり日本じゅうどこにいても同じ行政サービスを受けるためにあるんじゃないかという話をしたんですが、そうしたら担当課長のほうから、地方交付税を算出する場合には手数料というのは含まれていないんだというような話で、ちょっとしょうないのかなと思って引き下がったんですが、しかしよく考えてみると地方交付税というのはたしか地方交付税をもらう、受け取る場合の請求の場合の計算する場合の項目には入っていないかもしれませんが、受け取った地方交付税はたしか何に使ってもいいはずじゃないかと私は思うんですが、まずそこをいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

交付税といいますのは、前々からお話しておりますとおり、標準的な行政需要を満たすための国から交付されるものでございまして、いわゆる一般財源でございまして、これは市町村のそれぞれの自由裁量の中で、ひもつきでない財源ということでご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうであるならば、今回はやむを得ませんけれども、今後、町長の方針としてやはり会津若松方面の市町村とこっちでは差があるというのがね、やはりこれはおかしいと私は思うんですよ。ですから、今後何というかな、同じサービスにもっていくという

ことを私は求めますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員の考え方も、私もそのようなこともあろうかと思えますけれども、やはり今回いろいろこれを精査する中であって、会津若松のほうの状況も私も把握しておりますが、この南会津郡、この地域そのものも検討の一つの材料にいたしましたし、今、総務課長が答えたとおりでありますが、また町全体の状況を見ながら、そしてこれに要する費用をどのくらいするのかと、そこから辺も十分に考慮しながら、今回このような決定といいますか、提案をさせていただいたと、そのようなことでございますので、また今後は今後としても、また状況が変われば検討するようになるかと思えますが、そのようなことで今回はご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 ただいまの町長の答弁のとおりでございますが、まずひとつご理解いただきたいのは、この手数料というのは特定のものの方に提供する役務の対価でございますから、当然受益者負担というようなことで基本的に手数料というものがあるわけでございます。その中で、それぞれこのサービスを提供する上で、それぞれの団体に費用がまちまちでございます。したがって、会津若松市、それから南会津町を比較した場合に、その特定のサービスを提供する費用が基本的に違いますので、その辺踏まえての手数料の設定になっているということだけはご理解をいただきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第9号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、議案第10号 南会津町町民プール条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 この件については、きのうも一般質問で直接質問しておいたんですけれども、ちょっと聞き忘れていたことがありましたものですから、重要なことですので

よっとお聞きしたいと思います。

このプールは、近年配管等の修理はいつやって、どのくらいかかったか聞かせてください。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えいたします。

配管の関係でございますが、平成15年144万、それから平成16年126万、それから平成23年に、本年度でございますけれども、止水栓等の修繕、それから平成21年、プールの排水管の関係ということで排水の関係、それから修繕費をかけております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 あのね、これ15、16年は修理かかっているんですけども、それを直しているんですよ。直して、その後はもうほとんどかかっていないように受けたんですけども、そうとらえてよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えいたします。

15、16年に大きな工事といいますか、機械室とプールの循環配管ですね、それを入れかえをして、それ以降については細かい微調整をして何とか今まで営業といいますか、プールを実施してきたという中身でございます。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 そうすると、これはそんなには目立った金はかかってないですよ。それでよろしいですか、そういう理解で。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 15、16年以降については、細かい何といいますか、修繕ということでご理解をいただければと思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それでは、私からちょっと提案申し上げますが、条例改正等の説明書の中で3ページ、議案第10号の南会津町町民プールの条例を一部改正する説明書が載っておるんですけども、そこの近年は、3行目ですね、近年は施設の老朽化による漏水等が頻繁となり、維持費が嵩む状況にありましたということは、全く該当していないじゃないですか、ここを削除してください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっと言わせていただきたいんですが、15、16年と大きな修繕がかかったということで、その近年というとらえ方と、それから何といいますか、頻繁にというとらえ方、これが何回なのかということになれば、回数でおおむねのことは解釈できるかもしれませんが、そのような文言のあらわし方をしたということでご理解いただければいいのかなと思います。

きのう、実際にはこのような個々の条例の改正案の中での提案の理由としては、こういうふうな理由を申し上げましたが、昨日申し上げたとおり、しばらくの間、地域の人たちに利用できるような対応はしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解いただければありがたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 いや、あのね、町長の言っていることはわかりますけれども、やっぱりこれ近年は漏水等が頻繁となり維持費が高むと、維持費はそんなに答弁いただいたように目立った特別何十万とか、何百万とか、今までの大改修した以降、上がってきていないんですよ。それをここで、近年漏水等が頻繁となり、維持費が高むということで、南郷小に対するイメージが、議員さんもみんなそうだと思いますよ、イメージがすごく悪いんですよ。

だから、ここは削除していただきたいなと私は思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私から、ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま町長が答弁されましたように、南郷第二小学校は昭和49年、実際は昭和48年に保健体育の補助をもらってつくられた施設で、実際には管はかなり老朽化しておりますので、やはりこれからの課題を考えると、維持費等がかさむ状況にありますというようなことで、今現在、平成15年、16年に大きな修理を行っておりますけれども、それ以降は小さい修繕のみにとどめておいて、修繕費を統合が予定されているものですから、修理費を抑えてきた傾向にありますので、これについては今後維持費等がかさむ状況にあるというようなことで、今後経費が多少かかるかと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで、私けさ学校の役員の方なんか、きのう教育委員会のほうに電話したらしいんですよ、朝、心配で、どうなんだか。そうしたらば、維持をしていくのに数百万かかると、年間、そういう返事があったということでした。だから、そういうもう、私も我慢できなくなっちゃってね。だから、もうみんなにそんなことしてプールをイメージダウ

ンさせていることに対して、私我慢できないんですよ。実際かかっているんだったらいいんですよ、15年、16年以降。16年以降は、修理してからかかっていないんです。それをいかにも毎年数百万ずつ維持費がかかっていくだとか、老朽化して激しいとか、そういうのは南郷一小と中学校も実際は修理はしているんです。この16年以降は、修理してから南郷二小はそんなにないんですよ。

だから、そういう物すごくイメージダウンになっていますから、今にもそんな、だれが検討したか、教育委員会の方、ちょっと調べればわかると思いますが、そうしてみんながそういうことをして南郷二小のプールをそういふうに劣化した状態に見ているということは、私は我慢できないからこう言っているんです。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいまの問いなんですけれども、一応これから丁寧に対応していきたいと思いますので、住民の方は多分、議員のほうに、うちのほうに電話した後にまたかけられたと思いますので、その方については丁寧な対応をしていきたいと思ひますし、地域住民に対しても丁寧な説明をしていきたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 今の件については、ちゃんと丁寧に説明して、それから住民の言うことをよく耳を傾けて、行政サイドからばかり思っただけのことを押しつけるのではなくて、そういうふうにしてやってください。

それから、最後に確認しますけれども、このプールについては形は変えて、ちゃんと利用させるということを間違いないですね、もう1回答弁してください。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

先ほど申しましたように、住民の方に対しては教育委員会としてきちんと対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、利用につきましては、事前に回覧等かチラシ等で住民に周知していきたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 その答弁じゃなくて、ちゃんと町のプールの条例と、別の形でちゃんと利用させていくということ、本当にそれができるかどうかを確認しているんですから、

本当にやってくれるかどうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

きのうの一般質問でお答えいたしましたように、町のほうできちんと管理をして、子供たちに利用できるような形で対応していきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 町長の答弁をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ただいま教育長が答弁したとおりであります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 これも確認なんですけれども、きのうほどの答弁で行政財産から普通財産にして開放して使うというようなお話でしたけれども、確認の意味でどういった手続で形になるのかなと思って、確認だけしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

今回のこの条例が議決いただきますと、基本的に行政財産から普通財産扱いになりますので、今まで教育財産でございましたが、これは管理が普通財産ということで総務課もしくは支所であれば町民課と、こういうことでの財産管理ということになります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 普通財産となったときの運用の方法というのは、特別変わるんでしょうか。例えばの話よ、条例を設置しなくちゃいかんとか、あと規則をつくるとか、当たり前だろうけれども、規則はつくらなくちゃいけないと思うんですけれども、運用の規則をね、そういったことで特別条例なんかは必要ないですね。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

普通財産ですので、条例の規定は必要ございません。ただ、普通財産を運用するに当たっての内部的な規約ですね、こういうものについては定めながら適正な財産管理を図っていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 そうすると、一般の町民プールというんじゃなくて、子供たちだけという、まだわからないのかな、検討しないから。普通財産ですから、一般の町民にも多分供用するというふうに思うんですけれども、またお金も必要になるだろうというふうに思うんですけれども、これから検討だというふうに思いますけれども、その使用料金とか、そういったことをお考えでしょうか、これからでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 この問題につきましては、これから検討するというところでございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今のやりとりときのうの一般質問のやりとり、ずっと聞いていたら、この条例の附則の平成24年4月1日から施行すると、そこを直せばいいんじゃないかなと、こんなふうに単純に私は思っているんですけれども、そういう考えは間違いなのかどうか。例えば、これの説明の中で見ますと、南郷町民プールという形で現行で残っているわけですから、そのまま残せばいいんじゃないかなと、そんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

条例上に規定するのは、基本的にその行政目的があって、公の施設もしくは行政財産等につきまして広く町民の方に利用していただくということでの条例の規定ということになります。

それで今回、条例の一部改正で削った部分につきましては、町としては基本的に教育財産、行政財産としての用途については、もう既に達成されたと。したがって、今回は町の行政財産として廃止するというところでございまして、それはあくまでも財産管理上の手続はこのようにしなければなりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今の説明で大体わかったんですけれども、ただ耐震の関係で平成24年度、25年度と南郷一小、南郷中学校、南郷二小を利用するわけですね。そういったときに、プールの使用というのは南郷二小にあるプールを使うのか、それとも南郷中のものを使うのか、その辺の方針は決まっていますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えをいたします。

平成24年度につきましては、南郷中学校の耐震化大規模改造に伴う仮校舎として、現在の南郷第二小学校を使う予定しておりますが、ただプールと体育館につきましては中学生が使うにはちょっとこう規格といいますか、難しい部分ございますので、中学校側としては現在ある南郷中学校のプールと体育館、事業の期間中ですね、移動という形で進めていきたいということで今現在計画しております。

なお、この南郷小学校の改修工事、平成25年度以降になりますけれども、これにつきましては小学生ですので、現在の南郷第二小学校のプール、これも使用可能かなということですが、まだそこは具体的に学校側との調整はしていないというところでございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まだ決まっていないということなんで、小学生使うケースもあり得るということですが、そういった場合、行政財産であるべきではないのかと思うんですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

行政財産という形ではなく、今回は普通財産扱いにしますので、行政財産といいますのは広く公の施設ということで、広く町民の方等に利用してもらうための条例規定でございまして、そうではなくて行政目的、教育目的はもう既に達成されたということで、普通財産のほうに所管がえをしてですね、場合によっては普通財産の貸し付け等、例えばその利用する団体ですね、そちらの方から申請をいただいて、それで普通財産として貸すというような形をとるか、それともいろいろな方法が考えられますけれども、普通財産扱いとして今回は整理をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今の説明わかりました。

僕が質問したのは、今回これを可決することによって、かえって使い勝手が悪くなってしまったりという可能性、子供たちに影響を与えてはいけないと思ったから質問しました。その辺のことは、今後具体的に検討されると思いますので、ミスのないようよろしくお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 昨日来からお話ありましたとおり、町民の方、南郷地区の方々がそれぞ

れそういうご要望があるというようなことも認識しておりますので、それぞれにその方々の要望に沿ったような形での当面の運営を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

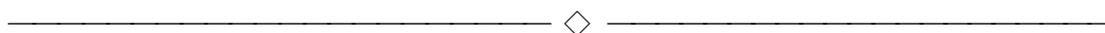
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第7、議案第11号 南会津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第8、議案第12号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第9、議案第13号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 福祉計画は議決事項でないということで、多分この要件があいていると思うんですけども、保険料が変わるということでね、これは担当課のほうにちょっとお話を聞いた経過もあったんですけども、明確な答えが出なかったのでお聞きしたいと思えますけれども、今回の福祉計画における、もしくは介護保険ですね、第5次の計画においてパブリックコメントを求めているわけなんですけれども、実施されております。

それで、私びっくりしたことが1点ありまして、そのパブリックコメントの締め切りが3月21日になっているんです。そして、今回議案に上がっているのも、その中に含まれていると、これどういう経過があったのかなってちょっとお聞きしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

今回、パブリックコメントということで現在ホームページ、さらには町のお知らせ等で計画の素案について町民の意見の募集を求めています。計画でございますけれども、今回、基本条例による議会の議決を必要としないというようなことございますので、議会には提案してございません。

それから、この素案でございますけれども、審議会の委員の皆様、それぞれ専門家の皆様の承認を得て素案を作成をしております。

それから、介護保険料でございますけれども、条例改正を必要とする議決案件でございます。この介護保険料は、計画があつて保険料は算出はされるものでございますけれども、基本的な計画、それについてはパブリックコメントを受けても変更はされないというようなことで思っております。

それから、3年前ですね、この高齢者福祉計画、介護保険事業、これも大変申しわけなかったんですけども、議会と同時進行でパブリックコメントをやっておりまして、3年前は21年の2月25日から21年の3月24日までパブリックコメントをやっていまして、計画書の決定については、その後起案をして、21年3月27日に素案を解きまして計画というようなことになりました。

パブリックコメントの目的については、パブリックコメント実施に関する要綱がございまして、平成18年11月24日に告示をしています。これについては、町民と情報を共有しながら多様な意見の情報、専門的な知識を広く求め、町の政策形成過程に反映させ、もって行政運営の

公正の確保、それから透明性の向上及び協働のまちづくりの推進を図るといようなことが目的とされております。

ただ今回、7番議員おっしゃるとおりに、議会と並行にこの計画書をパブリックコメントすることについては、やっぱりちょっと違和感があると思いますので、今後、平成24年度には障害者計画を策定する予定をしておりますので、これについては当然、もう12月とか1月の末ぐらいまでにパブリックコメントを終わるような形で計画を策定したいというふうに考えています。また、当然3年後も同じように高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画がございますので、それらについても、3年後についても、このようなことがないように、昨年はいわゆるをすというか、国のほうの関係で非常に国の震災の関係で、いろいろな国の提案というのをおくれた関係で、ずっとおくれた経過もありましてそのようなことになりましたので、今後そういうようなことがないように、細心の注意を払いながら計画を策定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

前回、3年前に気づかなかったのは私の不徳なんですけれども、今回ずっとこう調べて、所管がかわったものですから、自分自身の、それで詳しくいろいろ調べたりして逆に気づいたんですけれども、それで今回申し上げたんですけれども、先ほど課長がおっしゃったようにいろいろな目的等があって、せっかく町民の意見等を町政、町行政に反映させるというふうなのが大きな第1条の目的なものですから、そして最終的には第7条で提出された意見を誠実に検討し、計画等を決定するというので、やはりすべてパブリックコメントが終わった後に、こういったコメント内容を求めた議案に対しては議決をしていくという姿が正当な流れなのかなというふうに今、課長もおっしゃいましたけれども、やっぱりせっかくこういう制度をつくってあるんで、しかも町民の意見を聞きながら協力をいただきながら、いわゆる協働という言葉が10数年前から言われていますけれども、そういった形で多分こういった流れができたんだらうというふうに思いますので、制度があつてきちんと丁寧に活用していった大きな政策につなげていただきたいなと思って質問をいたしました。状況はわかりましたので、今後きちんとやっていきたいという意見でございましたので、その点了解します。終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第10、議案第14号 南会津町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第11、議案第15号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第12、議案第16号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第13、議案第17号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第14、議案第18号 第2次南会津町総合振興計画の改定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 1点だけお伺いします。

国のほうから、法律が変わって、総合計画、議決案件としなくてもいいよということになったと思うんですけども、今回の改正については、これは国に提出をしなければいけないのか、あるいはその様式は決まっているのか、その1点だけお伺いします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

特に、国への提出等は必要ございません。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、多分これは3年間のローリング計画で、また手直しをしながらつくっていくのかと思いますので、町独自でその中身をつくり変えることができるのであれば、みんながこの計画書を見たら町は今後こういう形で動くんだな、いわゆる手法ですね、それから数値的な目安だとか、そういうものを今後の、多分3年後やるでしょうから、それに目指して、そういったような内容にするんだというようなお考えはありますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

ごらんになるとおわかりのように、それぞれいわゆる成果指標と目標値という形で設定をしておりますもので、それに伴いまして毎年度、事業の検証等をローリング経過含めてしていくような計画にしております。あわせて、事業検証と一緒にわかりやすいものという形で様式等も変えてございますので、これらをどういう形で公表していくかということを決めて、例えばホームページになるか知りませんが、毎年度検証したものについてはその都度公表するという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今後計画する上で、なるべく多くの項目をですね、例えば事業評価だとか、そういうのも今後、町はしなきゃいけないでしょうから、事業評価をする意味ではよくPDCAをよく回す、回すとみんな言いますが、実際には数値的目標だとか、そう

というのがないと検証のしようがないわけですよ。それは、できるできないは別にして、目標はこうだよという検証値をやはり私は計画書の中に入れるべきだと思うので、今後そのような検討をするお考えがあるかどうか、最後にお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

それぞれの事業ごとに、いわゆる成果指標と目標値という形で設定をしております、現状これは平成21年度のもの、それから設定する目標値として平成27年度、それから平成32年度にそれぞれ成果指標に対する目標値という形で設定をしておりますので、それらをもとにですね、年度はかなり遅くはなりますが、基本的には毎年度、その指標確認はしてまいりたいというふうには感じております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第15、議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、それぞれ起立によって行います。

大竹康男氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第16、議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、それぞれ起立によって行います。

星清信氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第17、議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、それぞれ起立によって行います。

山内敏幸氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第18、議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、それぞれ起立によって行います。

芳賀勉氏の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

ここで、審議に際して本案件に利害関係のある議員がおりますので、地方自治法第117条の規定により1番、大桃英樹君の退場を求めます。

〔1番 大桃英樹議員 退場〕

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

諮問第1号の審議は終了しました。ここで、1番、大桃英樹君の入場を許します。

〔1番 大桃英樹議員 入場〕



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第20、議案第23号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第21、議案第24号 町道路線の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第22、議案第25号 町道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第23、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町川島交流センター) を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第24、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町チップ生産保管施設）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第25、議案第28号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第26、議案第29号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第27、議案第30号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第28、議案第31号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第29、議案第32号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第30、議案第33号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第31、議案第34号 平成24年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 庁舎建設の積立金、24年度で2億円を予定をしております。現状、これ積まれて4億くらいになると思いますが、これ目標額というんですか、そういうものがあれば教えていただきたいということと。

あと1点、何点かあるんですが、子供の医療費給付事業と……

○芳賀沼順一議長 できれば、ページを言っていただければ。

○4番 室井嘉吉議員 専門職の人はわかると思うんですが。

〔発言する者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 全然わからない。おれちょっと拾い方、ページまで拾ってなかったものですから、申しわけないです。

○芳賀沼順一議長 議員の方々も、見る都合があるので、もし時間がかかるのであればいいですよ。

○4番 室井嘉吉議員 子ども医療費給付事業とひとり親家庭医療費給付事業の関連について若干疑問を持ったものですから、私なりに。

というのは、18歳以上の子供がひとり親の子供が……

〔「一問一答ですよ」と言う者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 一問一答ですか、失礼しました。

○芳賀沼順一議長 質問する事項を幾つか上げておいて……

○4番 室井嘉吉議員 上げておいてやるのが一問一答でいいんですね、失礼しました。

○芳賀沼順一議長 上げておいて、一つずつやってください。

○4番 室井嘉吉議員 だから、いいだべ、そしたら。

○芳賀沼順一議長 いいんだ、いいんだ、上げておくのはいいですから。

○4番 室井嘉吉議員 だから、その辺の18歳以下のひとり親の子供を持ったときにね、ひとり親の子供の場合、これ子ども医療給付事業ということになるのか、ひとり親家庭医療費給付という、ここに該当するのか、その辺ちょっとわかりませんので、明らかにしてほしいというふうに思います。

あと、新物流システム構築事業というのが予算の中にもありますが、……

○芳賀沼順一議長 嘉吉さん、そういうふうに説明は一つずつ後で説明だから、この部分のこれとこれとこれと、こう上げておいて、項目を言っておいて、後で事項の、さっきのほら、ひとり親のでこういう質問あるんだというのは後からでいいですから、何ページのひとり親のことについて聞きます。これについて聞きますという項目だけを、まず上げておいてください、幾つか。

○4番 室井嘉吉議員 そしたら、新物流システム、あと会津縦貫道路の早期格上げの関係について、あとは先ほど来、前段の部分でも議論になりました南郷プール関係の予算の扱い、あとはあらかい健康キャンプ村の予算の扱い、これらについてお聞きをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 で、1つ目から今度は。

○4番 室井嘉吉議員 それで、2つは言いましたので……

〔「言わないよ」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 一つずつ聞いて答えてもらって、一つずつ納得していってください。

1つ目から、最初の中から納得していってください。

〔「1は庁舎の建設でしょう」と言う者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 だから、庁舎と医療の関係は2つは、そういうことでしょう。

〔「違う、違う」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 そうじゃなくて、1点ずつ質問して、質疑応答するんです、一つずつ。庁舎について先。

○4番 室井嘉吉議員 追加して、庁舎の積立金の関係と子どもの医療費関係について……

○芳賀沼順一議長 いや、追加じゃなくて、一番先に庁舎のこと言ったべ。

○4番 室井嘉吉議員 言いました。

○芳賀沼順一議長 そのことで聞いて答えてもらってください。

○4番 室井嘉吉議員 そしたらお願いします。

○芳賀沼順一議長 庁舎の質問。

総務課長。

○室井 裕総務課長 私のほうからは、1点目の庁舎建設基金の関係でお答えを申し上げたいと思います。

本年度、当初予算の40ページに2億円という数字が出ておりまして、昨年からはまりましたので、これを合わせますと4億円ということに。

ただ、これから具体的にどのような規模でどのくらいの金額をかけるということについて、まだまだ全くの未知数でございまして、基本的には今の私のほうの考え方としましては、少なくとも実際にかかる庁舎建設費の半分以上はやはり積み立てをしたいというふうに考えております。

ただ、その額がどのくらいになるかということについては、まだ未確定な部分がありますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、残りの財源につきましては、幸い合併特例債ですね、これが5年間延長されましたので、これを使って後ほど国税のほうで7割戻してもらおうというような形の合併特例債を使いながら、この基金と抱き合わせて、耐震化で非常に問題を抱えております庁舎について、新たな庁舎を建設したいと、このように基本的に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、子どもの医療給付事業とひとり親家庭医療給付事業の関連についてお聞きをいたします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 おただしの内容については、どちらを優先にするかというようなことかと思えますけれども、これは子ども医療のほうは15歳未満まで現在無料となっておりますので、医療費かかりません、窓口での支払いは。ですので、私どものほうのひとり親医療はかかった医療費に対しての助成というようなことになりますので、かからない医療費についての助成はないということで、子ども医療のほう優先というようなことになります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

ただ、あれですか、実態上、そうか今はそういうことなくなったか、15歳以下だからみんなかかるわけだからな。はい、わかりました。了解しました。

あと、次に新物流システム構築事業ということがありますが、これは具体的にどのようなことなんだな、主要事業の中でも見てみたんだが、ちょっと私には理解できない部分がありましたので、どういう事業なんだか大まかで結構ですので、お知らせをしていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

当町のいわゆる物産品とか、観光のお土産品を送る際に、スタートの時点では一応ワンコインということで500円で送れると、非常に安い事業でやっていたわけです。

ところが、今まで協力店のほうにやるお金が今までいっていなかったということがありましたので、今年度から一応600円という形で安い金額で、いわゆる送料がかかるということで実施をしている事業なんです、現実的にはそのほかに佐川急便さんとヤマト運輸さんに対しては、町からそのほかの手数料として1件につき300円のお金をお支払いしているということでございます。こんな簡単でよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解しました。

次に、一般質問等の中でも会津縦貫南道の今後の運動というのか、格上げの運動というもの

が重要だということを中心に議員の側からも強調されましたし、町当局としてもその重要性については認識をしていると、こういうことになっておるわけですが、予算書見る限り、私もこれ委員会所属のところで大変恐縮なんです、予算的な配置がないような気がするんですね、ずっと見てみたんだけど、議会のほうにでもあるのかなといったら、議会サイドにもないような気がしますし、その辺どのようなことに今後なっていくのかお聞きをしたいというように思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えをさせていただきます。

予算書の100ページをごらんいただきますと、101ページになりますか、会津縦貫南道路整備促進期成同盟会負担金5万7,000円とございますが、そういった活動費につきましては同盟会の予算で実行させていただくという形でございますので、南会津町については年間5万7,000円の負担という形で実施しております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

もう少し元気な声でいいですよ。

○4番 室井嘉吉議員 いや、静かにやりますので。

5万7,000円ということなんだけれども、これ恐らく従前踏襲的な、こういう予算配置だというふうに思うんです。だから、これはきのう、おとといらの議論聞けば、これでは不十分だろうというふうに思いますので、これ今後補正とか何かもあるんだというふうに思いますから、その辺はぜひそういう運動が文字どおりやれるような、裏打ちされた予算の配置を要望をして了解します。

そして、次に……

○芳賀沼順一議長 いや、一応要望したら、答えも聞いてください。

○4番 室井嘉吉議員 要望したいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えさせていただきます。

特別な催しとイベント等あった場合は、同盟会、関係町村と協議した上で、それらに係る経費については補正予算のほうで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、伊南のプールなり、館岩のプールということで、予算上では監視員賃金ということで予算計上されているんですが、きょうも前段で議論になりました南郷プール等のこれら経費については当然必要だというふうに思います。だから、これらの今後の扱いについて、どのように考えているのかお聞きをいたします。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 参考までにといいますか、伊南と館岩、ほぼ同規模というような判断をしますと、それらに係る管理人あるいは監視員、事故が起こらないようにということで毎朝行って水温をはかったり、塩素の濃度をはかったりというような、公共のプールということになれば必要になってまいります。それらにつきましては、先ほど普通財産ということもございましたので、今後の活用の仕方を十分地域の方々と検討する必要が出てこようかと思っております。その中で、必要な部分について予算的にも対応する必要が出てくるのかなというふうに判断しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 地域住民の不安にこたえるという意味含めて、予算をきっちり配置するということが極めて今後の運営の裏づけになるわけでありますから、この辺は早急に対応するよう要望をしないと、こう思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

普通財産扱いということになりますので、総務課もしくは町民課の管理になりますので、私のほうからちょっとお話をさせていただきますが、当初予算の編成の段階ではこういった事態というか、町民の方々の声というものが届いておりませんで、当然のことながら関係予算についてはまだ入っておりません。したがって、夏場のプールのシーズン前の段階で、しかるべき予算措置、つまりは6月の補正予算ということになろうかと思いますが、その中できっちりとした対応を考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解しました。

次に、あらかい健康キャンプ村、これは事業名何というんだかちょっとわかりませんが、これらの予算はどこ見てもないような気がしましたが、これらの扱いはどうなっているのかお知らせをしてほしいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 答えいたします。

あらかい健康キャンプ村につきましては、指定管理料はゼロということで協定を結んでおりますので、予算上は上がってまいりません。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 つけ加えまして、ちょっと補足させていただきますが、当初予算の49ページをごらんいただきたいと思います。

ここの中の13番の委託料でございますが、49ページの13番の委託料ということで657万2,000円が計上されておりますが、その中の一部として環境共生型地域モデル実証事業業務委託料ですか、38万9,000円ということで出ております。これが今お話のありました内容のですね、私どものほうとしてはこの中でいろいろこれからの地域エネルギー、環境を含めて実証事業を今お願いしておりまして、その部分についての委託料ということで、ここで計上しておりますが、通常の委託料、指定管理の委託料というような形はとっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 追加してお答えしたいと思います。

ただいま総務課長申し上げました49ページの委託料の一番下の段ですが、会津高原パトロール委託料というのがございまして、これにつきましてはいわゆる滝原地区に委託をしておりますもので、平成21年から23年まではふるさと雇用再生の特別基金事業として実施をしていたもので、いわゆる滝原地域の見守り隊、パトロール事業というものでございます。中身としましては、あらかい健康キャンプ村の利用者への今まででいいますと、いわゆる不審者への声かけとか、地区の共有林への不法な立ち入りに伴うトラブル等がございましたので、これら含めて会津高原全体をパトロールするというような事業ということで今回計上させていただいておるものでございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると、何だかちょっと私もわけわからないところがあるんですが、あらかい健康キャンプ村と、この環境共生型地域モデル実証事業と、あとこの滝原の住民のやっている監視業務ですか、パトロール業務、これら一体をとらまえてあらかい健康キャンプ村事業という位置づけになっているんだという理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 ちょっと議論が混乱していますので、整理しますと、まずは旧八総鉦山小学校の中の事業ですね、あらかい健康キャンプ村ですね、これについては基本的に町は指定管理料も特別支払っておりませんで、その団体が独自に運営をなさっております。

それから、手前に環境共生型の地域モデル事業ということで、八総鉦山のほうに国道から入るところの右側に施設がございます。この施設については、まだ町としての行政財産というような取り扱いはしてありませんが、あそこの施設を使いながらいろいろ環境の問題、それから未来の地域エネルギー関係についての実証実験を今そこで同じ団体でやっていただいているということでございます。

それから、今、総合政策課長からお話あったのは、滝原区のほうにお願いをしまして、あそこの周辺のパトロール事業をやっておりまして、その3つが関連しますので、それぞれ説明がちょっとごちゃごちゃになってしまって申しわけありませんが、そのような状況で予算化をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そういう3つのことだということはわかりました。

それで、そのモデル実証事業というやつなんですけど、私らの産建委員の部分でも、あそこを見学というか、勉強しに行ってきたんですけども、あの中でやっているのは太陽光、あとペレット、あと雪室といったかな、水力はやっていないと思うんです。この3つだと思うんですよ。そうすると、私率直に言って疑問感じちゃうんですけども、太陽光だって町では個人住宅にまで補助出してやるべとなってるっぺ、あと雪室だって農協のトマト選果場も見てきたけれども、あそこでも既にもう実証やっているんですね。そして、ペレットだって、我が町にはそういうような工場は実際ないけれども、ほかのまちではもう工場もつくって、手に入れる気ならもういつでも手に入る、こういう実態なんですよ。

そうすると、何これ実証検証をするということなんだか、私の頭ではちょっと理解できないんですよ。これ導入前で、そういうものがいかにいろいろな部分で、こう何というのかな、人間生活の上で効率的な部分があるんだということを実証するためにやっているんだというふうにおれは思うんですけども、もう既にそういうものは普及している現状の中で、それ以上にどういうものを求めていくような実証検証をやろうとしているのかなということに私自身は大きなわからない部分がありますので、そういう点からもこの辺のところは本当にこれどう考えたらいいのかなと、こういう気もしますので、町としてはその辺どういう受けとめしていただけるのかお聞かせをいただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに、議員おっしゃるように今現在、それぞれの個人の家庭の中でも、個人的にも、あるいは組織の中で利用されている状況にはあります。ですけれども、町として一定のこういう総合的な中でどのような状況になるのかということを一定期間検証して、これからその検証の結果を踏まえた中で判断していきたいと、そのように考えております。ですから、もうしばらくそのような状況が続くかと思えますけれども、総合的にそういうのを複合的に考えた場合どうなのかと、また今は再生エネルギー大変注目されておりますし、そういう中で個人的な家庭の中で活用した場合にはどうなるかということは今後検証した中で、皆さんにも発表しながら、そして皆さんにも見学していただきながら、もう少し、ややしばらく時間いただきたいと思えます。そういうわけで、昨年も再生エネルギーのことでは、あそこも研修等を受け入れていただきましたし、そのような場所もいましばらく必要かなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 はい、了解しました。

大変、前段の部分では議長さんにご迷惑をおかけしましたが、以上で私の質問は終わりにします。ありがとうございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 それでは、最初に通告をしておきたいと思えます。

一般会計予算書から、39ページ、13委託料、41ページ、13委託料、48ページ、19負担金補助及び交付金、それから51ページ、13委託料並びに19負担金補助及び交付金、P62、委託料、P93、19負担金補助及び交付金、P129、13委託料並びに19負担金補助及び交付金、P138、7賃金、以上が一般会計予算書からです。

続いて、当初予算概要から、No.14景観づくり推進事業、85観光スポット関係、89会津高原スノーシャトル関係、最後113町災害対策総合支援事業関係、以上を質問したいと思っております。

最初、39ページの委託料の中にあたご館の管理というのがあります。この施設管理委託料は、管理料の中身と委託先をお知らせください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えします。

まず、経費でございますが、これはあたご館に係ります光熱水費ですとか、そういった部分の通常の維持管理をするための経常経費ということでございます。

それから、委託先でございますが、これにつきましてはシルバー人材センターのほうに委託をしております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

それで、この光熱水費、通常の管理ということですが、管理に当たる人件費等、この中には入っていないんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

この中には、施設の管理をしていただく職員といいますか、臨時職員の賃金相当部分も一部この中に入っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、了解しました。

続きまして、ページ41、委託料の中に集落支援事業委託料が468万入っておるんですが、これについては総合政策課での説明をいただいた以外の集落支援なのかなというふうにちょっと感じたんですが、この委託料の中身と委託先をお知らせください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

この委託料につきましては、財団法人南会津町総合支援センターにおける集落支援員の賃金等の委託の関係でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 といいますと、舘岩、伊南、南郷の集落支援員の方の人件費ということで理解してよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

伊南と南郷につきましては、一般会計のほうの賃金でとっておりまして、こちらのほうはいわゆる財団法人でございますので、集落へ1名分は舘岩の南会津町総合支援センターのほうに

配置をして、その給料分についてうちのほうで委託料として支払うということでございますので、館岩分の支援員というふうにご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、了解。

続いて、48ページの負担金補助及び交付金ですが、この中で無線システム普及支援事業費と、それから地上デジタルテレビ放送改修事業ということの補助金になっておりますが、この中身と補助金の先はどこですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

まず初めに、上のほうの無線システム普及支援事業費等の補助金の関係でございます。これは、いわゆる地デジの難視地区に対する国の補助を一たん町で受けまして、その施設に支払うということでございます。新たな難視地区といいますのは、いわゆる地上デジタル放送が視聴できないということで、これらのエリアにつきましては基本的に新しく共聴施設組合をつくるか、または高性能のアンテナをつけるかというような2つの選択肢を求められることとなります。これにつきましては、あくまで無線システムにつきましては、国の補助の分をそのままそっくりそういう施設に補助するという分でございます。

その下の地上デジタルテレビ放送改修事業につきましては、いわゆる国の補助以外に、そういう方たちの施設の個人の負担が出る分につきましては、町単独の助成をするということございまして、具体的には新たな共聴施設組合の申し上げました組織化、それから高性能アンテナの設置等をするということございまして、現実的に施設としては、いわゆるCAテレビの関係も入れますと、17施設197世帯が新たな難視世帯という形で今のところ想定をされてるところでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 補助先と言ったんだけど、そこ何か落ちたようなんですが、この補助先というのは、例えば無線システム、わかりました、国からくるというやつ。その地域というか、もう本当に全町ばらばらということなのかな。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

基本的には、全町ばらばらですが、田島地域がほとんどございまして、田島地域で約16地区近くございます。それから、新たなもう1地区考えられますのは、館岩地区の高杖原地区の

一部について、新たな難視地区ということが想定される、懸念されるということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ばらばらということですので、それ以上は求めません。

それでは、ページ51、13番のまず委託料からですが、地域乗合タクシーの運行委託料、その委託先と確認の意味でその中身と、今までの実績といいますか、そういうのわかりましたらお願いします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

田島地域においては、栗生沢乗合タクシー、萩野・藤生乗合タクシーの2つがございます。これらにつきましては、田島地域の3つのタクシー会社、すべて依頼をしているということでございます。

それから、南郷地区につきましては山口タクシーに委託をしておるところでございます。

それから、館岩地区につきましては、田島にあります会津交通に委託をしているところでございます。

今までの実績で申し上げますと、栗生沢乗合タクシーにつきましては、1便当たりの人数4.2人、昨年の実績です。収支率でいいますと27.9%、萩野・藤生乗合タクシーにつきましては、1便当たり4.1人、収支率16.9%、南郷地域乗合タクシー、1便当たりの人数1.8人、収支率10.4%、館岩地域乗合タクシー、1便当たりの人数1.5人、収支率3.2%というような実績でございます。本年度につきましても、ほぼ同じような推移で収支は移行しておりますが、南郷地域において一部、11月から病院の関係がありまして少しですが実績が上がっているというような例もございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 地域の足になって、糸沢に議会報告会行ったときも、非常に助かっているという話、そうじゃない、それは萩野の人が乗って糸沢は乗れないという話だったな、失礼しました。

それで、実は南郷の利用者の中で、実は青柳までは来ているんですが、伊南地区に病院、歯医者等、病院があるので、せめて古町まで延ばしていただけないような話を前々から伺っておりましたので、そのことについてそういうことが可能かどうか、ちょっとこの辺のところをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

それぞれの地域、地域公共交通会議を検討する組織がございまして、例えば館岩ですと館岩とか、南郷にもございまして、それぞれの地域の課題をその組織で話し合いました要望しまして検討した結果、それぞれ改善する点はございますので、そういうことは可能だと思っております。

例えば、南郷地域ですと、今まで乗合タクシーの通っていなかった地区にも、今回走らせるというような動きもしておりますので、地域の要望があれば、その中で話し合って、その運行路線を若干変えるということは可能だと思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、了解しました。

それから、同じくページ51の中の負担金補助及び交付金の中の公共交通対策協議会補助金、これ2,000万近くあるわけですが、これの補助先と中身についてお尋ねします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

これにつきましては、町の公共交通対策協議会に対する補助金でございまして、この公共交通対策協議会につきましては今までですと、いわゆるバスの内川線の買い支えのお金がここに含まれております。それから、この協議会そのものの運営費ということで、事業といたしましては、いわゆることしから始まりました高齢者の運転免許自主返納に係る経費、それから夏休み子ども体験ツアーというような経費、それから野岩線、会津線、会津バス等の運行のアップに対する事業の経費等でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君、ちょっと申し上げますが、残り15分ですので、数あるようですから。

○10番 山内 政議員 十分です。

ページ62番、委託料、この委託料の中に緊急通報体制と、それから住民生活に光をそそぐ交付金事業というのが入っておりますが、この事業についてお尋ねしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

緊急通報体制整備事業でございますけれども、主にひとり暮らしの高齢者の方に対するサービスでございまして、電話等プッシュボタンを押しますと、例えば緊急時、倒れたときにそう

いったプッシュボタンを押しますと、若松にあるセンターが対応しまして、例えば救急車の手配、もしくは火災のときには消防署への手配とか、これには協力者という方がおまして、約3名を選任していただいております、隣の方とか民生委員さんとか、そういった方が協力者になっておりますので、そちらのほうに緊急に連絡があれば、行ってもらって状況を確認してもらって、いろいろな対応をしてもらおうというようなことが緊急通報体制でございます。安否確認も必要なものですから、毎週1回、センターのほうから電話をしまして、お元気ですか、どうですかみたいなことで、毎週1回、最低1回はお話をするというようなことでございます。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金事業の高齢者見守り支援事業でございますけれども、これにつきましては田島地域に4名、それから伊南、西部地域4名の見守り支援員を配置をしまして、高齢者のひとり暮らし、もしくは高齢者世帯、障害者の世帯等を見守りをするというようなことで、これについても安否確認を含めた、例えば高齢者の相談、困りごと等をそれぞれ見守りをしながら確認をしております。

ただ、例えばひとり暮らし高齢者の方、南会津町に今800人おります。840人ぐらいですかね、おりますので、毎日というか、そんなに小まめに回ることにはできませんので、その内容によって例えば毎週1回見守りが必要な人、2週間に1回必要な人、それから民生委員さんも見守りをしておりますので、民生委員さんとのすみ分け、それからホームヘルプサービス等のサービスを受けている場合には、余り小まめに必要はないんじゃないかというようなことで、その辺の調整をしながら見守りを行っています。これはことし3年目になりますけれども、1年目は緊急雇用の資金を財源にしましてやっております、昨年度からきめ細かな事業のプラスして住民に光をそそぐ交付金がありましたので、昨年と今年度についてはそれと、あとは地域福祉基金を財源として事業を実施しているものでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ありがとうございます。

それでは、93ページの負担金補助及び交付金でがんばる企業・創業支援事業補助金、丁寧な説明あったわけですがけれども、実はことし特別委員会で回ったときに、企業経営者と学校の教育関係者、同じテーブルに着いて地元雇用するために学校側としてはどういう教育を企業者が求めるのか、そういうことをぜひ知りたいと。企業者側、要するに雇う側のほうも、そういう情報があればやりたいみたいな話があったわけです。ぜひ、そういった場をつくっていただきたいなと思うんですが、そのことについてちょっと一言お願いします。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

おただしのように、現在そのような組織はないというのが実情でございまして、現在私のほうで県の振興局、あるいはハローワーク、さらには学校、高校ですね、高校に就職支援員さんもいらっしゃいますので、非常にそういう横のネットワークが大変重要ではないかというふうに考えてございまして、平成24年度中には協議会というような形になろうかと思いますが、ぜひ立ち上げたいというふうに考えてございまして、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ひとつそのようをお願いいたします。

それから、ページ129番、所管がえでちょっと説明がなかなかいただけませんので、ここで伺います。

この3感がっこう送迎バスという非常に奇抜な名前なんです、この運行委託料の中身、それと一緒に聞きます。同じ19番の負担金補助及び交付金の中の婚活支援事業補助金の委託先と聞きますか、補助先と聞きますか、それについて。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

まず、3感がっこう送迎バス運行委託料でございしますが、これは前々から館岩地域の小学生を対象に夏休み期間中ではございますけれども、放課後子ども教室の一環といたしまして館岩のセンターを利用して子供たちを一堂に会して、さまざまなお勉強をするということで、これは夏休み期間中に実施しているものでございまして、それらの送迎バスの運行の委託料でございします。

それから、19番の補助金の関係でございしますが、これは主に西部地区で若い人の出会いの場と聞きますか、そういったようなものを本年度から新たに設けたらどうかというような声でございましたので、実行委員会、これどういう形になろうか、これから検討してまいりますが、地域の若者あるいは宿泊関係、そういう第三セクターも含めて、そういう方で実行委員会をまずつくりまして、そちらのほうで地元の独身者、それから町外の女性の方などを対象に、そういったようなお見合いのパーティ形式なもの、これの中身についてはこれから詰めてまいりますが、主に南郷地域あたりを対象に例えば農業体験とか、そういうものを含める中で、そういう道が開ければいいなということで、本年度計上しているものでございします。よろしく願いします。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、わかりました。

それでは、予算概要の中から幾つか。最初に、85番の観光スポット直通バス、その事業の本身と、同じ観光ですので、89番のスノーシャトルバスの23年度の直近の実績あれば教えてください。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

まず、85番の観光スポット直通バスでございますが、こちらは駒止湿原、それから高清水自然公園、それから田代沢の3カ所にシャトルバス、タクシーを運行すると、2次交通のためでございますが、23年度の実績につきましては駒止がバスとタクシー合わせて35名でございます。それから、ヒメサユリにつきましては同じように合計して48名、それから田代については残念ながらゼロでございました。

それから、続きまして89番の会津高原スノーシャトルバスでございますが、こちらは県内の郡山、須賀川、白河方面へシャトルバスを出しまして、スキー場に送客するという事業でございまして、まずAコース、これはだいくら、南郷のスキー場でございますが、こちらが3月11日までで計826名の送客でございます。それから、Bコース、たかつえ、高畑が715名ということで、合わせて1,541名ということで、テレビでも紹介されまして、非常に反響が高かったということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 よくわかりました。非常に何か実績として上がって、よかったなというふうに思っています。

最後、113の町の災害対策総合支援事業ということで、マップをつくられるということなんですが、この関係で地域住民のかかわり方といいますか、見直しの重点項目といいますか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

この事業の中には、幾つか大きな業務がございまして、その中でただいまおただしのありました住民の関係する部分についてお答えを申し上げます。

地域防災計画、大震災と豪雨災害を受け、見直しをしなければなりません。ただし、国の災害基本計画が現在見直し中でありまして、その見直しが24年の夏ごろまでかかるというような見込みになっておりまして、それを受けて福島県が、さらにそれを受けて整合性を図りながら

各市町村が防災計画の見直しをするという手順になってございます。

町としましては、平成24年度において、そういった防災計画、本文の見直しを待たずにですね、それに先立つさまざまな調査を予定しております。それらの事業が、この総合支援事業ということでございまして、まず現況避難所の見直し作業を行います。これは、すべての避難所の規模、収容人員、さらにはそこにある設備、食料はどのくらい整っているかといった、そういった現地調査を行いまして、避難所の再選定も含めて見直しを行います。その際に、住民の方にさまざまなご意見を伺いながら、不備のある面、そういったものを聞き取りをしていきたいと思っております。

その避難所調査を受けまして、今度ハザードマップの作成を行いたいと思います。町内全域10地区に区切りまして、すべてのいわゆる住家がある地域について、新たなハザードマップをつくります。これにつきましても、今回の豪雨災害で得た経験などを住民の方から聞き取りを行って、そういった意見を図面の中に落とししていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つが各種マニュアルの作成でございます。災害が起こった場合、最初の初動というのが一番重要になってまいりますので、そういった職員の初動マニュアルを中心に避難所の運営マニュアル、さらには避難勧告等の判断、こういったときにやるかというきっちりとしたマニュアル、伝達マニュアル、物資調達マニュアルという、そういったものをきちんとつくって、地域防災計画の策定に備えたいというものでございます。

○芳賀沼順一議長　ここで議長より申し上げます。

議案審議の途中ではありますが、ここで一たん休憩したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　それでは、暫時休憩いたします。昼食休憩とします。再開は午後1時といたします。ご苦労さまです。

休憩　午前11時50分

再開　午後　1時00分

○芳賀沼順一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。

2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 一般予算書の49ページの14の使用料及び賃借料のところなんですけれども、温泉掘削地敷地借上料5万とありますが、これは場所はどこですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

水無川沿線にございます旧温泉の掘削をいたしました敷地でございます。

○芳賀沼順一議長 長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 この5万円という数字、1年だと思うんですけれども、これ何年前から払っていますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

具体的な年数については、後ほど調べて報告させていただきます。

○芳賀沼順一議長 長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 私の記憶では、議員になる前だから、もう10何年もたっていると思うんですけれども、町としてはこの温泉掘削した跡を今そのままにしておいて、今後はどういふふうな対応をとる考えかお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

敷地の借り上げ料では、年間5万円ということでお支払いをしております。そのほかにも、年1回ですが、その敷地の環境整備ということで刈り払い等も実施をしております。具体的に、今後どのようにこの敷地について利用していくかということには、明確な計画等を持っているわけではございませんが、敷地の保存ということで今のところは考えておるところでございます。この温泉掘削敷地のデータについても、依然保有はしておりますので、もし開示の請求等ございましたら、私どもでは提供したいという思いでおりますので、その敷地についてもそのまま借り上げておくということでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、町ではこの温泉を何かに利用しない限りは、このままずっと敷地借上料で5万ずつ払っていくという、そういう考えですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

前に、ふるさと創生事業がございまして、その際に旧田島地域において公共的な温泉がない

ということで、それぞれ候補地の中で、先ほど総合政策課長答弁しましたとおり水無川流域で掘削事業を行いました。実際に、温泉については湯量と申しますか、温泉まで到達したわけですが、湯量及び温度について利活用する際に相当数の経費がかかるということで、公共施設の利用としては断念をした経緯がございます。その後、実際に掘ったことも事実ですし、温泉が出ていることも事実なので、それぞれ民間企業等、そういったいわゆる利用したい、そういった利用計画で町が承認すれば貸し出ししましょうと、そういった一つの方向性を出して維持管理については今お答えしましたとおり、年間5万の借地料で維持管理をしているということが現状ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

先ほどの何年から借り上げているかというようなおたがしでございますが、平成3年の9月12日から借り上げているということでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、この温泉については町では民間で、町と一緒にやりましょうとか、そういう会社が出てきたら、町でも一緒にその温泉を利用していくという考えで理解していいんですか、副町長の答えは。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 当時の判断としては、公共施設としては利用を断念するという答えを出しておりますので、他に民間のほうで利活用したいというような申し入れがあれば、その内容を審査した上で貸し出しをしましょうという判断をしているところでございます。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 それでは、町ではそういう計画がない限りは、エンドレスにこれ借り上げ料5万というやつを払っていくという計画ですか。それとも、これをもう温泉の開発はやめて、これを埋め戻してもとの敷地に返すという、そういう考えはないんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

確かに、物がある施設でございますので、100年、200年、1万年までずっと続くということはないものと思っております。そのいわゆる原型に復旧する時期というのは、もうしばらく検討をさせていただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 2番、長谷川耕一君。

○2番 長谷川耕一議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それでは、概要の40番と83番と121番。予算書のほうは92ページ、19節の負担金、農林水産業費の負担金、補助金の南会津非出資漁業協同組合、この部分。それと、予算書の70ページ、8節の報償費、保健協力員活動謝金、この5点質問いたします。

不妊・不育の治療、昨年質問をいたしまして、今回予算に上がってよかったなというふうに思いましたけれども、ちょっと内容、所管ではないので、1回の治療の補助回数、補助額の限度、これがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

今回、不妊・不育治療の助成ということで新規事業として計上をさせていただきました。不妊症については、結婚して2年以内に妊娠しない場合、それから不育症については妊娠しても流産とか早産を繰り返して、なかなか元気が赤ちゃんが得られないというような方に対するの助成でございます。

県のほうの不妊治療の助成もあるわけですが、県の助成は、県の場合には所得制限もありますし、さらには特別な治療ということで、人工授精ですか、これとかが対象なんですけれども、町の場合には人工授精の前のいろいろな検査とか治療とか、そういったものに対するの助成をしようというようなことでございます。

さらに、助成の期間については2年間で、1年当たり20万円を助成をするということで、現在、不妊・不育の方がどの程度いるのかというようなことがなかなかつかめない状況なものですから、当初予算としてはそれぞれ2人分で40万の80万を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 不妊治療に対しては、県のほうでは1回15万で2回までということで、これはわかっていました、前回は申し上げました。今回、2年間で年間20万ということだと、私が申し上げた一番前の段階に対しては県の助成とかがないということで、ここに手当てをしてくださったんだと思うんですけれども、人工授精、体外受精、顕微授精とか、前も申し上げましたけれども、この部分についての助成は県の助成だけで、町としては考えていないのか、

これは体外受精は30万から50万、顕微授精は35万から55万、1回かかるんですけども、これに対しての補助は考えていなくて、これは県のほうの、私は県のほうの15万の2回ではなかなか経済的に厳しいと、これは一般の町民の方からいただいた声を申し上げたんですけども、この部分についてはどうなんですか、ないんですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

県のほうの助成、人工授精とかになるまで、かなりの費用がかかるということをお聞きしましたので、県の助成で受けられる部分については、もちろんそちらのほうを受けてもらって、それまでのさまざまな経費について町のほうでは対応したいというようなことでございます。入院時の食事料費とか、あと差額ベットとか、病床料とか、そういったものは対象外なんですけれども、医療保険各法に規定する不妊・不育治療、それから保険外適用、さらには治療の一環として行われる検査とか、不妊・不育原因調査のための検査等について、町のほうでは助成をしたいというようなことで、県のほうで受ける分とは重ならないように、重複しないように考えております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ちょっと求めた内容より低いような気がするんですけども、これが議決後は町民の周知、本当にこの声っているいろいろな情報を提供しても届かない、この人たちはごく少ない弱い人たち、そして前回質問したときには子を持ちたいけれども恵まれない、その人たちにあきらめないで子を授かる喜び、こういうものを町長は与えたいという思いがあって語られたことがありましたので、きょうの新聞に休眠卵子育て不妊治療と、これ全く新しい聖マリアンナ医科大学で開発したやつ、これなんかも本当に女性の卵子はだんだんだんだん減っていくそうですけれども、男性の精子はつくり続けられるという違いがあるそうですけれども、卵子として成熟しないものにまでというような研究も進んできていますが、この不育治療、恐らく知らない方、実際に悩んでいらっしゃる方、何度も流産している方の声を聞いて私質疑したわけでありますから、周知のほうをぜひ徹底してお願いしたいと思います。

あと、所得制限、夫婦合算の所得制限は県と同様でしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

この制度のPRについては、町の広報紙はもちろんですけれども、ホームページ等、何回かの掲載をしながらPRをしていきたいというふうに、広報をしたいというふうに思っております。

す。

それから、所得制限でございますけれども、所得制限については設けないというようなことにいたしました。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、了解しました。

それでは、83番、がんばる企業・創業支援、この支援に関してですけれども、私はこの支援事業がだめだということか、そういうことではなくて、この事業に今の時期に足りないと考えている部分が、前の一般質問でも申し上げたことがあるんですけども、農業政策、本当に手厚く喜ばれています。そして、生活環境改善工事支援事業、これなども喜ばれた方が多数いらっしゃいました。今回のものでも、製造業、そして雇用、そういうものに対する製造業の創業に対しては設備的なもの、今継続されている方の雇用の支援とかありますけれども、商業とか観光業とかのもっと小さい人たちですね、その人たちが今は11月30日までの損害賠償金、こういうものがあるから、でもその後、果たしてこの11月30日までにもとに、以前のように戻ってくるか、これを不安視しております。

そして、今収入が激減しております、補償をいただきながらも将来の不安のためになかなか投資もできない。ですから、商店街、それは前も言いましたけれども、生活環境改善工事なども営業部門はだめだよということでペンションとかの屋根とか造作とか、もうひどくなったけれども、だめだということがあったので、そういうところに対する、もうちょいこれに漏れている部分に対する、これはすぐにどうこうの話ではないですけれども、そういうところに対する支援、これをしていかないと田島地域の商店街、西部地域の観光業、宿泊業、こういうところはかなりのダメージになると思いますので、この辺に関する政策的な考え方お聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答えいたします。

このがんばる企業の支援関係でございますが、現在おただしのように雇用奨励型については製造業のみということで検討してございます。

ただ、確かにおただしのように観光業等、民宿、ペンション等も含めて、あと商店街も含めて、かなり風評被害等でご苦労されているということは重々承知してございます。ただ、要綱上、現在施設整備のほうですね、そちらのほうはそういう検討ございませんが、製造業のみの雇用奨励型、いわゆる町内の町民の雇用に関しての補助という観点からすれば、製造業のみと

定めておりますので、そちらにつきましては今後要綱等の中身を精査させていただきながら、さらにいろいろな方々のニーズ等の調査を踏まえて、再度検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに、個人的なものという、結果的にはそのような形に見えるかもしれませんが、プレミアム商品券とか、そういう形の中で町全体の経済活性化を促したいということの支援もありますし、それからあとは観光に対しましても、観光物産協会通したいろいろな中で、そういう支援をしていっていることもあります。

ですから、そういう直接的なものばかりでなくて、その団体あるいは組織を通した、そういう中で支援もしているものもあるわけですので、いろいろ状況によってそのようなことも必要になるかとも思いますが、現在のところはそのような対応をしていきたいと、そのように思っています。

農業支援ということを言われましたけれども、農業支援もただ農業をやっているから支援するんじゃなくて、このような農業をしたいと、このような経営をしたいと、そういう要望に対しての支援でありますから、商工会の方々も自分たちはこのようなことをやりたいんだと、そういうんならば、またいろいろな方策はあるかと思えます。ご理解願いたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 商工会員でなければ、ちょっと難しいのかなと、本当に小さいところに対しては個人的な資産の形成、そういうものに補助するというような考え方になってしまうと、これはできないと思えますけれども、商工観光課長の要綱の中で検討、この辺ぜひお願いしたいというふうに思えます。

続きまして、121番の上木賊発田島高校行きの会津バスの廃止に伴って、高校生の送迎の予算、このことの裏側の部分ですね、これに関して、今までこの上木賊線、うちのほうでは1番と言っているバスですけれども、これの乗車率等わかりましたら、お知らせいただきたいと思いますが。人数でも結構です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 なかなか出ないようでしたら、この線を利用していた方の代替というか、1番がなくなってしまって、この方たちで田島の南会津病院に行くだとかという、そういう人たちの代替の考え、この予算の裏の部分、表に出ていない部分ですけれども、その考えが、もちろん4月からですからあると思うんですけれども、その辺ちょっとお聞きしたいと思いま

すが。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

田島高校・上木賊線ですが、木賊を出まして田島高校まで行くわけですが、実はその後の路線に桧枝岐線というのがございまして、この路線に乗車できるという計画でおります。現実的に、上木賊線の1番を利用していた生徒につきましては、田島高校生の女子生徒が2名でございます。そのほかに、1名程度、時によってはいわゆる病院に利用される方が利用されていると。ただ、帰りの田島高校から上木賊線につきましては、荒海地区の方も乗車されておりますので、乗車率はその程度分、少しはアップしているということでございます。

したがいまして、一番先に申し上げましたとおり、上木賊線につきましてはいわゆる乗合タクシーを巡回して運行いたしますので、上木賊線から観光所までは乗合タクシーによって今までどおりの運行ができますので、その観光案内所から次のバスである桧枝岐線に乗車すれば、通常のいわゆる病院通いが可能かということでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、了解しました。

70ページの報償費、保健協力員の謝金についてのところなんですけれども、これの1人の協力員の担当世帯、これに上限値はあるんだと思うんですけれども、それ1つずつ聞きます。上限値あるのかどうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

保健協力員は、全部で122名の方がいらっしゃいますけれども、そのうちおおむね60世帯に1人というようなことを基準にやっておりますけれども、地区のさまざまな事情等によっていなかったりした場合には、100世帯を超えている方も1名いますけれども、そのようなことで一応基本的には行っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 あと、条例改正のところでは20世帯を超えないところは2分の1の基本割額になることがありましたけれども、この数は近年世帯の減少とかでふえてきているんでしょうか。数はどのくらいありますか、2分の1になるところですね。今までは、何世帯であろうと、行政区単位で基本割1万円だったと思うんですけれども、今度の5,000円になるところは何行政区あるか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

20世帯以下の地区については16カ所でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それで、今回身近な行政区で行政区の世帯数は27世帯あるのに、保健協力員の推薦依頼は17名の保健協力員の区割りということで依頼があったということがありました。それで、そうしたら10世帯分は隣の行政区、非常に隣接しているわけですけども、細長い行政区のうちの10世帯分は隣の行政区で保健協力員の依頼をして、そこの管理をしていたと、いろいろな配布物とかですね。そういうことは、保健協力員の区割りというのが行政区単位でなくてあり得るということなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

私どもとしては、行政区単位での配置というようなことで考えております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ほかには、私の言っているところのほかに、南会津町でそういうところはないと。この保健協力員の依頼というのは行政区単位という考えで、理解でよろしいんですね、ほかにはないということですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 それぞれの地区の行政区長に選出をお願いしておりますので、行政区単位ということでございます。ほかにはございません。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

次に、92ページの農林水産業費、ここの部分に移りますが、昨日の一般質問の中でも出ていましたけれども、270万の補助金、この金額が云々ではなくて、そのやりとりの中で魚類の放射性物質検査、これができていない、この部分で私も漁協のほうに、きのう帰って伺って見たら、田島の針生地区で行っている養魚所、ここが県のモニタリングポスト、養魚所の南会津町の、なっているという話を聞いたんですが、これは事実でしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今の件は、私のほうで確認とれていませんので、あとで確認してお知らせします。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 じゃ、県の各町村ごとにモニタリングポスト、この養魚所とかのあるということなんですけれども、それは南会津町ではそういうのは承知していないということなんです。そこの情報を聞くと、毎月検査をしてきて全く問題のない数値だということを知っていて、きのう館岩の業者も、ずっと館岩で養魚している、成魚を買ってきたとかでなくて養魚しているものを検査していただいたら、全く問題なしということでした。

ですから、どこの地区も問題ないと言えるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひとも町のほうで補助して、漁業組合に任せっ切りというのか、4月1日になって安全でしたよじゃなくて、もう通常でしたら年券がかなり売れている時期、やっぱり売れないというのは不安視して、よその地域では解禁をずらしたりというようなことがあるので、ぜひそういうところはもうちょっと漁協と密に連絡をとって、こういう情報が入らないというのはちょっと不思議だなと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

今度の18日に、東部漁協の定期総会がありまして、そこに私も出席する予定でいます。その関係で、その内容について詳しく聞いてきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 西部漁協の組合長さんに13日にお尋ねしております。放射線の自主的な検査はどのようになっていますかというお話です。

4月1日から、県内一斉に溪流の許可が出るというようなことでありまして、現在は特別採捕許可書をいただいて、それで試し釣りをして検体を集めるというような状況だそうでございます。14日から、その試し釣りに入るといようなお話を伺っております。

なお、人数については5名の方の許可を得て釣りに入るといような状況だそうです。その場所は、館岩の河川から南郷地区の1カ所、それから只見地区の溪流1カ所といような形だそうですが、実際どの程度の量が釣れるかどうかは、やってみないとわからないということで、最終的にはどこの河川のものが出ていくかは結果待ちといようなことだそうでございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 今やめようかと思ったんですけれども、14日から入ると、もう14日からやっているということですね、やっているけれども、採捕ができないために1キロにならないために検査依頼はできていない、検査結果も出ていないということですね。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 今お話いただいたとおり、14日から試し釣りに入っているということでございます。

なお、検査の方法は県内水面試験所のほうへ持ち込んで、そちらを通した検査というようなお話だそうです。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。ほかに質疑。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 予算書の111ページですね、所管外なので聞きたいと思うんですが、災害対策費の5番です。また無線のことと言われるかもしれませんが、点検料ですね、保守点検800万出ています。これ4年前に同じようなことで質問していたんですが、定期的に無線の場合だと報告とか義務ありますので、当たり前なんですけど、この点検料について800というのはことしだけでしたか、昨年ちょっと引用すればよかったですけど、これが毎年このぐらいの保守点検料が必要なのかというのが確認で、ことしだけ特別4年か5年たちますので、それでなのかということの確認が1つ。

それと、下の18番ですね、備品購入の69万円の部分の2つです。

まず、1つの始めの部分、これについてお聞きします。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 私のほうからは、保守点検委託料についてお答えいたします。

この800万という予算額につきましては、町内にあるすべての防災行政無線の点検を行うものでありまして、毎年経常的に発生する費用でございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 備品のほうは後でお願いします。

毎年800万は、これ普通、わかるんですが、その答弁で結構なんですけど、これ気にはなるんですが、妥当性というのはおかしいんですが、僕たちも素人なので防災無線というのは7億からかけているわけですから、基数、あと立っている鉄塔も多いので、800万という部分は、これはそう言われればそう、これが1,200万でも、そう言われればそうなんですけど、これについての検証というか、妥当性というか、他に自治体の調査とか整合性とか、その辺ちょっと僕はいつも気になる場所なんですけど、その辺はどうなんでしょう。ただ単に、言われたから委託料が800万なんでしょうか、その辺の部分もうちょっと詳しく知りたいんですが。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 先ほどの答弁で、若干足りない部分がございましたが、この防災行政無線はいわゆる南会津町全域のものでございます。それをご理解いただきたいと思います。

この点検業務につきましては、いわゆる設備の特殊性といいますか、デジタル無線を使っている関係で、製造元の扱い、製造元の機械を扱える業者が決まってしまう。ですから、町内あるいは近隣市町村の電気工事会社に競争入札等で落とせない特殊な点検業務になっておりまして、その辺の単価についても私も着任して1年ですが、ちょっと見直しできないかということで、細かく指示をして改善されてきている部分もございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 町民の安全・安心のための防災無線ですし、去年の災害もありますから、これに対して万が一動かなくなったら、これは大問題なので、保守点検は当たり前なんです。俗に言う、素人でいうと朝のチャイムと夕方のチャイムというのは、動いているからの確認の意味で鳴らされるんで、そういう意味ではセルフチェックのような形で毎日動くわけです。そこで壊れていけば、町民がうちの隣の動いてないよということで直す、原始的かもしれないけれども、一番簡単な一つの点検方法だと思うんですね。そういう意味で、これが毎回800という数字をメーカーから出されて、そうですか、そうですねという部分でいうと、今機械なんてテレビ、ご存じでしょうか、皆さん8年も10年ももっているテレビなんか1回も故障しませんよね。だから、そういう意味ではもう少し努力して、値段的な部分は交渉しているそうなんです。ぜひもう少し努力して、その辺メーカー1社なので、それは難しいかもしれませんが、ぜひ努力してほしいなと思います。

18番の備品購入の戸別受信機、あれ5、6万の品物ですが、それを今回購入しています。これについてももう少し詳しく聞きたいのですが。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 お答えいたします。

館岩総合支所の各戸に設置しております戸別受信機でございまして、現在、ストックしている数量が3個程度しかありません。これは不良箇所が生じたときに常に交換できるような体制で臨んでいるものですから、ある程度非常時に対応して20台程度ストックをしておきたいというふうなことで、今回予算の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。

実は、僕は勘違いをしていたところがあって、4年前のここの防災無線で予備費で戸別受信機を2,000万ぐらい買っていたという、2,000万だったかちょっとわかりません、100台以上でしたね。僕が一瞬気になったのが、それぐらいがもうはげちゃったのかと一瞬思ったんですが、1つ確認なんです、館岩方面の戸別受信機とこちらの無線機というのは全然違うものなんです、ちょっと確認したいんですけども、品物が違うものですね。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの保守点検のお話もございましたが、現在、4地域で防災行政無線が稼働しております。その中で、いわゆる三菱系のやつが田島地域と南郷地域ということで、保守点検のほうも一括、個別に発注すると諸経費等々かさむので、一括発注に1本でできるような体制しております。館岩と伊南については、日立系の、まだデジタル化していない旧体の中で現在使用しております。そこも一括して保守点検のほうも発注できるように、なるべく予算が圧縮できるような取り組みをしております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。

そういう意味では、こちらのほうはまだ在庫はあるし、三菱系と日立系があって、今回は日立系の無線機が3台程度なので、予備にということで了解しました。よくわかりました。

最後に1つだけ、Jアラートに対応することは、多分4年前につなぎ続ける600万かかるとかってありました。今確認で聞きたいんですが、もう完成して連結していますのでしょうか、その辺ちょっと確認しておきます。日本の全体の。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 Jアラートへの接続についてお答えいたします。

昨年より接続されておまして、有事があれば即緊急の放送が鳴るようになっております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 最後に確認ですが、今の部分でどの程度まで、今までもかなり今ありましたけれども、これって鳴りませんけれども、よっぽどでないとも鳴りませんねという、その辺ちょっと確認なんです、接続はもう完了してしばらくたつんですが、それだけ大きいのはないですね。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

例えば、地震の例で申し上げますと、福島県内、さらには会津地域を震源として6弱の基準で鳴るようなシステムなっております。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それがわかればいいです。6というと、かなりですよ、かなり揺れて鳴るということ、最近いろいろ携帯のほうは鳴るんだけど、こういうので危険ならば鳴るんじゃないかと、多分前回でも震源は宮城県沖なのに、あれで揺れるわけだから、今まで北海道と今回千葉沖ありましたけれども、あれで鳴らないのも何か不思議だなとか、内心つながっていないんじゃないかと思っていたものだから、素直に聞かせてもらったんですが、この近辺のところの震度だということですので、町民の安全・安心のための設備なので、ぜひ充実のために進めてほしいと思います。ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 ただいまの私の発言につきましては、後で基準値を確認して再度ご報告させていただきます。

○芳賀沼順一議長 ほかに。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私は、平成24年度の町政施政方針のほうから、こちらのほうがあえていいのかなということで、その7ページ、それからページ数だけ言います。10ページ、11ページ、12ページ、14ページ、16ページ、それから18、19、ちょこらちょこらですから。

まず、7ページです。7ページの下から2行目、滝原簡易水道で水道水の色素改善と、これ色素改善というのはどういうことかちょっとお願いします。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

滝原の簡易水道につきましては、以前からどしゃ降りの雨とか、そういうのがありますと、水道の水が濁るということがありましたので、今現在、緩速ろ過でしながら水道を出しているんですけども、これを今度急速ろ過に直しまして、色素を取る技術のろ過装置をつけたいということで、考えております。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

私も水道係に1年おりましたので、そちらの観点からお答えさせていただきます。

いわゆる水道水の色素といいますのは、山に降った雨が落ち葉等の色を含んで河川に流れ込むと、水の色が落ち葉によって色がつくというような状況になっています。これはなかなか取れない状況でございますが、これを取る装置を今回、滝原のほうにつくるという中身でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、了解しました。

それから、10ページですが、10ページの真ん中よりちょっと下ですね、真ん中あたりかな、農地・水保全管理支払交付金事業、これはどこなのか、モデル地区がどこなのか、そしてそれは5つ聞いているわけですけども、その選定した理由は何なのか教えてください。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

この事業は、第1期として19年から23年まで農地・水保全管理支払交付金という制度がありまして、24年から28年まで第2期ということでありまして、今回、南会津町がこの第2期の事業を着手したいと、そんなことで考えております。その中で、このモデルについては田島地区は永田、川島、伊南地区につきまは白沢、青柳、南郷地区につきまは鴛巣、この5カ所をモデル地区と選定しました。このモデル地区選定した理由につきましては、まず各今まで地区のほうから集落維持発展事業という要望のある地区、それでまた遊休農地、耕作放棄地を積極的に取り組みたい地区、あとは中山間直接支払の交付金を受けていない地区というようなことで、あとこの事業については町が県の土地改良区のほうに負担金を出しまして、25%、事業費の、県と国から、国は50%、県から25%、それがその事業地域に直接交付されます。その交付された金額を、その地区が責任を持って収入、支払い、事務の事業関係は地区の水路の泥上げとか、いろいろですね、農地の遊休農地の解消というような事業に取り組むわけなんです、その中でそういうふうな例えば役場のOBとか県職員のOBとか、そういう事務に携わる方がいないと、なかなか難しい事業なものですから、そういったことを選定しまして、この5カ所をモデル地区選定しました。

なお、25年度につきましては、今は集落座談会でこういう事業がありまして、モデル地区を参考にしながら25年度から実施したい地区については、また県のほうに要望して、この事業に取り組みたいというようなことで一応24年度のモデル事業を選定した内容でございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、了解しました。

それから、11ページが真ん中より上かな、2割のプレミアム、そして今回新たに1割の大型店向けのもやると、こういうことなんですけれども、昨年やってみた結果、どういう状況だったのか、それから換金率ですね、恐らく100%というのはなかなかいかないと思うんだけど、100%いったのかいかないのかわからないんですが、その効果のほどをお聞かせ願えればありがたいなというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○湯田文則商工観光課長 お答え申し上げます。

平成23年度実施いたしましたプレミアム商品券の販売関係でございますが、100%ということで、期間もそれほどたたないでの販売になってございまして、まず実績関係でございますが、町内の方が90.2%買われまして、町外の方が9.8%の購入という中身になっております。実際、換金につきましては議員おただしのように100%になってございまして、99.49%ということで2月いっぱい換金は終わりましたので、こちらが最終的な実績ということでございます。

効果のほどというおただしでございますが、町民の方にも20%ということで大変好評を得まして、5万円を限度ということでの販売をいたしましたが、もっと10万とか買えないのかとか、あるいは個人ではなくて例えばサークルとか、そういう団体でも買いたいんだけども、そういうようないろいろな要望があったというような話も聞いてございます。

主に販売では、飲食品小売業、販売というか使ったという実績でございますが、飲食品小売業がかなり多かったと、それからガソリンとか車両関係、そのようなところでかなり使われていたという実績でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 了解しました。

それから、11ページの一番下のほうに、きらら289の道の駅登録交付金ということで、これはオープンいつなのか、あるいは見通しがたたない、いつごろなのか、できれば新しいことなんで、あそこの何となく敷地はわかるんですけども、どの辺か、どういうふうにするというような何かこの地図みたいのがあると非常にありがたいなと思うんですが、まだそういうことが決まっていなければ、それはいいんですけども、オープンの予定なんかわかったら教えてください。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○近藤甚悦南郷総合支所長 道の駅の登録申請につきましては、県を通じて上げております。3月の中旬に登録の許可がくるという予定でございました。まだ、今のところ正式なものは入っておりませんが、オフレコで言われたことでは、大丈夫だよというようなお話はいただいております。

それから、オープンの開所式でございますが、4月の下旬、連休前に登録の通知がきてから、申請してから供用開始まで1カ月かかりますので、そのころを目標に動いておるところでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 オフレコでわかりました。

それから、裏の12ページ、真ん中より上なんですけど、総合特区制度ということで、その下に民間からの有力な提案も寄せられておりますと、非常にこれ気になるので、どんなあれだか、もし公開できないんなら別なんですけれども、ここにどんな提案あるのかなと思いますので、わかる範囲でお知らせできればと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

実は、過日開催をさせていただきました復興特区と総合特区の説明会の席上配付させていただきました事業提案がございまして、そこでは9事業を提案してございます。そのうち、9事業のうち4つの事業について民間の提案がございまして。

例えばですと、株式会社エコロニューム、それから筑波大学、福島大学の共同提案、それからNOP法人南山匠の会、南会津町ロハスな家とまちづくり協議会、このような提案がありました。特に、有力なと申しましたのは、特に申し上げれば株式会社エコロニュームの提案しましたスマートガードシステムということで、具体的に申し上げますと電動アシスト自転車とか、電気スクーターのバッテリーを利用して、いわゆるインバーターによりまして災害時に例えばテレビの電源にするとか、携帯電話の電源にするとか、電気系統というような提案とともに、あわせてまして電気バスの製造と運行等のような計画が上がっておるところでございます。これにつきまして、施政方針の中では有力な提案ということで上げさせていただきました。

なお、この資料につきましては、議員のほうにもいつているかどうかは存じません。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 民間からの有力な提案ということで、細かく書いていなかったもので、わかりました。

それから、14ページの一番下のほう、先ほどのハザードマップの件なんですが、結局、国とか県とか待ってないで、この町では早くやるというような感じで受け取ったわけなんですけれども、再度もう1回、そういう考えでいいのかどうかお伺いします。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

先ほどの私の答弁で、国の防災基本計画、さらには県の防災計画の策定を待つと、平成25年の町の防災基本計画のいわゆる本編の見直しに、そこまで遅れるということでございまして、その本編の変更の前にこういった実践に役立つハザードマップあるいは各種の避難マニュアルを先行して行いたいということでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、了解しました。

続いて、16ページのちょうど真ん中ころに新たに複式学級となる小学校2校、教えていただければと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

24年度から新たに複式学級になるのが檜沢小学校の2、3年生、それから伊南小学校の同じく2、3年生でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、了解しました。

それから、18の真ん中ころ、集落応援交付金事業、恐らくこれは今回の24年度の大きな目玉になるんだろうというふうに思います。これは私の推定なんですけれども、職員も配置すると、全行政区を対象とすると、こういうことなんで、一斉に全集落、こういった事業をスタートするのかなというふうに理解しております。

その場合、職員の配置、小さい集落、大きい集落あるわけなんですけれども、それはどのような何というんですかね、例えばできるだけ地元の出身の人を充てるんだとか、そういった配置の方法ですね、これがどういうふうになっているかお聞きしたいと。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

原則、その出身地区を中心に配置をしたいというふうには考えておりますが、それではなかなか人員が足りないということになっておりますので、いわゆる館岩、伊南、南郷の出身地区の方が出身地区でない地域に入るという場合もあるかと思えます。原則的に、3名から5名程度配置をしたいというふうには考えております。1地区当たりです。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、わかりました。

それから、18ページの下のほうに事業検証委員会という形であるんですけども、この構成ですか、この構成をちょっとお聞かせ願います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

平成22年の8月12日に要綱を制定しまして、委員が今現在7名の方にこの検証委員会の委員を務めていただいております。田島地区から3名、それから伊南、館岩、南郷から1名、7名以内ということになっておりまして、今現在は6名の委員で検証作業を実施させていただいております。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、わかりました。

それから、19ページ、その下ですね、ここの上のほうに4行目あたりに総合支援センターと田島振興公社の統合というふうに、来年、25年度を目指してやりますと、こういうことになっているわけですけども、一般財団法人と財団法人が統合するというようなことなんですが、これの統合の何というんですか、この経過をちょっとお知らせできればありがたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

過日、この件につきましては特別に説明をさせていただきましたが、一般財団法人といわゆる財団法人、田島振興公社の統合ですね、本来ですと24年の4月1日から統合という計画でございましたが、財団法人田島振興公社のままでは、そのまま一般財団法人と統合できないということが判明しましたので、それを含めまして財団法人田島振興公社が1度、一般財団法人化か、もしくは公益法人化を目指すというような方向転換をさせていただきました。この中で、田島振興公社が内部協議をした中で、うちのほう等も入って協議をさせていただきましたが、一時、公益財団法人化を目指すというふうになっております。したがって、一たん田島振興公社

が公益財団法人に移行後、改めて一般財団法人南会津総合支援センターと統合しなければならないというスケジュールとなりましたので、そのスケジュールが原則的に1年おくれ以上になるということになったものでございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 1つ目は、概要のNo.136、田島地域給食センター運営事業、2つ目は予算書111ページ、防災会議の報償費、それからP117、予算書です。それから118にかけてあるこれは光熱費関係ですね、小・中学校の、それから119ページ、これも教育費関係で扶助費関係、それから121ページかな、学習支援員のところ、以上をお聞きいたします。

まず初めに、予算概要の田島地域給食センター運営事業のことについて伺います。

何度か説明をいただいているわけですが、確認の意味できちんと頭に整理したいと思ってお聞きいたします。

まず、給食センターの運営についてですが、一つずつお聞きします。主体は町ですね。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

田島学校給食センターは、設置条例ありますように町が管理者となります。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 食材は地元から供給するということによろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

原則的に、地元で納入されるものにつきましては納入を目指しています。ただ、農産物等につきましては季節的な面がございますので、いわゆる町外、町外といっても主に学校給食センターのほうからになるのかなということで考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 学校給食センターというのは郡山でしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

財団法人で福島市にございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それから、食材はわかりました。調理は外注ですね。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

調理業務、配送業務、それから清掃関係、消毒関係ですね、すべてにつきまして外部委託ということで考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

それから、先般、食材の納入者の申し込みを始まりましたね、募集始まりましたけれども、まだ始まったばかりで内容は、まだ中身は上がってこないというふうに思いますけれども、こういった食材納入者の申し込み時、ちょっと中身見ていなくて申しわけないんですけども、とりあえずは町内の納入業者ということで募集したんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

登録申し込みということで、申し込みの中には現在、自校方式と給食センター、今度で3つになりますけれども、それぞれの商店が希望する学校、給食センターに丸をつけていただくということで、それを私どものほうに上げていただいて、南会津町内ということでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

それから、戻って申しわけないんですけども、主体は町がするという事なんですけれども、組織ですけども、所長は本庁舎なり課、もしくは教育委員会の兼任ということですね。それから、栄養士はもちろん配置するという事でよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

現在の管理体制でございましてけれども、まだ確定ではございませんが、所長につきましては教育委員会の学校教育課の職員兼務ということで、あと給食センターになりますと県のほうから学校栄養士が1名配置されるというところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 給食センターの確認は終わります。

それから、111ページ、先ほど申し上げたのは、111ページの報償費といった覚えがあるのかな、ねえのかな。防災会議委員の報酬が載っています。ちょっと私、不徳で申しわけないんですけども、今まで気づかなかったんですけども、これまであったんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宋戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

現在、町が持っております地域防災計画、その策定時に組織をいたしましてございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。すみませんでした、気づいておりませんでした。

それから、この防災関係に関し、例えばちょっと調べたんですけれども、この日本防災士機構というところがありまして、防災士の資格というか、防災士資格という講座を持っているんですね、結構全国の自治体がそこで受講をして、試験を受けて資格を得るという形をとっているみたいなんですけれども、受講しただけではなりません、試験を受けて資格を取ると、そういった将来的に本町の中堅どころとか、そういった若い人たちの、いわゆる動ける方々に資格を取得させるというような、今この場で聞いていいんだかわからないですけれども、そういったことをもしお持ちでしたら。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 ただいま防災士というご提言をいただきまして、まことに申しわけございませんが、その防災士に関する知識を持ち合わせておりません。今後、調査検討して、本町としてそういった資格が必要であるということであれば、検討させていただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 こういう時期ですので、タイムリーという言い方は悪いんですけれども、そういう機会があれば、そういうものを設置したほうがよろしいのかなと。各自治体で大分やっているみたいですので、お願いします。

それから、次の質問です。117ページ、118ページです。学校関係の光熱費の予算が載っています。これも、大分前に質問をした覚えがあるんですけれども、各学校は学校開放ということで夜貸し出ししていますよね、体育館とか。そういった経費が一時、その当時聞いたときには、これまでの既存で持っている光熱費の最初の当初予算の中で工面しているんだというお話を聞いたものですから、当時、それでそのとき質問したかなというふうに覚えがあるんですけれども、現在も例えば学校開放に係る夜の一般に開放しているわけですから、子供たちが使う経費ではないんですけれども、その時々によって光熱費とかは何というのかな、補正する形なんでしょうか、お聞きします。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

いわゆる学校の体育館の部分の電気料かと思えますけれども、原則的には学校開放、一般の方が利用される分についても、特段負担区分というものは決めておりません。ただ、使用料の関係で、町外の利用者については使用料をいただくという形で、電気料については学校教育の予算のほうで一括計上しているというところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 学校開放というか、体育館の開放ですね、大分バレーボールとか、いろいろやられるみたいなんですけれども、各学校で公開をして大変喜ばれている、地域によってはね、喜ばれている状況があるんですけれども、逆に学校に聞くと光熱費が大変だというふうな話も聞いていますので、せっかくそういった利用で喜ばれている状況がありますので、先ほど何度かこれまで出ているように、学校は地域の一つのコミュニケーションの場ということに、こういう場所ではそういった形にもなっていますので、ぜひ学校に負担を余りかけないというか、もし足りないときがあれば少し補正してあげるよというような形でつくっておかないと、学校の事務局にしてもいろいろ経費節減をやっているんですね、電気を消したり。せっかく子供たちが経費節減しているのに、夜大人に貸して上がって、また足りなくなるというような、ちょっとおかしいんで、姿としてはね、同じ教育経費ですので、ぜひ工面して補正していただきたいなと思います。それお願いになっちゃうからおかしいけれども、お聞きします。すみません。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

確かに、私のほうで各学校には経費の節減ということで、毎年予算編成の説明会のときに確かにそのようなお話はしております。ただ、現実的に今のところ各学校の事務の先生方のご努力で、経費的に不足したというような事態は聞いておりませんが、万が一そういう事態になれば、当然それは社会体育に使ったものであっても、町民が使うものということで、仮にそうなった場合には全体の予算の中で流用が難しい場合は補正対応ということもあり得るのかなというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それから、121ページ、学習支援員ですか、多分現在も学習支援員の雇用と言っているのかな、設置か、あるというふうに思うんですけれども、現在の人数と来年度の人数、変わりがあれば。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

本年度までは、学習サポート事業実施校が田島中を除いた5校でございます。それで、今まで5校に各1名配置ということで合計5名です。24年度からは、田島中学校も学習サポート事業に入るといことで、田島中学校の場合は生徒数も多いといことで学習支援員2名配置といことになりますので、24年度からは学習支援員の合計は7名という体制でしてまいりたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

それから、最後の項目になるかなと思ひますけれども、119ページと122ページかな、小学校と中学校ありますから、扶助費についてお伺ひします。

この要保護、準要保護児童・生徒のための就学支援費ですけれども、これは全く申しわけないですけれども、昨年度のデータ持たなくて申しわけないんですけれども、ふえているような状況なんでしょうか、またはプラス人数がわかればお知らせください。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

要保護・準要保護の認定件数といことで、本年度2月末現在ですが、小学校ですと87人、それから中学校ですと45人で、合計132人という数字でございます。昨年の1年間と比べますと、昨年は136名でしたので、ほぼ同数かなといことで、まだこれからあるとい、もうないと思ひますけれども、ただ去年がちょっと急激にふえた部分がございますので、数字的には昨年と同等かなといふうには考へております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 132名といのは、例えばの話、ここ1年はいろいろあつてふえたのかなとい、前回136名といから、前年度はね、そういうことだったんですけれども、パーセンテージ的には全体の児童数から言わせると多いほうなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

大体、小・中学校で1,300名程度ですので、約10%といような数字でありまして、この数字は県内的にもほぼこれに近いような数字といよりは若干高めといような形に考へております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

当初予算のほうの関係で、107ページの住宅管理費の関係でお伺いをしたいなど、こう思います。この中に、さっきの条例の中で聞いたほうがいいのかなど思いながら、今になりましたが、この中で住民に対して町当局はこのほどサービスをして、今入居をされている方にはサービスをしている状況にあるんですが、早い話がこの中で何を聞きたいかというのは、滞納の関係で、ここで発言していいのかなど思いながら、手を挙げてしまったんですが、聞くところによると1件で300万くらいまだ支払いが済んでいないような滞納をしているような形の人が聞こえていますので、そういう関係で保証人が必ずいるわけだから、1回それを確認した上で、保証人と滞納者を呼んでいろいろどういう指導をしているのかしていないのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

滞納のお話でございますので、個別的にはなかなかお答えにくい部分ではありますが、全般的に申し上げますと、個人を呼んで納付の指導をしましたり、多額になりますと保証人の方にも連絡をさせていただいて、納付に努めていただくというような指導はしてございます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 その個別に呼んで滞納者だけを指導していると、場合によってはその保証人も呼ぶということですが、それ一緒に呼んで話をしたという経過はあるのかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

本年度、私が建設課にきましてからは、一緒に呼んだという例はございません。個別に呼んで、ご相談を申し上げて、保証人の方にはそういった形でご相談、それから滞納者の方には指導というような形をとってございます。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 大変これ個別だから、なかなか言えないという意味もありますが、状況でおれもしようがなく保証人になっている人が中にはいるんですが、その保証人もいつまでも生きていくわけでもない、いつまでも生産能力がある年代ではないということもあります

ので、例えば保証人の見直しも5年でサイクルを変えていくとか、やっぱりそういう事案が発生したときには、その保証人と当事者を一緒に呼んで、そこで一緒に呼んでやるということが連帯保証なんだから、そこら辺は今後の課題に入れて指導してもらおうとか、そういうふうな形をとってもらいたいなど、こう思いますので、担当課長大変でしょうが、ひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、保証人につきましては既に調査しますと亡くなった方という方もいらっしゃると思います。それで、これは今回の検討課題というような形で、新たな保証人を出していただくとか、そういった検討をしなくちゃならないという方向で課内で今調整しているところでございます。

それから、もう1点、両者を呼んでという話でございしますが、これがなかなか難しい面あるものですから、といいますと保証人に対して言いづらいとか、呼んでほしくないとか、そういった部分もございしますので、その1件1件の対応と、すべて一緒の形というふうにはなりませんので、その辺は検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 これ一緒に呼ばないというのもちょっとおかしいもので、入るときは承諾してあるわけだから、保証人としてはやっぱりそういうふうにしますよという形はしているわけだから、その時点になって、これ滞納して金額がたまったから、これは遠慮してとか、その人も身もあるか何だか、それはわからないけれども、やっぱりそれはあからさまにしていけないと、その資料というのはずっとたまるばかりでしょう。だから、そういう中で、この3月時期になると職員のまた異動もあれば、そういう中の事務手続のミスとか、そういうものも出てくるようになりますので、それは明確にやっぱり今度、住宅の借りる人、3月分でまた申し込み出ましたけれども、その条項の中に必ずそういうものを入れるとか、強い姿勢を持っていかないと、結果的にそういうのは負の財産になっちゃうのかなと、こう心配していますので、私はそういう心配なんです。そういうことで、まさか罰せられることはありませんと思いますが、いろいろそういうこともありますので、そういうのを仕事の上ではきちんとやりやすい状況を、もう権限の中でやっていくんだというくらいは大家としての姿勢を持ってやっていただきたいと思いますので、課長もう1回お願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

ただいま議員のほうから言われましたように、建設課内でも十分協議した上で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 4点ほど質問いたしますが、まず最初は13ページと17ページにある、13ページの町税、あと17ページの使用料収入のみに関しまして、徴収の方法について質問いたします。

それから、2つ目は48ページの地デジの問題について質問いたします。先ほどもありましたが、ちょっと違う観点から質問いたします。

3つ目は、101ページの、これも先ほどありましたが、会津縦貫南道路関係についても別な観点から質問いたします。

それから、最後に106ページの区画整理について質問いたします。

1つ目の町税とか、使用料収入に関連してなんですが、実は担当課長とはちょっとしゃべりましたけれども、この前、水道料と下水道料の未納者につきまして、2月の中旬ころかな、ずっとこう町のほうで請求書やったそうなんですが、その請求書をちょっと見せてもらったんですが、もちろんこれ滞納している人が悪いんでありますけれども、ただ21年と22年度に滞納があるわけです。それで、23年度はないんですよ。そういうことで、滞納者も自分は悪いんだけど、もっと早く古い分を言ってほしいと、あるいは23年度に納めているときに古い分からやってほしいということをしていましたけれども、それで担当課長に聞いたら前はコンピュータ上のシステムがまだうまくないでなかったもので、そういうことが発生したが、今度はその辺をうまく構築したという話がありました。

そこで思ったのですが、実は今、町の口座振替依頼書ですね、これを見ると22の項目がここに税金からいろいろ種類載っておりますが、そうした口座振替をした場合に引き落としができなかった場合、コンピュータ上で督促のはがきをつくるようなシステムになっているものは少ないのかな、なっているものを聞いたほうがいいのか、なっているものとなっていないものをちょっと知りたいんですが、ちょっとそれを伺います。

○芳賀沼順一議長 納税関係全般でしょう、自動的にいくのかと、システム。

○16番 大竹幸一議員 自動化していないものを聞きますか、自動化していないもの。

○芳賀沼順一議長 なっていないけれども、いればいたで。

税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

詳細については、調べて後ほどご報告させていただきます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 時間も食いますから、詳細はいいんですが、そのように21年、22年が残っていて、23年は残っていないと、そういうことがあるというのは私長く議員やっていて初めてわかったんですよ、不勉強だったんですが。

つまり、それではちょっとこれ大変まずい収納状況なものですから、やっぱり今私の前に滞納問題で質問ありましたが、滞納以前に収納の問題が、まず私思ったものですから、そちらのほうの改善をお願いしたいと思っております。そういう点で、この質問をしました。

それから、あと2つ目の48ページの地デジ関連では、件数的な質問ではなくて、今度3月いっぱいまで今度こそ地デジにしないと、4月からは砂嵐というのかな、その関係で去年の秋のころかな、ちょっと聞いた話では電気屋さんから聞いた話で間違いないと思うんですが、ある地区で従来からテレビ映り悪いもので、テレビの組合があると。そこで何かトラブルがあって、ある人が組合をやめるとなったと。やめたのはいいんだけど、1件だけが今度地デジ映らなくなる可能性があるんで、そういういわゆる難民が発生しないのかどうかというようなことを心配したんですが、今のところそういう問題はないですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

今おっしゃったような具体的な事例については、私のほうまでは入ってきておりませんが、ただ何件かのエリアがあって、その一つのエリアとすれば、いわゆる共聴組合、同じ設備を選択をしなければならないという問題がありまして、共聴施設組合を新たにつくるには1人の方がなかなか同意をされないという意味で、ことしにずれ込んだような地区もございますので、そういう例としては確かにあるのは事実でございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 もっとも、これは4月1日になってみて初めてわかるということもあるので、発生すると、うちのテレビ映らないということも多分何件かある可能性がありますので、本当にそれは本人の協力も必要ですから、やむを得ない問題ではありますが、大変心配しております。

それから、3つ目の101ページの会津縦貫道路の期成同盟会についてなんですが、これ今度、

塩生から田島までが整備区間になったということで……

〔発言する者あり〕

○16番 大竹幸一議員 今までよりは、ちょっと格上げになったと聞いたものですから、その関係であれなんです、この期成同盟会にはおれは入っていないんじゃないかと思うんですが、会に行ったことないものですから、今どういうメンバーでしたっけ、メンバーは。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

同盟会の構成についてのおただしかと思いますが、会長が会津若松市の市長さん、それから沿線市町村がその構成メンバーという形になってございます。それから、議会の議長を含めて、沿線の議長さん含めての構成になっております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、議長と町長しか入っていないということはわかりましたが、今度いよいよこっちのほうにくるものですから、その本線とかいろいろ我々も相当関心持って、今度に取り組む必要あると思っているんですが、たしかこの道路は信号のない道路と聞いていますので、高速道路みたいなのかなと思っているんですが、そこでやはりインターチェンジはこれつくるんでしょうね。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

前ほどの質問の信号がない道路ということでございますが、いわゆる交差点のない道路というのが今回新設される部分、部分的には現在の道路を使用するという今の計画でございますが、基本的には旅行速度といいます、時速80キロの道路ということで計画されているということでございます。

次に、インターチェンジのご質問でございますが、主要道路で、例えば今回の4工区ですと289号線の交差部分、これは立体交差になりますが、それと118号ですか、こういった主要道路との接続ということで乗り入れ可能なインターチェンジができるという形になります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、そういうインターチェンジもできるということですので、やはり相当我々もどこがいいのか、今後関心持っていく必要がありますので、この期成同盟会を何というのかな、この議長と町長でやむを得ないのかな、我々もそういうところに入る

ような、そういうふうにだんだん中身を変える必要があると思うんですが、何かいい方法ないでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

下郷工区が国直轄事業として今度着工されるということではありますが、今度このいわゆる田島地域、その沿線があるわけですけれども、それらの中でどのようにしたらいいのかということは、それぞれの今のルートから見ると、ある程度の想像はつくかと思えますけれども、細かいこと、こういうことは当然地域の方々と相談しながらやる必要あると思えます。

ですから、そういうことにおいては、皆さん方に当然ご相談いただいて、それぞれの地権者もいらっしゃるでしょうし、地域の要望もあるでしょうから、それは十分聞き入れた中でやりたいと思えます。

それから、またそこまでに至る運動と申しますか、活動と申しますか、これはやっぱり今まで組織しております期成同盟会を中心にした、もちろん今度は我々地元になるわけですから、議員の皆さん方あるいは地域のそれぞれの有志の方々、地域の方々と一緒になって、どのような道路をつくったらいいのか、我々の道路でありますから、そのようなことを皆さんと一緒に相談していきたいと思えます。

ですから、そういう詳しいことは、まだ正直、縦貫南の塩生までの部分はある程度路線は確定しておるところでございますが、細かいことはすべて確定という話は私も聞いておりませんで、これからる相談があるかと思えます。ここは、そういうことで基本的にはそのような考え方で、この田島地域の分は皆さんと一緒に運動してまいりたいし、一日も早く、一刻も早くそれが実現できるように頑張ってもらいたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、106ページの区画整理関係について、これ24年度の主な事業と申しますか、それちょっと概要を伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

24年度の主要工事ということでご説明をさせていただきますが、まず補償関係でございますけれども、9棟ございます。それから、道路の築造あるいは水路の築造と、こういったものが主要なものになってまいりますが、その中に宅地造成工事、それから物件等の移転補償というような部分が入ってまいります。こういった工事が24年度の工事となりますが、主に行司地区

の中でこういった工事を実施させていただくという形になります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 農協前の道路が非常に危険になっておりますので、その改善の見通しですね、それからあと松下のガード、あそこの改善の見通しはどうであるか伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

まず、1点目の農協前のバイパスの話だと思われませんが、これにつきましても現在、従前地の地権者の方と協議中ということで、できるだけ早い時期にバイパス工事を実施できるように今努力しているところでございます。

それから、2点目の松下のいわゆる121とバイパスの接続部分ということで、これも従前の所有者と伺いますか、従前地の所有者の方と工事にご協力いただくようにということで、折衝中という状況でございますので、できるだけ早く同意をいただくような働きかけをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私のほうから、2点ほどひとつお願いします。

一般会計の予算書から50ページのやっとなら震災からの予算が取れなくて、景観づくりの推進費取っていただきまして、まことにありがとうございます。これちょっとお聞きしたいと思いついて、あと97ページの館岩広域観光案内所、この2点についてちょっとお伺いをさせていただきます。

まず、景観づくりには大変ご尽力いただきまして、ありがとうございます。やっとなら景観づくりが南会津町の中でもできるのかなと思いついて、ひとついつごろ策定をされまして、どういうメンバーでどういう内容でやられるのか、ちょっと聞きたいと思いついて。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

景観策定につきましては、策定そのものについては委託として業者に委託をしますが、その前段としていわゆる策定委員会というのを組織したいというふうに考えております。町内の委員につきましては、人数は16人、そのほかにオブザーバーという形で大学の先生方を2人、合計18名を予定しているところでございます。

今年度につきましては、計画策定のための基礎調査と景観の現況調査、それから景観重要建築物とか樹木の指定方針の検討などをさせていただきたいというふうに思っております。あわせて、屋外広告物の制限等の方針も検討をさせていただくということで、計画そのものの基礎調査的なものを進めたいと、あわせましていわゆる町独自の景観条例につきましても策定の準備を進めまして、今年度中に景観計画を進めて、条例等については次年度に策定して詰めてまいりたいというような現在の素案的な計画ではおるところでございます。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 大変よくわかりました。

町内の16名というのは、ある程度方向ごとというか、そういうふうに分かれるのか、あと大学のコーディネーターの先生なんかも、ある程度つながりのある先生たちなのか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 それぞれの地域から人数を決めまして、町内委員は16名、館岩、南郷も委員を参画を募りまして構成していきたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 大変よくわかりました。ぜひとも、早い実行をしていただきたいと思います。

続きまして、97ページの館岩広域観光センターですか、この中で今までは観光公社とか、農産が事務をとっている中で、リゾートの所有として今まで観光物産を売ったりしてやっていたわけですがけれども、私ぜひともですね、館岩村も観光事業でやってまいりましたものですから、観光協会の事務がどうしても支援センターの中にあるとしまして、その支援センターの中からやはり国道沿いに何とか机の一つ入れればいいわけですから、何とか事務員を観光センターの中に入れていただけないかどうか、ひとつお伺いします。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

菅家議員ご承知のとおり、従来、館岩の農業公社の中に館岩の観光協会支部ということで配置をされております。この間のいわゆる一般財団法人化の事務上の整理の中で、それぞれ今ありましたとおり、館岩の観光案内所につきましては会津高原リゾートのほうに指定管理をするということで指定者を変更いたしました。それから、観光協会の館岩支部については、館岩会館にあります一般財団法人の中に組織するというので、この間事務の振り分けになってございます。

ただいま議員おっしゃっているのは、いわゆるそういった振り分け以外にですね、館岩観光センターという名前に観光協会の事務所を移せないかというお話というふうにお答えしますが、その件につきましては、そういった今までの経過を踏まえて、今後館岩観光協会としてどういう地域の方々のサービス、それから観光協会としての活動の拠点がどこがベストなのかということ、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 ぜひとも、やっぱり町外ですか、都市部から来られた人が観光協会どこにあるんだろうということで、どうしても不便さを期しておりますから、ぜひとも検討の余地に入れていただきたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、6点ほどお伺いをいたします。すべて一般会計のほうでお聞きをいたします。

まず、40ページの企画費、集落支援事業について、それから50ページ、自治振興費、節の19の元気のでる地域づくり支援事業、それから50ページの同じ自治振興費、節の19の集落応援交付金について、それからページ96から99まで、みなみやま観光の件についてお尋ねしたいんですけども、多分、観光施設管理費ですべて入っているかなと思うんで、みなみやま観光についての歳出と経営方針について、それからページ127、社会教育費の節の13の自主事業企画運營業務委託費について、それからページ135、保健体育費のふるさと健康マラソン大会委託料について、以上6点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1番目の企画、集落支援事業、これ昨年よりも多分予算書は上がっていると思うんです。昨年からできた事業かなと思うんですけども、それで、ほかの山内議員のほうからもありましたけれども、これ予算書見ると非常に共済費がばかに多かったり、賃金が多かったり、それから委託料が多かったりですね、先ほどちらっと聞きましたけれども、何かよくわけがわからない。それで、何人くらいの方がどういった活動で、どんなところを回っているのかと。当然、24年度は予算が多くなっていますから、多分相当の結果が出ていると思うんです。ですから、どのようないい結果が出たか、その点について、まず1点お伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

集落支援員につきましては、館岩、伊南、南郷、それぞれ1名ずつ配置をして実施をしておるところでございます。このほかに、今年度については、いわゆる館岩総合支援センターのほうに臨時職員という形で集落支援にも半分といいますか、一部かかわる職員を配置をしたいということにしております。

効果としては、一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、前半におきましていわゆる各集落の集落カルテというのをつくりまして、その集落にある問題点、現状等をいろいろ調査をしまして積み上げております。その結果として、どの集落がまず一番先に集落を支援するかというような形で、集落を指定しまして各集落2つから3つになるかと思いますが、その集落をまず重点的に支援してまいりたいということで、それぞれの集落に入りまして集落の中で座談会等を開始して、今抱えている問題点をどう解決したらいいかというような流れで入っております。

あわせて、後ほど申し上げました集落応援交付金事業の職員の派遣をあわせて、集落支援員が新年度においてはお互いに集落に入りまして、より集落の支援をしてまいるというような流れというふうにしてございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今回はいいですけども、なるべくですね、これは総務委員会だと思うので、こういった集落を回って、こういう話し合いがあつて、結果こうだよということを総務委員会あたりには詳しく話しておいていただければ、我々がそれを見に行つて、ああこういうことかとわかりますので、やっぱり事業というのはそういうものだと思うんですよ。これ本当に普通の人見たら、多分、私は自分で言うのもあれですけども、10年以上議員やっているから共済費だとか、賃金だとか、それから13番の委託料にも入っていると。委託料、何に使っているんだという、これはほとんど今の話だと人件費みたいな感じですよ。そうすると、人件費と賃金と共済費の関係どうなんだということになって、相当詳しくみんなに説明しないとわからないと思いますよ。

普通だったら、委託料というのはこういう事業やって、計画ができたから、こういう事業にはこういうのがかかる、こういうのがかかるといくんですけども、多分今年度あたりは委託料といたつてほとんど人件費でしょう。それとも、実際に何か事業やっていけば、あるいは今年度の事業の予定あればお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

まずご理解願いたいと思いますのは、いわゆる館岩にある集落支援センターは一般財団法人でありますので、我々が直接、町で雇用して人を雇って集落支援員を置いているということではございません。伊南、南郷につきましては財団法人でありませぬので、町の一部の施設でございますので、町の一般会計のほうから集落支援員を1名ずつ配置をしております、人件費を取っておるということでございます。

したがいまして、館岩につきましては委託料という形で支援員の分について人件費、それから当然、集落に出かけますので、いわゆる燃料費とか消耗品等、通信費等を委託料の中に入れて館岩には委託料という形でということでございます。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは後から、2年度だからね、後からゆっくり窓口行って聞きます。

あと、それから50ページの元気のでの地域づくり、これは少し中身の要綱を変えてもらいたいなというお願いを込めての質問なんですけれども、実は県のサポート事業を受けますと、たしかサポート事業250万だと思うんですよ。あれは行政区でやると80%、要するに自分たちは20%負担すると。ところが、行政区じゃなくて各種団体だとか、そういうところでやると3分の2の負担だから自分たちでコンマ333かな、負担しなきゃいけないと。町の場合には集落単位でやるから、すんなりと大体そのサポート事業の残った分、何とか町で余裕あれば面倒見てもみましようということになるんですけれども、サポート事業でも一般的な例えば部落を越えた老人会だとか、あるいは各種の団体ですね、愛好団体なんかやると3分の1の負担というのは非常にでかいんですよ。

例えば、早い話、250万だと幾らになるのかな、250万だと多分80万くらいの負担になるのかな、そういったサポート事業の場合には負担額が違うんで、その自主財源分を町で例えば元気のでの地域づくりあたりで応援してくれるのであれば、その分については例えば上限を上げてやるとか、そういった工夫はできないかなと。今のところ、多分50万でしょう、この元気のでの、50万だから62.5万円でしょう、上限、その80%で50万円は町で出しますよということなんですけれども、そういうところは例えば行政区でなく、団体でやる時は上限80万円までオーケーですよというような要綱ができないかなというお願いと、提案なんですけれども、これについてお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

県のサポート事業につきましては、確かに一般枠と過疎中山間地域の集落の枠が2つがありまして、3分の2以内というような事業と5分の4以内ということが出ておるようでございます。ただ、うちのほうの元気のである地域づくり事業と県のサポート事業、連動しておりますので、現実的には県のサポート事業と、足りない分について町の元気のである地域づくり事業で補助しているという例もかなりございますので、そういう意味では2つが連動した施策というふうには考えておるところでございます。

ただ、どうしても補助年度というのがございまして、3年間ということがあって、それが外れた分についてはなかなか難しくなってくるので、その後、町の元気のである地域づくり事業に移ったときには、確かに事業費等で不足が生じて、その負担がふえるというような例はあるかと思えます。

最初に申しましたように、ある意味連動しておりますので、その分のフォローはできているのではないかというふうには考えております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 先ほど、部落と発言しましたので、訂正して集落と訂正させていただきたいと思えます。

次が50ページの自治振興、節の中の集落応援交付金、これ本当はせつかく総合政策課で来ていただいて説明受けたんですけども、ただその日にもらったペーパーだったものですから、後からじっくり読んでみたところ、多分これ目的がですね、これの目的は地域の力を強めようということでこの事業ができたのかなど。要するに、最近では部落が一般質問でも……

○芳賀沼順一議長 集落、集落です。

○13番 星 登志一議員 ああ、そうか、どうもあれしちゃうな、じゃ後からまとめて訂正しよう、全部言っちゃう。

それで、私が思うのは、この前もあれですけども、日本の国というのは集落単位で昔からお互いに助け合ってやっているわけです。その基本は、自分のことは自分でやりなさいと、まず自助ですよ。それで、自分のことが自分でできない人は、お互いに集落でもって助け合ってやっていきましょうということで、これが互助とか、あるいは共助と言われるものだと思います。その次に、どうしてもその小さなところでだめなときには、昔でいえば庄屋さんとか、でかいところで、今でいえば町ですよ、町の力を貸しましょうというのが地域づくりの私は原点だと思います。公助ね、それが原点だと思います。そうすると、やっぱり自助、互助、公助、あるいは扶助といくと思います。公助と扶助とは、大体似たような使い方をし

ているところあります。

それで、抜けているのは、やっぱり自分のことは自分でまずやるんですよということをね、せつかく事業をやるんだから、まず基本はここですよということをみんなに説明して、集落が小さくなったから、皆さんだけではできないから、町が入ってきているんですよ、なるべくだったら町が入る前に皆さんだけでやってください、最終的に町ですよと。どのくらい応援するから、最終的にはまた自立してくださいという話になると思います。

私は、流れからいうと、少し一方でこうやっぱり自分たちのことは自分でするんだというような教えもやっていかないと、町からただお金がくるからやってるんだということになるんじゃないかと思うんですよ。最終的には、活動人員のあとのほうに、集落間連携と書いてあります。これは小さな集落だから、集落だけじゃできないときは、隣のほうから応援隊もらいますよと。

このときに、前に私は一般質問でも言いましたけれども、特に館岩地区は沢沿いに小さな集落がいっぱいあるわけですよ、合併したわけですよ。だから、そのときにどうしても小さいところでできないときは、沢全体を一つの集落とみなして動いていきたいと思いますとか、そういうやはり集落の見直しをやっていかないと、目先だけの事業で私は終わるような気がするんです。

だから、その辺の当然これ何年も続いていく事業だということなものですから、毎年毎年やったことに対して財源どうしようかということで繰り返しやるから、事業の方向性が変わってくるんだと思うんですけれども、ただこれからせつかくやっていく事業ですから、その辺のことを町長なり、どういった集落づくり、どういった単位の集落づくりをやりたいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これは来年度から実施させていただく事業になりますけれども、今、議員おっしゃられたとおりの考え方であります。確かに、これは集落から応募していただくわけなんです、それに今までやっているいろいろな事業あります。除雪もあったり、助け合いもあったりします。それは個別個別のそういう条件の中でやってきたわけですけれども、私はやはりそうじゃなくて、いわゆるその集落がだんだん高齢化したり、あるいは世帯数が減ったりして弱体化している。そういう中で、いかにして自立というか、そういう気持ちを持ってもらうかということのを促したい、そういう意味からして、この事業をやりたいと思ったんですが、そういう中で、ですけれども今までやっている事業もあわせてずっと町はやっていくんだよと、そう勘違いされては

困るものですから、ある意味幾つかの条件はつけさせてもらいました。

そういう中で、それを基本とした中で、その地域の一番困っている部分にも使っていただけるようなやり方はないのかなということ、この名前がいいのかどうなのかはありますけれども、誤解を受けないようにきちんとした説明はしていきたいと思いますが、そういう中でこういう集落応援交付金という名前の事業をやりたいなと思ったわけであります。

ですから、本当に今の地域、それぞれ集落、それぞれの事情多少違うと思うんです、困っている事情が。ですから、そういうことも地域の事情に合わせた活用をしていただきたいと、そういう思いがあります。ですから、これから始まることですし、先ほどもいろいろ町の事業、わからないこといっぱいあるよと、こう言われましたが、これについても一般質問の中でも答弁させていただきましたが、ガイドブックなり何なり、皆さんがわかるように、町の事業がどうなのかわかるように、大まかな説明もつけた中で、そういうようなことを町としては対応していきたいと。ですから、これは本当に集落を自立してもらうための差し水だと、呼び水だと、そのような事業ということでご理解いただきたいと思います。

それから、やっていく中で、多分これはずっとこのままいいとは思っていませんから、いろいろな不都合ある部分、あるいはもっとこうあったらいいなとかあるかと思えます。そのようなものも十分検証して、改善して集落の人たちの自立、よりよい地域活性化ができるように、町としても支援していきたい、そういうふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私は、すごくこれやっぱり中身も、今回は非常に今にマッチしたいい中身だと思うんです。ですから、前の除雪隊のときですか20万、あのときも言ったんですけども、みんなで汗流してやったら、もう時代が時代だから酒飲み代くらいそこで認めたほうがいいんじゃないかと言ったことあるんですけども、実際長い間ボランティアだとか、いろいろな事業やっている、日本人というのはやっぱり酒飲んでしゃべるのが好きなんです。ですから、そういったことも多少、今は全国的にうちの町だけじゃなく、ほかのほうでも農地・水関係の補助事業なんかをやっているところは、それを多目に認めているところもありますから、これはうちの町だけじゃないです。やっぱりほかのほうも、そういったふうに流れが変わってきているのかなと。今回見たときも、新年会だとかいろいろ出ているから、これはコミュニケーションとるにはもってこいの事業だなと。だから、中身はすごくいいと思います。

ただ、問題は小さな集落行ったときに、何人か行きますよね。そうすると、その行く役場の

職員の教え方というんじゃない、伝え方というんですか、それが統一されているかどうかですよ。要は、何かひな形みないのがあって、こういう方向で教えていきましょとか、あるいはそこに行った個人の裁量に任せるのか、その辺のところは今のところどんなお考えですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

基本的に、集落支援ということで職員を全部の集落に張りつけをいたしますが、必ずその集落に職員が入るということではございません。いわゆる力のある集落という言い方がおかしいかもしれませんが、自助して機能している集落、この事業の申請に対しても自分たちでできる集落については、職員は入るという考えはございません。あくまでも、自分たちでいわゆる申請、それから実績報告含めて事業提案がなかなか難しいという集落に張りつきまして、この事業について丁寧にご説明をしながら、申請までの道のりのお手伝いをさせていただきたいということでございます。

この職員の周知といいますか、事業の平均値といいますか、を高めるためには職員の説明会が必要でございますので、当然職員の説明会も地区ごとに開催をさせていただきますし、その後のフォローについても、それぞれ支所に担当部門を置きますので、そのフォローができるような形でも進めたいと思っておりますので、それはある程度平均化した形で集落のメニュー化ができるというふうには思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 では、そのように、まずみんなで教え方等勉強会をして、各集落に入るということなんで、ぜひ期待をしたいと思えます。

それから、96ページから99ページまで、多分、みなみやま観光に出しているお金というのは、この間に含まれているのかなど。計算しようと思ったら、節の15と18は大体これ余り細かく金額が入っていないんですね、毎年。ほかのところは入っているけれども、何かの都合でこれ、従来もそうだったみたいなんで、それで一応この中でみなみやま観光に歳出している総額は幾らくらいになるのか、その後に経営方針をちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

私も、第三セクターの経営評価というような観点から、新年度どのくらいの予算になっているのかというのが大変気になっていまして、独自に全部集計してみました。それで、みなみやま観光関連で1億1,600万ほど予算があります。その中には、いろいろ修繕関係の経費ですと

か、それらを全部含めまして関連予算としてその金額。さらには、加えまして経営支援改善費として4,500万が計上しておりますので、合計しますと1億6,100万ほどの当初予算の計上ということになっております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 大体1億1,000万ですから、結構大きな金額で、4,500万は短期借入みたいな感じで毎年返してくれている金額だと思うんですが、ちょっとそれ確認いたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えします。

4,500万につきましては、経営改革プランに基づきまして、第三セクターの経営の雇用の改善の支援の補助金でございますので、単年度で戻してもらおうというものではございません。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そうすると、1億5,000万と、私の思惑とちょっと外れて、結構出しているんだなというふうになるんですけども、それで我々雇用と企業誘致委員会で実は先日、みなみやま観光を訪れました。それで、一応収支決算ですか、わかってる12月までの累計いただいたんですけども、まず1つ経営方針として、これは4町村でこの施設をつくったときの目的ですね、第三セクターの場合には雇用が大変だから、雇用のためにつくろうとか、あるいは少し特産品だとか名産品つくって町の利益になるようにしようとか、そういう目的があったはずなんですけれども、その目的は一番初めはどんな目的だったか、それと現在の経営方針ですね、目的は何なのかお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この第三セクター、スキー場、あるいはそういう関連の事業、今やっている事業が始まったときの事情は、やはり出稼ぎが多かったり、そういうことで冬期間、あるいは年間を通じての仕事をどうしようかと、それぞれの合併前の町村の中で計画されたことでありまして、それは今までかなりの効果があったと、私はそのように評価しておりますが、ただ今現在のところ状況を見ますと、場所によってはなかなか雇用関係なんか特に顕著なんです、なかなか地元雇用をしたくても地元から人が集まらなないと、募集をかけても人が集まらなないと、そのような事情もあります。

それから、特にスキー場ですが、スキー客が減ってきて、なかなか経営そのものも厳しい状

況であります。それから、ホテル関係も、やはりそれに連動してなかなか厳しい状況が続いていると、そのように考えています。そして、昨年はまた3.11の以降、今までも皆さん方いろいろなご協力いただいたり、ご支援いただいたりして、何とか今このような状況を迎えているところでもありますけれども、そのようなことをまた踏まえた中で、これからどうなるのかなという不安がいっぱいあるわけですが、やはりいずれそういういろいろなもろもろの事情があるにしても、この施設というか、今やっている事業そのものは、この地域にとっては今現在大変貴重な雇用の場でもありますし、ある意味この地域に与える経済的な波及効果というものは、まだまだ私としては大きいものがあると。

そういう中で、経営改善をしながら、事業も検討をしながら、もちろんみなみやま観光の職員の人にも努力していただきながら、町としては頑張っていく必要あるだろうと、そのような認識でありますので、多少時代の変遷はありますが、まだまだこの会社そのものは大きな役割をこの地域に果たしていると、そのような認識であります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 余りゆっくりしゃべったので、残り5分になったんで、はしょって話しますけれども、多分これは副町長も社長としての立場からも、町長も多分知らない話だと思います、これから私が言うのは。

まず私は、これは雇用、今当分の間は雇用の場として、みなみやま観光を何とかみんなで応援しなければいけないと思いますけれども、今回の決算はやっぱり3,100万円の黒字になったのは、人員カットなんですよね、賃金カットと人員をやめさせたと、それによって昨年度と比べたら7,000万円くらい少なくなっているわけですよ、明らかにそうなんです。

それで、もう一つは、私が民間会社にいるときには、有給休暇が余ったからといって、はいあんたこれ買い取りますよなんてできなくなっただけですよ、十二、三年前から。これ多分、町長知らないと思う、今の会社はそういうことをやっているわけですよ。

それと、もう一つは、そういうことをやった大元は、何かその本人が異議申し立て、その異議申立書も私見せていただきましたけれども、丸い判こなんです、角判じゃないんです。丸い判こというのは個人が出しているんですよ。だから、そういった手法も何も、事務手続も何も知らない人が一人でそういうことをやっちゃうと、町長がほらよく力合わせてやってくださいというけれども、多分これは知らないと思う。丸判でもって、異議申立書に返事送っているわけ。やめた後のほうに、有給休暇を買い取って、後から2回くらいに分けているんですよ。私は、町会議員ですから、そういう質問をするときは郵便局に控えだとか、書類をちゃんと私持

ってきなさいと、そうすれば私、議会でも話してあげますよと言ったら、後から持ってきたんです、2人ほどいました。

だから、そういうことはね、もう1回、町長も副町長も話をして、こういうことでは周りから言われるから、こういうときは角判でやってくださいよとか、それから僕が十二、三年前にやってたときは、そういうことやったときには、必ずもう労働基準局から来て、買い取りはだめですよとされているわけですから、やめるときにはその日にちを在籍、会社の在籍を延ばして給料として払ってくださいと。そういうきちんとした、これ100%町の会社ですから、1,800人くらいの組織で働いてきたって、今は1万8,000人の町の組織で働いている会社なんですから、そういうところは自覚を持って町長の、あるいは副町長のほうから、こういう事実があったのか。もし、そのときなかったと言ったら、私改めて預かった書類をお持ちしますけれども、その辺をきちんとやっていただきたいと思います。それについて、まず町長でも副町長でも。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

事務的なことで、いろいろ不備といいますか、そういうことがあるならば、それは改める必要があると私は思います。今、議員は職員をやめさせた結果、黒字になったと、こうおっしゃいましたけれども、私はやめさせたことはありません。多分、副町長といいますか、社長もやめさせたことはないと思います。そういうことも聞いたことはありません。役員は、責任を取っていただいた部分があります、それはあります。やめさせたことはないです。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それで、私は多分、副町長も町長も知らない話だと思いますという話申し上げたのは、その辺なんです。やっぱり丸判使って事をおさめようというのは、私一番悪いと思うんですよね。だから、その辺はきちんと、そういうことがあったのかどうか、わかりました。

以上でもって私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

税務課長。

○星 光幸税務課長 先ほど、16番議員のほうからご質問ありました口座引き落としがされなかった場合、催告、督促が自動で行われるようなシステムにはなっているのかというようなお話だったと思うんですが、預金残高がなくて口座から引き落としができない、あるいは納付書

で納められないというのは当然滞納になりますので、納期から20日をめぐり、自動という捉え方なんです。一応電算処理で滞納者リストというのが出ます。それによって、督促状を出す。督促状が10日期限でございますから、10日でもさらに納付がなければ、そこで初めて、またさらに催告で、我々が扱っている債権については、ご承知のように公法上の債権と司法上の債権がありますから、当然税とか住宅等というのは最終的な取り扱いが違いますが、そこで催告でそれぞれの処理をしていくということでございます。ですから、自動の捉え方なんです。一応電算処理で滞納者リストは出てくるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 先ほど、6番、湯田哲議員に対しまして、誤った答弁がありましたので、訂正をいたします。

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの地震がきた際の緊急地震速報の基準値でございますが、当地域において推定震度5弱が想定される場合に、チャイム音と、それから緊急のアナウンスが流れるようになっております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 先ほどから何か……

〔「一たん終わった分なので、ちょっとこれを答えてくれとは私も別に申し入れていないので、勝手に手を挙げられても、ずっと1番からやっていくようになっちゃいますから、……」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ここで議長より申し上げます。

議案審議の途中であります。ここで一たん休憩したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 それでは、暫時休憩いたします。再開は3時半よりしたいと思います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、農林課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

先ほど、8番、楠議員の町内の養魚場での測定関係について情報持っているのかというようなことではありますが、県の農林水産部の水産課から直接、南会津町のあいづ岩魚養魚所、金井沢と西部漁協、南会東部漁協について、23年5月30日からことしの24年3月9日までの計16回調査しております。その中で、一番高かった数字が23年6月22日、伊南川のウグイがセシウム合計72ベクレルでありました。これは基準値の500、4月からは100になりますが、大分低い数字であります。あと、そのほかの測定は検出されていないということでもありますので、そういったことでお知らせします。

なお、天然の西部漁協、東部漁協のこれからの溪流釣りについては、先ほど言いましたように東部については18日に定期総会がありますので、そのことについて町でも測定器を設置してありますので、そこを十分活用していただくようにお話したいと思いますので、よろしく願いします。

○芳賀沼順一議長 ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

町長。

〔「先ほどの継続ですか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 いや、さっきのは終わった。

〔「終わったって宣言していないよね」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 いや、時間で終わったんです。

〔「じゃ、すみません、時間で終わったなら、私のほうから意見言いたいんですが、意見というか、よろしいですか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 はい、了解です。

どうぞ。

○大宅宗吉町長 先ほど、星議員のほうから社員をやめさせたと、そのような事実があるというようなことを言われましたけれども、これは大変重要なことであると、私はそう認識しております。

そういう中で、私のほうとしては、これから調査させていただきます。そのように対応させていただいて、今後もしも、どのようになるかわかりませんが、今後の状況によっては、またいろいろ対応を考えてまいりたいと思いますので、星議員さんにもご協力をお願いしたい。

もし、知らないとおっしゃったものですから、もし事実をご存じならば教えていただきたいとも思います。よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

1 番、大桃英樹君。

○1 番 大桃英樹議員 3点質問させてください。

まずは、予算書の75ページ、備品購入にかかわること、それと概要になりますが、概要の115番、原発避難者支援事業について、もう一つは新年度ということで、また新しい臨時職員の雇用があるかと思えます。そのこと全般についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目からお願いします。予算書の75ページ、衛生費ですね、こちらの備品購入で放射能対策事業で測定器等購入費とございますが、その内訳教えてください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

昨日の一般質問の中でもありましたが、表面の線量計を買う6台の予算でございます。

○芳賀沼順一議長 1 番、大桃英樹君。

○1 番 大桃英樹議員 続きまして、概要書の115番、原発避難者支援事業について、現在避難者何人いらっしゃるかということと、対象者は何人いるかということをお教えください。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

現在の避難者数でございますが、いわゆる警戒区域等の区域からの避難者、それからそれ以外のいわゆる自主避難者を含めまして約170名ほどいらっしゃいます。今回のこの新規事業でございますが、これはあくまでも自主避難者に対する支援措置ということで、いわゆる避難する際に必要な家電セット4点でございますが、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、これらを町の単独の支援として自主避難者を対象にそれを1年間貸与しようというものでございます。

それ以外の避難区域からの避難者につきましては、日本赤十字からの家電の貸与がございますので、そこから漏れる人を対象にしております。

○芳賀沼順一議長 1 番、大桃英樹君。

○1 番 大桃英樹議員 それと、最後の1点ですけれども、これから新年度へ向けて新たに臨時職員の方、多数雇われるかと思うんですけれども、その際でちょっと僕混乱しているところがありまして、その臨時雇用に関して条例もちょっと見てみたんですけれども、基本、雇用期間というのは3年であると、ただそれ以外に特別な理由があれば、3年以上になる場合もある

ということでしたが、今現在、合併してからいろいろありましたので、その中で今整理されている部分について町民の目で見えてわかりやすく説明いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

緊急雇用ということではなくて、いわゆる役場の臨時職員ということでのおたただしだと思いますが、お話ありましたとおり3年ということになっておりまして、ただし特別な事情があるものということで、基本的には例えば臨時の保育士さんですとか、そういうような資格を持っている方の確保が非常に容易でない部分がございます、そういった資格職員においては特例として4年、それから5年という形で長の決裁をいただきながら雇用をしているということがございます、一般的な事務の臨時職員については3年ということで行っております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 一つ一つ確認したいんですけれども、例えばその3年というのは、この職場が終わって次に、例えば1年いて終わって、次の違うところでまた募集があったときに1年、また違うところについて1年、これはオーケーだと思うんですけれども、3年やって次のところについて、また3年というのはあるのかなのか教えてください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

役場職員の臨時職員として通算3年ということの縛りがありますので、それからまた別なところについて、また3年ということでの運用はしておりません。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 そうすると、先ほど資格を持った方に限っては、特別な場合として今認めているということでしたが、保育士以外にその職種というのはございますか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

あと想定されるのは、調理師の資格の関係ですね、この資格を持っている方の配置が必要な部分がありますので、その職種についても場合によっては特例として延長するというようなケースもございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 はい、了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 私も、一言だけしゃべらないと、一言もしゃべらないで終わっちゃうのもあれだから。

当初予算の概要ですが、概要の7ページの53、これで一般会計予算の135ページの18、それとあと健康マラソンの2点だけお聞きしたいと思います。

概要のほうの、ひとつこれお願いなんだけれども、今……

○芳賀沼順一議長 お願いではなくて質問で。

○14番 阿久津梅夫議員 わかりました。

赤かぶに対する根こぶ対策云々に関する、これは西部地区、館岩地区としては、これは一大な名産物ですから、これでこの根こぶの畑がどれくらいあるか把握していますか。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 答えいたします。

今、手元で根こぶの畑の面積そのものについては、ちょっと数字は持ち合わせておりません。この根こぶの分析事業の関係につきましては、現在30名の農家の方が出荷をしております、病気が出ていない土壌の畑と根こぶで大変病気が出ていて苦労されている、そうした畑がありまして、まずはその土壌の比較分析のために、ひとつこの50検体ほど今回きちんと土壌分析の調査をして、館岩地域の赤かぶを重要な品種として引き続き特産品として守っていききたいというふうな考え方で予算を計上したものでございます。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 これ生産者の30名ばかりじゃ済まないんですよ、あの菌は。その人が歩いていけば、隣の畑さもうつつちゃうです。だから、やっぱりこれは真剣に考えて、大根にも白菜にも、何でも根こぶがうつつちゃうわけだから、そういうところもっと視野を伸ばしてやってもらいたい。予算じゃ、これ15万、おれ150万だと思ったら、15万じゃとても足りないと思うんです。その辺をもっと考えてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

私も、ちょい前までは農業やっていたから、この根こぶはカブばかりではない、アブラナ科の植物に出る障害といいますか、そういうことだろうと思いますし、これはなかなか町単独だけでは解決できない問題だと思います。

それから、これはずっと以前からの問題だとも認識しておりますから、昨年、その前とアス

パラガスの茎枯れの問題もありました。そういうことも含めまして、県のほうとも相談いたしまして、何らかの対応とれるように、すぐには解決策見つからないかもしれませんが、やはり地域の特産として、特に館岩地域の特産として大事な作物だとは認識しておりますので、その対応をいろいろな方々に支援いただいで考えてまいりたい、そして町としても対応していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 135ページのふるさと、教育、ゴーマン杯のふるさと健康マラソン、これでは何だか、もう館岩の人たちはなじめない。それで、またゴーマンに変えてもらいたいという人が多いんです。それに対する回答をお願いします。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

ゴーマン杯でございますけれども、25回目を迎えたという節目の年であったということと、それから新たな予算を獲得するに当たりまして、何と申しますか、新たな展開はできないものかというような検討を重ねました、その時点です。

それで、全くこう館岩地域だけということではなくて、南会津町全体の大会として運営してはどうだろうかということで、その当時の館岩の観光協会なりとも検討した結果、町全体の大会として、それからそれに運営をする各団体の協力もないとだめなものですから、それらについても町全体として体育協会あるいは陸協のほうとも全体で協力しようということで、南会津町という、ふるさと健康マラソン大会と、括弧してゴーマン杯ということで表示をしたところでございます。

それで、第1回目、昨年実施いたしました。ようやくスタートしたということで、また本年度についてもできればご理解いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 括弧ってどこに書いてある。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

南会津町当初予算の概要の11ページをごらんいただきたいと思っております。

それで、135番に南会津町ふるさと健康マラソン大会となっておりますけれども、その中の備考の欄に南会津町ふるさと健康マラソン大会（ゴーマン杯）というようなことで載っております。

す。

あと、待ってください。それで、一昨年になりますけれども、ゴーマン杯が25回目になったということで、南会津町に合併した年であるから、新たに南会津町としてふるさと健康マラソンの名称を心機一転スタートしてはどうかというようなことで、皆様のご意見等を聞きながら、確かに館岩地域の皆さんはゴーマン杯を、まだ生きていらっしゃるんでずっと継続してほしいというような意見を出されました。ただ、南会津地域全体で取り組む場合は、南会津という名称を取り込んで全体で力を合わせてやっていくのが一番ベストではないかというようなことで、南会津ふるさと健康マラソン大会ということで（ゴーマン杯）というような名称を入れて大会を継続していくというようなことで、実行委員会の中で了解されましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 これ括弧書きで書くとされたら、ここにゴーマン、杯は要らないな、ゴーマンと書いてあればいい、ゴーマンと。継続すること、全部、町長かわった、何変わったって全部変わったんだよ、物事が全部。そういうことは継続もあるからいいんだ。そういうことを考えて、これから何事をやるにも、やっぱり本当に審議したのかしないのかわからない。ちゃんとかういうことは、我々はずっとそのためにやってきたわけだよ、どこの地域でも。田島の祇園祭だって、今は何百年と続いているから祇園祭がいいというのよ、やっぱり継続なんですよ、名前の継続、そういった発端があるわけだから、原点に戻ってやらないとだめだと思えますから、その点はよく考えて、やるやらないはあんたらの勝手だから。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

町長がかわるたびに物事変わると、こう言われましたものですから、私は決してそんなつもりはありません。やっぱりいいものは、それは行政は継続ですから、ちゃんと継続したいと思えますから。

確かに、いろいろ何と申しますか、皆様のご意見あろうかと思えます。私もいろいろ聞きます。でも、そういう中で改善を加えながらやっていくのも、これもまた一つの行政だと思えます。ですから、できるだけ私どもも皆さんの意見をお聞きしながら、そして今の状況に合ったのが何がいいのか、そういう中で判断させて継続したり、あるいは改革したりしていきたいと思えますので、ご理解をお願いします。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 町長、名前出して申しわけなかったな、リーダーって言うべきだったかな。

さっきの赤かぶの件だけれども、物事、補助を出して出しっ放しがあるんですよ、補助を出して。赤かぶなんて、ずっともう我々館岩時代からやっているんだけれども、やっぱりこの畑から何ぼ出して何ぼとって出ないでしょう、データが。その組合長に対して、はいこれ使ってくださいと、どうしようもないから、出したら出ただけの裏づけをちゃんととってほしい。そうでないと、データがないとわからないわ、何が出たか。その1点だけお願いして、私の質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 お答えいたします。

今ほどの件ではなくて、先ほど赤かぶの耕作面積というふうなことがありましたので、30戸の方々が耕作をしております、実績的には約3.78ヘクタールほど赤かぶの生産をしているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 終わったんじゃないですか、大丈夫、いいですよ。

14番、阿久津梅夫君、何かあるんですか。

○14番 阿久津梅夫議員 ありがとうございます。

○芳賀沼順一議長 なお、教育長に申し上げますが、予算概要の最後の欄は備考欄ではございませんので、事業、目的、内容となっていますので、先ほど備考欄とおっしゃいましたか、よく見ていただくように。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第32、議案第35号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第33、議案第36号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第34、議案第37号 平成24年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第35、議案第38号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第36、議案第39号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第37、議案第40号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第38、議案第41号 平成24年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終わりました。



◎平成24年請願第1号の報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第39、平成24年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願についてを議題といたします。

総務委員会に付託してありますので、総務委員長の報告を求めます。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 ただいま議題となりました平成24年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願についてであります。平成24年2月17日、4番、室井嘉吉議員の紹介により日本労働組合総連合会、福島県連合会、南会津地区連合会、議長、渡部訓正氏から提出されたものであります。その趣旨は、福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業経済実勢に見合った水準に引き上げ、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、早期発効を求めることを内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長あて意見書を提出してい

ただきたいというものであります。

本委員会は、去る3月13日、関係資料を参照し、関係者からの説明をいただき、慎重に審査した結果、福島県の現行最低賃金が全国順位31位と低位置にあることや、賃金格差から貴重な労働力が他県に流出してしまうというマイナス要因につながるなどから、採択すべきとの決定をいたしました。

以上、請願第1号について報告を申し上げましたので、ご理解をいただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより平成24年請願第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成24年請願第1号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、平成24年請願第1号は委員長報告のとおり決しました。

以上で議案審議は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時33分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

教育長。

○五十嵐竹則教育長 先ほど、一般会計の14番、阿久津梅夫議員の質問の中で、ゴーマンさんが生きておられますからという発言をしましたがけれども、その部分は削除して訂正をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ただいまの説明のとおりご了承願います。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 先ほど、町長提出議案2件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続審査及び継続調査申出書並びに議会運営委員長から、所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第1、議案第42号 南会津町森林整備計画についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○芳賀沼順一議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますの

で、よろしくお願ひいたします。

議案第42号 南会津町森林整備計画についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町の適切な森林整備を推進するため、5年ごとに定める今後10年間の計画でありまして、南会津町議会基本条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

町における森林関連施策の方向性や、森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるものでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いいたします。

よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、議案第43号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

書記朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第43号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

す。

本案は、平成24年5月25日をもって教育委員会委員の任期が満了となります。星昭男氏の後任として芳賀朝美氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

芳賀氏は、平成18年度から現在まで南会津町社会教育委員を3期6年間務められております。温厚にして誠実な人柄で、生涯学習に対して豊富な経験とすぐれた見識を持っており、本町教育行政の活性化と発展に取り組むための適任者と認め、教育委員に任命いたしたいと存じますので、よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員であります。

よって、議案第43号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。



◎委員会提出議案第1号の上程、採決

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第3、委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○芳賀沼順一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第1号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。

この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第5、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員長及び文教厚生委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

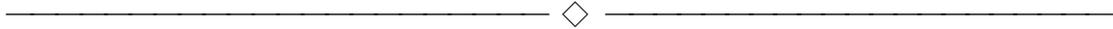
お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 次に、追加日程第6、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

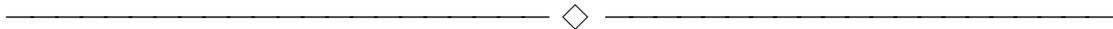
お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎町長あいさつ

○芳賀沼順一議長 以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成24年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、ご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。

さて、平成23年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がござ

いません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

まずは、平成23年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について、未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。その他、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

次に、議員の皆様には報告事項がございます。

公営住宅の家賃算定誤りにより、平成22年3月5日付で地方公務員法第29条第1項第1号の戒告処分した4名の職員から、同年4月22日付で福島県人事委員会に対して不服申し立ての審査請求があり、このたび福島県人事委員会より処分撤回の裁定が下され、3月14日、関係書類を受領いたしました。本町は、この福島県人事委員会の裁定を厳粛に受けとめ、速やかに平成22年3月5日に発令した戒告処分を撤回し、不利益処分の復元を図ることといたしますので、報告いたします。

最後になりますが、平成24年度の町政運営につきまして、重ねて議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 町長からの発言のとおり、ご了承願います。

なお、町長の報告について、議会終了後に議員全員懇談会を開催したいと思っておりますので、初めて聞く方もいらっしゃると思いますので、ここに議員の方は少しお残りください。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上をもちまして、平成24年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 4時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員